사 협 회 보

社 協 京 都 会 報

—社協京都結成 10 周年記念—

—第 8 号—

在日本朝鮮社会科学者協会京都支部理事会

주체 95년 5월 (2006年5月)

～ 차례 (目次) ～

1	사협교또지부결성１０돐기념보고・“社協京都支部沿革”	오명몽	2
2	동포사회에서 민족성을 지키고 살려나갈데 대하여	소신일	11
3	교또부내의 조선인강제련행과 특별고등경찰의 탄압	류구채	28
4	“내가 밟고있는 이 땅은”	리해진	31
5	6.15時代の統一情勢	呉鳴夢	35
6	朝鮮半島の統一時代と日韓関係	白楽天	45
7	ＤＮＡ鑑定の問題に見る日本政府の問題点と日朝正常化の展望について	文秀振 姜慶太	52
8	“民族学校に対する助成”の提言	呉鳴夢	59
9	在日本朝鮮人と朝鮮語・・・朝鮮学校での視点から	李幸子 李顕雅	78
10	グローバルな視点での移民の比較とその意義、カテゴリ(教育とアイデンティティ)	慎翔宰	89
11	日本の公教育下における民族教育の現状と今後の可能性について～京都を中心に～	金東樹 李和美 金大豪	94
12	朝鮮学校における障害者教育制度化への提言	留学同京都支部	106
13	「外国人学校振興助成法」要綱試案～民族教育権保障制度制定のための考察～	鄭哲成 崔大励 趙仙恵	115
14	滋賀県における民族教育の流れ	鄭相根	130
15	京都における解放直後の在日朝鮮人運動	呉仲元	151
16	在日本朝鮮青年同盟京都府本部活動年表	全将行	157
17	京都朝鮮人体育協会活動年表	南永祐	170
18	強制連行されて在日 61 年	朴明寿	179
19	光ふたたび(古代史ロマンシリーズ①)	李洋雨	190
20	壬辰戦争の歴史的教訓を学ぼう	朴容徹	207
21	四溟堂惟政大師の生涯と思想（Ⅲ)、「北関大捷碑」	金洪圭	213
22	朝鮮民主主義人民共和国の電力問題について	朴宣相	242
23	在日コリアン二世たちの高齢生活に対する意識と今後の高齢者福祉事業の可能性	孫智子	249
24	日本映画の中の朝鮮人(要約)	朴利明 柳詠舜	259
25	京都府下の朝鮮人強制連行	資料①	260
26	中国の朝鮮族	資料②	297
27	投稿	朴成琴 呉鳴夢	311

사협교또결성 １０돐기념 모임 >보고

오명몽

여러분 안년하십니까!

공사간에 매우 바쁘신속에 사협교또결성 １０돐기념모임에 왕림해주시여 감사합니다

사협교또조직은 １９９６년 ２월 ２８ 일에 결성되였습니다. 결성된지가 어제와 같은데 벌서 １０년의 세월이 지났습니다.

이곳 교또에서 동포과학자들의 력사적뿌리는 깊으며 해방 직후부터 과학자들의 모임과 조직이 있었습니다.

１９４５년９월에는 교또대학에서 합성섬유제１호를 발명한 리승기박사를 비롯해서 과학자, 학생들의 모임이 만수사에서 있었고 １９４６년 ３월에는 １２３명의 회원으로 조직된 재일본조선과학기술자협회 간사이사무소가 있었습니다.

그후 １９５１년에는 제일본사회과학자협회가 결헝되였습니다.

１９５５年５월에 총련이 결성된후 １９５９년에 재일본과학자협회가 결성되여 교또에서는 염성근, 김규승, 강영호, 려남철선생들이 활동하습니다. 이 과학자협회는 사회과학자, 자연과학자、의사들이 모인 연구자들의 집단이며 조국의 따뜻한 버려로 연구자들에 대한 지원도 많았습니다.

과협 교또에서는 기관지 <동포와 사회과학>를 장기간 정기적으로 발행하였으며 이 시기에 많은 과학자들이 자라났습니다.

１９８５년９월１일년에 들어서서 정세 발전의 요구에 따라 재일본조선과학자협회를 사회과학자협회、과학기술자협회、의학자협회로 분리하여 제각기 서일본본부를 두고 활동하게 되였습니다. 이 시기는 각조직들 이 연구집단을 조직하고 사협서일본본부는 가관지 <동포와 사회과학> <사협연구론집>을 발행하였습니다.

이렇게 활동하다가 １９９５년에 들어서서 사협서일본본부를 매개현본부별로 조직할것이 요구되여 １９９６년 ２월에 사협교또지부가 결성되여 초대 회장으로 류구채동지가 취임하고 １９９８년 ７월에 ２차총회를 가져 회장으로 박건치동지가 취임하였습니다. ３차총회는 ２００１년 ７월에 ４차총회는 ２００４년 ９월에 가졌습니다.

지난 １０년간의 내외정세는 급격히 변화하였습니다.

부쉬행정부의 등장 후 우리 나라를 둘러싼 정세는 계속 긴장되고 있으며 조미관계는 핵문제를 놓고 첨애한 대결전이 벌어지고있습니다

작년 ９월 １９일 공동선언에 희망을 걸고있었던 ６자 회담도 미국의 온갖 트집으로하여 답보상태에 머물고있습니다.

그러나 2000년 6월에 발표된 6. 15 공동선언은 북남관계를 급변시겨 새로운 6. 15시대가 도래하였습니다.

작년은 북남관계에서 질적인 변화가 얼어나 대화와 교류, 협력이 보다 활성화되여 만족의 화해와 단결의 기운은 가일층 높아졌습니다
북. 남, 해외동포들은 <우리민족끼리> <민족공조>의 기치따라 한 자리에 모여서 6월에 평양에서 6. 15공동선언 발표5돐을 서울에서는 8, 15조국광복 60돐 기념행사를 진행하였습니다. 여기에는 민간단체 뿐만아니라 정부당국도 참가하였습니다.

경애하는 김정일장군님의 6월17일 면담에서 <한겨레사전> 편찬 문제도 론의가 되였다합니다. 또한 북측의 김기남동지가 현충원을 방문하였으며, 서울에서 진행된 기념행사때 <이제야 통일이 되였다>라는 큰 횡단막이 내렸습니다.
이 일련의 사실들은 우리들에게 큰 희망과 감명을 주었습니다.

작년에 남북간을 왕래한 사람은 금강산관광을 제외하여 8만7천명, 무역량은 10억딸라를 돌파하였습니다. 예술공연<아리랑>에는 8000명의 남측동포들이 관람하였습니다.
몇일전의 보도에 의하면 개성공업단지에서는 이미 11개 기업에 4, 300명이 일하고있으며 가까운 장래 66키로평방메터 부지에 2000사 70만명의 사람들이 일을 할 예정이라고합니다

공화국은 지난 1월26일 정부 정당 사회단체 합동회의를 열고 올해 통일운동과 관련하여 <자주통일> <반전 평화> <민족대단결> 3대애국운동을 힘있게 전개할것을 호소하였습니다.
비약적으로 발전한 북남관계는 <김대중전대통령의 올해 상반기 평양 방문>의 소문이 전해지고있으며 아무쪼록 방해없이 진행될것을 원합니다

이와같은 제반사실은 750.0만 해내외 동포들에게 크나큰 희망을 안겨주며 낮은 단계의 련방제가 차츰차츰 실현되여가고있다는것을 보여주는 것입니다.
이런 상황속에서 활동한 사협교또조직의 지난 10년간을 개괄적으로 돌이켜보면
첫째로 학술연구단체의 역할을 놀아왔습니다. 최초 4명의 기고자로로 부터 출발한 사협교또회보는 7호까지 내게되였으며 가까운 시일에 8호를 내게됩니다. 오늘까지 회보의 기고자수는 연 114명이며 재일조선인문재 10편 민족교육문재 11편 조국통일문재 11편 인권, 권리문재 11편 력사 22편 기타22편 신문투고 42편 합계 129편입니다.
그 중에서 특기 할것은 6호, 7호는 민족성고수와 관련된 민족교육문제가 많은 비중을 찾이하고있습니다.
기고자는 80대로부터 20대에 이르기까지 폭이 넓고 그중에서 재일 많은 년대는 20대이며 그 다움은 60대 입니다.

우리들은 조국의 사회과학원과의 교류모임에도 참가하였으며 도꾜에서 가져진 연구모임에 적극 참가하였습니다.
또한 교또 독자적으로 연구 발표모임도 수차례에 걸쳐 가졌습니다.

둘째로 학술연구조직으로서 역할을 해왔습니다.
사협회원들은 많은 경우 자기의 본신사업을 가지고있습니다. 이런 조건속에서도 조국통일사업, 강제련행진상규명을 위한사업 인권, 권리옹호사업, 대외사업, 신문투고 등을 통하여 애족애국사업에 기여하였습니다.

셋째로 일본대학에서 진행되는 조선문제와 관련되는 연구모임과 일본단체들의 모임에 적극 참가하여 학술교류단체로서의 역할을 수행하였습니다.
매해 진행되는 <우끼지마호 폭파 희생자들의 추도모임> <교또「耳塚」추도모 임>에 참가하고있습니다. 또한 여러곳에서 요구되면 강사출연도 하였습니다. 리사중에는 민속놀이인 장기모임도 정기적으로 조직진행하고있습니다. 사협, 과협, 의협과 공동으로 신년회 송년회 야유회도 조직하였습니다.

이렇듯 우리들은 과거１０년간에 애족애국사업에 적지않은 보탬을 하였습니다

저는 상임리사회를 대표하여 회원들과 리사들, 지지방조자 여러분의 꾸준한 노력에 대하여 심심한 감사의 뜻을 표합니다.

여러분!
재일동포들의 상황은 크게 변화되고 있습니다.
１９５１년부터 오늘까지 귀하자수는 ３０만명에 달하며 국제결혼수는 ９０% 가까이 되고 재일조선인 ６０만명 중 특별영주권자수는 ４０여만명입니다.
일본국적 소유자수와 <다불>을 포함한 수는 조선, 한국적을 포함한 특별영주권자 수를 맞먹는 것으로 되고있습니다. 우리들은 이 엄면한 사실을 심각하게 접수하여 앞으로 사업을 벌려나가야 할것입니다.

우리가 살고있는 일본에서는 불미스러운 랍치문제와 관련하여 일본의 일부세력은 그를 미끼로 반공화국, 반총련 、반조선인 소동을 벌려 어마어마한 분위기를 조성하고있습니다.
아베신죠, 아소타로를 비롯한 일부징치인과 우익들은 ２월상순에 열린 조일회담이 <랍치문제에서 전진이 없다>고하여 총련과 관련되는 도든 부문에 현행법을 적용하여 공화국에 대한<압력>을 가해야 한다고 하고있습니다.

현제 구체적으로 나타나고있는것은 총련에 관계되는 건물들에 대한 固定資産세減免을 재검토하여 과세조치를 취할것을 지방자치체에 정부 통달로 내린것입니다.

조일간에 현안문제를 총련과 관련되는 자산을 정치적미끼로 삼는다는것은 용서못할일입니다.

앞으로 사협교또조직은 어떤 애로와 난관이 가로놓여도 조국과 동포들과 책임을 같이하여 <IT시대>에 알맞게 학술연구, 조직, 교류단체로써 필봉에 날을세워 애족애국사업에 이바지해 나갈것입니다.

여러분들의 물심량면의 아낌 없는 지도와 방조있기를 기대합니다.

감사합니다.

2006년 3월 11일

회장 오명몽

뮤헨 교또

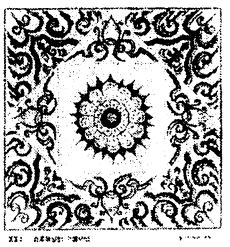

在日本朝鮮社会科学者協会（社協）
京都支部１０年의　沿革

京都居住의　社会科学者는　社協西日本本部（大阪）에　結集하여　理事、会員으로서　活動하다가　中央方針으로　１９９６年2月２８日、京都朝鮮会館에서　京都支部를　結成하였다.　（府県支部로서는　最初임）

活　動　概　要

１９９６年

2月２８日	**京都支部結成**　柳球采会長을　비롯한　理事들　選出
4月２２日	「従軍慰安婦」問題対応을　批判하는　声明発表
4月２３日	国際法과　戦争犯罪심포즘（大阪）에　出席
5月１９日	京都의　耳塚、清水寺、八坂塔에　歴史探訪、京都、大阪에서　100余名参加
5月２０日	「権利問題」国際交流会館（柳球采、講演）
5月２７日	京都府知事에게　우또로問題、強制連行　및　朝鮮学校閉鎖弾圧의　資料開示를　要求
6月３日	京都市長에게　年金差別解消를　要請
7月１０日	７・８国際司法裁判所의　勧告에　関連한　日本政府의　米国追従을　批判한　声明発表（７月１１日　朝日、毎日이　報道）
7月１８日	在日朝鮮人의　人権을　討議하는　京都市会를　傍聴（小林議員이　演説）
7月２５日	桝本京都市長이　年金問題의　回答書를　보내옴
8月５日	大江山鉱山의　朝鮮人、中国人強制連行・労働虐待의　旧企業体、行政을　糾弾하는　声明発表（８月６日　京都報道）
8月２４日	浮島丸事件５１周年모임에　出席。弔意와　連帯声明
9月１３日	京都市長、市国際化推進大綱策定審議会座長에게　要望書提出。朝鮮総聯의　１９８９年人権白書를　添付（９月１４日　京都、読売報道）
9月２８日	京都知識人集会에서　「参政権問題」의　本質를　講演
１１月９日	同志社大学의　「日・韓歴史教科書討論会」에서　社協京都支部의　見解

１９９７年

１月	**社協京都会報１号（２６페지）発行**
８月	社協代表団成員으로　祖国訪問
９月２８日	京都耳塚築造４００周年追悼集会　및　学術討論会를　壬辰戦争를　생각하는　会와　社協京都、大阪、兵庫、東海支部들의　共催로　組織

１９９８年

３月	京都朝鮮高級学校、講演（呉鳴夢）
７月２８日	**社協京都支部第２次総会**（新都ホテル） 仲尾宏教授、井上清実教授連帯인사 朴健治会長을　비롯한　理事를　選出
９月	「秀吉・耳塚・四百年」（金洪圭編著・雄山閣）普及에　힘씀

１９９９年

１月	**社協京都会報２号（７４페지）発刊**
８月	社協代表団成員으로　祖国訪問

２０００年

２月	**社協京都会報３号（７８페지）発刊** 民族教育研究所（成大盛所長）홈페지　내용
３月	京都朝鮮高級学校３年　講演（呉鳴夢）
５月	社協、科協、医協懇親会（京都朝鮮第三初에서）
７月７日	「祖国統一講演会」（京都産業会館 800 名参加） 講師韓浩錫、社協事務局役割
８月	「京都와　古代朝鮮」講演会（趙能燮副会長이　講演）

２００１年

３月２３日	「祖国を想う」国際交流会館（呉鳴夢、講演）
７月１２日	**社協京都支部３次総会（京都朝鮮会館）。** 呉鳴夢会長을　비롯한　理事들을　選出
７月１７日	６．１５平壌宣言一周年記念講演会（尚志大学　姜萬吉総長）에　協力呉鳴夢、開会の挨拶

８月	社協代表団成員으로　祖国訪問
９月	**社協京都会報４号（１６６페지）発刊**
１０月１８日	西東京第一初中　修学旅行学生の「耳塚」解説
１１月１６日	東京第一初中　修学旅行学生「耳塚」解説
１２月８日	社協、科協의　合同送年会（桃園亭）

２００２年

２月３日	社協中央의　学術討論会（東京芸術劇場）에　参加（呉鳴夢、柳球采）
３月３１日	朝鮮将棋大会（第４次）参加。鄭源讃会長（社協理事）이　意義를　強調
４月	「京都市外国籍市民施策懇話会」委員에　呉鳴夢会長이　就任
６月	・「万景峰号―‘９２」舞鶴入港、招待宴에서　対内外交流 ・＜에르화＞모임에　参加交流 ・朝日新聞、朝日放送의　偏向報道　抗議
９月	**社協　京都会報５号（１８３페지）発行**
１１月	社会科学院　創立５０돐慶祝　社協代表団成員으로　祖国訪問
１２月６日	만수대議事堂에서　朝鮮民主主義人民共和国社会政治学博士学位를　柳球采常任顧問이　授与

２００３年

１月７日	새해学習会参加
１月１８日	社協、科協両京都市部의　新年会（左京区）
２月２３日	２００３年学術討論会（東京）呉鳴夢、柳球采、姜信好、参加
３月１日	国立大入試差別　抗議集会에　多数参加
３月１５～１７日	立命大에서　「東北아세아平和構築훠람」에　呉鳴夢、柳球采出席
４月２５日	「総聯活動의　活性化위한　討論会」를　社協京都支部가　主催（３３名出席）
５月４～９日	南朝鮮의　「浮島爆沈真相究明会」招請으로　서울，忠南、慶南訪問하여　生存者　및　遺家族들과　交流

5月１８日　京都第３初級에서 社協、科協、医協의 소프트볼試合과 焼肉懇親会（３９名参加）

5月３０日　大阪高裁의 浮島丸事件判決時에 南朝鮮의 原告人、弁護士와 함께 出席

6月１日　京北町의 「망간記念館」을 会員多数가 参観、朝鮮人強制連行労働問題를 朝・日間討論

6月１４日　東北아세아平和심포즘（立大）参加

7月２１日　「高句麗와 古代朝鮮」講演会가 京都朝鮮会館에서 進行、呂南喆先生이 講演

7月２８日　南朝鮮의 金南植先生의 時局講演会（労働総合会館）呉鳴夢会長開会辞

8月２３～
２４日　浮島丸事件追悼모임時 南朝鮮人士와 交流

9月２７～
１０月１日　〈浮島丸事件真相糾明평양討論会〉에 出席

１１月９日　６次우리将棋大会와 協会総会에 参加

１１月２５日　社協近畿地方協議会（大阪）

１２月　**社協京都会報６号（２７４페지）発行**

２００４年

5月２１～
２３日　日本의 過去清算을 要求하는 第２次国際連帯協議会서울大会에 参加

9月２６日　**社協京都支部第４次総会**

京都朝鮮会館에서 進行
総会에서 選出된 役員
会長　呉鳴夢（常任）
常任顧問　呂南喆
常任顧問　魯仁寿
常任顧問　柳球采（財政、対外事業担当）
常任顧問　成大盛（会報編集担当）
顧問　朴健治
顧問　姜昌浩
副会長　鄭博允（常任）
副会長　趙龍燮（常任）
副会長　韓戊蓮（常任）
理事　邵新一

理事	金範重
理事	柴松枝
理事	鄭源讚
理事	朴正好
理事	李武律
理事	李蓮澤
理事	金賢一

２００５年

４月	**社協京都会報７号（３０５페지）発行** 会報３～７号에　呂南喆、辛榮浩、金錠熙、呉成元、朴成琴、李成鎬、柳球采　各先生들의日本新聞、月刊誌掲載의　寄稿文４２編을　転載함
６月	文学作品集（１７６페지）《이역의　들가에서（邵新一）文学芸術出版社(平壌)에서　出版
７月２２日	南朝鮮의　韓明淑先生講演会、(ハートピア京都　呉鳴夢会長、開会辞
８月	社協代表団成員으로　祖国訪問（社会科学院과討論会進行）
１２月４日	우리将棋大会（京都朝鮮第１初）出席

２００６年

１月６日	총련京都府本部　年初学習会에　参加
１月２７日	京都府商工会　新春모임（国際호텔）出席
１月２８日	朝鮮人強制連行真相調査団西日本協議会（統国寺）에　出席
２月１７日	立大　国際地域研究所主催의　国際심포쥼「東北아시아共同体」에　出席
２月２１日	強制連行犠牲者遺骨調査를　府内自治体에　要請함（調査団）
２月２４～２５日	立命大코리아研究센타모임에　多数参加。白楽天先生（６・１５民族共同委員会南側委員長）을　비롯한　人士들과　交流
３月１１日	京都社協結成10周年記念모임 （뮤헨６２명참가）

동포사회에서 민족성을 지키고 살려나갈데 대하여

邵 新 一

경애하는 김정일장군님께서는 다음과 같이 가르치시였다.

《총련에서 민족성을 지키고 살려나가기 위한 사업을 잘하여야 하겠습니다.》

《총련에서는 날로 늘어나는 귀화현상과 국제결혼을 막고 일본땅에서 동포사회를 지키고 조선민족을 지키기 위한 투쟁을 강하게 벌려나가야 합니다.》

동포사회에서 민족성을 지키고 살려나간다는것은 우리 민족의 고유하고 우수한 특성을 옹호고수하고 그를 동포사회생활의 모든 분야에 철저히 구현해나간다는것을 의미한다.

재일동포들이 민족성을 고수하지 못하면 조선민족으로서의 언어와 문화와 전통을 잃게 되며 나아가서는 일본사람으로 동화될수 있다.

그렇게 되면 민족적애국운동자체가 존속하지 못하게 된다.

때문에 민족성을 지키고 살려나가는것은 재일동포들의 운명에 관한 문제, 애족애국의 대를 이어나가는 근본문제로서 참으로 중대한 문제이다.

△동포사회에서 민족성이 점차 상실되여가고있는 현 실정에 대하여

오늘 일본반동들의 재일동포들속에서 민족성을 빼앗아 동포들을 일본인화하려는 책동은 극도에 이르고있다.

해방후 반세기동안 재일동포들을 눈에 든 가시처럼 여겨오던 일본반동들은 2002년 9월사태이후 국수주의를 로골적으로 내놓으면서 동포들의 민족성을 송두리채 빼앗으려고 미친듯이 날뛰고있다.

일본반동들은 그 무슨 <랍치문제>, <핵문제>, <탈북사건>,

<화폐위조>, <마약밀수> 등등 공화국에 대한 악선전을 미친듯이 감행하면서 진정한 민족단체인 총련에 대한 탄압책동을 로골적으로 감행함으로써 동포들을 공화국과 총련에서 떼내고 민족성을 빼앗고 나아가서 동포사회를 말살하려 하고있다.

다른 한편으로 이른바 시민적인 권리를 <평등>하게 보장한다고 표방하면서 새 세대를 비롯한 동포들의 민족의식을 마비시키고 재일동포 스스로가 동화, <귀화>하도록 교묘하게 책동하고있다.

이와 함께 민족교육의 권리보장에 대한 차별을 비롯한 가지가지의 박해로 민족성고수를 단념하게 하는 민족적 차별정책을 쓰고있다.

일본사회를 휩쓸고있는 조선인배타의 풍조와 온갖 음흉한 책동속에서 새 세대를 비롯한 적지않은 동포들이 조선국적을 버리거나 조선사람이라는것을 감추고 살아나가려는 현상도 나타나고있다.

심지어는 성과 이름만 유지하고 <조선계일본인>으로 사는것이 마치나 국제사회의 추세에 맞는 민족성의 한 형태인것처럼 생각하는 개량된 민족성을 추구하는 현상도 나타나고있다.

오늘 일본반동들의 책동에 의하여 동포사회에서 민족성의 상실은 날을 따라 가속화되고있다.

특히 새 세대를 비롯한 적지 않은 동포들이 일본에 동화되여 사는데서 생활의 안정과 후대들의 장래를 위한 길을 찾으려 하고있으며 일본국적으로 <귀화>하는 현상과 <국제결혼>의 비률이 해마다 늘어나고있다.

민족성상실로 말미암아 재일동포사회의 현실은 참으로 심각하다.

최근 해마다 11,000 여명의 동포들이 <귀화>하고있다.

1952 년부터 2004 년까지 재일동포귀화자수 통계는 다음과 같다.

(다음 페지)

재일동포귀화자수 통계

	帰化総数	同胞帰化者数	比率	帰化同胞累計
1952	282	232	82.3%	232
1953	1,431	1,326	92.7%	1,558
1954	2,608	2,435	93.4%	3,993
1955	2,661	2,434	91.5%	6,427
1956	2,547	2,290	89.9%	8,717
1957	2,582	2,312	89.5%	11,029
1958	2,594	2,246	86.6%	13,275
1959	3,076	2,737	89.0%	16,012
1960	4,156	3,763	90.5%	19,775
1961	3,013	2,710	89.9%	22,485
1962	3,614	3,222	89.2%	25,707
1963	4,100	3,558	86.8%	29,265
1964	5,445	4,632	85.1%	33,897
1965	4,088	3,438	84.1%	37,335
1966	4,735	3,816	80.6%	41,151
1967	4,150	3,391	81.7%	44,542
1968	3,501	3,194	91.2%	47,736
1969	2,153	1,889	87.7%	49,625
1970	5,379	4,646	86.4%	54,271
1971	3,386	2,874	84.9%	57,145
1972	6,825	4,983	73.0%	62,128
1973	13,629	5,769	42.3%	67,897
1974	7,026	3,973	56.5%	71,870
1975	8,568	6,323	73.8%	78,193
1976	5,605	3,951	70.5%	82,144
1977	5,680	4,261	75.0%	86,405
1978	7,391	5,362	72.5%	91,767
1979	6,458	4,701	72.8%	96,468
1980	8,004	5,987	74.8%	102,455
1981	8,823	6,829	77.4%	109,284
1982	8,494	6,521	76.8%	115,805
1983	7,435	5,532	74.4%	121,337
1984	6,169	4,608	74.7%	125,945
1985	6,824	5,040	73.9%	130,985
1986	6,636	5,110	77.0%	136,095
1987	6,222	4,882	78.5%	140,977
1988	5,767	4,595	79.7%	145,572
1989	6,089	4,759	78.2%	150,331
1990	6,794	5,216	76.8%	155,547
1991	7,788	5,665	72.7%	161,212
1992	9,363	7,244	77.4%	168,456
1993	10,452	7,697	73.6%	176,153
1994	11,146	8,244	74.0%	184,397
1995	14,104	10,327	73.2%	194,724
1996	14,495	9,898	68.3%	204,622
1997	15,061	9,678	64.3%	214,300
1998	14,779	9,561	64.7%	223,861
1999	16,120	10,059	62.4%	233,920
2000	15,812	9,842	62.2%	243,762
2001	15,291	10,295	67.3%	254,057
2002	14,339	9,188	64.1%	263,245
2003	17,633	11,778	66.8%	275,023
2004	16,336	11,031	67.5%	286,054
総数	396,659	286,054	72.1%	

＊ここでの「同胞」は外国人登録上の国籍欄が「朝鮮」もしくは「韓国」表記の者を意味する。

재일동포들의 혼인정형을 보면 <국제결혼>의 비률은 조(組)수로서는 90%, 사람수로서는 80%를 넘고있다.

2004년에 동포끼리 결혼한 건수의 비률은 10.7%, 사람수의 비률은 19.3%밖에 안된다.

1955년부터 2003년까지의 재일동포혼인통계는 다음과 같다.

재일동포혼인통계

	同胞同士婚姻			日本人との婚姻(件数)				日本人以外の外国人との婚姻	婚姻総件数
	件数(%)		人数	男(妻が日本人)	女(夫が日本人)	合計(%)			
1955	737	66.9%	1,474	242	94	336	30.5%	29	1,102
1956	1,281	71.3%	2,562	340	134	474	26.4%	41	1,796
1957	1,674	73.2%	3,348	407	168	575	25.2%	37	2,286
1958	2,085	74.3%	4,170	465	211	676	24.1%	47	2,808
1959	2,473	68.8%	4,946	805	280	1,085	30.2%	38	3,596
1960	2,315	65.7%	4,630	862	310	1,172	33.3%	37	3,524
1961	2,568	68.8%	5,136	745	396	1,141	30.6%	24	3,733
1962	3,180	70.2%	6,360	807	514	1,321	29.1%	31	4,532
1963	3,102	68.3%	6,204	830	571	1,401	30.8%	39	4,542
1964	3,360	66.0%	6,720	1,027	673	1,700	33.4%	34	5,094
1965	3,681	64.7%	7,362	1,128	843	1,971	34.6%	38	5,690
1966	3,369	62.8%	6,738	1,108	846	1,954	36.4%	38	5,361
1967	3,643	61.5%	7,286	1,157	1,097	2,254	38.0%	28	5,925
1968	3,685	60.3%	7,370	1,258	1,124	2,382	39.0%	41	6,108
1969	3,510	58.4%	7,020	1,168	1,284	2,452	40.8%	50	6,012
1970	3,879	56.6%	7,758	1,386	1,536	2,922	42.7%	47	6,848
1971	4,030	55.1%	8,060	1,533	1,696	3,229	44.2%	50	7,309
1972	3,839	51.9%	7,678	1,707	1,785	3,492	47.2%	64	7,395
1973	3,768	50.9%	7,536	1,674	1,902	3,576	48.3%	54	7,398
1974	3,877	50.1%	7,754	1,743	2,047	3,790	49.0%	69	7,736
1975	3,618	50.2%	7,236	1,554	1,994	3,548	49.2%	48	7,214
1976	3,246	47.0%	6,492	1,564	2,049	3,613	52.3%	48	6,907
1977	3,213	48.4%	6,426	1,390	1,990	3,380	50.9%	46	6,639
1978	3,001	45.1%	6,002	1,500	2,110	3,610	54.3%	37	6,648
1979	3,155	45.1%	6,310	1,597	2,224	3,821	54.6%	27	7,003
1980	3,061	42.5%	6,122	1,851	2,458	4,109	57.0%	33	7,203
1981	2,949	40.9%	5,898	1,638	2,585	4,223	58.6%	37	7,209
1982	2,863	37.6%	5,726	1,809	2,903	4,712	61.9%	42	7,617
1983	2,714	33.7%	5,428	1,901	3,391	5,292	65.8%	42	8,048
1984	2,502	32.2%	5,004	2,021	3,209	5,230	67.3%	34	7,766
1985	2,404	28.0%	4,808	2,525	3,622	6,147	71.6%	39	8,590
1986	2,389	28.9%	4,778	2,330	3,515	5,845	70.7%	35	8,269
1987	2,270	25.0%	4,540	2,365	4,405	6,770	74.7%	22	9,062
1988	2,362	23.7%	4,724	2,535	5,063	7,598	76.1%	23	9,983
1989	2,337	18.5%	4,674	2,589	7,685	10,274	81.3%	27	12,638
1990	2,195	15.8%	4,390	2,721	8,940	11,661	84.0%	32	13,888
1991	1,961	16.8%	3,922	2,666	6,969	9,635	82.5%	81	11,677
1992	1,805	17.6%	3,610	2,804	5,537	8,341	81.4%	96	10,242
1993	1,781	18.4%	3,562	2,762	5,068	7,830	80.7%	89	9,700
1994	1,616	17.5%	3,232	2,686	4,851	7,537	81.7%	75	9,228
1995	1,485	16.6%	2,970	2,842	4,521	7,363	82.2%	105	8,953
1996	1,438	16.3%	2,876	2,800	4,461	7,261	82.5%	105	8,804
1997	1,269	14.9%	2,538	2,674	4,504	7,178	84.1%	93	8,540
1998	1,279	13.9%	2,558	2,835	5,143	7,778	84.8%	115	9,172
1999	1,220	12.7%	2,440	2,499	5,798	8,297	86.1%	121	9,638
2000	1,151	11.5%	2,302	2,509	6,214	8,723	87.1%	142	10,016
2001	1,019	10.4%	2,038	2,477	6,188	8,665	88.1%	146	9,830
2002	943	10.7%	1,886	2,379	5,353	7,732	87.4%	172	8,847
2003	924	10.7%	1,848	2,235	5,318	7,553	87.2%	185	8,662
総計	31,848	12.0%	244,452	86,050	145,579	231,629	86.9%	2,933	266,410

＊ここでの「同胞」は外国人登録上の国籍欄が「朝鮮」もしくは「韓国」表記の者を意味する。

小子化로 불리우는 일본사회에서 2003 년 재일동포출생수는 7,752 명인데 동포끼리사이에서 태여난 아이는 1,876 명 (24.2 %) 이고 나머지 5876 명 (65.8 %) 은 태여나자바람으로 <일본국적> 으로 되고있다.

반면에 재일동포사망자수는 년간 4,500 명에 달하고있다.

결과 단순계산만으로도 년간에 1 만 수천명 동포들이 감소되는 셈으로 된다.

1995 년부터 2003 년까지의 재일동포 출생, 사망 통계는 다음과 같다.

在日同胞出生、死亡 統計

年	同一同間の出生数	死亡数	＋ －	年	同一同間の出生数	父：同一 母：日の出生数	父：日一 母：同の出生数	死亡数	性別死亡数（男/女）	＋ －
1955	14,424			1979	9,835			3,261		6,574
1956	14,089	3,835	10,254	1980	9,907			3,173		6,734
1957				1981	9,295			3,332		5,963
1958	13,337	3,833	9,504	1982	9,370			3,319		6,051
1959	12,641	4,028	8,613	1983	9,467			3,299		6,168
1960	12,122	3,775	8,347	1984	9,363			3,383		5,980
1961	11,824	3,486	8,338	1985	4,838	3,543		3,147		1,691
1962	11,772	3,460	8,312	1986	4,864	3,365		3,446		1,418
1963	11,958	3,284	8,674	1987	5,873	3,039	2,850	3,586		2,287
1964	12,580	3,315	9,265	1988	5,986	2,992	3,018	3,822		2,164
1965	12,645	3,318	9,327	1989	5,426	3,039	2,931	3,765		1,661
1966	9,580	3,294	6,286	1990	5,253	3,048	3,184	3,895		1,358
1967	12,960	3,338	9,622	1991	5,121	3,172	3,402	3,992		1,129
1968	11,337	2,983	8,354	1992	4,624	3,407	3,672	4,360		264
1969	11,892	3,014	8,878	1993	4,233	3,249	3,704	4,268		△ 35
1970	12,070	3,077	8,993	1994	4,183	3,649	3,736	4,291		△ 108
1971	12,599	2,936	9,663	1995	3,650	3,281	3,519	4,577		△ 927
1972	12,616	3,000	9,616	1996	3,587	3,418	3,550	4,397	2,783/1,614	△ 810
1973	12,620	2,982	9,638	1997	3,234	3,469	3,440	4,466	2,815/1,651	△ 1,232
1974	11,833	3,021	8,812	1998	3,102	3,529	3,389	4,422	2,784/1,638	△ 1,320
1975	11,597	3,038	8,559	1999	2,798	3,479	3,208	4,621	2,859/1,762	△ 1,823
1976	10,959	3,008	7,951	2000	2,681	3,427	3,345	4,483	2,737/1,746	△ 1,802
1977	10,430	3,005	7,425	2001	2,390	3,437	3,204	4,513	2,781/1,732	△ 2,123
1978	10,010	3,178	6,832	2002	2,118	3,117	3,141	4,491	2,756/1,735	△ 2,373
				2003	1,876	2,985	2,911	4,526	2,704/1,822	△ 2,650

＊厚生省大臣官房統計情報部編「人口動態統計」等に基づき作成（2005. 6. 17）

＊「同一同出生数」欄の数字は父母ともに外国人登録上の国籍欄が「朝鮮」もしくは「韓国」表記の者の子の出生数。表以外に父＝「朝鮮」、もしくは「韓国」、母＝日本人以外の外国人の間の子が 56 人、その逆の場合が 76 人いる（2002 年）。またそれ以外にも未婚の「朝鮮」、「韓国」表記の母の子（非摘出子）が少なからずいる。

＊「父：同（日）－母：日（同）の出生数」にいう「同」は「朝鮮」、「韓国」表記の者を意味する。

＊「＋,－」の欄は単純に「同一同出生数」から「死亡数」を差し引いたものに過ぎず、国際結婚した夫婦間の子の内、「朝鮮」、「韓国」籍を選択した者、非摘出子は含まれていない。

이곳 교또도 11 년전에 비하여 동포수가 9,818 명이 감소되여 2004 년 현재는 36,853 명으로 되고있다.

1992 년부터 2004 년까지의 京都府下 동포수 통계는 다음과 같다.

京都府下同胞数統計

	1992	1994	1995	1996	1997	1998
総数	**46,671**	**45,587**	**45,182**	**44,451**	**43,522**	**42,606**
0～4	1,905	1,638	1,575	1,502	1,453	1,324
5～9	2,813	2,337	2,163	2,014	1,814	1,697
10～14	3,270	3,119	2,956	2,773	2,632	2,391
15～19	3,990	3,532	3,324	3,185	3,023	2,926
20～24	4,267	4,232	4,194	3,932	3,718	3,425
25～29	3,919	3,911	3,862	4,036	3,986	3,934
30～34	3,741	3,599	3,642	3,404	3,383	3,341
35～39	3,664	3,571	3,439	3,348	3,292	3,192
40～44	4,182	3,739	3,693	3,589	3,381	3,303
45～49	3,668	3,976	3,976	3,956	3,804	3,541
50～54	3,196	3,249	3,287	3,267	3,385	3,502
55～59	2,492	2,706	2,795	2,885	2,968	3,023
60～64	1,580	1,855	2,085	2,232	2,282	2,449
65～69	1,380	1,328	1,265	1,348	1,421	1,529
70～74	1,161	1,292	1,304	1,261	1,182	1,132
75～79	743	733	801	844	930	1,018
80～	700	770	821	875	868	879

	1999	2001	2002	2003	2004
総数	**41,848**	**40,048**	**39,166**	**37,902**	**36,853**
0～4	1,198	984	897	852	780
5～9	1,590	1,406	1,330	1,197	1,056
10～14	2,140	1,790	1,606	1,452	1,367
15～19	2,863	2,471	2,328	2,109	1,856
20～24	3,198	2,913	2,795	2,696	2,647
25～29	3,853	3,519	3,310	2,978	2,779
30～34	3,345	3,438	3,381	3,290	3,158
35～39	3,130	2,934	2,876	2,811	2,783
40～44	3,241	2,936	2,889	2,753	2,656
45～49	3,386	3,183	2,996	2,910	2,817
50～54	3,614	3,590	3,467	3,186	2,991
55～59	3,032	2,997	3,090	3,191	3,286
60～64	2,475	2,654	2,699	2,757	2,756
65～69	1,686	2,001	2,105	2,216	2,200
70～74	1,140	1,168	1,245	1,338	1,479
75～79	1,041	1,034	1,002	948	946
80～	916	1,030	1,150	1,218	1,296

朝鮮・韓国人登録者数（行政区別）　平成 15 年 12 月 31 日現在

京都府	京都市	北区	上京区	山科区	左京区	中京区	下京区
37,676	30,021	1,961	975	1,478	3,165	1,652	948
右京区	西京区	洛西	南区	東山区	伏見区	深草	醍醐
4,962	2,097	811	6,154	551	3,007	1,624	636
南山城支部管下市町村			三丹支部管下市町村			口丹支部管下市町村	
3,884			1,819			1,025	
向日市・長岡京市・大山崎町							
927							

외국에 가서 사는 동포들의 민족성상실은 한 세대에 20 %씩 상실되여 <동화>가 40 %를 넘으면 <민족성풍화가 심히 진전하고있다>고 판단하는것이 일반적인 상식으로 알려져있다.

재일동포의 경우 현재 4 세, 5 세가 태여나고있는 현실로 보아 동화현상이 어느 도수에 이르고있는가는 능히 짐작을 할수가 있다.

현실은 민족성상실이 가속화되고있는 속도에 비하여 민족성을 어떻게 하나 지키고 버티려는 투쟁이 따라가지 못하고있다.

총련은 결성후 모든 노력을 다바쳐왔으나 주객관적 요인으로 하여 현실은 민족성을 지켜내지 못하고있다.

총련애국운동에서 일시 왕성히 벌어진 <우리 말을 배우고 옳바르게 쓰는 운동>을 보더라도 최근 10 수년간 계속 완강히 벌리지 못하고있다.

총련의 각급 기관들에서 일본말이 판을 치고있는 현실이나 총련일군들 호상간 쓰는 말을 보거나 총련의 각급 조직들과 학교들에서 동포들과 학부모들에게 보내는 <알림> 하나를 놓고보아도 매우 걱정스러운 현편이다.

총련교또 미나미지부에서 관하 동포들의 앙케트실태료해 (2002년 7 월~12 월) 에 의하면 동포사회에서 민족성상실이 걱정스러운 단계가 아니라 위험수위를 훨씬 넘고있다는것을 알수 있다.

앙케트료해에서 우리가 놀란것은 동포들의 사상의식에서 민족성상실의 흐름이 가속화되고있는 사실이다.

우리 지부관하 동포들의 국제결혼에 대한 반응과 일본국적취득문제에 대한 반응의 실태는 다음과 같다.

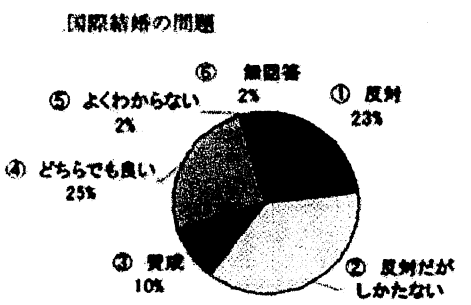

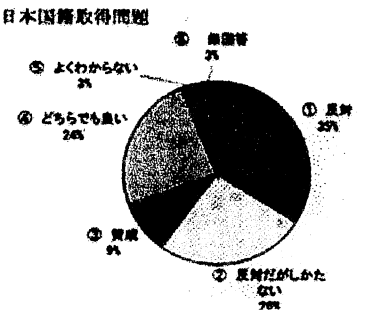

교또미나미지부는 교또민족교육의 시원을 열어놓은 교또조선제 1 초급학교가 자리잡고있는 소관지부이며 교또에서도 애족애국전통이 오래고 타지역에 비해 동포들이 밀집해 살고있는 지역임에도 불구하고 국제결혼에 대해서는 77 %, 일본국적취득문제에 대해서는 65 %가 찬성 또는 시대의 흐름으로 어찌할수 없다는것으로 여기거나 아니면 어느 쪽이라도 좋다는 수수방관의 경향 그리고 잘 모른다 혹은 무회답, 무관심 현상으로 나타난것은 실로 놀라지 않을수 없었다.

우리가 총련결성직후부터 민족성을 지키고 살리기 위한 애족애국운동을 벌려 왔고 중요한 방침들도 내왔지만 이 료해결과는 민족성을 둘러싼 동포사회의 상황이 이제까지와 대비할수 없을 정도의 심각한 양상과 위기적인 상태에 이르고있다는것을 단적으로 보여주고있다.

현실을 이대로 방치해 둔다면 민족성을 지켜내기는커녕 동포단합의 기초도 동포사회의 바탕도 흔들리고 조직도 애국운동도 심각한 진통을 겪게되리라는것은 불을 보듯 명백하다.

오늘 동포사회에서 민족성을 지키고 살려나가는것은 우리 민족을 지키는가 지키지 못하는가 하는 심각한 문제이며 애족애국운동이 존재하는가 망하는가 하는 중대한 기로에 놓여있다고 말할수 있다.

△동포사회에서 민족성을 지키고 살려나가기 위한 몇가지 대책에 대하여

오늘 동포사회에서 민족성의 상실이 가속화되고있으며 특히 새세대들속에서 민족성을 잃거나 민족성이 희박해져가고있는 현실에서 취하여야 할 대책들이 많지만 5 가지 정도로 간추려 제기하려고 한다.

① 총련의 전임일군들로부터 민족성교양이 바로 동포교양의 출발점이며 동포들을 묶어세우는 사업의 중요한 방법론이라는것을 깊이 명심하고 민족성을 지키고 살려나가기 위한 사업에 앞장서야 할것이다.

위대한 령도자 **김정일**장군님께서는 다음과 같이 가르치시였다.

《민족성교양은 동포교양사업의 출발점이며 동포들을 묶어세우는 사업의 중요한 방법론입니다. …우리 말과 글, 민족전통과 미풍량속을 지키고 살려나가기 위한 교육문화운동과 문예체육활동을 활발히 벌려 민족의 대, 애국의 대를 굳건히 이어나가며 동포사회가 언제나 민족적인 정서와 분위기로 들끓도록 하여야 합니다.》

경애하는 장군님께서 가르치신바와 같이 민족성교양은 동포교양사업의 출발점이며 동포들을 묶어세우는 사업의 중요한 방법론이다.

민족성교양은 새 세대를 비롯한 광범한 동포들을 묶어세우는 매우 중요한 위치와 역할을 지니고있다.

동포사회에서 이 이상 민족성이 풍화되고 조선사람이 날로 줄어드는것을 방치한다면 돌이킬수 없는 후과가 초래될것이다.

동포사회에서 우선 민족이 있어야 조직도 존재할수 있으며 애족애국운동의 지도사상도 론할수 있다.

총련일군들로부터 현시기 민족성고수의 중요성과 현실의 심각성을 직시하고 걱정이나 하고 현실추종, 실정타발이나 하면서 속수무책으로 우는 소리만 할것이 아니라 발벗고 투쟁에 나서는 문제가 급선무라고 생각한다.

총련일군들속에서도 특히 각급기관 책임일군들의 관점과 자세와 역할이 무엇보다 중요하다.

과거 우리 애족애국운동을 발전시키고 추동해온 체험적진리는 무엇인가.

물론 총련운동을 떠밀어온 주체는 동포대중이지만 기관책임자들의 각오와 결심 그리고 단단한 배짱을 가지고 선두에서 기발을 흔들면서 대중들을 고무추동할 때 어려운 현실도 타개해나갈수 있었다는것을 우리는 잘 알고있다.

총련의 기관책임일군들과 전체일군들은 자기 사업초소와 직분에 맞게 어떻게 하나 새 세대들을 포함한 광범한 동포들에게 조선민족제 1 주의교양을 참신하고 새맛이 나도록 다양하게 진행하여 조선민족에 대한 긍지와 자부심을 안겨주는데 앞장서야 할것이

다.

민족성을 지키고 살려나가기 위한 교양사업을 철저히 선행함이 없이 현실이 심각하다고 하여 실무적으로 그 무슨 대책만을 강구하려고 해서는 이 운동을 지속해나가기 어려울것이다.

민족성을 지키고 살려나가기 위한 교양사업은

·우리 민족의 혈통을 고수하고 이어나가도록 하는 교양사업

·우리 말과 글을 널리 쓰고 지켜나가도록 하는 교양사업

·우리 나라의 고유한 민족문화전통을 지키고 살려나가도록 하는 교양 등 주로 3가지 교양을 적극 짜고들어야 할것이다.

총련의 각급기관 책임일군들과 전체일군들은 집체적지혜와 힘을 모아 새 세대들을 대상으로 조선의 력사와 문화, 풍습, 생활, 재일조선인운동의 력사 등을 그들의 년령과 심리적특성에 맞게 잘 알려나가기 위한 강좌와 문화교실을 운영하는것이 실효적이라고 생각한다.

오늘과 같은 교또의 각 지부의 실정을 고려해볼 때 지부만이 아니라 학구제와 같이 일정한 지역 나아가서는 교또본부적으로 <문화강좌>나 <문화교실>을 운영하기 위해 모색해볼 필요가 있다고 생각한다.

각급기관 책임일군들과 전임일군들이 모여앉아 집체적으로 의논을 하면 실정에 맞는 좋은 구멍수가 나올것이다.

② 민족의 넋인 우리 말을 지키는 문제를 놓치지 말고 틀어쥐고나가야 할것이다.

교또에서는 우선 전임일군들로부터 아름답고 옳바른 우리 말을 쓰는 운동을 강하게 벌려야 하며 동포가정에까지 우리 말 쓰기 운동을 제기하기에 앞서 무엇보다 먼저 총련의 모든 기관과 학교들에서부터 우리 말을 쓰는 분위기를 조성해나가야 할것이다.

민족성상실이 오늘처럼 심각한 형편임에도 불구하고 민족성을 고수하는 운동에 맨 앞장에 서서 기발을 흔들며 투쟁을 해야할 일군들내부에서 일본말을 함부로 쓰는 현상을 수수방관해서는 안될것이다.

언어는 민족을 특징짓는 공통성가운데서 가장 중요한 징표의

하나이다.

피줄이 같고 한령토안에 살아도 말이 다르면 하나의 민족이라고 말할수 없다.

일본말이 판을 치는 기관이나 함부로 일본말을 쓰는 일군들에게 민족성을 지키는 운동을 맡길수도 기대할수도 없다는것은 주지의 사실이다.

중등교육실시 60돐이 되는 뜻깊은 올해 2006년에 교또중고급학교가 부문별 모범학교로서는 9년만에 <우리 말을 잘 쓰는 모범학교>의 칭호를 받은것은 참으로 기쁜 일이다.

현재 우리 지부는 특별한 사정 이외는 응당한 일이지만 회관내에서 함부로 일본말을 쓰지 않고 모두가 우리 말을 쓰고있다.

오늘 우리 지부 우리 말 배우기운동 정형은 녀성동맹상임들 위주로 <우리 말 교실>에 11명 (월1번), 조청본부가 주도하는 <한글강좌>에 9명 (주2번), 조청지부의 <호조반>에 1명 (주2번) 계 20명밖에 망라시키지 못하고있는 형편인데 이 운동을 보다 확대해나가기 위해 힘쓸것이다.

오늘 총련의 각급 기관들에서 특별한 사정을 제외하고 본부나 지부관하 모든 회의나 학교들에서 가능한 우리 말과 글을 쓰는 기풍을 세워나가야 할것이다.

③ 민족의 피줄을 이어나가는 민족결혼문제에 보다 관심을 돌리고 조선사람끼리 결혼을 더 많이 성사시키기 위하여 적극 노력해야 할것이다.

우리는 반만년의 유구한 력사와 함께 피줄이 하나인 단일민족을 커다란 긍지와 자랑으로 여겨왔다.

최근 재일동포사회에서 국제결혼은 심각한 문제로 되고있다.

2003년에 동포사회에서 동포끼리 결혼한 수는 년간 1,848명이며 <組>수로서는 924조에 불과하다.

일본 각지에 무어진 결혼상담소를 통한 결혼건수는 2004년에 84조 168명에 지나지 않는데 이것은 민족결혼총수의 9%, 전체

혼인수의 1.8%에 불과하다.

현실은 <총련의 전임일군자녀들이 국제결혼을 하지 않겠는가> 하는 우려성이 먼 장래문제가 아니라 현실적인 문제로 날카롭게 제기되고있다.

우리가 일본에서 민족성을 지켜 애국운동을 사회적으로 벌려왔는데 시범이 되여야 할 총련전임일군자녀들이 국제결혼을 하면 무슨 면목으로 동포교양에 나설수 있겠는가.

어려운 사정이 있을수 있지만 이런 일이 없도록 류의해야 할 것이다.

교또에서는 민족결혼을 보다 많이 성사시키기 위해서 결혼상담소와 각 지부 나아가서는 <너와 나>와의 집체적협의를 거쳐 실효성있는 대책을 강구하는것이 바람직하다고 생각한다.

*민족성을 지키는데서 민족결혼과 함께 우리 식 길흉사를 잘 치르는 문제도 자못 중요하다고 생각한다.

최근년간 우리 지부는 동포결혼과 관련하여 봉채와 납폐문 (禮狀), 사주 (四柱、四星) 을 의뢰받을 때가 있다.

납폐문의 경우는 동포들의 요구에 응하면서도 어려운 漢字보다 우리 글로 풀어서 써주군 하고있다.

그리고 령구를 바래기직전의 발인제 (発靭祭), 고별식을 치른후 첫째날, 둘째날, 셋째날에 지내는 삼우제 (初虞、再虞、三虞) 그리고 소상 (小祥), 대상 (大祥), 담제 (禫祭) 의 축문 (祝文) 등을 종종 의뢰받을 때면 의례히 친절하게 써주거나 직접 가서 읽어주군한다.

그때마다 조선민족의 고유한 미풍량속을 통속적으로 알리고 민족성을 지켜나갈데 대하여 강조하군 하고있다.

지난 1년간 우리 지부 동포생활상담안건 해결수는 지난 시기의 실적의 180%가 되는 133건인데 그중 결혼식과 고별식 등 관혼상제만 해도 41건이 넘는다.

그때마다 동포들은 적지않은 사례금을 주군한다.

이것은 민족의 고유한 풍습을 귀중히 대하며 민족성을 지키는데서도 좋고 어려운 지부재정사정의 허리를 펴는데도 도움으로

되기에 꿩먹고 알먹은 셈이다.

④ 새 세대를 비롯한 광범한 동포들을 망라하는 문예체육활동과 모임들을 의식적으로 많이 조직해야 할것이다.

총련의 문예체육활동과 모임들은 동포들이 가장 폭넓게 스스로 참가할수 있는 마당일뿐 아니라 동포사회에 민족적문화정서가 넘치게 하고 동포들의 민족적단합을 도모하며 총련의 대중적지반을 확대강화하고 조직을 활성화하는 위력한 수단이다.

때문에 새 세대들을 비롯한 광범한 동포들의 구미와 특성에 맞게 민족성을 지키고 잘 이어나가도록 다양한 모임과 행사들을 참신하게 기획하고 잘 추진하는것이 중요하다.

우리 지부관하 동포들 특히 녀성동포들은 우리 춤과 노래를 즐기는 유쾌하고 락천적인 동포들이 적지 않다.

우리 지부는 해마다 <신년회>, 봄철 <꽃놀이>, 가을의 <단풍놀이>, 제1학구 모든 기관들이 힘을 합쳐 하는 <8.15전야제>, 년말에 <송년회>를 정례화하고있다.

이와 같은 모임들에는 의례히 가무단을 부르기마련인데 조선민요와 우리 장단에 맞추어 춤판을 벌리기만 하면 동포들은 시간가는줄 모르도록 즐겨 논다.

특히 년말에 비전임 열성동포들을 적극 내세워 하는 지부송년회는 <南同胞아리랑네트>의 명칭을 달고 일본의 호텔이나 중화료리점을 빌려 진행하는 행사인데 비싼 참가비를 내야함에도 불구하고 3년전은 240여명, 재작년은 186명, 작년은 151명이 모여들어 우리 가무단과 함께 춤판을 벌리면서 유쾌히 놀았다.

송년회규정에는 참가 녀성들은 되도록 치마저고리를 입고 나오며 부르는 노래는 우리 노래라야 하며 일본노래는 금지라고 정해져있으므로 당일 연회장은 치마저고리를 입은 녀성들의 우리 춤판과 우리 노래로 민족성이 넘쳐흐르는 마당으로 되고있다.

나이 많은 분들은 <나그네설음>, <번지없는 주막> 등 흘러간 옛노래가 나오면 눈빛을 달리하고 마이크를 거머쥐면 놓을려 하지 않는다.

참가자들은 <해마다 년말에 수많은 동포들이 춤을 추고 우리 노래를 부르면서 흥겹게 노니 얼마나 좋은가, 우리 지부가 좋다>고 하니 우리는 이런 모임을 해마다 조직하지 않을수가 없다.

지난 시기 우리 지부는 총련의 분회대항골프와 <東九会골프>에 25 명, 젊은 세대들의 7.4 야구구락부에 11 명, 녀성동맹의 파찌와크에 6 명, 건강체조에 13 명, 젊은 녀성들의 소호트뽈소조에 12 명이 망라되여 민족적뉴대와 동포호상간 친목을 깊여왔는데 이를 민족성고수의 견지에서 앞으로 질량적으로 강화확대해나갈것이다.

총련교또에서는 각 지부나 단체들에서 문예체육활동모임들을 보다 왕성히 짜고드는 동시에 본부에 문화부를 위주로 체협, 문예동, 가무단 등이 협공을 잘하여 민족성을 지키고 동포사회에 민족적문화정서가 차넘치게 하는 대책을 보다 강구해야 할것이다.

⑤ 민족성을 지키고 발양시키는 사업을 폭넓은 대중운동으로 전환시키기 위해서는 조직적인 체제와 력량을 잘 꾸려야 할것이다.

민족성고수문제가 <심각하다, 중요하다>고 말로서만 강조하고 조직적인 체제를 꾸리고 력량배치를 잘하지 않으면 심각성은 더욱 가속화되고 구경은 이 사업이 자연발생적으로 흘러갈수밖에 없다.

총련교또의 경우는 본부정기대회이후 중도에서 본부문화부장이 취임 (체협리사장 겸직) 한 조건에서 이 사업을 보다 기관화하기 위하여 당면 총련지부와 각 단체들에 담당자를 우선 정하여야 할것이다. 당장 전임일군을 배치하기 어려울 경우에는 파악이 있는 비전임열성자들로 담당자를 둘수 있다.

이와 함께 전문가 강사들과 소조책임자들을 잘 배치해야 할것이다.

동시에 꾸려놓은 체제와 력량을 발동시키기 위한 조직사업을 짜고들며 담당자들의 역할과 책임성을 높여나가는 문제가 중요하

다.

다음으로 강조하고 싶은것은 민족성고수의 기본은 우리 학교라는것을 명심해야 할것이다.

때문에 민족성고수의 고향으로 되는 우리 학교를 거점으로 광범한 젊은 새 세대 동포학부모들속에서 민족성을 지키고 살려나가기 위한 운동을 보다 강화해나갈 대책과 방도들을 모색할 필요가 있다고 생각한다.

끝으로 강조하고 싶은것은 현재 적지않은 재일동포자녀들이 일본학교에 다니고있는 현실에서 이들에 대한 민족성교양대책을 념두에 두어야 할것이다.

＊京都外国籍児童・生徒의 在籍状況은 다음과 같다.

(2006. 5. 1)

2005年度	児童数	うち外国籍児童数	うち韓国・朝鮮籍児童数
市立小学校	68,917	696	794

＊교또부하 우리 학교 학생수는 다음과 같다.

(2006. 5. 1)

学校名	幼	小	中	高	合計
朝鮮第一初級	36	114	—	—	150
朝鮮第二初級	18	79	—	—	97
朝鮮第三初級	12	60	—	—	72
朝鮮中・高級	—	—	134	112	246
国際中・高等	—	—	58	77	135

× × ×

오늘 동포사회에서 민족성이 날을 따라 상실되여가고있는 심각한 현실을 놓고 우리는 애족애국의 사명과 책임을 다하지 못하고있는 자책감을 느끼지 않을수 없다.

6.15 통일시대, 조국통일을 시야에 둔 오늘 동포사회에서 민족성의 상실을 더는 허용할수 없으며 이제는 한걸음도 물러설수 없다는것을 민족적량심으로 불퇴전의 결심으로 마음을 굳게 다지지 않을수 없다.

일본에서 우리가 지키고 살려나가야 할 민족성은 오로지 동화되지 않은 민족성, 개량되지 않은 민족성이라야 한다.

우리는 동포사회의 민족성상실을 누구보다 가슴 아파하고 민족성고수를 위하여 량심껏 나서야 할것이다.

2006. 2. 16

교또부내의 조선인 강제련행과 특별고등견찰의 탄압에 대하여

류구채

저는 지금부터 "일본 京都府내의 조선인 強制連行과 特別高等警察의 가혹한 탄압"에 대하여 보고하겠습니다.

교또는 옛날부터 朝鮮文化의 영향을 많이 받은 遺物도 많고 문화도시로 불리우고있습니다. 그러나 교또부하 여러곳에는 조선사람의 怨恨이 수많이 사무쳐있습니다.

東海바다로 향한 舞鶴湾에는 일제의 海軍軍港이 지금도 남아 자리잡고있습니다.

旧日本海軍이 "浮島丸"를 爆沈시켜 수 많은 조선사람을 무참히 학살한 사실을 묘사한 映画 "살아있는 靈魂들" (朝鮮芸術映画撮影所製作)을 감상할때마다 분노를 참지못합니다.

매해 8월24일에는 "浮島丸爆沈犠牲者追悼모임"를 마이즈루에서 가지고있으며 우리들은 빠짐없이 참가하고있습니다.

지금도 우리 동포들의 遺骨을 바다에 放置하고있는 일본당국의 비인도적인처사를 항의규탄하여 작년 8월 11일에 우리 調査団이 마이즈루시 및 교또부당국에 조속한 조치를 취할것을 촉구한 다음 記者会見을 가졌으며 일본신문 텔레비에 報道하도록 하였습니다.

또한 올해 8월 1 일 浮島丸爆沈60돐에 즈음한 備忘録을 발표하고 京都府知事에게 희생자유골조사를 요청하였습니다.

교또에서는 8.15祖国光複直後부터 애족애국단체 일군들과 동포들이 힘을 합쳐 일제의 만행조사활동을 계속해왔습니다.

1991년 6월에 京都朝鮮人強制連行真相調査団은 1940년부터 1947년까지의 "京都府知事知引継書" (在日朝鮮人関係部分記録 108페지)를 비롯한 각종기록자료를 입수하는 한편 일본당국이 隠蔽, 歪曲, 縮小한 자료를 낼것을 경계하면서 "国民動員計画에 依한 集団移入朝鮮人労務者"에 실린 9개소의 배치장소, 강제련행자수

4，873명, 일제 敗亡直前인 6월 1일 현재 4．192명의 조선인강제련행자수 등을 조사，분석하였습니다．

또한 "舞鶴海軍施設部"와 관련시설 3개소의 흔적， 亀岡大谷鉱山, 大江山니켈鉱山, 三菱重工業京都発動機工場"의 흔적 7개소를 現地 탑사하였으며 関係者証言청취, 자료수집 활동을 거듭 진행하였습니다．

뿐만아니라"知事引継書"기록에 없는 大阪陸軍軍需工場園部町疎開地 工場과 99만평의 大久保軍事飛行場建設에 3. 600명의 조선사람이 酷使되고 일부는 "한바"에 그대로 머무르게된 200여명의 동포들 이 "살림집強制退去反対闘争"을 벌리고있던 "우또로"지역과 "丹波망 간鉱山"을 정력적으로 탑사하였습니다. 그 조사내용들은 대내외에 공개되여 출판보도기관들이 많이 취급하였습니다.

체험자,목격자들의 증언과 일부기록으로 밝혀진데 의하면 교또부내 각지에 강제련행, .徴用 등으로 꿀려온 사람들의 처지는 제대로 먹지도 못하면서도 장시간의 가혹한 로동을 강요당하고 조선말. 조선습관 을 금지시켜놓고 "히노마루" 섬기고 "기미가요" 를 부를 것을 강 요하였습니다．

다음으로 "京都府知事引継書"중의"特別高等警察課記録"고령동포의 체험, 목격증언과 그 자손들의 이야기를 종합분석한다면 교 또부내에서는 1940년 당시 거주조선사람 69，000여명은 모두가 엄한 통제，감시，탄압을 당했던것입니다.

일제는 앞잡이단체"京都協和会"를 조선사람이 사는곳마다 만들 어 "内鮮融和" 의 美名아래 "内地化" 를 위하여 행정, 교육, 경제，각분야에서 교묘하게 策動하였습니다.

놈들은 "労働争議" 를 구실로 "조선독립의 流言蜚語事件" "민 족주의 공산주의 그루빠사건" 등등으로 京都大学, 立命館大学, 同志 社大学 재학생들을 비롯한 조선인 지식인과 로동자들을 체포구금 할뿐만아니라 東寺中学学生들까지 자바가두었습니다．

"大江山鉱山" 에서는 조선인강제련행자가 다수 脱出한데 비명을

울려 "逃亡防止策" 에 급급한것 등 犯罪적인 蛮行을 감행한것들이 다 까밝히게 되였습니다.

애국시인 尹東柱도 "민족주의 그루빠" 사건으로 同志社大学 재학중에 교또에서 체포되였으며 그후 1945년 2월 16일 福岡刑務所에서 억울하게도 獄死하였습니다.

저는 앞으로 이미 거둔 성과에 토대하여 強制連行調査活動을 관하 동포들과 힘을 합쳐 폭을 넓혀 보다 깊이있게 벌려나감으로써 그 真相을 낫낫히 밝아낼것입니다. 그리하여 日帝가 감행한 過去罪行을 일본당국이 謝罪, 補償할하도록 노력하겠습니다.

"사협중앙학술보고회 2005.12.3 보고토론 원고"

*参考資料として別途に「京都府の朝鮮人強制連行(1)」京都府の朝鮮人強制連行調査団 (朝鮮人側団長魯仁寿、日本人側団長山脇闊、1991 年 12 月、「京都府の朝鮮人強制連行(2)」(朝鮮人側団長柳球采、日本人側団長山脇闊)1993 年 2 月と "要請書" "申し入れ書" を巻末に添付しておきます。

*資料補足として。厚生省の資料によれば兵役についた朝鮮人は軍人、軍属合わせて 36 万余り。死者は 16、340 人にのぼる。立命館大学では朝鮮人、台湾人合わせて 51 人が「志願兵(強制)」として、とられ、「志願兵」を拒否した者は学校から除名されまた投獄された。

旧海軍の航空基地が福知山市にあった。現在の中丹広域農道付近に長さ1.700メートル、幅50メートルの滑走路があった。西宮市にあった川西航空機を空襲から疎開させるためだった。ここに朝鮮人労働者が多数、強制連行、徴用され、ろくな食事も与えられず過酷な労働を強いられた。幻の飛行場跡には「耕地復旧碑」(1953 年建立)が立つ。

京都府南部地域にも、強制連行された跡地がある。今後の調査が要求される。

柳球采 社協京都支部常任顧問

내가 밟고 있는 이 땅은 ····

가수 이혜진

일본 교토에서의 공연이 확정되자 우리나라 단원들은 들뜬 마음을 감추지 못했습니다··어쩌면 재일동포들을 만나는 일은 북녘동포를 만나는 일 이상으로 우리에겐 특별한 것일지 모릅니다.
조국땅에 살지 못하지만 조국에 사는 그 누구보다 조국을 사랑하고 아끼는 그들에게서 '민족'을 배우고 '애국'을 배우는 일만큼 특별한 경험이 있을까요.

２００３년·효고에서 동포들을 만났던 그 소중한 경험은 '재일동포'라는 그 이름을 우리에게 있어 가슴 뛰는 애틋함으로 기억하게 했고. 그리워하게 했습니다··오늘 다시 그 만남의 기회가 생긴 것입니다.

이번에 우리를 초청해주신 분들은 재일본청년상공회(이하 청상회)분들입니다. 일본에서 활발히 활동 중인 청년 상공인들의 모임이지요. 그 모임의 １０주년 행사인 교토 우리민족포람에 초청되어 공연을 하게 된 것입니다. 조선 사람을 업신여기는 척박한 일본 따에서 사업을 시작해 자리를 잡는 것만도 힘든 일일 텐데·이 분들은 거기서 생긴 수익을 동포사회를 위해 기꺼이 나누는 진정한 사업가들이셨습니다··어쩌면 이역에서 민족의 이름을 빛내이고 있는 주역들이라고 할 수 있겠지요.
그런 분들 앞에서의 공연이 미리부터 긴장되고 걱정이 되기 시작했답니다··혹시 양복에 넥타이 매고 근엄히 앉아 박수도 안 치시는 건 아닐까·····냉담한 반응에 대한 상상은 우리의 공연을 준비하느라 애쓰신 일본의 여러 실무자 분들을 생각하면 정말 아찔한 것이 아닐 수 없었지요.

하지만 다행히 공연은 성공적이었습니다.
첫 곡을 부를 때부터 환호와 박수로 우리의 긴장된 마음을 풀어준 관객분들은 우리의 노래에 때로 눈시울을 붉히기도 하시고·따스한 웃음을 보내주기도 하셨습니다··재일동포 분이 작사한 민족학교 아이들을 향한 노래 '아이들아 이것이 우리 학교란다'라는 노래를 부를 때는 눈물을 참기가 참으로 어려

웠습니다. 그 눈물의 의미가 그 동안 숱한 눈물을 뿌려가며 고생해왔을 이분들에 대한 생각 때문이었는지 조국에 살면서도 조국의 소중함을 미처 알지 못했던 나에 대한 부끄러운 생각 때문이었는지는 모르겠습니다.

공연의 클라이막스는 역시나 풍물가락이 어우러진 공연의 막바지였습니다..우리의 풍물가락이 덩실덩실 시작되자 앉아만 계시던 분들이 벌떡 일어나 춤도 추시고 노래를 따라 부르기도 하셨습니다. 역시 민족의 피는 속이지 못하나 봅니다. 동포 3세·4세 분들이 대부분 이지만 민족의 풍물 가락에 어깨춤이 절로 이는 우리는 한핏줄 하나의 민족이였습니다. 그 순간 만큼은 모든 것을 잊고 우리가 하나의 노랫소리에 마음이 통하는 '하나'임에 기쁘고 들떠 마냥 즐거웠습니다..

그렇게 가슴 벅찬 공연이 끝나고 우리를 챙겨주는 일부터 갖은 실무를 도맡아 하고 있는 재일본조선청년동맹(조청) 성원들과의 조촐한 뒷풀이를 가졌지요. 공연전에 우리보다 더 긴장하고 계셨던 이분들은 비로소 긴장이 풀린 표정으로 우리에게 공연이 좋았다는 말을 아끼지 않았습니다. 만난지 이틀밖에 안되었지만 우리는 형이 되고 아우가 되고 언니가 되고 동무가 되어 시간도 잊은 채 이야기꽃을 피웠답니다.

다음 날 우리를 가다리고 있는 일정은 우리의 심장을
더더욱 쿵쾅거리게 했습니다
바로 **민족학교방문일정**이 였지요.

이런 기회가 생긴 것이 꿈만 같았습니다. 텔레비젼에서도 접하기 힘들었던 민족학교를 두 눈으로 직접 보게 된다니 생각만 해도 가슴이 벅찼습니다. 우리는 교토조선중고급학교를 방문해 먼저 오랜 세월 우리아이들의 교육에 헌신해 오신 교장선생님과 선생님들을 만나 뵈었습니다. 인자하고 푸근한 인상의 교장 선생님께서 우리를 환영한다는 말씀을 해주시고 몇몇 선생님들과 이야기를 나눴습니다. 남쪽 학교 교무실에서 볼 수 있는 그런 선생님들 같았습니다. 무서워 보이는 선생님도 계셧고 아이들이 쉽게 장난을 걸 것만 같은 순한 인상의 선생님도 계셨으니까요. 한 선생님은 우리에게 자신이 영화 '나쁜 남자'주인공 같이 생기지 않았냐며 농담을 걸어오셨습니다. 다 '조재현'— 그러고 보니 정말 닮으셨더라구요^^ 그러고나선 수업을 참관할 수 있는 기회를 가졌습니다..한복을 곱게 차려 입은 여선생님이 테 굵은 안경을 쓰고 우리말 수업을 하고 계

셨습니다··선생님이 책 읽기를 시키자 아이들은 한 목소리로 우리말 책을 술술 읽어나갔습니다··수업 중에 찾아온 불청객들 때문인지 아이들은 쿡쿡 웃기도 하고 무척 쑥스러워하기도 했습니다··영락없는 중학생의 순진한 모습이었지요··하지만 우리들은 자꾹 속에서 뜨거운 것이 넘어오는 것을 겨우겨우 참고 있었답니다··가슴이 하도 뛰어서 내 심장 소리가 귀에 들릴 지경이었습니다··이 곳이 바로 우리 아이들에게 우리 민족을 심어주는 역사적인 현장인 것입니다·· 민족의 정시이 자라는 자리·거창하게 말한다면 우리민족의 위대함을 단적으로 볼 수 있는 자리인지도 모르겠습니다·· 3세·4세·5세·····할아버지 혹은 증조 할아버지·혹은 고조 할아버지가 조국에서 태어난 것을 빼면 그들은 일본에서 나서 자란 평범한 일본 아이들과 다른 점이 하나도 없습니다··하지마 그 아이들이 술술 우리말을 하고 스스럼없이 우리말로 농담을 주고 받을 수 있다는 것은·교육이 없으면 이루어질 수 없는 기적이나 다름없는 일일 것입니다··

지금 일본에서는 한 해에 만 명 가까운 동포들이 자신의 국적을 버리고 일본으로 귀화하고 있다고 합니다··어쩌면 그것이 훨씬 쉬운 일인지도 모릅니다··그러면 몇 시간 거리에 있는 민족학교로 힘든 통학을 하지 않아도 되고 ·민족학교를 나왔다는 이유로 차별을 받지 않을 수 있습니다·· 일본 내의 반북 책동으로 움츠려 들지 않아도 되고· 여느 일본인들처럼 평범하게 살 수 있습니다·· 하지만 이들은 그 쉬운 길을 택하지 않은 것입니다·· 오늘의 나를 있게 해준 나의 조국을 잊지 않고·매일매일 상기하며 조국에 사는 그 어떤 사람보다 조국을 사랑하며 당당한 민족의 일원으로 살고 있었습니다··그 맑고 순수한 영혼들 앞에서 어떻게 부끄럽지 않을 수가 있을까요··어떻게 눈물을 흘리지 않을 수 있을까요··

벅찬 감동을 안고 밖으로 나오니 운동장으로 한 가득 학생들이 분주했습니다··곧 있을 체육대회를 준비하고 있었습니다. 우리를 태운 차가 운동장 한 켠을 가로질러 교문 밖으로 달리자 아이들이 물려와 손을 흔듭니다··아까 그 조재현(-) 선선생님도 엄지를 치켜올려 주시네요··그렇게 우리는 헤어졌습니다··

감동을 주체할 수 없는 그 밤을 그냥 밍숭맹숭 보내지는 않았겠죠··그 날 밤은 유독 길고 길었답니다··드디어 일본에서의 마지막 날이 밝았습니다··조청 동지들은 우리를 교토의

불 만한 몇 군데로 안내하느라 진땀을 뺐지요··날씨도 한여름 같았습니다··임진왜란 때 일본인들이 전리품 삼아 베어간 조선인들의 귀와 코가 묻혀있는 귀무덤도 가봤고·유명한 절들도 둘러보았습니다··그리고 시간이 되어 공항으로 향했지요··끝까지 조청 동지들이 수고를 아끼지 않았습니다··공항에서 우리가 저편으로 사라지는 것을 보고서야 발걸음을 돌렸으니까요··

그렇게 일본을 떠나왔습니다··재일동포 1·2세들이 즐겨 부르던 노래 임진강의 '내 고향 남쪽땅 가고파도 못가니'하는 가사처럼 한 두시간 거리에 고향 땅을 두고도 쉽사리 올 수 없는 그들을 뒤로 하고 남쪽 땅을 밟았습니다··오늘 만큼은 내가 딛고 선 이 땅이 예사롭게 느껴지지 않습니다··과연 나는·내가 이 땅에 발 딛고 사는 것을 몇 번이나 감사하게 생각해 봤을런지··그들이 밟을 수 없어 목이 메이는 이 땅에 살면서 나는 한 번이라도 그들만큼 이 땅을 사랑한 적이 있었는지·····

유독 서늘한 바람이 불어대는 서울의 밤하늘을 상념에 젖어 올려다봅니다··

２００５년９월１１일
교또 同志社大学 寒梅館에서 공연
시송지 제공

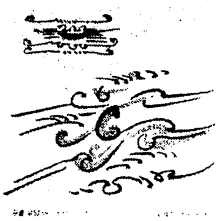

6.15時代の統一情勢

呉鳴夢

はじめに

19世紀末～20世紀初頭、西欧列強の帝国主義的植民地争奪と日帝のミリタリズムが海外侵略の道へ乗り出した頃、 無策な両班たちにより国運は急激に傾き朝鮮は日帝に主権を奪われた。

無辜な人々は国を失い住み慣れた祖国を去り日本や中国東北部に流れて行った。不慣れな異国地では恨に満ちた生活を余儀なくされた。口のきける者は監獄へ、農民たちは白昼に拉致され鉱山や炭鉱で強制労働を強いられ、子供の生める女子は性奴隷にされた。朝鮮人は植民地祖国に居ようがあるいは海外にいようが酷い差別、蔑視、虐待に耐え忍び多くの血を流した。

わが民族は日帝から開放された歓喜の夢のような現実も大国のエゴにより国土分断と戦争という厳しい試練に遭遇した。400万ともいわれる人命被害と三千里錦繍江山が焦土化されたコリア戦争は血肉の分断という傷痕を残した。分断60年の歳月は、南北が異相化し対立は膨大なエネルギーの損失をもたらし、わが民族に計り知れない苦痛をもたらした。

“われわれの国を助けてくれる国はどこにもない。われわれの運命はわれわれが切り開く”と宣言したのが6.15共同声明である。朝鮮民族は分断を望んでいないが周辺諸国の大国は朝鮮の統一を喜んでいないようだ。

2000年6月、金正日総書記と金大中大統領の頂上会談を通じて出された6.15共同宣言は半世紀を支配した分裂と対決の歴史に終止符を打ち、民族の和解と団結、統一の時代を開く民族宣言である。これをわれわれは6.15時代の始まりと呼んでいる。

6.15時代の昨年は、第2の6.15時代と呼ばれるぐらい南北関係に質的な変化がもたらされ、対話と交流,協力がより活性化されて民族の和解と団結の機運はより一層高まった。

北.南,海外同胞たちは“我が民族どうし”“民族共助”の旗印のもとに6月には平壌で＜6.15共同宣言発表5周年記念 民族統一大祝典＞を、ソウルでは＜自主、平和、統一の為の8.15民族大祝典＞を盛大にとり行った。注目すべきはこの2つの祝典が官民一体で行われたことだ。

金正日総書記の6月17日面談で＜ハンギョレ辞書＞編纂問題も論議されたと言われている。また北側の金己男同志が顕忠園を訪問し,ソウルでの記念祝典では＜이제야 통일이 되였다＞と書かれた大きな横断幕が張られた。これら一連の事実は7500万海内外同胞にも大きな希望と感銘を与えた。

去年、南北間を往来した人は金剛山観光を除いて87.000名,貿易量は10億ドルを突破した。芸術公演＜アリラン＞には8.000余名の南側同胞たちが観覧した。開城工業団地では11個の企業に4.300人が働いており近い将来、66平方キロメートルの敷地に2.000社70万人の雇用が見込めると言う。

6.15共同宣言の存在は, 7500万同胞の統一熱望と意志を集めて常設的で全民族的統一運動連帯組職である <6.15共同宣言実践民族共同委員会>が

組織され、去年は自主統一運動の転換的局面が開かれた。このような民族史的流れの中、平壌で開催された 6.15 共同宣言発表 5 周年記念民族統一大祝典では 6 月 15 日を 「我が民族どうしの日」(6.15 共同宣言発表記念日)と定めたことを内外に宣布した。これに準じて去年 12 月に中国の瀋陽で行われた 「6.15 民族共同委員会第 2 次会議」と今年開城にて行われた実務会議では 6 月 15 日を民族共同の記念日として法的に制定することを北と南の政府に建議することを合議している。

朝鮮民族の悲願である祖国の統一のプロセスは 6.15 共同宣言で明示された。北と南は国の統一問題を、その主人である我が民族同士でお互い力を合わせ、自主的に解決していくことになった。

新しい時代の 6.15 時代の視点は“南と北を別個の国家”“主敵関係”あるいは“競争の対象”でなく、近い将来一つになる “一つの同胞、 一つの民族”の 統一朝鮮である。

6.15 時代「南北共同宣言」が持つ変化は、近い将来今日の分断論理と対決構図を解消して漸進的で段階的な相互検証と相互尊重の過程を経て、徐々に北の“低い段階の連邦制”と南の“連合制”の共通項を生かした自主統一国家へと進むだろう。南北統一はお互いがお互いの既存制度や体制を認める土台の上で成就するしかない。そうではなく「赤化統一」や「吸収統一」の方法をとれば戦争を意味すると同時に南北共に滅亡するのは間違いないだろう。

朝鮮半島の未来は基本的に南北当事者たちの立場と姿勢とそれを支持す民衆の決心により担保されるものである。朝鮮半島の平和と統一は全面的に我が民族構成員たちの決心如何によって決まる。しかし、過去の行動と論理、冷戦的思考と反共反共和国対決意識に捕らわれて、これから脱皮できない人々もいる。われわれは原則と道理を守り変化した現状を後戻りさせてはならないし、忍耐強く一つ一つの困難な壁を一緒に乗り越え小異を捨て大同しなければならない。

4 月 21 日から四日間平壌で第 18 次南北長官級会談が持たれた。南側のイ・ジョンソク統一省長官は「 “キム・デジュン前大統領の 6 月の訪北を申し入れた” “日程と規模, 手続きはすぐ実務協議を持って論議する事にした”」と 24 日午後明らかし、北側が事実上金大中前大統領の 6 月訪問提案を受け入れたことを示唆した。実際に金前大統領の訪北は今度の長官級会談の公式議題ではなかったが一番関心を集めた '場外議題'だった。 鉄道を利用した 6 年ぶりの金大中前大統領の平壌訪問が統一の速度を速めることが期待される。

朝鮮の統一と東北アジアの平和と安定は連動している。祖国統一は民族の自助努力と共に朝鮮半島の周辺国家の情勢も少なからぬ影響を与える。

周知のように東北アジア地域は冷戦時代には共産主義圏と資本主義圏で 2 元化されて世界が米.ソ強大国の影響圏で分けられ一方は共産主義ブロッ

クに，また一方は資本主義ブロックに編入されて両極化されて来た。 80 年代末に冷戦構造が解体され世界はアメリカの 一極体制に転換されてその影響を受けて来た。

アメリカの 一極体制は独走の範疇を越え横暴な危険水位まで上り、 国際社会の連合機構である国連 (UN) を含めて国際原子力機関(IAEA), 核拡散防止条約(NPT), 世銀(World Bank), 国際通貨基金 (IMF) 及び大部分の軍事機構などがほとんどアメリカの一方主導で動き始めた。

このような国際的情勢の流れの過程で東北アジア地域の事情も 90年代下半期までほとんど同じ流れで巻き込まれて来た。この流れの中でも社会主義の旗を下げないで度重なる '苦難の行軍'を甘受しながらも自己を守って来た国は朝鮮民主主義人民共和国とキューバなど極少数に過ぎない。

しかし 21 世紀の世界歴史はアメリカの 一極体制にとどまらないで多極化の方向に進んでいる。 ヨーロッパではアメリカを念頭に置いてヨーロッパ共同体(EU)を形成して多くの人種,民族、 多くの国々が力を合せて暮す基盤を開拓し始めたし，これと共に 五大陸でもアメリカを念頭に置いた地域共同体形成のための関心が日増しに高まっている。 このような時に朝鮮半島を中心に東北アジア情勢に影響を及ぼしている国々，すなわち 6 者会談に参加している国々の動きを見ておこう。

1. 朝米関係とアメリカの現状

朝鮮民主主義人民共和国（以下共和国）とアメリカは 1950 年 6 月から 3 年戦った後、半世紀が過ぎても停戦状態にありいまだに平和条約は結ばれていない。冷戦後も朝米関係の緊張は続いている。

冷戦の終結により朝鮮半島の情勢も大きく変わった。社会主義の終局的勝利を追及していた共和国は独自の力で膨大な軍事力を有するアメリカと対峙することになった。

クリントン政権の末期に朝米は朝鮮半島の核問題解決の合意をみた。これはわれわれに大きな希望を与えるものだった。しかしブッシュ政権が登場することにより 1994 年朝米ジュネーブ合意は破壊された。ブッシュ政権は、前クリントン政権の合意履行の遅滞という次元を越えて、共和国を「悪の枢軸」と規定し「核先制攻撃対象を公言する」政策転換を行ない、軽水炉建設を中止させ、また重油供給停止を行なったのである。

2003 年 8 月から始まった 6 者会談を進める中で 2005 年 2 月 10 日、共和国はアメリカの核による先制攻撃の脅威に対処する抑止力として核兵器保有宣言をした。その影響下でもたらされた 2005 年 9 月 19 日の第 4 回会談共同声明は非常に重要な意味を持つ。

共同声明の条項の中で「検証可能な朝鮮半島非核化」は、全朝鮮半島の非核化に責任あるアメリカと南 (韓国) の義務事項も明らかにされた。また「相互尊重と平等の精神」「米国が共和国を攻撃したり侵略する意図はない」という表現は、ブッシュ米大統領がもっとも嫌っていた「悪の枢軸」といって

いる国を、アメリカが尊重すると認めものである。会談ではアメリカをのぞくすべての関係国は、共和国の平和的核活動の権利を尊重し、“軽水炉”を提供する問題を討議するのに賛成した。「軽水炉」についての言及は、ブッシュ政権の立場では最ものみにくい苦い薬だった。

朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人は「われわれは今回の共同声明で明らかにされたように、米国がわれわれに信頼醸成の基礎となる軽水炉を提供した段階で NPT に復帰し、IAEA と核保障措置協定を締結し履行するだろう」と言っている。

しかしアメリカは共同声明が署名されたインクも乾ないうちに『人権、紙幣偽造、麻薬密売』問題などの捏造品を持ち出して障害を作っている。また“韓米合同軍事演習”を強行した。

ラファエル・パール米議会調査局研究員は、共和国と合法的でも非合法的でも金融取引をする一切の金融機関に対してアメリカ国内の活動を禁止する『大統領行政命令』が用意されているという消息を伝えながら、その目的が「究極的に、共和国と取り引きする世界のすべての金融機関はアメリカと取り引きすることができなくなるようにすること」にあると説明している。

今後、この措置は、金融機関を越えて一般企業にまで拡がるかもしれない。現に共和国と取引のあったスイス企業の「コハス AG」に米国内の資産を全面的に凍結するとともに、取引を禁止する制裁を加えている。このようなことが拡大すれば世界は混乱するだろう。

4 月 10 日の「東京集結」は日本は準備して再び「拉致」を持ち出した。415 日、故金日成主席生誕 94 周年記念集会で金永南最高人民会議委員長は「米国は（昨年 9 月の）合意に反し、経済封鎖などのあらゆる手段でわが国を消滅させようとしている」と警告している。

6 者会談に冷や水を浴びせている最中、中国の、曹剛川国防相が 4 月 4 日、平壌に到着した。そして 4 月 15 日には、18 人の中国人民解放軍の将軍らを率いて韓国を訪問して盧武鉉大統領を表敬訪問する一方、韓国軍部隊と産業団地などを視察した。中国の胡錦濤国家主席はブッシュ大統領と 4 月 20 日にホワイトハウスで首脳会談する。これら一連の動を注視したい。

6 者会談は米国が対朝鮮敵視政策を放棄しない限り、協議再開と核問題の解決は期待できないだろう。

北東アジア地域の緊張を造成して世界平和に脅威を与えて来た共和党と新保守主義者たちであるネオコンが作ったブッシュ政権はアメリカ国民からも信頼を失っている。

9.11 テロへの恐怖と軍事力の過信から脱 9.11 へと移行しているように見える。イラク侵略戦争では 06 年 1 月末まで 2.241 人が戦死しており兵士の中で精神病を患う者の数が激増している。開戦前半年から累積 2.900 億ドルの戦費を使っており現在でも月 60 億ドルを消耗している。イラク戦争での疲労感が蔓延しつつあり UN を無視してイラクを侵略したブッシュ政権へ

のアメリカ内外の反発が高まっている。

石油価格（06年4月19日、1バレル最高値71.5ドル）の上昇をはじめ経済事情も悪くなる一方である。双子の赤字は1兆ドル(経常収支赤字、06年度予想8.280億ドル、財政赤字06年度予想3.370億ドル)に膨らんでおりブッシユ政権による産軍複合体への回帰は国防予算を大幅に増大させている。2.000年の国防予算2.945億ドルが2006年には5139億ドルに膨らみ経済は戦争経済を内包した虚構の「繁栄」をしている。

ハリケーン・カトリーナで露呈した「米国優位性」の虚構、黒人、ヒスパニックが50%をしめる3.600万人の貧困者の存在は黒人たちと庶民層から恨みを買っている。 このようにアメリカの位相は深刻な損傷をきたしている。第44代アメリカ合衆国大統領ジョージ・ウォーカー・ブッシュ氏に未来はあるのか。

2. 朝中関係と中国

朝鮮（共和国）と中国の関係は際立って強化されている。胡錦濤主席は05年10月28日から三日間、朝鮮民主主義人民共和国を公式友好訪問した。胡主席は、平壌空港に到着した際、「中朝友好協力関係を発展させることは、両国の根本利益にかない、この地域の平和と安定、発展と繁栄に役立つ」と指摘し、両国関係を「新たな水準に高めたい」と声明を発表した。

胡主席の訪朝は2002年11月、党総書記に就任以来、初めてで、中国最高指導者の訪朝は、 01年9月の江沢民前総書記以来、4年ぶりである。胡錦濤主席は中朝関係に関して、 緊密な首脳往来の継続、交流分野の拡大、経済貿易協力の推進、積極的な連携と共通利益の維持一を提案して金正日総書記もこれに賛同した。

2006年1月10日から18日まで金正日総書記が中華人民共和国を非公式訪問し中国南部地方を視察した。総書記は、広東省の広州、深圳 など経済特区のほか、湖北省の武漢や三峡ダムのある宜昌を訪れ、胡錦濤国家主席とともに農業科学院も訪問し北京で胡錦濤主席との会談が行われた。

今回の訪中の最大の目的が、改革・開放経済の実情を見る経済視察にあったことは間違いない。

近年、中朝間の貿易は拡大の一途だ。各種統計によれば2000年当時は共和国の貿易額で中国、韓国、日本はいずれも4億ドル台だったが、今日では様変わりしている。04年には中朝貿易額が約14億ドルと、全体の4割近くまで伸びた。これに対し韓国は2割弱、日本は1割にも遠く及ばない。

朝中の貿易額は、00年の4億8.800万ドルに対し、 2003年の貿易額は10億2.300万ドル。 05年は15億8.000万ドルで3倍以上に急増している。一方、日朝の貿易額は00年の4億6.400万ドルから、 05年は1億9500万ドルと大きく落ち込んでいる。 2004年の中国の対共和国投資が約5000万ドル（約54億円）に達し、共和国の外資導入額5.900万ドルの約85 %を占めたと伝えた。中国の2000年の対共和国投資は約100

万ドルで、5 年で 50 倍に急増した。

共和国の貿易総額は、1999 年に 18 億ドルまで落ち込んだが、その後は回復し、 2003 年には 23 億 9.000 万ドルに増加。貿易相手国は中国、韓国、日本の上位三カ国で 84 ・ 1 %を占めた。とくに中国は 42 ・ 8 %を占め、昨年は 50 %前後に達した。一方、韓国も年々貿易額を増加させ、総額で 2001 年に日本を逆転し2004年には中国の半分程度となる6億9700万ドルに増加させている。

このように朝中関係は緊密の度合いを増している。ちなみに麻生太郎外相は06年3月15日の参院予算委員会で、共和国と中国の貿易額が増加していることについて「中国が何の目的でそんなことをしているのかよく理解できない。きちんとした理由を提示してほしいと中国側に申し入れている」と言っている。共和国を敵視する常識を逸脱した発言である。

東北アジア地域は 21世紀に入って中国経済の発展と共に世界経済の中心地として浮び上がっている。大中華圏の躍動は03年から05年まで実質経済成長率は10%であり粗鋼生産も05年には3.5億トンに達しており、自動車販売数は06年には640万台に達する見込みである。外貨準備は05年末には7.942億ドルである。06年3月末時点で8.751億ドルで同時点の日本より231億ドル多く2カ月続けて世界一を維持している。東北アジア地域はこれに政治，軍事的に影響力を発揮しようとする国々の動きも素早く世界の注目を集中させている。

3．中国とロシアの動向

中国とロシアは理念的パートナーから実利的パートナーに変貌して有史以来一番良い善隣，友好関係時代に入っている。 中国，ロシア両国は中国共産党創党から建国時期まで過去ソ連の国際共産党コミンテルンの支援で力を得た事があったし、建国 3日後に 1949年 10月 3日中ソ国交が最初に樹立されてこの時までにしても社会主義の理念的同志関係で兄弟国間の密月関係その以上だったが、フルシチォフのスターリン批判と国境紛争で疎遠し始めた中ソ関係は 1991 年ソ連連邦が崩壊されるまで持続して来た歴史を持っていたが最近になって経済，軍事的実利に基礎を置いた善隣友好関係が始まった。 ここにもアメリカの 1極体制による脅迫的な外交姿勢が作用している。

労動新聞(2005.9.27)と連合ニュース(2005.10.14)は去る 8 月中国とロシアが史上初の合同軍事訓練 `平和の使命-2005'を進行した事実を取り上げた後外信報道を引用して "ロシア,中国対アメリカ間の新しい冷戦の序開きが開かれている"と報道している。

中国，ロシア合同軍事訓練に中国では 3 大艦隊(東海艦隊，南海艦隊)中、一番強力な北海艦隊が参加しロシアは一番伝統がある'太平洋艦隊'をこの合同軍事訓練に動員したという事実も両国軍事関係の密着位を示唆している。

中国とロシアの貿易交易額は 2004年初めて 200億ドルを突破して前年度より 30%台の高い成長勢を見せ, 2010年両国は 600ー800億ドルの交易量を目標にしている。中国は 2020 年まで対ロシア投資額を 120 億ドルまでふやすという計画であり、 現在中国がロシアの第 4 位交易国で, ロシアは中国の第 8 位貿易パートナーだが今のような成長勢が持続したら両国の間の経済交易上の位相も大きく高くなる。

このような動きは中国, ロシア内部の必要性でも起因する。ロシアはソ連崩壊とその後、失墜した経済問題, 東欧圏を含めてヨーロッパ圏影響力の弱化などを北東アジアで取り返しして見ようとする野心があり、中国は台湾を中国に帰属させて過去の一つになった中国の主権を南支邦海までその影響力を確張しようとする目標を持っているとおもわれる。

4．日本とアメリカの動向

日本は 広島と長崎に原爆を落とされ甚大な被害を被うむり、戦後の冷戦時代には平和憲法に基いて再武装しないことにして東西接近方法で灰色外交政策で実利を享受して来たが、ソ連を含めた東欧の共産主義圏の国々が瓦解してアメリカの 一極体制時代が渡来すると、アメリカの世界覇権政策に便乗して経済大国にあきたらず再び軍事大国に浮び上がろうと身悶えしている。

民族通信(2005.10.29)は日本自民党が 29 日初めて憲法改正案を定めて発表しながら "軍隊を保有する"と言う内容を挿入して平和憲法 9 条を廃棄する動きを見せていてその帰趨が注目されると指摘している。 内外言論は日本のこのような消息を伝えながら去る 9.11 総選で衆院 480 人の中過半数議席を占めたし、連合政党公明党の議席まで合すれば 3 分の 2 にあたる議席を確保していて改憲ができることになった。 自民党が出した憲法改正案は 9 条 2 項に '自衛軍を保有する'と言う項目を追加しながら 1 項の '戦争放棄' 項目は維持すると言うが 2 項の '戦闘力を持たない'と言う項目を直して自衛軍, すなわち正規軍を持つと改悪しようとすることは、ミリタリズムに出るという意志を表明したことだ。野党の中にも改憲論支持論者が少なからずいるという現実は「靖国問題」に見られるように非常に危険であることを憂慮せざるを得ない。

アメリカのブッシュ政権は日本の軍国化の道を支援しながら駐日米軍を再編して神奈川県座間基地にアメリカ陸軍拠点司令部を創設して陸, 海, 空軍 3 軍の統合作戦司令部機能を担当することを言明,日本当局者もこれに合意している。この事実は 10 月 29 日ワシントンデーシで開かれた米,日外務, 国防閣僚会議で重ねて確認され米, 日両国軍の一体化を骨子で盛っている。

これはアメリカが日本を軍国化の道を開くことで日本を核武装国家隊列に参加させる前触れでもある。

ちなみに現在、日本は世界ＧＤＰの 13%、外貨準備は 8.469 億ドル、国防予算は 456 億ドル、53 隻の駆逐艦、潜水艦 16 隻など 138 隻、38.5 万トン

（世界第２位の海軍）の国である。

日本は長年エネルギー用という名目でフランス等にてプルトニウムを委託再処理して相当量を備蓄している．資料によると現在日本国内外に保管中の 40 トンを含めて再処理中の数量を合すればすぐ 65 トンのプルトニウムを備蓄するようになって、再処理工場でこれから年間 7~8 トンのプルトニウムを抽出することが出来る。プルトニウム 5 キログラムなら核兵器 1 個を作ることができる。このように、日本の経済力と軍事予算は指導者の意思により周辺諸国に充分な脅威になりうるのである。

５．在日同胞のたたかい

在日同胞は 7500 万朝鮮民族の一員である。祖国の朝鮮半島から離れて住んでいるが、祖国統一を推し進め近い将来、偉大な自主統一国家建設し世界人類に貢献するわが民族の構成員である。

われわれ在日同胞は解放直後から、祖国と民族と責任を共にする立場を明確にして祖国統一のために戦ってきた。

朝鮮の統一の最大障害はアメリカと日本であり 6.15 時代になってもそれは変わっていない。アメリカは「核問題」を持って共和国に圧力をかけており、日本は「拉致問題」を反共和国宣伝に最大限悪用し、「靖国問題」「独島領有権問題」「教科書改ざん」にみられるように歪曲された歴史認識をもって南北朝鮮に対処している。

われわれは反外勢・反独裁。民主化・祖国統一のために戦ってきた。しかしわれわれは朝鮮民主主義人民共和国の海外公民として生きるという理由だけで日本社会であらゆる不利益と弾圧と差別を忍耐しなければならなかった。

現在も朝鮮を植民地にした亡霊が蘇り「拉致問題」にかこつけて「対話と圧力」云々して現行法を「厳格」に適用するという美名のもとに、「拉致問題」と何ら関係のない朝鮮総聯を弾圧している。法の名の下に任意に在日朝鮮人を何時でも拘束出来るのである。戦前の治安維持法と何等変わることない。恐ろしいことである。在日朝鮮人を政治取引に使ってはなるまい。言論は自由であるが最近の日本の一部政治家やマスコミの反共和国、反総連、反朝鮮人策動は度をこしている。

海外での統一運動は、まず運動の主体的な力量すなわち民族自主精神を持った力量を保存育成しなければならない。海外に世代をこえての居住は民族意識が少なからず希薄になりがちで、民族意識がなければ統一運動の主体になりえない。

海外に 700 万の朝鮮人が 170 カ国に分かれて住んでいる。海外僑胞運動で民族自主精神の涵養がなにより重要である。

われわれは自主統一国家を建てる仕事においても傍観者ではなく主導者の一部であり南北人民と責任を共にしなければならない。

周知のように在日同胞社会においてすでに3世4世が主人公として登場している。文盲率が90%近かった一世と違って彼らは高学歴であり商工人や専門職に従事する人が多い。スポーツや芸能界に進出しているが、排他的な日本の「嫌朝鮮・嫌韓国」感情により日本人のふりをしている者もいる。朝鮮人を名乗ればたちまち生活権を脅かされるからだ。「韓流」ブームはあるが、在日朝鮮人は差別、排斥されている。

人類はグローバルな視点からみれば多民族多文化共生の時代である。われわれは民族性を保持し主体性の確立に努め民族の品格を高め世界の中のコリアンとして人類に貢献しなければならない。

また帰化、国際結婚が増加している昨今、海外同胞たちは自民族にたいする帰属意識を忘れてはなるまい。「棄民族」は歓迎するものでない。

海外僑胞運動において民族教育は最も重要な位置を占める。日本での民族教育は同胞たちの民族性の喪失、外圧、少子化、財政難により少なからず危機的様相を呈している。全同胞が民族教育を支援しなければならない。

海外僑胞運動で朝鮮総聯は民族教育事業では群を抜いている。同胞たちの愛国心と民族意識を高めるための長期的次元の民族教育を推進してきた。

今年は中等教育が実施されて60年、朝鮮大学校が創立50年を迎える。日本当局の民族教育弾圧政策と経済的な困難にもかかわらず幼稚園から大学に至るまでの教育体系を整備して10余万人の子女を卒業させた。これは同胞たちの血の滲むような犠牲的努力かのたまものである。もし民族教育がなされていなかったら、日本で海外僑胞運動は継続されなかったと言っても過言でないだろう。

過去、南の「国家保安法」「反共法」を反対し、軍事政権に批判的だったという理由だけで“反国家団体”の烙印を押し故郷に行くことも出来ず、親、妻子、兄弟さえ捜すのも会うこともままならなかった。また数多くの人たちが統一運動をしたと言うことで長年にわたり監獄生活を強いられた。

また南の軍事独裁政権の反共政策の影響をうけて民団は民族的団合を徹底的に反対し、在日同胞社会に対立と分裂をかもしだしてきたこともあった。

しかし最近 6.15 時代に迎え在日同胞社会に多様な変化が起きている。われわれは、同胞社会が過去の対決的な分断構造を克服しなければならない。いつまでも6.15以前の状態を持続させれば国際社会の笑い者になるだろう。

民族イコール国籍でない。民族は血統と歴史的背景の共通性があり国籍には政治がからむ。

祖国の分断により在日朝鮮人の中にも北、南を支持する団体、またそのどちらでもない団体などが存在するが 6.15 精神にのっとって理念、思想、団体の所属を超越して対決と競争とに代わり 和解と協力で共存して民族的団結しなければならない。そして7500万朝鮮民族の一員として外勢に依存することなくわが民族どうしで祖国統一に寄与しよう。

2000 年 6 月 15 日の共同宣言は祖国が解放されて今日までの最大の事変である。「6 月 15 日が南北共同の記念日」になることを願う。

祖国平和統一協会副会長

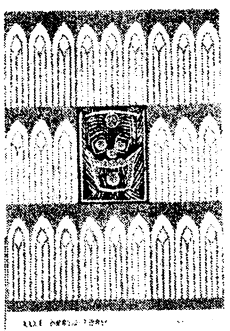

朝鮮半島の統一時代と日韓関係

白楽晴

「東アジアに発信・拡散される韓国の文化力」という主題で、日韓両国の知識人が集う会合において基調講演をすることになったことを非常に光栄に思います。しかしながら私の講演タイトルは、シンポジウムの主題とは距離があります。韓流と称される韓国文化海外拡散の具体的様相について、私が勉強し、準備したことがないのがその最も大きな理由です。ただし「文化力」が一時的な流行以上の力を持つには、東アジア全体が共感できる歴史的動きの下支えが必要だという点で、'朝鮮半島の統一時代'がそのような動きを提供しているのかを検討してみようと思います。

この問題に関して、私は昨年の九月、韓国内にある京義線最北端の駅という象徴的な意味を持っ都羅山駅において「6 ・15〔 南北共同宣言コ時代の朝鮮半島と東アジア平和 J というタイトルで講演しながら、私の立場を明らかにしました。2000 年6 月の南北首脳会談と共同宣言が開いた「6 ・15 時代」が、すなわち「統一時代の入口」に該当し、「分断体制の解体期」でもあるというものです。このような立場を、雑誌『 世界』とのインタビューで日本の読者のために敷術したりもしました。今日の講演ではその二つの文の内容を相当部分援用しながら、インタビュー(2005 年 10 月 21 日)以後の事態の進展と韓日関係に注目して、若干新しい内容を追加してみようと思います。

6 。15 共同宣言に合わせて朝鮮半島特有の漸進的統一過程が本格化したという考えは、共同宣言の直後から様々 な人たちが共有してきました。私個人の場合、そのことに確信を持つようになったのが、昨年の 6 月と8 月にそれぞれ平壌とソウルで民・官が共に行った、二度の「民族大祝典」を成功裏に終えてからのことでした。このように新しくなった信念で私の時局認識を整理したのが都羅山講演でした。続いて六者会談で 9 ・19 共同声明が採択されたのを見た時点で『 世界』誌とインタビューをしたのです。

個人的な事情を一つ申し上げますと、このような所信と認識の進展には、6 ・15 民族共同委(正式名称は「6 ・15 共同宣言実践民族共同委員会」、2005 年 3 月結成当時は r6 ・15 共同宣言実践のための南・北・海外共同行事準備委員会」)の南側の常任代表(=委員長)職を引き受け、参加した経験も少なからず作用しました。しかし、私の話はあくまでも個人的見解であって、南側代表としての発言ではないことを予め明らかにしておきます。 「6 ・15 時代」にも南北を分ける軍事境界線が依然として残っているにもかかわらずーそのような意味で分断時代が厳然と持続中にもかかわらずーこれを「統一時代」と呼ぶのは、単純に統一意志や希望事項を強調する修辞法ではありません。朝鮮半島の分断体制を克服する

ことが長期的・漸進的過程であるのみならず、世界的に類例のない特異な過程であるために、『 分断時代なのか、統一時代なのか』という両分法が通じないという認識を表現したものです。このように、あれこれ異を立てない状態でのらりくらりと進展する過程こそが、朝鮮半島式統一の固有な属性であり、その内容自体だというのが私の主張です。

これについて都羅山講演と雑誌『 世界』のインタビューで提示した説明を要約すると、次のようになります。2000 年の南北首脳共同宣言の中で“ 南側の連合制案と北側の低い段階の連邦制案に互いに共通性があると認め、将来的にこの方向で統一を目指していくことにした”という、意図的で曖昧模糊とした第二項こそ、統一国家形態に対する論難を除去した絶妙の妥結であり、これによって現実的に最も重要な第四項、つまり『 南北は経済協力を通して民族経済を均衡させながら発展させ、社会、体育、保健、環境など諸般分野の協力と交流を活性化し、互いの信頼を強固にしていくことにした 』という合意の履行が、ようやく可能になりました。今後は南北間の信頼構築と交流協力を通した実質的統合を進展させる課題だけが残るので、そのような成果がかなり蓄積されたとき、ある日突然、『 おや、かなり統一されたなあ、統一されたと宣布してしまおう 』と南北が合意すれば、それがすなわち朝鮮半島式統一、もっと厳密に言うと「第一段階の統一」ということなのです。

このような主張に対して、二つの問題提起が可能でしよう。一つは理論上の問題ですが、たとえ南北連合が宣布されたとしても、その実質内容は、現在の EU よりもずっとゆるやかな一例えば貨幣統一もなく住民移動の自由も大きく制約される一連合になるはずなので、それを「統一」と呼ぶのは一種の言葉遊びではないのかというものです。もう一つは、 2005 年 8 月または 9 月の成果が大きかったとはいっても、その後の韓国内部における保守層の大 々 的なイデオロギー攻勢や、米朝関係の悪化、特にアメリカ行政府のより露骨になった対北(朝鮮)強硬路線に照らして、「一段階統一」と呼ぼうが呼ぶまいが、その程度の統合さえ程遠いのではないかという情勢判断上の反論です。理論上の問題と関連しては、雑誌『 世界 』で言及したので、その一部を援用します。

『 もともと国家連合(confederation または union of states)が連邦(federatlon)と異なるのは、個別政府が存続する中で連合機構を共有するものではないですか？ EU は現在進行型の国家連合であり、その他のスカンジナビア連合やベネルクス三国のような類型もあるでしよう。しかし EU もまだ非常にゆるやかな連合ですが、南北間の国家連合は、ある点でそれよりさらにゆるやかでなければなりません。仮に南北間の貨幣統合が国家連合の前提条件でなければならないなら、それは難しいであろうし、またヨーロッパの場合は EU 内でかなり以前から移動の自由がありますが、南北朝鮮の場合は、むしろ人口移動の一定な統制を前提にしてこそ、連合が可能だと思います。これに対し、それが国家連合なのかもしれないが、統一ではないだろうという反論が理論上では可能です。しかし、

これを朝鮮半島特有の統一方式であると私が主張する理由は、EU はそれぞれの国家が統一された主権国家によっていったん成立した状態でその国 々 が集まっていく連合であるのに対し、南北の国家連合がなされるなら、それは長い間一つの民族、一つの国家でやってきた朝鮮半島の住民たちが、外部勢力によって強制的に分断されて再び合わさる過程であるために、作用する動力が全く違うということです。貨幣の統一や移動の自由はなくても、言語の統一と文化的体質の統一があらかじめ成された状態であり、究極的に統一しなければならないという原則に対する合意が前提とされた連合であるということです。

［中略］

例えば EU は、それぞれうまくやっていた国家が結合していく過程としての国家連合であり、朝鮮半島の国家連合は、無理やり分断されはしたが、うまく統一されなければ戦争が起こる可能性もあり、大混乱が起こりうる状況を管理する装置としての国家連合であるために、その性格は根本的に違うということです。また、従ってこのようなゆるやかな国家連合水準にのみたどりついても、その次の段階の統一に進む流れは逆戻りできなくなるというわけです。そのような意味で南北連合というのは、とてもゆるやかな連合であるとしても、朝鮮半島独特の現実においては、すでに‘第一段階’の統一と呼ぶことができるわけであり、それは、遠くはなかったと申し上げたのです“ 。(『 世界 』2006 年 1 月号高崎宗司・李 順愛の白楽晴インタビュー「私たちは今‘統一時代, の入り口にいる」185 ― 6 頁)

「第一段階の統一」と関連して一つ付け加えるのは、金大中前大統領が昨年末の二つの公開講演において「統一の第一段階」ないし「第一段階の統一体制」を提唱したという事実です。2 月 5 日、韓国学中央研究院で開かれた「文化と平和国際シンポジウム」の基調演説においては、『 6 ・ 15 南北首脳会談で宣言したように、南側の「南北連合制」と北側の基調講演「低い段階の連邦制」を統合し、統一の第一段階に入っていかなければならないこと 』を強調し、再び 12 月 8 日のノーベル平和賞受賞 5 周年記念特別講演で核問題解決、平和協定締結など、いくつか『 条件が成熟すれば、我 々 はいったん第一段階の「南北連合制」の統一体制に入っていくことがのぞましい 』と結論づけたのです。

もちろん金前大統領は早くから「三段階統一論」の第一段階に南北連合制を主張されてきた方です。しかし執権前に刊行した『 金大中の三段階統一論 』(ハンウル 1995) で、『 南北連合は、南北統一を意味しない 』(41 頁)と明示したのと大きな違いがあることは言うまでもなく、6 ・ 15 共同宣言以後にも南北連合がすなわち「統一体制」の一部であることを公言したのは初めてのことであるという点が、マスコミの注目を集めました。いずれにせよ私にとっては非常に鼓舞的な事件です。しかし南北連合のための条件が実際に成熟していくかどうかは、また別の問題です。 9 ・19 共同声明で北朝鮮の核問題解決と北東アジア平和体制構築の大きな構図が出たとたんに、アメリカが北朝鮮の人権問題、偽造貨幣問題、

麻薬問題を相次いで提起して、後続協議を難しくしています。貨幣偽造や麻薬密売のような不法行為がある場合、適切な法的対応をすること自体をとがめるつもりはありません。人権問題もまた、北朝鮮住民たちの‘人間の安全保障(human security)’という広い範嗚の人権に対し、本当に憂慮を表明したものであるなら、いつでも歓迎です。しかし大多数の観測者たちは、アメリカ側の一連の行為が‘政権交替’に依然として執着する強硬派の反撃であり、主導権掌握の試みであると解釈し、憂慮を表明しています。

韓国内部の守旧派もまた、昨年 6 ・ 15 と 8 ・ 15 及び 9 ・19 の進展に対する決死の反撃に出たという感があります。実際、 2005 年最後の 4 分期の形勢は、彼らがイニシアティブを持って反転させ、例えば国家保安法撤廃のようなものは、国会における議論さえできない雰囲気でした。このような総攻勢は 2005 年の事態進展がそれほどまでに急激であったという反証でしようが、一時的にでも彼らの反撃がこれほどまでに威力を発揮したところには、統一運動側が図らずも口実を与えた点もまた想起する必要があります。統一の気運が非常に高くなった状況であるので、反米闘争を強化して自主統一を繰り上げようという動きの中では、むしろ 8 ・ 15 民族大祝典以後、和解の雰囲気の中で内部分裂の気配を見せた保守派を団結させる、しかも守旧派の主導権の下で団結させる言動もなくはなかったのです。

私はこのような事態の責任の所在を問うよりーあえて問うなら、表現の自由を平和的に行使した教授を拘束しろだの、国家保安法を死守するという側が自由民主主義の基準にも明らかに反するでしよう一分断体制がどのような複合的な体制であり、どれほど巧妙な作動装置を持っているのかを洞察する必要性を強調しようと思います。はじめの南北分断は明らかに外部勢力、特にアメリカの圧倒的な力で強要されたのは事実ですが、ある程度体制化された今日の分断構造は、アメリカによってのみ支えられる現実ではなく、統一に対する念願さえ体制維持に巧妙に活用できる柔軟な対応力をもつことが、分断体制なのです。

同時にアメリカの保守強硬派や国内守旧派が勢いづくことを過度に考慮するのも、分断体制の性格とその解体過程に対する認識不足をさらけ出すと信じます。分断体制の存続が全的にアメリカの力のみでなされるのではないというとき、その解体過程もまたアメリカが全的に左右することができないということになります。さらに 9 ・ユ 9 共同声明自体がブッシュ行政府の善意や平和意志の産物ではなく、イラク戦争の失敗と経済力の衰退など、アメリカの力に限界が現れた現実の産物であるので、ネオコンたちの新しい攻勢が共同声明履行を遅らせることがあるとしても、最後まで阻むことはできないでしよう。

国内の混乱相に対しても「分断体制論的」な認識が要請されます。南北連合一または低い段階の連邦一が二つの正常国家のあいだに進行される統合過程であるなら、今日の韓国におけるような、食うか食われるか式の対決が繰り広げられる

ことは、不吉な兆候です。しかし朝鮮半島におけるように二つの分断国家が一つの分断体制の中に包括された場合、この体制の揺れはとてつもない波乱を巻き起こすに違いありません。この過程で南北連合の形成は、先のインタビューでも指摘したように、一方では統合の過程をもう後戻りすることのできない大勢へと固める装置でありながら、他方でその過程があまりにも急激になって、爆発的な事態を招かないように調節し管理する装置であるのです。国家間の外交交渉過程では、想像しがたいほどの混乱を伴うのは当然であり、そのため、ある日ふと"おや、かなり統一されたのだなあ"というほどにのらりくらりと進行するのが、上策でもあります。

したがって私は、北朝鮮の核問題を含めて朝鮮半島式統一の過程が手際よく整然と進んでいないからといって、一喜一憂する必要はないと信じます。流れていたものがつまれば流れを変えて土の中にしみ込んだりもする水のように、理にしたがって弛まず動いて大きな流れとなるだけです。

このような観点から、日韓関係についていくつか付け加えて、講演を締めくくろうと思います。

ご存知のように、現在の日韓政府間の関係はよくありません。小泉首相が靖国神社参拝に固執することによって、韓国側が首脳会談を拒否しているのがその端的な例です。韓国側の国民感情もまた少なからず悪化した状態です。高位公職者たちの靖国参拝だけでなく、独島(竹島)問題、教科書問題などにあらわれた過去の植民地支配に対する日本側の無感覚と、東アジアの隣国に顔を背けることが糾弾の対象となっているのです。

ここで私が糾弾の声をさらにあげても、大きな意味はないでしょう。それよりもどのように事態を改善することができるか、私なりに考えてお話したいと思います。靖国問題は中国と韓国などがこれからも強く反発して、日本国民と政府をして、一部の政治家たちが目先の利益を追い求めることが、むしろ国益を損ねるということを知らしめる方法しか思い浮かびません。しかし、独島のような問題は一方で過去のことに対する反省の問題ではありますが、いったん領土問題である以上、極右政治家でなくても簡単に譲歩できない性質であることを理解する必要があると思います。実効支配をしている韓国側が過度に熱をあげたところで、大した利益はなく、両国の国民全てが民族主義を強化する負担のみを抱えこむことになります。

その点で、誤った歴史教科書に対する対応は、両国の市民社会が領土問題をとりまく感情対立をいったんおいて、沈着に対処してはじめて、無視できない成果をえることができることを示してくれました。韓国人は一特に独島問題のようなことで民族感情が激化した瞬間には一日本社会全体を極端に画一化して救済不能であると放棄する傾向がありますが、今回の扶桑社教科書採択阻止運動の相当な成果は、そのような偏見を是正する教訓になるはずです。特に韓国において、まともな韓国史の教科書をつくるのがどれほど難しいかを実感する立場からは、日

本側との市民連帯を通して私たち自身の視覚矯正作業にも拍車をかけなければなりません。

「易地思之」(立場を変えて考えてみること)を言うなら、日本が韓国と朝鮮半島から感じる脅威に対しても、さらに細やかに考えてみるべきでしょう。20 世紀に日本によって主権を強奪された弱小民族であり、今も日本に比べて経済力はもちろん面積と人口で南北を基調講演あわせてもずっとひけをとる韓国人としては、日本側が脅威を感じるといえば、「軍国主義の復活」のための極右勢力の扇動として片付けてしまいがちです。しかし事態の底辺には中国の強盛大国化という世界史的変化があり、朝鮮半島が民族主義一辺倒の統一をしたなら、引き受け切れない事態がやってくるという危機意識があるのです。往年に民族主義に突っ走りあらゆる罪を犯した前歴がある日本人たちだから、なおさらそうでしょう。いかにしてでも日米同盟にすがり付いて中国も牽制し、日本社会の精神的空白も埋めてみようという欲望が生じることもあるでしょう。

まさにこの場面において、朝鮮半島式統一の進行は、日本社会のためにもまたとない立派な薬となるでしょう。その間の韓国の国力伸張は、日本人が以前のように韓国を蔑視しにくくしましたが、それだけでは日本社会の本当の反省を引き出すというより、危機意識・被害意識を助長する面があります。これによる反感を直接的に「嫌韓」風潮であらわしもしますが、『韓国は良いのだが、北朝鮮はどうにも我慢できない(または笑止千万だ)』というように、往年の朝鮮人蔑視を変奏して現れもします。このような状況で朝鮮半島の特異な統一過程は、「のらりくらりと」進行することによって日本の危機意識を刺激しないだけでなく、富国強兵を至上目標とみなす過去の単一型国民国家とは違う姿に帰着する確率が大きいため、日本と中国両国に新しい国家間関係の可能性を喚起させるでしょう。

幸い日韓両国の国民の間には悪感情だけではなく、成功をおさめた市民連帯の経験もあり、2002 年日韓ワールドカップ共同開催以来、大幅に増加した大衆の接触と交流があります。最近では大衆文化から始まった「韓流」が、少しずつ水準高い詩と小説の領域にまで拡大していると聞いています。しかしながら韓国人としてはこのような文化伝播が一時的な流行を超えた生命力を持つであろうと自信を持つのは、韓国文化の力が朝鮮半島式統一という、独特でありながらも創意的で東アジア全域のために重大な意味をもつ歴史過程に随伴しているからです。日本人の立場からは、このような事態の本質を洞察することによって、例えば早急な日朝国交正常化によってその過程を手伝っていただくことはもちろん、安らかで希望にあふれた姿勢で日本社会の本当の改革とアジアへの復帰を推進することができるでしょう。

ありがとうございました。

白楽晴(Pa 汰 Nak - chung :『創作と批評』編集人、ソウル大名誉教授)

2006.3.24　立命館大学コリアーセンターシンポジウムにて

「翻訳」中村知子[校正]徐勝

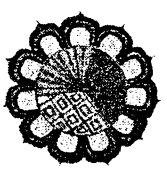

「DNA鑑定の問題に見る日本政府の問題点と日朝国交正常化の展望について」

同志社大学　三回生　文秀振
一回生　姜慶太

はじめに

つい先日、六者協議が閉幕したばかりである。この会議での焦点は朝鮮民主主義人民共和国（以下、共和国）の核問題についてであった。その一方で、日本にでは「拉致問題の解決」に多大な注目が集まっていた。結果として「拉致問題」についてはこれといった進展はみられなかった。それによって、日本の「家族会」などは共和国への経済制裁をよりいっそう強く主張するようになっている。では、どうして「拉致問題」は一向に進展しないのであろう。そして、この問題こそが朝日国交正常化を妨げている最大の原因であると考えられる。であるから、横田めぐみの遺骨の DNA 鑑定と、そこから朝日国交正常化の道を探っていこうと思う。

1、横田めぐみの DNA 鑑定の概要

2004 年 11 月 15 日、共和国が 1977 年に拉致した横田めぐみのものとされた火葬された遺骨が日本に持ち帰られた。その後、遺骨は科学警察研究所、帝京大学、東京歯科大の三つの施設で DNA と骨相学に基づく鑑定で精密検査されることとなった。

数日間の検査の結果、科学警察研究所は「遺骨は高温で焼かれたもののため DNA を検出することはできなかった」という結論を発表。東京歯科大は「骨片が微細であるので鑑定は困難である」との立場を表明。そして、帝京大だけが二種類の DNA を抽出することに成功した。

しかし、抽出された DNA はいずれも横田めぐみのものとは一致せず、この結果が拉致問題と朝日関係において大きな波紋を呼ぶことになり、今もなおこの問題は解決に至っていない。

2、朝鮮民主主義人民共和国の視点

遺骨はれっきとした横田めぐみのものである。この遺骨は２００４年１１月１４日朝日政府間実務接触に参加した、日本政府代表団団長である外務省アジア大洋州局長（当時）の藪中三十二が彼女の夫から第三者の介入なしに直接受け取ったものである。この団長は、「１、横田めぐみの夫よりめぐみさんの遺骨を直接、私に渡されました。２、これはめぐみさんのご両親に直接お渡しすることを約束します。また公表されないものといたします。」という内容を自筆で文章化しサインした。ところが、その後日本は遺骨を持ち帰ったあと約束をやぶり、マスコミに公表、さらには精密

検査にかけて、遺骨を偽者であると公式に発表した。

しかし、この検査過程にはあまりにも疑問点が多い。

第一に同時に鑑定の依頼を受けた科学警察研究所では検出されなかったのに対し、帝京大学では鑑定の「結果」が出たということ。「結果」が出たことに対しては奇跡がおこったかのようで、真っ向から否定するつもりはない。けれども、ここで問題なのは横田めぐみ「一人」の遺骨を「二人」の人物のものであると鑑定したところにある。これについては（そのDNAが何のDNAかわかっていないのに断定して発表したことは）明白に科学的であるとはいえない。そして、世界最新設備を持って鑑定を行ってきた歴史と経験と権威ある科学捜査研究所でDNAを検出できなかった事実に対しては、それを完全に無視し、帝京大学の出した「結果」のみを絶対視したことに最大も問題がある。

これに関連した記事として「週刊金曜日」（２００４年１２月２４日）は「DNAを検出できなかったという事実と検出できたという事実は、同じ科学的事実である。法医学のための設備として世界的な環境にあるはずの科学捜査研究所が検出できなかった事実も、また無視すべきでない結論のはずである。結論として採用する時、委託した二つの研究機関の結論が一致したときこれを採用すべきであろう。食糧支援を中止し、経済制裁うんぬんの決定につなげることは、科学分析の方法を歪曲して政治的に利用しているに過ぎないと思える。」とのべている。

ひとつの対象において二つの研究機関が分析した結果が異なる場合、それに対する結果の採用においてどちらか一方のみを採用するというのなら、それは科学性と客観的妥当性が欠如したものであるというべきである。

第二の疑問点は遺骨の分析方法である。帝京大学は鑑定にミトコンドリアのDNA分析法を適用したという。しかし、この方法は、まず骨片の中に存在する細胞を採取しそこからDNAを選別してこそ可能になる。共和国で１，２００℃で死体を火葬しているため、この方法で鑑定しても個人識別は不可能である。

これに関して記事として週刊「AERA」（２００４年１２月２７日）が「DNAは火に弱く火葬した骨に残っていることは期待できない。（以下略）」と述べている。

第三の疑問点は帝京大学の「DNA識別鑑定書」に記された分析の内容のつじつまがあわないことである。「鑑定書」によると帝京大学ではミトコンドリアのDNAにたいする分析が同じ区域内での塩基配列が骨片１はC型に、骨片２、３、４はA型、骨片５はAG、CT、TC、混合型となっている。ひとりの遺骨のDNAを構成するヌクレオチドの塩基配列は同型で現れるが、３つの型で現れ、一つの骨片は混合型になっているというのは不思議である。この結果を無理にうけいれるとしても遺骨は三人、またはそれ以上も人のものとみなすべきである。

しかし、これも「横田めぐみ本人の遺骨ではない」という結論とは矛盾する。

そしてさらに遺骨の鑑定手順と形式にも問題がある。DNA を利用した多形分析は、非常に鋭敏かつ細密な分析であるので、外部からそうさが少しでも加えられても分析に大きな誤差をもたらすのは必至である。一般的に鋭敏な DNA 検査は政治的性格を大きく帯びているので、専門家の立会いなくしては医学的・法律的見地から客観性が認められないことになっている。今回の横田めぐみの遺骨鑑定結果が朝・日関係に無視できない影響を及ぼすということを考えると、このような要求がさらに重要な問題となることはいうまでもない。しかし、日本政府が共和国に送ってき「鑑定書」には分析者はいうまでもなく、立会人の名前すら明示されていない。このような「鑑定書」、分析者の姓名と分析機関の公印もない文書をかざして「客観性のある科学的検査」であるとし、「解明」などということ自体、共和国にたいする冒涜である。

3、日本の視点

遺骨の DNA 鑑定の結果について日本政府は公式発表で「遺骨は偽者だ」と公言した。日本政府は横田めぐみの遺骨の DNA 鑑定を「科学警察研究所」「帝京大学吉井富夫講師」「東京歯科大学」に依頼した。その結果、「科学警察研究所」「東京歯科大」では DNA の抽出は不可能であり、データを取得することはできなかった。そして「帝京大吉井講師」は「横田めぐみ以外の複数の人間の DNA を発見した」と政府に報告した。日本政府は、この帝京大の報告を受けて「遺骨は横田めぐみ本人のものではなく、偽者である」と公式見解で発表した。二種類の鑑定結果が出たにもかかわらず、政府は一方の結果のみを採用した。

政府の発表は以上のとおりであるが、吉井講師は次のように述べている。「自分は火葬された標本を鑑定した経験はまったくない。」また「自分の行った鑑定は決して断定的なものではなく、サンプルが汚染されていた可能性があることも否めない」ということをみとめている。そして、インタビューに対して「遺骨は何でも吸い取るスポンジみたいなものだ。もし、遺骨を扱った誰かの汗や脂がしみこんでいたら、どんなにうまく処理しても、それらを取り出すことは不可能であろう」と答えている。結局吉井講師は「自分の鑑定は断定的なものではない」とのべるにとどまっている。

けれども、この見吉井講師の見解は直ちに政府によって撤回されてしまう。

この政府の発表の後から、再び共和国バッシングの記事が増えていく。ある週刊誌 A の記事では、安部晋三の二元外交に関する情報について、「大本の情報は北朝鮮政府であることは間違いない」とかいている。しかし、

その情報の大本の出所が北朝鮮であると言うだけで、確認取材もせずに、うそであるかのような報道をしている。また、安部番の新聞記者たちは「安部氏が二元外交の事実を認めないからかけない」という。けれども、別の週刊誌Bでは、この二元外交については二回も記事としてのせている。つまるところ、週刊誌B以外の安部担当の新聞記者は安部に不利になることは取材もできないのである。日本のジャーナリズムは極右政治家を監視するという本来の第一の目的を見失ってしまい、逆に政治家のパフォーマンスの場として利用されている。

そして、「家族会」「救う会」の右傾化。本来ならば「家族会」「救う会」はその名のとおり、拉致被害者の家族やそれにかかわる人々や、これらの人々を支援しようとするものたちが結成して、拉致問題に取り組んでいこうというものである。そうあるべきはずなのに、今となっては「対北経済制裁発動」「万景峰反対」というフレーズを先頭を切って発するようになっている。加えて、報道もそれを大々的に報道しさらなる「共和国バッシング」をあおっており、もはやこの流れをとめるメディアはほんの一部を除いて存在しなくなっている。

4、英国科学雑誌「ネイチャー」の視点

まず、遺骨の鑑定についてのべる。

今回の骨は1200度という高温でやかれたものであり、さらに、遺骨は長い間地中に埋められていた。このことから二つのことがいえる。一つ目は、遺骨にDNAが残っている可能性は限りなく低いということ。骨が高温で焼かれた場合、普通、DNAはその高温で死んでしまい、骨に残るはずがない。残ることがあったとしてもそれは、焼かれた時間がごくごく短い場合のみであるが、しかし、それも確定的ではない。というのが一般的な科学の見解である。二つ目は、骨自身の性質である。遺骨というものは何でも吸い取る硬いスポンジのようなものである、というものである。このことから、遺体が二年間地中に埋められていたという事実。また、遺骨はサンプルが日本に送られるまで横田めぐみの夫の家に保管されていたという事実から、この骨を扱った誰かの汗や油が浸み込んだかもしれないという可能性。この二つから遺骨は汚染された可能性があり、今回抽出できたDNAが横田めぐみのものと一致しないからといって、この遺骨が横田めぐみのものではないと断定することはできない。

次に、ネイチャーの日本政府の対応に対する意見についてのべる。
ネイチャーは「日本のDNA鑑定についての説明は、政治的干渉からの科学の自由という領域をしんがいしてきた。」とのべている。

ネイチャーによる鑑定を行った科学者吉井富夫講師へのインタビューでは、「遺骨は単に汚染されており、今回の鑑定は断定的なものでない。」

とのべた。これに対して、日本政府はネイチャーのこの記事を「不十分な表現」であり、「鑑定を行った科学者の発言を誤って伝えた」と公式見解で発表した。日本政府は、ネイチャーの記事の意見はあくまで「一般的な場合によるもの」であって、今回のケースには当てはまらないといい、また、この鑑定を行った科学者にも確認を取ったということもつけくわえて発表した。しかし、一方で吉井富夫講師へのインタビューはできなくなっており、この記事に対して、吉井氏が本当に言おうとしていたところはもはや確認のしようがない。ただ、免れることのできない事実は、遺骨は汚染されていたかもしれないということである。

共和国の言い分、日本の言い分双方に食い違いがあり、現在の状況かんがえるともはやDNA鑑定のみではこの問題は解決することは不可能であろう。

だが、問題は、DNA鑑定結果にあるのではなく、日本政府が科学的領域に干渉しているという事実にある。科学というものは、実験とそれに含まれるすべての不確実性は、公開的に精査されるべきであるという前提の上で成り立っているものである。さらにいえば、今回のような、国家間の問題に大きくかかわってくるようなものはより大きなチームによって行われるべきである。どうして日本は科学者一人だけで鑑定するように委託したのだろうか。しかも、この吉井講師にはもはや鑑定結果について話す自由もない。

日本の政治的、外交的な分野が科学の分野に転嫁されてしまっている。しかし、このような状況では共和国と日本の間の溝は埋まることはないだろう。政治的問題は政治、外交的問題は外交手段をつかって決着をつけるしかない。いくら、共和国の拉致が日本の国内の世論が後押ししていて、圧力をかけるのにもっともいい手段だとしても、科学と政治の分離というルールをやぶるのはもってのほかである。

5、結論と提言

結局、遺骨を鑑定することができなくなってしまった今、「横田めぐみの遺骨(?)」は本当に横田めぐみ本人のものであったのか、別の人間のものなのか、はたまた複数の人間の骨を混ぜて日本に送ってきたものなのかどうかは、わからない。であるから、「横田めぐみの遺骨(?)問題」を解決することによる、拉致問題の解決は事実上不可能である。

では、どうすればいいのだろか。私は、今回の拉致問題の解決だけでは、単なる一時的なその場しのぎであるとかんがえる。結局何からはじめなければならないかというと、つまるところ戦後補償に行きつく。

そこで、「拉致問題解決」と「朝日国交正常化」についていくつかの提言をしたいと思う。

１、戦後保償。
２、共和国は、日本人の拉致に関するすべての情報を公開する。
３、日本は、今回の共和国の取った行動を裏切ったことを深く反省して、誠実な対応をとることを約束する。

提言は大きく分けてこの３つである。まず、一つ目である。当たり前な感じがあるが、現在の朝鮮半島と日本がこれから先、更なる友好関係を結んでいくには必要不可欠であることは疑う余地がない。①植民地支配に対する謝罪②従軍慰安婦や強制連行された人々に対する個人補償③植民地時代の事実関係の公開。これらをまず日本は履行しなければならない。拉致の問題が取りざたされている今、日本が先に共和国に対して何かをするというのは、一見すると不公平感がただようかもしれない。けれども、この問題というのは、本来ならば第二次世界大戦が終わって日本が敗戦した時点でしなければならなかったことであり、今回の拉致の問題とあわせておこなうことすらおこがましい。

次に共和国がすべての拉致に対する情報を公開することである。この論文に書いたように、横田めぐみに関していえばもう解決済みかも知れない。けれども、まだ拉致被害者にたいする情報は日本に対して公開されていない部分が多くあるはずであるし、「拉致」を行ったという事実に対してはやはり誠実に対応していかなければならない。このときの情報公開は、この問題に関してまったく利害のない第三国の立会いの下厳正におこなうべきである。

三つ目に、上記の対応を共和国がきちんと履行するに当たり、日本は「DNA 鑑定の結果」について共和国と日本国民への謝罪とともに以前の政府の公式発表を撤回し、しかるべき発表を行わなければならない。また政府ではないが、マスコミ、ジャーナリズム自身も、自らの右傾化を反省しあるべき姿を取り戻していかなければならない。

以上のことをきちんと終えたときにこそ、朝日国交が正常化すると私は信じている。

*引用「朝鮮中央通信社備忘録」
「KOREA　NEWS　２月８日号、４月１日号」
「人権協会ニュース」
「日刊現代」
「朝鮮新報」

要約

冒頭部分では、現在の共和国と日本の国交正常化へむけてのうごきは横田

めぐみのDNA鑑定の後の状況をすこしのべている。一章では鑑定結果を書き、二章では共和国のDNA鑑定に関しては解決済みであるとの姿勢についてかき、三章で日本は横田めぐみの遺骨はDNA鑑定の結果「偽者である」という主張をかいてある。そして、四章でその結果をめぐっては、さらに世界的に権威のあるネイチャーがこの鑑定の結果について述べた意見をかいている。そして最後に、この混沌とした朝日関係を改善していき、国交正常化にいたるための提言をいくつかかいてある。

arc_bun@yahoo.co.jp
希望分科：統一コリアと国際平和

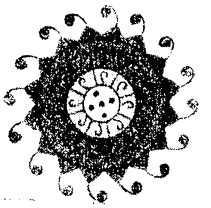

民族学校に対する支援（助成）の提言

２００６年２月１７日、京都市外国人籍施策懇話会にて

呉鳴夢

はじめに、

今期懇話会のはじめに前座長が「提言して解決、改善された問題、提言したが解決されてない問題があれば、解決されるよう努力しよう」と締めくくった。

民族学校問題は多文化共生のために既に数多く提言され、該当学校から幾度となく要請されている問題であるが、今日は朝鮮人学校を主にして民族学校の助成について次ぎの何点かについて提言とする。

１月から２月にかけて、市内の京都朝鮮第二初級校、インタナショナルスクール、池田小学校の３校を見学して京都市は「外国人教育方針」に基づいて、長年努力されていることがうかがえた。

*京都市は、全国に先駆け市中体連参加の道を開き、また京都朝鮮高級学校が全国高校サッカー選手権大会に京都代表として参加した時も一定の支援をしたし、低所得家庭の生徒児童に給付を実施するなど、民族学校支援と補助をした。

しかし、努力はなされているが依然として、民族学校が困難な状況にあることに変わりない。非常に残念なことであるが、その間、韓国学園は、経営難により一条校になり、民族教育の特性が失われている。前期　２００３年３月１２日に、私は４項目について提言した。今日の提言は重複する面もあるが、日本政府と文部科学省の民族教育にたいする基本認識に根本的な差異あるので、基本的な問題を指摘して京都市のよりいっそうの「助成」がなされることを望む次第である。

*資料「民族教育を支える会」の小冊子があり参考にしていただきたい。

今日は次の４つの問題について提言したい。

①.民族学校にたいする助成の原点
②民族教育は世界共通の人権であること
③民族学校にたいする補助の現状
④京都市は外国籍市民が通う民族学校に一条校に準用する助成をすべきである

1.民族学校にたいする助成の原点

1）在日朝鮮・韓国人の存在

１９０５年、乙巳五条約以後４０年間、朝鮮は日本の植民地にされ、言葉、文字、姓、土地を奪われ、２.８００万の朝鮮人は奴隷状態におかれた。１９４５年、日本の敗戦時には強制連行、徴用、徴兵、生活の糧を求めて日本にきた朝鮮人は当時の朝鮮人口の８パーセントあたる約 220―２３０万人が日本に住むようになった。１９４５年８月１５日、日本の敗戦により１５０万人以上が帰国して約６０万が日本に残った。現在、民族学校で学んでいる子弟はこの人たちの子孫である。

現在、在日朝鮮・韓国人は約６０万７０００人（２００４年）いるが、戦前から住む(正確ではないが)特別永住者は４０数万であり残り２０万人近くは「ニューカマー」である。１９５１年４月から今日まで帰化した人は３０万近くになりその子孫を合わせると５０－６０万が日本籍になっている。ここ 10 年間で在日朝鮮・韓国人数は約 6 万人が減少している。近年、在日朝鮮・韓国人の結婚状況みれば日本人との国際結婚の比率が９０%近くになっておりその子供たちは２重国籍で２２歳まで日本籍である。

現在、京都府下に約３万６４１０人の朝鮮・韓国人が住み、その内２８４２６人（２００４年１２月統計）が京都市に住んでいる。日本各都市の外国人居住者の中で京都市は朝鮮・韓国人の比率が高い。ここでは、日本籍のコリアンも相当数いるが、これ等対象者の問題は、次の提言者に譲ることにする。

現在、京都市内の４校の朝鮮人学校では２００６年５月現在４９９人の児童生徒と６６人の園児が学んでいる。

京都における朝鮮人学校の在籍数は、最盛期には1,７００余名が学び、京都朝鮮高校卒業生は２００５年３月現在5,００８名である。

2）民族教育について考えるとき何よりも先ず、その対象である在日朝鮮・韓国人子女がどんな存在であるのかを明確にしなければならない。

在日朝鮮・韓国人子女の存在を決定づける要因は、事実あるがままに見れば以下の４点に要約できる。

①. 両親または片親が朝鮮人であり朝鮮民族の血を引いている。

②. 多くの場合、生まれた場所が祖国（南北朝鮮）ではなくて日本である。

③. 祖国の分断、民族の分断によって日本での長期滞在、定住が、既成事実化している。

④. 改善されつつあるが、日本社会は、民族差別と、同化帰化政策が深く根付いている閉鎖的な社会なのである。

人間の子供が生まれるとき、抽象的な人間ではなくて、必ず具体的な特定民族、特定社会の成員である親の子として生まれるということを確認しておきたい。日本人の子は日本人の親の子として、朝鮮人の子は朝鮮人の親の子として生まれる。

問題は、朝鮮民族の血を受け継いだ子供が、親の属する朝鮮社会ではなくて旧宗主国である日本社会での成長を余儀なくされているばかりか、その成長過程で獲得した彼ら個々人の能力を発揮する活動舞台（進学、就職、結婚、家庭など）を、日本社会で求めざるを得ない状況になっていることにある。彼らは、日本社会で成長し活動舞台も日本社会だという点では、日本人の子供と同じ条件だと言えよう。

ところがそれは、彼らが朝鮮民族の血を受け継いでいることで、日本人の子供とは様相が全く異なってくる。

なぜなら、日本社会は、日本人の子供の成長を保障し日本人成人の活動舞台を準備提供することによって日本社会の存続発展をはかるシステムなのである。このこと自体は当然のことであって、いかなる民族、国家も、それぞれの社会はそれぞれの存続発展をはかるシステムなのである。

日本社会はどんな社会なのか？在日朝鮮人にとって、日本社会は、明治維新以来日本の支配層によって政策的に植え付けられた

民族差別が構造的に根付いている社会だと言えよう。在日朝鮮・韓国人子女も日本人子女と同じように日本で生まれたが、人間としての人格を形成し生きる力をつけ、自分の能力を発揮し人生をまっとうするには、この日本社会ではその出発点から状況、条件が異なっている。在日朝鮮・韓国人子女は民族差別を受けて成長せざるを得ない。このプレッシャーに耐えかねて在日朝鮮・韓国人子女は、普通小学高学年から、特に中学高校期-自我確立期、遅くとも就職期に悲鳴を上げ、反抗、挫折をくりかえし、深刻な場合は自殺に至るのである。(成大盛、民族教育ノートより)

現在の日本の社会は
*日本の公的機関への就職は皆無に等しい。スポーツ界、芸能界に朝鮮人が多いが本名を隠している。日本社会の閉鎖性は、拉致問題以後、「韓流ブーム」はあるが、一部政治家、マスコミは反朝鮮人の大合唱をしている。一部右傾化した政治家の言動により、近現代史を共通の歴史認識を持って東北アジア、世界の平和を願って活動している朝鮮人や日本人をも萎縮させている。

2. 民族教育は世界共通の人権である。

民族教育は在日朝鮮・韓国人の基本的人権である。

どの民族、どの国の社会も次世代成員は、親の帰属する社会で成長するのが普通で、次世代成員は、何らかの理由で他の社会で生まれたとしても、親の帰属する社会で成長するのと同じ条件で成長できるよう保障されなければならない。世界人権宣言及び国際人権規約、その後成立した外国人の人権宣言と子供の権利条約などで、必ず保障されなければならないものとして明確に規定されている子供の人権に関する問題なのである。

1)国際人権規約A規約13条「教育についてすべての者の権利を認め」「初等教育は、すべて義務的なものとし、すべての者に無償のものとすること」
B規約27条「その集団の構成員とともに自己の文化を享有し、

自己の言語を使用する権利を否定されない」

2)子供の権利条約２９条「子どもの親、子ども自身の文化的アイデンティティ、言語および価値の尊重、子どもが居住している国および子どもの出身国の国民的価値の尊重、ならびに自己の文明と異なる文明の尊重を発展させること」
３０条「民族上、宗教上もしくは言語上の少数者、または先住民が存在する国においては、該当小数者または先住民に属する子どもは、自己の集団の他の構成員とともに、自己の文化を享受し、自己の宗教を信仰しかつ実践し、または自己の言葉を使用する権利を否定されない」

3)人種差別撤廃条約第２条第２項(当事国の差別撤廃義務)「当事国は状況の求めるところに従い、特定の人種的集団、またはそれに属する個人が、人権と基本的自由を完全かつ平等に享有することを保障するために、社会的、経済的、文化的、およびその他の分野において、その集団と個人の充分な発展、保護を確保する特別かつ具体的な処置をとる」

それらは日本国憲法も保障しているもので、これまでの日本政府の対応は著しい人権侵害だと司法判断して、日本弁護士連合会は、政府に勧告書と調査報告書を提出している。(１９９８年２月２０日)。

調査報告書の筆者たちは、その核心部分について以下のように述べている。
「人間の尊厳にとって、誰でも自分の文化を、言い換えれば自分の国、自己の属している民族や集団が受け継いできた文化を維持承継することは不可欠の要件であって、この自己の民族の文化を維持承継する権利は、何人も侵してはならない神聖不可侵の権利であること」
「この自己の民族の文化を維持承継することにどのような不利益も与えてはならないということ」
「民族自決にいう民族とは、それぞれが承継してきた文化的な単位であって、固有の文化を取り去って民族の存在は考えられない。

一人ひとりの人格も、その属している文化をもって初めて確立できるものであり、文化を奪われ、他人の文化を押しつけられたところには人格の確立もなく、そこには偏狭の支配と隷属しか残らず、人間としての尊厳はありえない」
「従って、この権利は自国内に限らず、この地上の何処にいても、すべての人々に保障されなければならない普遍的な権利であること」
「日本国は日本国に滞在するすべての外国人に対して、自国および自己の民族の文化による教育を授受することよって如何なる不利益も与えてはならないし、また特に植民地支配をした国および地域の外国人が自国および自己の文化を維持承継する教育をすることについて助成振興に尽力するべきである」

このように保障されている在日朝鮮・韓国子女の人権—《自己の民族ないし自国の文化を維持承継し発展させる権利として自己の文化による教育を受ける権利》を朝鮮・韓国人差別社会であるこの日本社会で如何にして行使するか、という問題が提起されるのである。

これは在日朝鮮・韓国人子女が個人の尊厳を維持し幸福を追求する権利の問題である。

現状はどうか、在日朝鮮・韓国人子女の人権は、日本社会で保障されるどころか、日本政府の朝鮮・韓国人同化帰化政策によって解放後も引き続き著しく侵害されており、在日朝鮮・韓国人子女が人間としての尊厳を確立できなくさせられている。このことが問題なのである。これが本来の意味での在日朝鮮・韓国人子女問題なのである。

—民族教育の対象と目的

目的--両親を尊敬し、自民族を誇りに思う人材を育成すること。このような目的を達成するため在日朝鮮・韓国人子女に期待される資質は次のようなものとなろう。

① 民族の伝統、文化を知り民族の未来に責任を分かち合う精神と同時に国際親善の精神を持つこと。
② 朝鮮語〈韓国語〉と日本語、英語を自由に駆使できる資質。

③　社会と自然に関する知識を取得した創造的資質。

朝鮮人学校は今、転換期にある。自己改革を行なっている。教科の内容、また朝鮮・韓国籍だけでなく、帰化した人まで受け入れる学校になっている。

*京都朝鮮第２初級学校の校長が説明していた。

３．民族学校にたいする補助の現状

民族学校が財政的に困難な状況にある。
なぜか

本来民族学校にたいする助成は日本政府が行う問題である。日本政府は「朝鮮人として民族性を涵養する教育は好ましくない」と学校閉鎖を企図し、差別や抑圧をしてきた。日本の教育界や世論におされ都道府県知事が朝鮮学校を各種学校として認可するや、日本政府と文部省は各種学校であるという理由で朝鮮学校にたいする差別を続けているからである。

日本政府と文部科学省は朝鮮学校に各種学校扱いすら認めなかったが、さすがに都道府県知事が「現場の当事者の声に分がある」と、文部科学省の方針をはね除けて、１９５３年５月１８日、京都から始まり７０ 年代半ばにはすべての都道府県知事が朝鮮学校を各種学校として認可した。しかし各種学校と言っても本当の学校としての待遇にはならない。国からは助成金が、**びた一文**も出ないのである。在日朝鮮・韓国人も日本人と同じく**税金を**払っており税金にたいする還元は子供が朝鮮学校に行かせることで扱いが変わってくる。次の表にあるように朝鮮人の子供が日本の学校に通わせれば、一人平均、年間、２３万円―２６万円の補助がなされるが朝鮮学校に入れば一切の補助が行われない。これは在日朝鮮人にたいする重大な人権侵害である。先にくどくどと原則的な問題を述べたのもこのような理由からである。

京都市の補助金の実態をみてみよう。

京都市の市内朝鮮学校（４校）に対する補助金

１９８２年９月にはじまった。
補助金の名目、民族教育に対する補助金
２００４年度の補助金額、　１３６０万円、　児童生徒一人あたり　約２２，８１９円/ 年

この他に京都市外国人教育扶助(生活保護家庭に)と京都市民族学校児童生徒就学費(低所得家庭に)が支給されている。
しかしこれは弱者保護対策であり、民族教育の振興にたいするものではない。

参考　①　２００４年度京都府、　補助名目、私立専修各種学校教育振興補助金、補助金額　　3,６１７万5,０００円、児童**生徒一人あたり　約　６５，１５８円/ 年**

参考　②　国庫による補助金　　０円
参考　③　全国の朝鮮学校（児童生徒・保護者）に対する市町村の例

北海道	稚内市	10 万円
	苫小牧	11 万 4000 円
埼玉	熊谷市	9 万 6000 円
	蕨市	9 万 6000 円
東京	江戸川区	19 万 2000 円
	大田区	13 万 2000 円
	目黒区	9 万 6000 円
	渋谷区	9 万 6000 円
	板橋区	10 万 2000 円
	江東区	9 万 6000 円
	葛飾区	9 万 6000 円
	中央区	9 万 6000 円

等

参考　④　公立学校に対する年間教育費負担額)

幼稚園	７４７，８７７円
小学校	９１８，７４０円
中学校	１，０００，１３１円

高　校　　１，１１５，１６７円

※これを朝鮮学校に当てはめると**６億余円**になる。

参考　⑤　京都府２００４年度一般私立学校に対する補助金

幼稚園	１８０，３０１円
小学校	２６８，３３８円
中学校	２７０，４８８円
高　校	３１７，５７０円

※これを京都の朝鮮学校に当てはめると**１億８千万余円**になる。朝鮮学校全国平均、9 万円程度。未だ公立学校と 比べ 10 倍、私立学校と比べ 3 倍の差が残っている。京都、府と市を併せて 87、977 円(**6 万円)。全国の 3 分の 2** の水準である。
ちなみに、神奈川県 13 万円、　川崎市 20 万円以上　*県補助と合わせて　宝塚市は 10 万円、県と合わせると 20 万円を超える。

私立学校の保護者は教育費の負担が耐えられない場合、公立学校を選ぶことができるが、朝鮮学校の保護者にはその選択肢がない。

負担の軽い公立学校に行かせたくても、そこでは母国語教育を行っていないので、結局、子供たちを朝鮮学校に通わせるしかない。

もし今朝鮮学校に通っている子どもたち(京都市内に５７０人いる)が公立の学校に通うようになればそれだけの公的な費用が必要になるはずである。

朝鮮学校の抱える困難は助成金だけの問題ではない。

学校運営にはたくさんの**寄付に頼らざるをえない。**寄付に対しても差別があり、公的な性格を持っている学校に対して、これを**「特定公益増進法人」**としての資格を排除している。優遇措置をすることで寄付が集まりやすくする間接的なサポートがある。公立は法人全額寄付したものは損金扱いになっている。**指定寄付金**が、なぜか朝鮮学校や中華学校には認められていない。

朝鮮学校は公立学校のように無料で学校に通えない。私立学校、中華学校、インタナショナルスクールーに比べて月謝は格段に安いがそれすら払えない生徒が多い。経済的に困難な子どもたちは奨学金制度を利用したいところだが、**「朝鮮奨学会」**にも一条校の線引きがあり、各種学校扱いである朝鮮学校等は奨学金の適用が受けられない。

日本の学校では学内で怪我をした場合は**「災害共済給付制度」**(日本学校保健法)で手厚い保険制度が適用されている。怪我した時、医療費は 3 割負担で、 4 割が戻ってくる。国がバックアップしているので手厚い制度となっているが、朝鮮学校に対してはそれも適用されない。民間のグループ保険で補っているが、災害給付制度に比べて掛け金と給付の比率から見て、メリットは低い。

京都朝鮮第一初級学校は運動場もなく、教育環境が劣悪であり、校門前の道路のスクールゾーンの指定といった問題もあり、日本の学校では安全対策上当然なされていることが朝鮮学校ではなされていない。*校門前のスピード標識

4．京都市は外国籍市民が通う民族学校に一条校に準用する助成をすべきである。

民族学校に対する助成は国が行うものであるが、**民族学校にたいして当然一条校に準用する助成がなされるべきであるが文部科学省は差別と排除で対処している。**

日本の学校も少子化の中で児童・生徒数も減っているが、民族学校の児童・生徒数も減少傾向にある。しかしこのことが財政を圧迫する主な原因にはなりえない。**制度的な差別**が財政を圧迫している大きな要因になっている。すなわち、各種学校扱いであるため［助成金］が著しく少ない。それゆえに学校運営が苦しい状況にある。規定の教員の給料自体も日本の学校に比べて低くしかも、遅配、欠配がちである。教員は薄給に耐えながら子どもたちに民族教育を施そうと頑張っているのが現状である。

財政的に、深刻な状況にある諸々の困難をなくすためには制度

的な改善がなされるべきであるが、日本政府の制度的な差別がなくならない現状では地方自治体の救済処置に頼るほかに当面の解決方途はないのである。

京都府、京都市は年々、民族学校にたいする補助金を増額し補助金　就学費　教育扶助等々の形で、助成しているが、より一層の支援が望まれる。京都市は平成４年３月に「京都市立外国人教育方針」、平成１４年５月に「『学校における』人権教育を進めるにあたって」「平成１７年度指導の重点」において人権教育、外国籍生徒にたいする民族性の涵養と差別をなくすための取り組みをしている。肯定的に評価したい。しかし民族学校との交流はうたわれているが、民族学校にたいするより進んだ取り組みが不十分である。

***オーストラリアにある日本人学校などは日本語で授業し、日本国内とほぼ同様のカリキュラムで授業を行っているが、現地にある「私立学校」などはもちろんのこと、政府と州政府からの補助も一般の学校と同じように受けている。**

京都市は

1、日本政府・国会に対して、日本国憲法および国際人権条約に基づいて「外国人・民族的少数者の教育権を保障する基本法」を制定、すべての外国人学校・民族学校に対して、助成金、免税措置、卒業資格において、学校教育法の一条校に相当する地位を保障するよう法制度の改正を行い、実施するよう働きかけるべきである。

2.「多民族・多文化共生教育条例」を制定すること、すべての外国人学校・民族学校に対して、学校の認可(府、市議会への働きかけ)、助成金の交付、廃校となった公立学校の校地・校舎の無償貸与などの積極的な措置を講ずること 。
特に京都朝鮮第一初級学校は教育環境が劣悪であり、早急な対策が要求される。

3、学校保険、学校保健、給食、奨学金制度、通学や学内での安全対策などにおいて一条校に順ずる扱いをすること。
当面、「京都府高等学校修学資金貸与事業」を朝鮮学校にも適用すること。(府、市との兼ね合いがあるが)
「朝鮮幼稚園班保護者補助金」を支給すること。

4.日本の小学校、中学校内に民族学級が陶化小、山王小、養成小学校等に設置されているが集住地域に民族学級を復活又は増設してはどうか。土曜学級設置、等々が要求される。

終わりに私は4年間、施策懇話会の委員としてよい勉強をさせていただいた。

懇話会で調査・審議された意見等は懇話会の座長が懇話会で調査・審議された意見等を報告書としてまとめ，市長に提出し市長は，これを公表し，法制度や財政状況等を考慮しながら検討し議論するとともに，施策の推進に当たり尊重することになっている。

しかし施策を施されるべき立場(ここでは朝鮮学校)の人々が、「全然助成が足りない」といっているのに、「様々な提言」を尊重しているとはいえない。京都市が外国籍市民(在日朝鮮人)の立場に立って、提言実現に努力してほしい。人類と日本の良識にたって。

以上

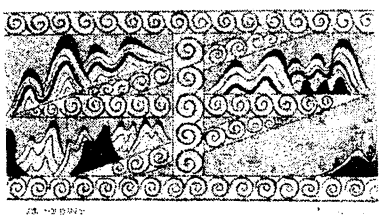

参考統計

*1 京都の外国人学校

	京都朝鮮学園	京都インターナショナルスクール	関西フランス学院
所在地	第一初級学校南区上鳥羽 第二初級学校右京区梅津 第三初級学校北区衣笠 中・高級学校左京区北白川 （すべて学園独自の施設）	上京区葭屋町通中立売下る (元来楽小学校を利用)	上京区丸太町通黒門東入る(元待賢小学校を暫定利用)
目的	在日朝鮮人の児童生徒を祖国と民族の発展のために貢献することのできる有能な人材に育てること	英語での教育を必要とする京都在住の外国人児童生徒への教育	京都在住のフランス人及びフランス語圏の児童生徒へのフランスの制度による教育
法人の有無	準学校法人（各種学校）	無認可 WASC 認定校	無認可フランス政府公認校
生徒数	幼稚班 66 人 初級部 253 人 中級部 134 人 高級部 112 人	就学前 30 人 初等部 50 人 中等部 9 人	幼稚園 16 人 初等科 21 人 中等部 14 人

京都市の支援	・教材整備費 ・民族学校児童就学援助費 ・学童う歯対策	閉校小学校の暫定利用元聚楽小学校平成 9 年 8 月から	閉校小学 1 交の暫定利用元聚楽小学校 平成 9 年 8 月から 元待賢小学校平成 15 年 8 月から

***2 外国籍行政区別児童生徒数**　(2005 年 5 月 1 日)

	京都市全体児童数	朝鮮・韓国	外国籍児童数	京都市全体生徒数	朝鮮・韓国	外国籍生徒数
北区	5.662	48	51	2.205	22	23
上京区	3.064	16	22	1.174	13	14
中京区	3.908	40	45	2.212	20	23
下京区	2.507	15	18	976	63	73
南区	4.633	166	170	2.096	79	79
左京区	6.724	68	100	2.829	36	55
山科区	1.103	13	20	513	3	4
右京区	6.838	39	54	2.896	24	28
西京区	9.965	138	150	4.604	53	56
伏見区	9.327	88	97	3.942	55	59
合計	15.186	163	242	6.670	83	124
	68.917	794	956	30.115	451	538

日本学校在籍外国人在籍数　(2005 年 5 月 1 日)「*」は 2000 年度

	朝鮮・韓国	中国	フィリピン	アメリカ	インドネシア	ペルー	その他	合計
小学校	794	110	15	9	4	4	33	967
	*1.249	*172	*8	*14	*2	*3	*22	*1.470
中学校	451	72	5	0	1	1	8	538
	*771	*95	*9	*1	*0	*1	*2	*879

合計	1.245	182	20	9	5	5	41	1.507
	*2020	*267	*17	*15	*2	*4	*24	*2.349

*民族学校就学率　初級　7.7%　　中級 22%

民族学校生徒数 —(2005 年 5 月 1 日)

学校名	幼	小	中	高	合計
朝鮮第一初級	36	114			150
朝鮮第二初級	18	79			97
朝鮮第三初級	12	60			72
朝鮮中・高級			134	112	246
国際中高等			58	77	135
合　計	66	253	192	189	700

*韓国学園は平成 16 年 4 月に学校教育法 1 条に規定する学校法人京都国際学校（私学）となる。

*3 民族学級

民族学級参加状況（平成 17 年 5 月 1 日現在）

	在籍児童数	参加児童数	参加率
養正小	8 人	4 人	50 %
陶化小	26 人	26 人	100 %
山王小	12 人	9 人	75 %
合計	46 人	39 人	85 %

対象児童 3 校(養正，陶化，山王）に在籍する韓国・朝鮮籍の第 3 学年以上の児童のうちの希望者 。指導内容各学年週 2 時間，朝鮮・韓国語，社会科，音楽

*3.民族学校への助成

京都市は民族学校に対する補助金（２００５ 年度予算額 1，700 万円）保護者の負担軽減と民族学校の教育条件の維持向上のため，民族学校に対して，１９８２ 年度から教材整備費として補助金を支給している。

年度	補助金額	一校あたり	備　　考
1982	200 万円	40 万×5 校	
1983	400	80×5	
1984	500	100×5	
1986	750	150×5	
1993	950	190×5	
2000	1.700	340×5	京都市外国籍市民施策懇話会の提言により増額

*民族学校児童生徒就学援助費について（平成 17 年度予算額 1，461 万円）本市の民族学校に在籍する本市在住の児童・生徒のうち，経済的理由により就学困難な者に対し必要な援助を行い，教育の機会均等を保障する。

*学童う歯対策について（平成 17 年度予算額 35，400 万円）児童の健全な教育の促進を図るため，京都府歯科医師会の協力を得て，１９６８ 年から，市内在住の学齢児童（外国人を含む）に対し，う歯治療に要する経費(本人が負担すべき額）を公費負担している。

* 4.日本人学校との交流

①民族学校との交流の推移１９８５ 年度から京都市中学校体育連盟に加盟（全国初）
１９８７年度から京都市中学校総合文化祭に参加（全国初）
１９９１ 年度から京都府高等学校体育連盟主催の春の大会に参加

1994 年度から全国高等学校総合体育大会への参加
1997 年度全国高等学校総合体育大会総合開会式での集団演技参加及び京都市内主要駅の案内所での運営協力（大会史上初）
1997 年度から京都市小学校大文字駅伝大会 → の参加
1998 年度京都市自治 100 周年事業「京都こども市会 J に参加
1999 年度から韓国中・高等学校の硬式野球部が日本高校野球連盟に加盟
2000 年度から小学校スポーッ記録会に参加
2002 年度から「小学生のための音楽鑑賞教室 J に参加
2003 年度から小学生水泳記録会に参加

＊　民族学校と市立学校の交流市立小・中奪牧においては，市内の民族学校 5 校との学校間交流を継続的に行っている。

① 平成 17 年度実施校小 22 校・中 16 校・サッカー，バスケットボールの交流試合・市立学校プールの水泳指導での交流・市立学校図工展での作品展示・学芸会等での民族舞踊・演奏等の披露・生徒会活動での交流

② ユーアイ・スクエア 2006 開催日 2 月 4 日（土）会場仏教大学参加口校朝鮮初級学校 3 校市立小学校 24 校（＋1 チーム）＜参考＞インターナショナルスクールとの交流，平成 17 年度小 3 校・中 2 校 4

***資料 5.**

文管振第二一 0 号
昭和四十年十二月二十八日

各都道府県教育委員会殿

各都道府県知事　知事殿

文部事務次官　福田繁

朝鮮人のみを収容する教育施設の取り扱いについて

わが国に在住する朝鮮人のみを収容する教育施設の取り扱いについては、従来から格別のご配慮をわずらわしてきたところでありますが、これについては、下記により取り扱うべきものと考えますので、その趣旨を御了知の上、事務処理に遺漏のないようにねがいます。

1、朝鮮人のみを収容する公立小学校分校の取り扱いについて
わが国に在住する朝鮮人子弟の教育上の取り扱いについては、従来もわが

国の公立の小学校または中学校において教育を受けることを希望する場合には、その入学を認め、今後も別途「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定における教育関係事項の実施について（昭和四十年十二月二十八日文初財第四六四号文部事務次官通達）」によりその入学を認めることとなったが、このことは、朝鮮人子弟にわが国の公立学校において特別な教育を行うこと認める趣旨でないことはいうまでもないところである。

しかるに、朝鮮人のみを収容する、大部分の公立の小学校分校の実体は、教職員の任命・構成、教育課程の編成・実施、学校管理等において法令の規定に違反し、極めて不正常な状態にあると認められるので、次によって、適切な措置を講ずること。

(1) これらの朝鮮人のみを収容する公立の小学校分校については、法令に違反する状態の是正その他学校教育の正常化されると認められない場合には、これらの分校の存続について検討すること。
(2) これら公立の小学校分校における学校教育の実態が改善され、正常化されると認められない場合には、これらの分校の存在について検討すること。
(3) なお朝鮮人のみを収容する公立の小学校または中学校およこれらの分校または特別の学級は、今後設置すべきでないこと。

2、朝鮮人のみを収容する私立の教育施設（以下「朝鮮人学校 という。）の取 い）扱いについては、次によって措置すること。

（１）朝鮮人学校については、学校教育法第一条に規定する学校の目的にかんがみ、これを学校教育法第一条の学校として認可すべきではないこと。
（**2**）朝鮮人としての民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は、わが国の社会にとって、各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められないので、これを各種学校として認可すべきでないこと。なお、このことは、該当施設の教育がわが国の社会に有害でない限り、それを事実上行われることを禁止する趣旨でない。

（**3**）すでに学校教育法第一条の学校又は各種学校として認可されている朝鮮人学校の取り扱いについては検討を要する問題であるが、さしあたり、報告、届出等の義務の励行等法令を遵守したて適正な運営がなされるよう留意するととともに実態の把握につとめること。

なお朝鮮人を含めて一般にわが国に在住する外国人をもっぱら収容する教育施設の取り扱いについては、国際親善等の見地から、新しい制度を検討し、外国人学校の統一的扱いをはりたいと考える。

***資料 6.**

帰化数

年度	帰化申請者数	帰化許可数（人）				不許可数
		合計	朝鮮・韓国	中国	その他	
1996	14.944	14.495	9.898	3.976	621	97
1997	16.164	15.061	9.678	4.726	654	90
1998	17.486	14.779	9.561	4.637	581	108
1999	17.067	16.120	10.059	5.335	726	202
2000	14.936	15.812	9.842	5.245	725	215
2001	13.442	15.291	10.295	4.337	619	130
2002	13.344	14.339	9.188	4.442	709	107
2003	15.666	17.633	11.778	4.722	1.133	150
2004	16.790	16.336	11.031	4.122	1.183	148

2005 年現在　である

***資料引用**
①京都市文教課統計
②成大盛　「民族教育ノート」

在日本朝鮮人と朝鮮語~朝鮮学校での視点から

李幸子
李顕雅

1．はじめに

今まで家族や親戚以外に在日朝鮮人（注１）の知り合いがいなかった私にとって、私が日常的に朝鮮語（注２）にふれるようになったのは、大学に入ってからである。一回生当初、様々な朝鮮語を耳にする中で、語尾だけ朝鮮語である言い方や、日本語交じりの朝鮮語に「こういう使い方をするのはなぜだろう」と疑問を感じることがあった。この疑問を取っ掛かりに自分と朝鮮語の関わりについて考えてみたいと思った。

昨今の韓流ブームにより、日本人だけでなく在日朝鮮人の中でも朝鮮語を学ぶ人や、朝鮮語を学べる機会は増え朝鮮語の認知に好影響を与えた。しかし、未だ残る民族学校出身者の国公立大学受験資格問題や助成金の問題など、日本社会において朝鮮語の教育を行う朝鮮学校が社会的な存在意義を示していると言えるだろうか。朝鮮語を学べる場は日本学校の民族学級、日本の大学の授業、語学スクールなど様々あるが、ここでは朝鮮学校（注３）を取り上げる。朝鮮学校で朝鮮語がどのように教育されているのか、朝鮮語の日本社会における位置付けをカナダにおけるイマージョン教育との比較などを通して見ていきたい。

2．朝鮮学校の歴史

朝鮮学校の主たる教育言語は朝鮮語である。「幼児期に自然な状態で習得する言語」を母語とするなら、朝鮮語で学ぶ子供たちの母語は日本語である。日本語を母語とする子供たちは母国語である朝鮮語を朝鮮学校という教育の場で学び、朝鮮語と日本語という二つの言語を習得していくのである。朝鮮学校の主たる教育目的のひとつに朝鮮語の獲得があり、よって日本語の授業以外は基本的に朝鮮語を使うという

徹底した教育実践が行われた。

現在日本にある朝鮮学校は、1955年に結成された在日本朝鮮総連合会を主たる運営母体とする学校法人朝鮮学園を指す。現在約120校近くの朝鮮学校が全国にまたがっている。学校教育法での位置づけは、第83条「第一条校に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの」、すなわち各種学校である。日本にある外国人学校220校のうち、6割以上を朝鮮学校が占めていることがわかる。

そもそもなぜ朝鮮学校は創られたのか。始まりは、在日朝鮮人が1945年8月15日の解放以後、民族教育を運動の重要な課題として取り組んだことに至る。在日朝鮮人は日本の各地に「国語講習所」「朝鮮語学院」など小さな学校、学院を建てた。これが、在日朝鮮人の民族教育権利確保の第一歩であったのである。

在日朝鮮人にとって奪われた民族性を取り戻す民族教育の第一の課題は、朝鮮語を取り戻すことであった。45年9月に結成された在日本朝鮮人連盟は、46年4月から朝鮮人学校の建設に取り組んだ。46年10月当時、朝鮮人学校は初等525校（児童数42,183人、教師数1022人）、中学4校（生徒数1180人、教師数52人）、青年学校10校（生徒数714人、教師数54人）にも及んだ。そして教育綱領と教育の基本理念を制定し、本格的の学校運営を開始していた。「教育規定」で定められた授業科目によると、初級学校（日本学校で言う小学校）5、6年（時間数週34時間）では社会科6時間、朝鮮語7時間、芸術4時間、理数科9時間、体育・実習4時間、日本語2時間、自由研究2時間となっている。

在日朝鮮人の自主的な努力による学校建設運動の高揚の中、朝鮮学校は阪神教育闘争という存続の危機に直面する。連合国軍総司令部（GHQ）は朝鮮学校に対して抑圧政策を行っていった。その背景には、朝鮮半島南部でのアメリカ軍政に対する朝鮮人の民族自主権擁護と民族反逆者一掃要求の高まりがアメリカ軍政の障害となっていたことと、すでに朝鮮半島の38度線を境にした冷戦対立が始まっていたことがある。GHQは在日朝鮮人運動を朝鮮政策遂行上の治安問題と見なし、その一環として朝鮮人学校問題をとらえたのである。48年に入ると、日本政府もGHQの政策に呼応して在日朝鮮人の民族教育を抑圧する方針を固めた。朝鮮人学校を法的に承認しない方針を打ち出したのに引き続き、全国の朝鮮人学校に借用校舎の明け渡しと、私立学校としての認可申請を求めた。認可の条件として日本語のみの使用と日本の教科書の使用が求められた。在日同胞はこれに対し、朝鮮人の教育は朝鮮人の自主性に任せること、教育の特殊性を認めることなどの要請を行った。しかし日本政府はこれらを受け入れず、朝鮮人学校閉鎖命令

を連続して出した。閉鎖命令に反対する朝鮮人の大衆運動が各地で繰り広げられた。これに対しGHQと政府当局は、「非常事態宣言」を発令して、検挙という実力行使で弾圧を加えた。続いて49年には朝連に対して「団体等規制令」を適用して解散させ、10月には再度朝鮮人学校の閉鎖を強行した。その後、1951年に在日朝鮮人は在日朝鮮統一民主戦線（民戦）を結成し、民族教育の再建を主要な運動の課題とし、学校建設に取り組んでいった。民戦に変わって朝鮮学校の運営母体は在日本朝鮮人総連合会（総連）になり、総連は教科書・教員など朝鮮学校運営の整備をはかるとともに、朝鮮学校の教育課題を「民主主義的民族教育」と規定した。日本の朝鮮人政策の一環として朝鮮学校は常に危機にさらされてきたといってよい。在日朝鮮人は納税の義務を果たしているにもかかわらず、朝鮮学校において財政的な補助がほとんどされていない。私立学校教育研究補助金・設備補助金といった名目で出している自治体もあるが、その額は非常に少なく、京都など一部自治体を除いて保護者に対する教育扶助の適用も認めていない。また、国公立大学受験資格問題については、京大など国立大学が朝鮮学校卒業生への入学資格を認定するなどの前進はあったものの、帰国子女や留学生の受け入れに対応する教育の措置がとられている中で、未だ問題は厳存している。

厳しい状況の中で朝鮮学校は運営されてきたが、朝鮮学校に対する子供たちや親の要求も変化してきた。これまで朝鮮学校で使用されてきた教科書は総連結成以降6回改編されている。在日朝鮮人社会で世代交代が進み朝鮮学校に通う生徒の大多数が3〜4世になり、在日朝鮮人の意識が「帰国志向」から「永住志向」へ変わったことなど、朝鮮語における言語環境の著しい変化によって教材内容が入れ替えられたようである（注4）。授業内容については朝鮮語と朝鮮の歴史・地理に比重を置いているものの、ほかの科目は日本学校とほぼ同程度のカリキュラム構成となっている。

3．朝鮮学校における朝鮮語教育の現状

では、朝鮮学校ではどのような朝鮮語教育が行われているのか。
次の表は朝鮮学校の初級部・中級部における科目別授業配当数である。

＜初級部＞

	社会	国語	朝鮮歴史	朝鮮地理	算数	理科	日本語	保健体育	音楽	図工	合計

1年	0	9	0	0	4	0	4	2	2	2	23
2年	0	8	0	0	5	0	4	2	2	2	23
3年	1	7	0	0	5	3	4	2	2	2	26
4年	2	7	0	0	5	3	4	2	2	2	27
5年	2	6	0	2	5	3	4	2	2	2	28
6年	2	6	2	0	5	3	4	2	2	2	28

＜中級部＞

	社会	国語	朝鮮歴史	朝鮮地理	数学	理科	日本語	英語	保健体育
1年	2	5	0	2	4	4	4	4	2
2年	2	5	2	0	4	4	4	4	2
3年	2	6	(2)	(2)	4	3	4	4	2

音楽	美術	家庭	情報基礎	合計
1	1	1	0	30
1	1	0	1	30
1	1	(1)	(1)	30

(『在日本朝鮮総聯合会』―「民族教育～科目別時間数」より)

初級部1年は全授業数23時間中9時間の約39%を「国語」である朝鮮語教育に当てている。同じように、2年は全授業数23時間中8時間の約35%を、3年は全授業数26時間中7時間の約27%を朝鮮語教育に当てている。初級部高学年（4年～6年）になるとその割合は減り、中級部に入ると全学年約18%と一層下がるが、それは「英語」や「家庭」などその他の科目が増えるからである。このように朝鮮学校では朝鮮語教育に最も大きな比重を置いており、特に初級部低学年（1年～3年）において一層比重を置いている。

次に朝鮮学校における朝鮮語教育の内容について、教科書の内容を通して検証してみたい。

一つの大きな特徴として、従来は小説の鑑賞などのいわゆる「文学読解」が多かったのが、現在の教科書では少しずつ口語表現の習得に力を入れている。

例えば初級部2年の「国語」の教科書では全24課のうち本文が対話形式である課が7課、また初級部6年のものでは全19課のうち3課とそれに加えて付録として1つの本文が対話形式になっている。また、それぞれの課の終わりに省略形などの口語表現なども掲載されていて、朝鮮語の口語能力の向上に力が注がれていることが分かる。

4．カナダのイマージョン教育との比較

カナダでは1969年に公用語法が制定されてから、英語とフランス語の二言語主義を前提とする多文化主義が1971年に宣言され、1982年に新憲法、1988年には新公用語法と多文化主義法が制定された。カナダでは第二言語としてのフランス語教育の学習はイマージョンプログラムによって行われる。イマージョンはimmersionのカタカナ表記で没入法＜学習中の言語を使って生活しながらその言語を習得する教育法＞と辞書に記されている。つまり、イマージョン教育とは通常の教科の授業を第二言語で教えることにより、学習者に自然に第二言語を習得させる教育プログラムである。イマージョンプログラムでは第二言語を教科内容を指導する手段として使用している。イマージョン教育は1965年、カナダのケベック州で英語が母国語の子供たちにフランス語を教える手段として導入されたのが始まりである。この教育方法が高い成果を生み、普及した要因として、①従来のプログラムよりも高いレベルの言語能力が習得されること、②フランス語の習得が連邦政府諸機関の就職に有利であること、③第二言語としての公用語教育への財政上の援助が1970年に開始されたことが挙げられている。

朝鮮学校は日本語の授業以外は全て朝鮮語で行われていて、朝鮮語の理解度が理科や社会など他科目の理解度に影響する「学力言語」としての位置付けである。朝鮮学校の教育を、通常の教科の授業を母国語である朝鮮語で行い生徒に自然に朝鮮語を習得させるものと考えると、イマージョン教育と類似していると言えるだろう。ただ、カナダのイマージョン教育が学校教育での言語習得だけを意図したものではなく、仕事など生活に結びついた、また連邦政府による財政的に裏づけされた国家的な教育政策であることが朝鮮学校の教育とは決定的な

違いである。

話は変わるが、2001年に大学入学センター試験で韓国語（この場合でのみ「韓国語」と記す）が「外国語」を受験する選択肢の一つとして採用されたが、それを採用している大学は少ない。ちなみに昨年2004年のセンター試験で外国語の受験者総数536,786名のうち、韓国語での受験者はわずか174名であった。また、今年11月5日付の朝日新聞の記事によれば、大阪朝鮮高級学校3年の女子生徒が9月に、大阪市立大学の推薦入試に出願しようとして「高等学校に在籍する者」に該当しないとして拒否されている。2003年に文部科学省が民族学校生にも個別審査で門戸を広げるよう通知を行ったのにも関わらずである。朝鮮語・朝鮮の社会的な認知は低く、韓流ブームが叫ばれる昨今でもそのイメージはまだまだ低いということが明らかである。学校教育の中での理解に関わる「学力言語」と相反し、生活に密着した言語の範疇を「日常言語」とするなら、在日朝鮮人の世代交代が進み言語環境の中に占める朝鮮語の割合が減りつつある今、在日朝鮮人にとって朝鮮語は「日常言語」とは程遠い。

5．民族学校生徒の朝鮮語の特徴

ここで、朝鮮学校生徒の朝鮮語の実態を見ていきたい。

日本で生まれ育ち日本社会の中で生きている在日朝鮮人にとって、「母国語」は朝鮮語であり、「母語」は日本語である。そのため、発音体系や語感（ニュアンス）などが日本語化してきている。例えば21ある朝鮮語の母音の区別や、平音・激音・濃音の三つに分けられる子音の区別、また音節の終わりにくる7種類の子音「終声」、これらをしっかり区別できる人がほとんどいない。朝鮮学校では、現在朝鮮語を教えている教師のほとんどが朝鮮語を母語としない在日三世たちである。日本で生まれ育ち、朝鮮学校で学び育った彼らもまた全ての発音の区別をはっきりできるわけではない。朝鮮語を使う学校と日本語を使う家庭・日常生活の中で、どうしても日本語の影響を強く受けることはいうまでもなく、また、そういった現状の中で朝鮮語と日本語が合わさった在日朝鮮人独自の言葉が生まれたのである。朝鮮語を使わない日本で育ったために生まれた言葉、それが「在日朝鮮語」である。例えば、

①「私が」というのを本国では「ネーガ」「チェーガ」というのに対し、在日朝鮮人には「ナーガ」「チョーガ」という人が多い。これは朝鮮半島南部の慶尚道・全羅道・済州道出身が多い在日朝鮮人が、全羅

道出身者の使っていた方言をそのまま受け継いだためと言われている。

②格語尾が日本語と異なるにもかかわらず、「ムオスル　ハンミカ？」（何をしていますか？）というのを「ムオスル　ハゴイッスンミカ？」という風に、日本語を直訳したような日本語式の使い方をする。

日本語の文に語尾だけ朝鮮語の言い方もいくつか挙げられる。

③「これだよね」を「これイヂオ」と言う。

④「～です」「～します」が「～イムニダ」「～ハムニダ」と語尾が書き言葉である。

⑤日本語語尾である「～ね」のような言葉を朝鮮語の語尾にくっつける「～ハヂャね」（～やろうね）といった言葉遣い。

⑥店員を呼ぶとき「チョッスミカ（いいですか）？」ではなく、「ミアナンミダ（すみません）」を使うようなニュアンスの違い。

このように、朝鮮語でもなく日本語でもない「在日朝鮮語」が多く使われているのである。ただこれらを使うのは主に最近の若い世代である。学生時代に友達同士や先輩後輩の間で使うようになり、それが次第に受け継がれていってしまったのである。母国語である朝鮮語を自由自在に話すネイティブスピーカーである在日一世、彼ら一世から朝鮮語を学んだ二世、そして母国語話者と接触する機会が少なくなった三世、四世になるにつれて、朝鮮語として学んできた言葉は「在日朝鮮語」として変化し続けてきたのである。「在日朝鮮人社会の独特な言語環境で朝鮮語の変種が定着するようになった」（申昌洙）のである。「在日朝鮮語」は、在日朝鮮人にとって母語である日本語の影響を強く受けており、発音・語彙・文法など本国の朝鮮語との違いが増し、隔たりある言葉になってきている。話し言葉に「在日朝鮮語」が生じる背景として、朝鮮語の語彙が少ないことや、日本語の言い方のほうが使いやすいことなどが考えられる。日本で生まれ育ち、日本社会の中で生きている在日朝鮮人にとって、これは仕方がないことかもしれない。しかし、朝鮮語の足りない部分（能力）を日本語で補うような、朝鮮語と日本語をうまく使い分けていることになりはしないだろうか。

朝鮮学校を卒業した何人かの子に話を聞いたところ、学校に通っている間朝鮮語を一生懸命勉強しても、生活ではあまり使わないことが分かっているから朝鮮語の学習が精神的な面でおろそかになってしまうところがあることや、朝鮮学校の独特な朝鮮語によって本国の人と話すときに感じるコンプレックス、朝鮮学校を卒業してしまうと話す環境が少ないので、留学生との交流など朝鮮語を話す機会を求めていることなどが分かった。

6．在日朝鮮人にとっての朝鮮語

先にも述べたように、カナダにおいての第二の公用語であるフランス語は、仕事のような人生の大きな選択肢とも結びつく、生活手段ともいえる言語である。その一方、日本における朝鮮語は社会的な位置付けはまだまだ低く、民族学校で朝鮮語を学んだとしても生活には結びつきにくいのが現状である。民族学校において「学力言語」である朝鮮語は朝鮮語の習得に大きな結果を残したであろう。しかし、生活手段つまり「日常言語」としての朝鮮語でなければ、朝鮮語は使うこともほとんどなくなり、いつか忘れ去られてしまう気がしてならない。民族学校という教育の場は、戦後在日朝鮮人が自ら立ち上げ、日本の圧力を受けながらも立ち向かい、守って築き上げたものである。その中で一世から二世、三世、四世へと受け継がれてきた朝鮮語は財産であり、これから私たちが守り、積極的に後世に伝えていかなければならない。在日朝鮮人の子供たちにとって、朝鮮学校で自分は朝鮮人であるという民族的アイデンティティを日本の抑圧に対して獲得していく教育であるともいえる。学齢に達した在日朝鮮人の子供たちで民族学校に通い勉強する生徒は１割程度であるという点は、朝鮮語を学ぶこと、使うこと自体が日本社会の中で蔑まれるところがあって積極的にできないということを表していると思う。今や在日四世・五世が誕生しつつある時代で、自ら朝鮮語で話したり書いたりすることはとても難しく、民族学校や独学などで特別勉強している者以外の朝鮮語のレベルとしては、親族名称や生活用語など単語がいくつか理解している程度の者が多いであろう。朝鮮学校で学ぶ朝鮮語の学力が日本の制度の中で正当に評価されない限り、選択の幅を広げるための手段としての言語は日本語しかないのである。

日本社会において、在日朝鮮人が朝鮮名を名乗ることで在日朝鮮人であることを知らしめる名前と同じように、朝鮮語を使う人が多くなれば多くなるほど、日本社会の中で朝鮮語が飛び交っていることが当たり前の状態になり得るであろう。日本社会における日本語と朝鮮語の共生、ひいては日本人と在日朝鮮人との共生である。言語も在日朝鮮人の日本社会に対するアピールの一つの手段であるだろう。民族学校に通う子供たちにとっても一歩学校を出れば日本語の社会であり、彼らの日常語も日本語である。その中で民族を意識することは難しく、民族学校の果たす、朝鮮語教育の役割は大きい。日本に住みながら朝鮮語を使用している以上、朝鮮語が日本語の影響を受けるのは当然である。ただ、周りの人たちが使っているという慣れから、無意識に「在日朝鮮語」を使うのではなく、民族心をも表している朝鮮語を使って

いるという責任としての自覚を持つべきなのである。「在日朝鮮語」は、日本語の中でも朝鮮語を使おうとしている意識の表れと考えればそれは良い面である。しかし、朝鮮語を習いたての子に時に「そういう使い方もあるんだ」と誤解を招いたり、後世に受け継いでいくべき朝鮮語と考えれば「在日朝鮮語」を積極的に使っていくことに懸念を感じる。

7．施策

では、朝鮮語を身近な言語として今後より発展させていくためにはどうすればいいのか。具体的に次の三つを挙げる。

①センター試験で韓国語を起用する大学の枠を広げる。（法的な面）

②民族学校の講師として本国からネイティブの人を招く。（学校教育の面）

③家族・親戚との会話で日常多く使用している日本語から朝鮮語の使用を増やす。（家庭教育の面）

①に関して、韓国語をセンター試験の選択科目として採用する大学が増えれば、日本社会の朝鮮語に対する評価が上がったとして、朝鮮語のイメージと共にその価値も上がるのではないかと考えた。

②に関しては、今まで期間限定で行われたことがあったようであるが、年間教育として位置付けて行われていくべきである。本場の朝鮮語に触れることで、民族学校で朝鮮語を学ぶ生徒や、逆に朝鮮語を教える立場である先生の朝鮮語習得の意欲を湧かせ、良い影響を生むのではないかと考えた。

③に関しては、家庭は実生活において言語を使う環境の多くを占めるので、家庭での教育もなおざりにはできないと考えた。書き言葉のようなテキスト朝鮮語ばかりでなく、日常でもっぱら使うくだけた朝鮮語の言い方を知り、会話に取り入れ実践につなげていくのが得策であると思う。在日朝鮮人にとって朝鮮語が「日常言語」に少しでも近づき、朝鮮語を使うことによって在日朝鮮人であることにより誇りを持って生きていけるような社会になることを願ってやまない。

8．おわりに

私たち京都外国語大学のKOREANサークルでは、学習会と共にハン

グル講座を継続して行っている（ここではハングルと表記する）。日本人の子が朝鮮語を学ぶ背景には、在日朝鮮人である友人の影響で学び始めた子や、在日朝鮮人の多く住む地域に生まれ朝鮮語に興味を持ち学んでいる子など、個人によって様々であり、朝鮮語を学びたいと私たちが活動する教室を訪れてくる子も増え、朝鮮語に対する関心の高まりをじかに感じている。では私たち在日朝鮮人はなぜ朝鮮語を学ぶのか。各個人の朝鮮語の四技能（読む・聞く・書く・話す）を総合的に向上させることは目下の目的ではあるが、本質的には言語を通して祖国を、自分たち朝鮮民族を知ることにつながるということを忘れてはならない。朝鮮語を教える立場として朝鮮語を教える意味を、また朝鮮語を学ぶ立場として朝鮮語を学ぶ意味を考え、朝鮮語を自分たちの手で守り受け継いでいくために、これからも朝鮮語習得に努力を重ねていきたいと思う。

（注 1）本論では、「朝鮮」籍、「韓国」籍保持者の他に「日本」国籍取得者やニューカマーも含め、朝鮮半島にルーツを持つ全ての日本に住む朝鮮民族を「在日朝鮮人」と称する。

（注 2）朝鮮語、韓国語、韓国・朝鮮語、コリア語、ハングル語など日本では様々な呼び方をされているが、朝鮮民族の言語という意味で基本的に「朝鮮語」と記す。

（注 3）「朝鮮学校」とは、在日本朝鮮人総連合会（以下総連）の運営する朝鮮学校を指す。

（注 4）1993 年に授業内容や教科書が定住化に沿った内容へと変わり、特に社会科の改編が大きかっ。朝鮮の歴史に加え、日本と世界の歴史の教科書が編纂され、中級部の社会の時間数が週 2 時間から 4 時間に増え、地理は朝鮮半島中心であったのが日本や世界の地理を取り入れた教科書に変わった。理科・数学などは日本の教科書出版社の許可をとって転載するなど日本の教科書を意識したものになった。日本語では竹取物語・徒然草・平家物語・奥の細道・枕草子などの日本の古典を取り入れた。

（注 5）「一条校」とは、学校教育法第一条の「学校とは小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする」に該当する学校を指す。朝鮮学校は、英会話学校や自動車教習所のようにある特定の教育を行う「各種学校」としての扱いである。

《参考文献・資料》

李月順（1998）「朝鮮学校における朝鮮語教育－バイリンガル教育の視点から」中島智子　編著　『多文化教育－多様性のための教育学』明石書店
金徳龍（1991）「在日朝鮮人子女のバイリンガリズム」マーハ，ジョン・C．・八代京子　編著　『日本のバイリンガリズム』研究社出版
藤井幸之助（1999）「在日朝鮮人の言語状況と民族語使用権」言語権研究会　編
『ことばへの権利』三元社
前田真彦（2005）「韓国系民族学校の事例」
申昌洙（2005）「民族教育の歴史と朝鮮学校における朝鮮語教育」　『在日コリアンの言語相』前田信治・任梵哲・生越直樹　編　和泉書院
ジーニアス英和辞典　　大修館書店

《参考H.P》民族教育にささげた半生
http://210.145.168.243/sinboj/j-2004/03/0403j0402-00001.htm
民族時報第814号
http://www.korea-htr.com/ip/811820/ip81404vi.htm
民族関連年表
http://www.k-jinken.ne.jp/minzokukyoiku/nenpyo.htm
在日朝鮮語
http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/choes/bibimbab/zainitigo
在日本朝鮮総聯合会
http://www.chongryon.com/j/edu/index7.html
「イマージョン教育」とは？　http://ns.niitan.jp/i003_itoha.html

京都外国語大学　英米語学科四回　　李幸子
（hngj_0126@hotmail.com）
英米語学科三回　　李顕雅

グロバルな視点での移民の比較とその意義
カテゴリ(教育とアイデンティティ)

慎 翔宰

・はじめに
・ユダヤ人について
・在日韓国、朝鮮人と比較する
・今後の課題として

はじめに

在日韓国、朝鮮人に未来はあるのか。いま、在日韓国、朝鮮人は減少傾向にある。要因として、差別問題はもちろん、在日であることに様々な重荷が存在するからだ。差別や、こういった重責は、どこの民族であるか、どこに在籍しているかを問わず移民ならば誰でも共通のものである。世界各国に移民はおり、移民となった要因、背景、現状はそれぞれが多様である。多様すぎるゆえに、確立されたグローバルな視点での移民論はない。在日外国人の移民論の場合を見ても、歴史学的な移民論は在日韓国、朝鮮人を指し、経済政策的な移民論はアジア諸国からの移民とその政策について(ここでは韓国、朝鮮の移民も含まれるが、視点は組織的な移民ではない)、もしくは先進諸国からの移民と国際化の波及についてなど、問題意識から検証する、ミクロ的な移民論が中心である。しかし、近年の国際化による、より能動的な移民はさておいて、歴史的に移民とならざるを得なかった人々には、その本国の歴史も含めて、多くの共通点を持つ。本論では、洋の東西を問わず移民を比較し、共通点を導き出し、メカニズムを解き明かすことの意義を提唱する。

まず、意義を説く前に明確にしなければならないのは、移民を、個々人だけのものではなく、組織化し、団結することの意義を明確にしなければならない。これは、多くの先達により、提唱され続けたもので、いまさら言を待たないものではある。しかし、敢えて述べるのは、民族の団結の必要性が前提になければ、本論の意義自体がなくなるからだ。また、現在の在日韓国、朝鮮人は、日本の社会、個人主義と集団主義と全体主義がせめぎあう社会の渦中にあり、団結の意義を再認識する必要があることも理由の一つである。ここでいう団結の意義とは、文化的、人間的な意味での意義ではない。むしろ、実践的で社会的生活にとって効果的という意味での意義である。しかし、前述と矛盾しているように聞こえるが、これを解き明かすにもやはり比較し、その論拠を提示する必要がある。よって、本論ではまず、在米ユダヤ人と在日韓国、朝鮮人の比較を試み、その上で共通

項から、団結の意義と移民の、グローバルな比較の意義を導き出す。

但し、先ほど述べたように、移民は多様であり複雑である。比較し、メカニズムを追及するにも、多くの時間と、徹底的な検証がなされなければならない。誤解や早合点の危険性もあり、本論では、論拠の提示に大きな不安を残す。徹底検証と移民の歴史の追及が今後の課題となる。よって、本論は飽くまで、実験的に在米ユダヤ人と在日韓国、朝鮮人を比較するだけで、それを本論のテーマにはしない。また、導き出された団結の意義についても、提唱することはない。なぜなら、思想や、歴史の曲解で暴走した国を間近で知っている我々は、その危険性を知るからである。

ユダヤ人について

在米ユダヤ人と比較するのは、最も移民としての歴史が長く。アメリカという土壌が一つの要因としてあるが、政治的、経済的に強い影響力を持ち、ユダヤ人として団結しながらもアメリカ社会の主流となっていることが、恐らく移民としては、成功した民族といえると考えるからだ。もちろん在米ユダヤ人は、多くの課題や苦難をいまなお抱えている。しかし、移民にとって成功とは、自己確立と経済的な独立、繁栄ではないだろうか。在米ユダヤ人は、そのどちらをも確立している。

自己確立について、ユダヤ人は、世界史上初めての宗教を生んだ。代表的な宗教の多くは、ユダヤ教が発祥である。また、その宗教は得意で、民族と直結した形で存在する。彼らの教えによると、ユダヤ人は生まれたときからユダヤ教徒であり、選ばれた民なのである。そういった意味で、アイデンティティの確立が容易であり、ユダヤ人は、世界に散在するすべてをあわせた約600万人の人口のまま、その数を維持している。もちろん様々な要因から減少することはあるが、それは少なくともユダヤ民族として生きて行く事を、多くのユダヤ人が拒絶、消滅して、減少したという理由は含まれない。しかし、ユダヤ人は、宗教上の理由から団結を強めるものではない。キリスト教徒に改宗するユダヤ人も多く存在する。戒律の厳しいことで有名なユダヤ教だが、昔からの戒律を守り、実践する正統派ユダヤ教徒は、在米ユダヤ人の中では少数派である。ヨーロッパで忌み嫌われ続けたユダヤ教を信奉する移民であるユダヤ人は、宗教を目立たなく、もしくはキリスト教により近づけ、アイデンティティの譲歩を繰り返した。それは在米ユダヤ人もまた同じである。自由主義とうたわれるアメリカであったが、ユダヤ人は常に迫害の憂き目に遭っている。そのなかでユダヤ人が団結し、結束を失うことがなかったのは、顔形がどうしようもなく異なるため、同化する道が残されていなかったというものもある。しかし、さらに根本的な要因は、ユダヤ教を超越した、ユダヤ主義があるからではないだろうか。ユダヤ主義は、国家や、政治主体が、意図的に形成したものではなく、悠久の移民の歴史の中で勝ち取られた、超保守的で、ネガティブなプライドに基づいた、独自の主義であると考える。長い迫害の歴史

は、悲しみや、怒りとともに、どこの民族にもない誇りとなっているのではないだろうか。そして終末後に選ばれるというユダヤ教と微妙に関連しあい、また勝ち取られた経済的な力も起因し、強い団結力になっているではないだろうか。

経済力について、在米ユダヤ人の所得はその他のアメリカ人のそれの倍あるといわれている。もちろんすべての在米ユダヤ人が富豪ではなく、もちろん格差も存在する。しかし、繁栄とはそもそも実態のつかめないイメージである。同じ民族の繁栄こそ団結に繋がっていると考えられる。

しかし、経済的要因から団結が生まれたわけではない。むしろ団結性がユダヤ人の特異性を継承、発展させた。迫害されたからこそ、結束し、結束してあるコミュニティー、独自の労働を生み出した。それがユダヤ人は社会的な要求もあり、高利貸しであった(このような、一部職種に迫害された民族が集中する傾向は、在日韓国、朝鮮人にも現れている)。ユダヤ人は、そのコミュニティーの力を外向的に利用し、また継承する文化を創り、今日の勤勉な民族性を築き上げた。在米ユダヤ人の、５人のうち、３人は大学卒業者であり、３人に１人は大学院修了、もしくは専門職の資格を取得している。これはアメリカ社会全体をみて、3.5倍の比率である。

今日の研究においては、生まれながらに賢い人種、攻撃性の高い人種などが存在することは、一般的に認められていない。在米ユダヤ人の文化とコミュニティーがあったからこその高い勤勉性であろう。ここに、民族団結の社会的効果と意義がある。コミュニティー、結束の要因は、ユダヤ主義と、周囲の迫害、後になればユダヤ人の経済的繁栄の３つが挙げられる。ユダヤ主義に似た、文化性は在日韓国、朝鮮人にもあるのではないだろうか。

在日韓国、朝鮮人と比較する

朝鮮は、長い歴史の中で、その国を維持してきたが、度々の侵攻、侵略に遭い常に脅威にさらされてきた。移民として、脅威と常に対峙してきたユダヤ人に類似する。近代に入ると、迫害と結束はより全体的になり、一層朝鮮人の保守性を促進させた。しかし、常に国家という母体があった面、併合されて以降は、組織的に抑圧され、利用された面は、ユダヤ人とは相違する。ユダヤ人が常に他を意識し、積極的に交渉しなければならなかったのに対して、我々は、受動的に利用される面が多かったのではないだろうか。朝鮮半島が、当時日本の生命線であり、また、近代化する日本の代わりに、穀類の供給所になっていたことは有名である。強制連行を、理論的に実証する資料は、当時日本の内務省警保局の資料を見れば明らかである。ユダヤ人は、無視されたのであり、朝鮮人は無視されたかったのである。これが、後々のコミュニティー形成にあたり、外向的な面を多分に持つユダヤ人と、内向的な在日韓国、朝鮮人という相違点を作ったのではないだろうか。そしてもちろん、移民する対象国も比較する必要がある。

日本とアメリカの移民政策、そして文化性の相違は大きい。移民の国であるアメリカは、主流となる民族はもちろん存在する。しかし、アメリカの民族別構成比率をみて、最大の人口比率であるドイツ系アメリカ人は、23.3%である。WASP(ホワイト、アングロサクソン、プロテスタント)といわれる人々も、主流でありながら、圧倒的な構成比を示す訳ではない。だからこそアメリカという国を支えるのは、アメリカ人の、アメリカへの忠誠心である。この忠誠心は、民族や、宗教を否定してはならないという条件があってこそ保たれている。

対して日本は単一民族であり、アジアの中で特に自立して存続してきた。数千年に渡る天皇の継続と侵害のなさは、世界的に異例であり、日本の保守性を示している。保守的とはいえ、日本の在日外国人への迫害は、例えばアメリカのユダヤ人の迫害に対して強烈であったか、といえばそうではない。しかし、迫害ではなく、この保守性からくる壁が在日韓国、朝鮮人のコミュニティーを圧迫した。迫害には対抗し、結束を固めるという手段があるが、この手の逼迫は、むしろ経済的、社会手金な孤立を生み出し、在日韓国、朝鮮人の結束を瓦解させかねない。日本の朝鮮は顔形が類似している。同系には優しい日本社会は、在日韓国、朝鮮人の団結を誘惑した。日本と在日韓国、朝鮮人の、両方にある保守性が、今日の減少を生んだのではないだろうか。在米ユダヤ人とは違い、在日韓国、朝鮮人の減少の基には帰化がある。しかも日本は、3世を経なければ、新日本人となり、国籍が変わっていないのと変わらない。これが祖父母までの国籍を帰る動機にもなっている。しかし、確かに日本は、移民が団結し生活するのには住みにくい環境かもしれない。しかし、世界は大きく変わりつつある。日本は、少子化により、確実に門戸開放を迫られている。一層の国際化が進む中、在日外国人の中で、今なお最大の人口を持つ我々は、独自の文化を形成しつつ、日本社会に新たな軌跡を残さなければならない。日本社会と調和し、連携しあい、在日韓国、朝鮮人として生きてゆくためには、日本が国際化の中で変わるだけでなく、我々自身も、外向性と団結を再度高め、先進的なコミュニティーを築く必要があるのではないだろうか。洗練された朝鮮人主義の確立と、国際社会への柔軟な対応が求められる。厳しい現実にあるが、移民をグローバルに比較する上で、必ず共通の出来事があったのではないかと思う。その発見こそ本論の提唱である。

今後の課題として

移民をグローバルに比較する意義を説く上で、在米ユダヤ人と、その基になるユダヤ人の歴史を紹介し、類似性と相違性、その明暗を説いた。しかし、前述のように論拠が不足し、この説を推奨するには多くの課題が残る。ただ、移民の中には独自の文化を確立し、なおかつ社会的に一定の繁栄を築いた民族が必ず存在する。それを知り、検証することで、在日の未来を見据えるのに一つの指標が出来る。また、お互いを検証し、理解する

ことは、国際的な相互理解に繋がる。

今後の研究課題として、まずは朝鮮の歴史を深く知ることが大切であろう。移民を形成する前の形から息づくものを発見しなければならない。その上で、移民となった歴史。その背景と、原因、その後の動向を理解し、移住先についても研究しなければならない。その土台が会って初めて、他の移民を検証し、比較することが出来る。

京都産業大学
経済学部３年次生
g302834@cc.kyoto-su.ac.jp
2005. 11.21

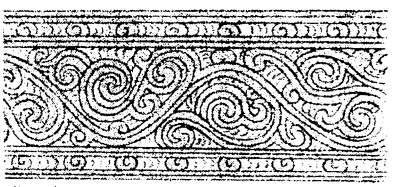

日本の公教育下における民族教育の現状と今後の可能性について～京都を中心に～

金勇樹
李和実
金大豪

目次

1　はじめに（問題提起）

2　民族学級の歴史
京都における民族学級
大阪における民族学級
「覚書」民族学級
「72年型」民族学級
その他の地方における民族学級

3　京都における民族学級の現状

1969年以降の京都の民族学級
現状

4　京都の民族学級の特徴と抱えている課題

京都の民族学級の特徴
京都市教育委員会や行政からの日本学校において
民族学級の処遇
民族講師会・同胞保護者会について

5　結論～京都における民族学級の今後の可能性～

6　終わりに

1　はじめに（問題提起）

近年、在日朝鮮人（注1）の多様化が進んでいると言われて久しい。

1つは日本国籍取得（いわゆる「帰化」）者の増大により特別永住者（注2）の数が減少する一方、国籍は日本であるがルーツを朝鮮半島にもつものが増えている。また、同胞同士の結婚が減り、いわゆる「国際結婚」が増えたことにより、片親が朝鮮人で片親が日本人の「ダブル」が急激に増加している。

そういった中で、在日朝鮮人の民族教育も様々な変化が求められている。

現在、就学年齢にある在日朝鮮人児童の内、民族学校（朝鮮学校や韓国学校など）に通う数は極少数であり、大半は日本の公立学校に就学している。日本学校に通う児童にとって、家族や親類以外はほとんどが日本人としか触れ合う機会がないのが現実である。また、日本社会のいわゆる「右傾化」が叫ばれて久しいが、「右傾化」風潮は教育現場にも及んでおり（例えば歴史教科書の問題や、「日の丸」・「君が代」の問題、など）、これらが在日朝鮮人児童に与える影響は決して小さいものではないだろう。

このように、日本学校に通う在日朝鮮人児童にとっては、自身のルーツである朝鮮半島の言語や文化、歴史などを知る機会は、同胞多数地域の学校や民族教育に熱心な教師が勤務している学校などを除いて殆んどないと言っても過言ではない。そのような環境の中で自身の民族、ルーツについて肯定的に捉えることは大変困難なことであり、それは日本学校に在籍する在日朝鮮人児童の本名（民族名）使用率を見ても伺うことができる。（注3）

このような現状を考えた時、民族教育機関としての民族学校が重要なのは言うまでもないが、同時に日本学校においての民族教育、特に民族学級の必要性は非常に高いといえる。

現在、その形態はそれぞれ異なるが、大阪、京都、北九州、神戸などに民族学級が設置されている。

京都（主に京都市）では、元は9校あったが、現在は減少し、3校（陶化・山王・養正）の小学校に設置されている。

民族学級が盛んなのは大阪で、現在大阪市内で 100 校、大阪府で 160 校を超え、今なお増え続けている。

在日朝鮮人が約4万人もいる京都において、民族学級をより活性化させることは非常に大事な問題であり、それを拡大する道を探る必要がある。本論では、京都を中心として民族学級の歴史・経過・現状・問題点を分析し、今後の可能性について述べることにする。

2　民族学級の歴史

1）　京都における民族学級

1945 年、朝鮮の解放、日本の敗戦以後、日本各地に朝鮮語や朝鮮の歴史を教える「国語講習所」が開設され、京都市内においても 28 ヶ所で開設された。その「国語講習所」形式は、1946 年末から在日本朝鮮人聯盟（以下朝聯）が中心となり、全国的に本格的な民族学校の形態へと移行し、朝鮮人学校の建設がなされたのである。

しかし 1947 年 10 月にアメリカ占領軍民間情報教育局は、朝鮮人学校を日本政府の指令に従わせるという基本方針を提示し規制に乗り出した。1948 年 1 月 24 日には、「朝鮮人設立学校の取り扱いについて」（注 4）を発表し、朝鮮学校を日本の教育法規に従うものとした。これにより、各地で反対運動が展開され、同年 4 月には阪神教育闘争にまで至った。

京都では、話し合いによる解決方法が探られた。4 月 30 日以降に計 6 回もの話し合いの末、5 月 15 日に府教育部長との覚書（以下 5.15 覚書）が交わされた。翌年 1949 年 10 月 19 日には、文部省が朝聯解散に伴う措置として、朝鮮人学校に閉鎖改組を全国に通達した。京都（当時認可 9 校、無認可 3 校、対象児童生徒総数約 1300 名）では、「朝鮮人学校の『財団法人』としての認可を取り消す」と通達され、11 月 5 日には最終的に全てが閉鎖された。こうして、朝鮮人学校に通っていた約 1000 余名が日本学校に転学させられた。これにより、日本学校における民族教育の実現形態＝民族学級が要求されることになったのである。

5.15 覚書に基づいて市内の小学校には、特別民族学級が設置された。連合国軍総司令部（GHQ）の意向もあり、府教育委員会（以下、府教委）はこの覚書を反古にしようとするなど民族学級設置には紆余曲折があったが、その後、1950 年に市教育委員会（以下、市教委）は、公立学校（小学校）内に民族学級の併設を内定し、以後民族学級の早期実施を求める運動が激しくなった。その運動の結果、養正・紫竹・柏野・嵯峨野・陶化・南大内小学校で放課後に実施する課外学級形式の民族学級が開設された。1954 年には、民族教育の効果を上げるため、日本人を含まない特別学級要求の運動が高まった。その結果、京都の民族学級は（表 1）の形態となった。

（表 1）

学級の形式	具体的内容	小学校名
特別学級	朝鮮人のみ	養正
抽出学級	普通授業を受けながらある時間のみ抽出する	陶化・山王・南大内・柏野・待鳳・上賀茂
課外学級	正規授業後に行う	朱雀第四・嵯峨野

しかし、1966 年に待鳳小学校での民族学級が閉鎖され、南大内・朱雀第四小学校では民族学級の講師（以下民族講師）が一人減少し、民族学級

の形態は抽出学級の一本化となった。翌年には、上賀茂・柏野が、更に翌年には南大内・朱雀第四・嵯峨野小学校が閉鎖された。その後、京都の民族学級は、形態は抽出学級で一本化されたまま、養正、陶化、山王小学校の3校となり、現在に至っている。

民族講師の権利実態は、任期として、1961 年までは制限は無かったのにもかかわらず、1962 年より、市教委は、1 年限りとして毎年辞令を交付するという一方的な措置をとった。しかも、講師の身分が保障されないことは、講師の定着を阻害し、教育に対する熱意の喪失につながるものである。京都では、措置として在日本朝鮮人総聯合会（以下、総聯）が民族講師の派遣を委託されていたため、民族講師の手当を補助し後任を送り込むことによって民族学級を存続せしめてきたのである。

2） 大阪における民族学級

「覚書」民族学級

大阪府では、当局による「学校閉鎖令」に対し、1948 年 4 月 26 日に「朝鮮人不当弾圧反対人民大会」が府庁前で開かれ、約 3 万人の同胞が参加する抗議デモを行った。それ以降も、民族教育を守る闘いは全国的に行われ、5 月 5 日に文部省と朝鮮人中央教育対策委員会との間で「覚書」が交わされ、民族学級及び民族学校の存続が認められた。また大阪では、6 月 4 日に共同闘争委員会代表と府知事との間に、①多くの犠牲を伴った民族学校に一定の条件をつけて私立学校として認可すること、②公立朝鮮人学校の設立を認めること、③公立小・中学校の課外における朝鮮語・歴史等の教育を認めるなどの内容の「覚書」が交わされ、公立小・中学校の課外授業としての民族学級の設置などが取り決められた。（この「覚書」に基づいて設置された民族学級を、以下、「『覚書』民族学級」とする。）

1949 年 11 月 4 日の臨時大阪府教育委員会で承認された「朝鮮人児童生徒に関する受け入れ方針、入学手続きおよび地方教育委員会または市町村にたいする連絡事項について」に基づいて、大阪府教育委員会では 36 名の民族講師を任用して、朝鮮語や朝鮮の歴史等の課外授業を府内 33 の小・中学校に設置した。しかし、民族講師が辞職するとその民族学級は後任講師が置かれずに閉級にされるなどしたため、1960 年代に入るとわずか 10 校となり、講師は 11 名となった。そして、「覚書」民族学級は現在大阪府内では 11 校となっている。

「72 年型」民族学級

一方、大阪ではそれ以外の形で民族学級が拡大していった。いわゆる「72 年型」民族学級である。

1971 年、大阪市西成区長橋小学校で当時 5 年生の在日朝鮮人児童が児

童会長選挙に立候補し、「部落差別をなくし、在日朝鮮人の差別をなくしていきたい」と宣言、被差別部落の子どもを対象にした「補充学級」に在日朝鮮人は対象外であることを告発し、学校をあげて行政に直訴した。これがきっかけとなり、また1972年の「南北共同声明」による在日朝鮮人社会の盛り上がりが追い風となり、民族学級を側面から支えてきた日本人教職員が大阪市教育委員会を動かし、同年11月に設置が実現された（講師は朝鮮奨学会に依頼をした）。

長橋小学校の民族学級設立は画期的な出来事であった。長橋小学校の民族学級は、「覚書」民族学級と区別するために、「72年型」民族学級と呼ばれる。画期的と呼ばれる「72年型」民族学級は、「全国在日外国人教育研究協議会（全外教）」や「民族教育促進協議会（民促協）」などの組織や、民族講師や日本人教師、保護者などの働きにより、現在もなお増え続けており、約160校にまで拡大している。

その他の地方における民族学級

大阪、京都以外の地域にも民族学級は存在した。ピーク時の1953～54年には日本各地に95校存在したが、以後1958年には63校、1961年には50校と漸減し、1960年代半ばには、30校と急減していった。完全に民族学級が消滅した地方が多い。現在、京都と大阪の他には、福岡県の北九州市、愛知県の岡崎市、兵庫県の神戸市などがある。また民族学級という形とは少し違い、在日朝鮮人だけでなく、日本人や他の在日外国人が国際理解を目的としてのクラブ形式は存在しており、最近では神奈川県の横浜市で始まった。

ここでは、昨年民族学級が復活した事例として兵庫県の神戸市の事例を挙げることにする。

兵庫県では、1948年4月15日、朝鮮人側代表たちが兵庫県知事と交渉する約束をしていたにもかかわらず、突然拒絶されたため、抗議の座り込みしていたところ、全員が逮捕された。続いて23日には民族学校の閉鎖が強制執行された。24日、同胞たちは兵庫県庁前で約1万人の集会を開き、県知事と交渉した結果、学校閉鎖の撤回など5項目が合意された。ところが同日深夜、神戸軍政司令部は突如非常事態宣言を発し、合意文書の無効を宣言するとともに、3日間で1,732名を無差別逮捕した。これはアメリカ占領軍が出したものであり、この時には非常事態宣言であるので日本の法律も適用外で、アメリカ占領軍が直接、弾圧に乗り出すということが起こったわけである。よって何らかの形で民族教育を受ける児童は、合わせて約2万名に激減し、学校閉鎖の後多くの朝鮮人児童は、日本人学校へ分散収容された。そして1955年以降に本格化する朝鮮学校再建によって、民族学校への転学を希望する子どもたちが増え、民族学級は縮小していった。兵庫県では、民族講師を強制退職させる事件も発生するなど、民族学級の後任措置も断たれ、存続を断念せざるを得ない状況があった。1960

年代初めから民族学級は減少し始め、1970 年代には、ほとんどの民族学級が廃止ないしは大幅縮小し、兵庫には一部に残るのみとなった。

こうした中で、民族学級は消滅していったが、近年神戸市においては民族教育を求める保護者たちの要望が日増しに高まりを見せていた。そして2004 年 5 月 15 日に神戸市内の学校では初の取り組みである「蓮池オリニソダン」が開校された。これは神戸在日韓国・朝鮮人児童生徒保護者の会の要望が実った形だ。保護者の会は、公立学校に通う在日朝鮮人の子どもたちが民族素養を学べる場所が必要であると、10 年前から神戸市教育委員会や各学校などと交渉を続けてきた。蓮池小でも教師らとの話し合いを通じ、この間に各学年に応じた教育実践に取り組んできた。教育現場への働きかけと同時に保護者の会独自で「オリニソダン」を開設し、在日朝鮮人児童への民族教育を展開してきた。

3　京都における民族学級の現状

1969 年以降の京都の民族学級

まず、京都における民族学級の経過としては、1969 年までの民族学級閉鎖から現在に至るまで、30 年以上にわたって形式的には現状維持の状況にある。40 年近く、民族学級の数に変動はない。

しかし、その間に決して何も無かったわけではない。

かつては民族学級の教室は、通常教室の約 3 分の 1 しかなかった。そして、民族学級の教室はおろか、職員室にも民族講師の机が無く、日本人教師との関係も閉鎖的で民族講師の地位は非常に低かった。しかも、大半の日本人教師は民族学級の存在は知っていても、その内容を把握しておらず、当然学級についての理解がなく、無関心の教師たちが多かった。そこで民族講師は、週に 2 日の民族学級以外も出勤し、日本学校の教諭たちと同様に、遠足を率先して引率したり、部署ごとの職員会議などにも積極的に参加するなどした。このようにして、民族学級の地位を高め、よりよくする為に、日本人教諭たちとの連携を持つようになった。

このような過程を通して、民族学級の教室を専門の教室とし、通常教室を獲得した。また職員室には個人専用の机を配置し、以前は交通費でさえ払われなかった金銭的な問題を、学校へ、または行政へ訴え、改善されていった。

現状

京都における民族学級は現在、陶化・山王・養正小学校の 3 校で、形態は抽出学級である。詳細は表 2 に見られるようなものである。

（表２）

小学校名	参加児童数	民族講師数	授業数	対象学年
陶化	26名	2名	週2単位	3～6学年
山王	9名	2名	週2単位	3～6学年
養正	5名	1名	週2単位	3～6学年

（2005年11月14日現在）

表２に見られる３校の参加児童数には、外国人登録上の「韓国」や「朝鮮」籍の児童の他、片親が国籍上「韓国」や「朝鮮」で、当事者が２重国籍者（ダブル）や日本国籍保持者、いわゆるニューカマーと呼ばれるような、当事者および父母が朝鮮半島の出身者という児童もいる。参加条件は、基本的に該当学校側の配慮であるが、国籍上「韓国」や「朝鮮」という条件で民族学級に参加できる。しかし、例外として当事者及び保護者の強い要望がある場合のみ２重国籍者（ダブル）や日本国籍保有者、ニューカマーも参加できるというシステムとなっている。

現在、京都市立の公立学校へ通う在日朝鮮人児童の数は減少している。ただ単に、少子化で日本の全体人口が減少しているだけという点では言い切れないものである。比較対象として、1991年のデータを見ることにする。当時京都市の公立小・中学校の児童・生徒数は134,714名である。うち京都市立小・中学校に在籍する在日朝鮮人児童・生徒は3,722名であり、全市児童・生徒に占める割合は2.8%であった。そして、最新の調査である2005年５月１日現在、京都市の公立小・中学校の児童・生徒数は、99,032名であり、京都市立小・中学校に在籍する在日朝鮮人児童・生徒は1,245名（表３）ということで、全市児童・生徒に占める割合は1.3%であった（表４）。14年でたいへん大きな変化がある。学校が把握している民族学級の対象者が激減したといえる。

（表３）

	京都市全体	在日外国人	在日朝鮮人
小学校	68,917名	969名	794名
中学校	30,115名	538名	451名
合計	99,032名	1,507名	1,245名

（2005年５月１日現在）

（表４）

在日外国人の割合	在日朝鮮人の割合
1.41%	1.15%
1.78%	1.50%
1.52%	1.30%

4　京都の民族学級の特徴と抱えている課題

京都の民族学級の特徴

京都の民族学級の特徴は、「抽出」型で授業が行われていることである。つまり、授業終了後の課外に行われているのではなく、課内で民族学級入級者だけ「抽出」される形で民族学級が運営されている（ただ、今後とも「抽出」型で運営できるという保証はない）。

また、京都の民族学級は小学校にしか設置されておらず、中学校には設置されていない。小学校の時に民族学級に在籍していたとしても、中学校で民族について触れる場がなければ小学校における民族体験が無意味となりえる可能性がある。

また、大阪などでは民族学級が拡大しているが、京都では今の地点においてはそのような運動はほとんどない。

このように、現在存在している民族学級の運営においては（「抽出」型という意味においては）進歩的であると言えるが、その設置基盤は決して磐石とはいえないのが現状である。

京都市教育委員会や行政からの日本学校において民族学級の処遇

それでは市教委は民族教育についてどのような見解を持っているのか。

市教委は、1981 年に、主として日本社会に存在する在日朝鮮人教育に対して「外国人教育の基本方針（試案）」を発表した。その 10 余年後の 1992 年に「京都市立学校外国人教育方針―主として在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくす教育の推進について―」という方針が出される。試案から方針が発表される 10 余年間で京都市立の小・中学校には、外国人教育研究会が創設されていった。

方針では、次のように述べている。「在日韓国・朝鮮人に対する民族的偏見や差別の実態については、その歴史的・社会的背景から日本社会の人権問題としてとらえなければならない。」、「諸外国の人々と接し、外国の文化や習慣などに触れる機会を設けることにより、他の民族や国に対する理解を深め、国際協調の精神の基礎を培うことを目的とする『こども国際クラブ』を小学校に設置するなど、国際理解教育の視点に立った外国人教育の一層の拡充を図っている」（一部抜粋）と述べている。実際に人権教育として、在日朝鮮人について学習することは、各学校に委ねている。しかし、本当に教育委員会が問題として扱うのであれば、人権教育を学ぶことを、各学校で推進・実行させなければいけない。

また、民族学級とは少し違う形態であるが、「こども国際クラブ」を小学校に設置することを推進しているのであるが、在日朝鮮人やその他の在

日外国人の児童・生徒が多く在籍している学校には、存在していないケースがある。このケースも、教育委員会が推進しているのであれば、教育委員会が率先して推進させるように学校側へ通達すべきことである。「こども国際クラブ」は実際に、2005年11月2日現在、京都市内の公立小学校で10校ある。10校中3校は民族学級のある学校に存在している。しかし、「こども国際クラブ」の現状は、2004年度で実質上打ち切りとなっている。と言うのも、講師（民族講師も含む）に対して、教育委員会から講師料が支払われていたが、今年度に入る前に、講師料が支払われなくなったのである。しかし、講師（主に民族講師）が立ち上がり、国際理解の重要性を教育委員会へ訴え、ボランティアではあるが、今年度も「こども国際クラブ」の存続が決まっている。市教委の外国人教育の担当者によると、1人でも受講対象がいれば設置できるとのことであった。重要性を把握している教育委員会であれば、縮小することはできないであろうが、実際には、縮小を目的としての行為である。「こども国際クラブ」の事例は、民族学級にも適用できないであろうか。

民族講師会・同胞保護者会について

また、民族教育発展のためには同胞間の連携が必要であり、そのためには民族講師会や同胞保護者会などは非常に重要である。

大阪などでは、民族講師会が結成され講師間の連携や教材研究、または制度保障のための運動を行ってきたし、同胞保護者会を学校単位はもちろん市町村単位でも「連絡会」といった形で結成し、様々な運動を行ってきた。

現在、京都には民族講師会・同胞保護者会は存在していない。

5　結論～京都における民族学級の今後の可能性～

民族学級の発展と言っても、決して簡単な問題ではない。近年民族学級が急速に発展した大阪の例は、非常に稀有な例であるともいえる。

しかし、今まで述べてきたように、多数の在日朝鮮人児童が日本学校に就学している現状において日本の公教育下における民族教育をどのような形で行っていくのかは非常に重要な問題であり、特に在日朝鮮人が多数在住している地域では民族学級という形を模索する必要があるのではないだろうか。

困難な問題ではあるが、今までに述べてきた大阪の事例や神戸の事例、問題点を分析し、今までになかった思考と視点から、民族学級を発展させ、その拡充を図るための運動を展開していかなければならない。

そのためにはまず、行政（府教委や市教委）に対し、民族学級の制度保障を求めることである。制度保障とは具体的には、①民族講師に対する制

度保障（給与面など）と②民族学級の拡大である。また、経過・現状・今後についての具体的要綱の新方針化を要求する。

また、そのためにも同胞同士の連携をより強化する必要はある。具体的には保護者会や民族講師会を設置することである。実際に、大阪や神戸では、民族講師会・保護者会を設置することで、民族学級の拡大・設置が促進された事実がある。よって、民族学級に不可欠な、民族講師会・保護者会の設置は推進すべきことである。各々が単独も会として成立が困難であっても、共同で「京都市民族学級連絡協議会」といった形で、民族講師や保護者及び民族講師を派遣している総聯などの民族団体が積極的に民族学級の推進をしていくべきである。

しかし、繰り返しになるが、民族学級の設置と言うのは決して簡単な問題ではない。しかし、在日朝鮮人児童が多数存在する現状において、民族教育の場をいち早く設けるのは急務の課題である。そのような現状を鑑みた時、少し形態は異なるが、学校単位ではなく地域単位の民族学級やそれに類似したものを設けるもの一つの道である。もちろん、京都における民族学級の本来の目的ではないが、設置が困難であるのであれば、ワンクッションとして、学校単位ではなく、地域単位（京都であれば、区やそれ以下の単位が一番望ましい）で、平常授業後や土曜などの、課外学級として小学校あるいは中学校などで、週に1～2回といった時間で、在日朝鮮人の団体が実施している、「土曜児童教室」（注6）のようなものを、日本学校に通う在日朝鮮人児童・生徒に対して、民族学級を行うべきである。

6　終わりに

これまで民族学級について、京都を中心に歴史と現状、そして今後の可能性について述べてきた。

民族学級が設置されて50年以上が経つ。その歴史を振り返ると、「順風」というよりはほとんど「逆風」の時代の方が長かった。しかし、民族講師や子どもたち、保護者を中心とした多くの同胞たちと日本人教師の努力により今日に至っている。そして着実に発展を遂げてきている。

在日朝鮮人にとって民族教育を守り、発展させていくことは一番重要な課題であると言える。その中で、民族学級が占める役割は決して小さいものではない。本論が民族学級を初めとした日本の公教育における民族教育を発展させるのに一助となれば幸いである。また、今回の論文では具体的に論じることのできなかった民族学級拡大のための具体的課題を提示することを今後の課題としたい。

（注1）この論文で扱う「在日朝鮮人」という表現は、大日本帝国の植民地時代、朝鮮半島に祖先がおり、その祖先が日本に渡って来て、そのまま移住し

て居り続けている当事者及びその子孫のことである。つまり外国人登録上の「朝鮮」籍、「韓国」籍者、そして日本国籍保持者も含んでいる。そして、「在日コリアン」「在日韓国人」「在日韓国・朝鮮人」などといった、様々な表現はあるが、この論文では「在日朝鮮人」と表現する。

(注 2) 1991 年「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱したもの等の出入国管理に関する特別法」により、「平和条約関連国籍離脱者及びその子孫」は「特別永住者」と定められ、従来の「協定永住許可者」、「法 126−2−6 該当者」、「平和条約関連国籍離脱者の子」の全て及び入国管理法上の「永住者」及び入管法上の永住者の一部などが「特別永住者」となったのである。

(注 3) 大阪市外国人教育研究協議会が発行している『市外教(2000.3.6／No.71)』の「1999 年度在日外国人教育に関するアンケート結果」によると、大阪市内にある公立小中学校の在日朝鮮人児童の本名使用率は、小学校で 13.6%、中学校で 14.0%である。

(注 4) ①朝鮮人学校の設置を認めない。②日本の公・私立学校に就学すること。③日本の教科書と日本語を使用すること。(GHQ (連合国総司令部)、官学 5 号学校教育局長 (文部省) より文部省大阪出張所長、都道府県知事宛通達) といった内容のものである。

(注 5) 現在、公立の小学校には、教育推進プロジェクトとして、近隣の中学から、教諭が訪問して、英語や数学といった専門の中等教育を、普通授業に組み込むというものがある。

(注 6) 「土曜児童教室」とは、総連が推進している教室のことで、約 10 年前に全国で推進されたものである。日本の小学校に通う在日朝鮮人児童が、土曜日に、朝鮮学校や支部と呼ばれる地域の施設で、朝鮮半島の言葉や文化、歴史に触れるという内容である。京都では、8 年前に発足し、現在では「ひまわり教室」という名前で存在している。

＜参考文献＞

・高賛侑 (1996)『国際化時代の民族教育』　東方出版

・中島智子 (1981)「在日朝鮮人教育における民族学級の位置と性格−京都を中心として−」
『京都大学教育学部紀要 XXXVⅡ』

・民族教育促進協議会 (1993)『고향(コヒャンエ)의 봄(ポム)　−民族学級後任講師の常勤化を求めて』

・「京都市教育委員会ホームページ」　アクセス
＜http://www.edu.city.kyoto.jp/kyoiku/＞　(2005/11/1)

・民族教育の権利　　アクセス
＜ http://www.denizenship.net/zainichi_ngo/zainichi_ngo_09.html ＞
（2005/11/18）

・戦後史の中の民族学校　　アクセス
＜ http://www5d.biglobe.ne.jp/~mingakko/koen03612.html ＞
（2005/11/18）

・在日同胞の民族教育　　アクセス
＜http://unikorea.parfait.ne.jp/051060/54c.htm＞（2005/11/18）

・オリニソダンについて　　アクセス
＜ http://www.mindan.org/search_view.php?mode=news&id=2961 ＞
（2005/11/18）

・神戸市在日外国人児童生徒に関わる指導について　　アクセス
＜http://www.ne.jp/asahi/m-kyouiku/net/gyousei.htm#＞ （2005/11/18）

コリアン学生学術フォーラム　２００５
論文分科「教育とアイデンティティ」にて

立命館大学　産業社会学部　3回　李和実
京都産業大学　経営学部　2回　金勇樹
立命館大学　法学部　1回　金大豪

責任者：京都産業大学　経営学部　2回　金勇樹
メールアドレス：g416379@cc.kyoto-su.ac.jp

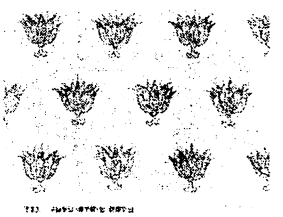

朝鮮学校における障がい者教育制度化への提言

留学同京大支部　グループ論文

目次

１．はじめに

２．日本における障がい者教育
　１）特殊教育
　２）特別支援教育

３．朝鮮学校における障がいを持つ児童の現状と問題点
　１）児童の有する普遍的人権
　２）親と児童の抱える問題
　３）教員の抱える問題
　４）就学指導委員会の対応
　５）財政面（助成金）の違い

４．生野朝鮮初級学校での取り組み
　１）経緯とそこから学ぶもの
　２）残された改善点

５．結論
　１）行政との関わり
　２）内面からの改善
　３）入学時のカウンセリング

６．おわりに

７．参考文献

1. はじめに

近年、日本における障がい者の数は増加傾向にある。その理由として、医療技術の向上により重度の障がい児救命が進んだ事、研究が進み学習機能障がいなどの診断がなされるようになった事、女性の晩婚化に伴う高齢出産の増加などが挙げられる。そして今、日本は「特殊教育」から「特別支援教育」への変革期におり、国や地方レベルでの模索的な取り組みがなされている。しかしそういった情勢の中、民族学校（ここでは朝鮮学校のことを指す）への取り組みは全くの考慮の対象外となっている。民族学校

では障がい者教育の制度が確立されておらず、そのための設備や教師も揃えられていない。児童ひとりひとりの障がいとニーズに応じた、きめ細かい教育を諦めて民族学校に通うのか、もしくは民族教育を諦めて安心できる教育を選択するのか。多くの在日朝鮮人の親達はこの厳しい選択を強いられている。果たしてこの両方を選択することは贅沢なことなのだろうか。現に、民族学校に通いたくても通えない児童、民族学校に通っているが、将来的に不本意な転校を余儀なくされる児童達が少なからず存在する。誰もが有する教育を受ける権利は、民族学校に通う、障がいを持つ児童において侵害されているに等しい。この事態を我々は深刻に受けとめ、現在直面している問題点を整理し、そして解決への提言を示すことによって児童の人権回復に大きく貢献出来ることを、この論文作成の目的とした。

2.日本における障害者教育

民族学校に通う児童が、日本に住み、日本という地で教育を受けている以上、日本における障がい者教育のかたちを知っておく必要がある。また、知る事により民族学校に通った場合とそうでない場合に制度的にどのような差があるのか、いかに朝鮮学校が日本社会において除外された「学校」であるのか、を認識する上で重要な手がかりとなる。

1）特殊教育

日本において、障がい者教育が制度化されるようになったのは昭和２２年に「教育基本法」、「学校教育法」が施行されてからである。それにより、養護学校の規定と特殊教育を学校教育の一環として位置づけることが定められた。現在日本で行われている障がい者教育は「特殊教育」と呼ばれており、障がいの種類や程度等に応じて，特別な場所で行う教育を基本としている。具体的に盲学校・聾学校、養護学校、小・中学校の特殊学級における教育 や通級による指導を行っている。盲・聾・養護学校には小学部や中学部が置かれ、幼稚部、高等部が置かれている学校もある。養護学校ではさらに、知的障がい、肢体不自由、病弱を対象とする３種に区分されている。特殊学級は、障がいの程度が軽い児童生徒のために、必要に応じて小・中学校に置かれるもので、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、情緒障がいの７種に分かれている。通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍する障がいの程度が軽い児童生徒に対し、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた指導を特別の場で行う教育形態である。

2）特別支援教育

障がいをもつ児童の増加とその障がいの多様化により、日本では従来の

「特殊教育」から「特別支援教育」への移行という大きな改革が進められている。平成１５年３月、特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議により行われた「今後の特別支援教育の在り方について」最終報告の中には、学習障害（LD：Learning Disability）、注意欠陥/多動性障害（ADHD:Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）等の通常の学級に在籍している軽度発達障害の児童生徒数が増加していることが報告され、「障害の程度に応じ特別の場で指導を行う『特殊教育』から、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換を図る」ことが提起された。この「特別支援教育」は、文部科学省の構想の下で平成１９年度の実施をめどに計画が進められている。特別支援教育の具体的な案には、各学校に特別支援教育コーディネーターを置き、学校内の協力体制を構築すること、そして従来の養護学校を特別支援学校とし、地域の教育センター的役割を担う学校とすることなどがあげられている。

今、日本の全学齢児童生徒中、障がいをもつ児童の割合は約1.5%である。つまり、日本に１万人いるとされている朝鮮学校に通う児童の中に、障がいをもつ児童の数は単純に計算して150人いることになる。しかし実際はそうはなっておらず、これらほとんどの児童は朝鮮学校に通うことなく、日本の特殊教育を受けている。そういった現状をもたらす理由としての問題点を次に挙げていく。

３．朝鮮学校における障がいを持つ児童の現状と問題点

日本の教育制度やその取り組み、国際条約と比較し、朝鮮学校の現状がいかなるものなのか、またどのようなことが問題となっているのかを整理する。

１）児童の有する普遍的人権

1994年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」第１部第２条では、「1　締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。」とあり、第２８条では「2　締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。」とされている。つまり児童は心身障害やその他のいかなる理由において差別されてはならず、児童の尊厳を尊重した教育が運用・適合されなくてはならない。また、第２９条において「児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対

する尊重を育成すること。」、第３０条においては「種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」とされ、民族教育は法的権利として当然認められるべきものとされている。これら国際条約からみても、障がいをもつ児童にも民族教育を受ける権利があるということは明白なことである。

２）親と児童の抱える問題

「１．はじめに」で述べたように、親と児童の抱えている大きな問題は、就学先を選ぶ際に、２つの選択肢を迫られているという事実に集約される。障がいを持つ児童が特殊学級や養護学校に通った場合、児童は、自身の障がいの程度に合わせて計画的に作成されたカリキュラムを通じて、安心できる治療教育を受ける事が出来る。そこには専門の教員が配置されており、きめ細やかな点に配慮された設備で学ぶ事が出来る。そして、看護師などの医療専門家が常に児童の健康を管理出来る体制にあるので、親は安心してこどもを学校に通わせる事が出来る。では、朝鮮学校に障がいをもつ児童が通った場合はどうであるのか。この場合、学校には専門の教員、施設、カリキュラム、医療専門家など全ての点で不足、不備が見られ、安心して親がこどもを学校へと送り出せる環境とはいえないのが現状である。まして、保健室のない朝鮮学校は、障がいをもつ児童だけでなくその他の健常児にとっても危険な環境である。このような２つの選択肢を並べると、安心できる教育を選ぶのが賢明のように思われる。しかし、同胞児童たちと同じ空間で学び、母国語で意思疎通の行える民族教育を放棄することが親と児童の望む、真の教育なのであろうか。２つの選択を天秤にかけなければならない事実、授業進度の遅れにより居場所がなくなってしまえば、民族教育を受ける事が出来ない事実。これらの事実は、「児童の権利に関する条約」第３０条に違反しており、明らかなる人権侵害の現れである。

３）教員の抱える問題

児童を朝鮮学校が受け入れた時、その責任及び負担の多くを負うのは担任教員である。担任教員は障がいをもつ児童とあわせて、数十名の児童の教育をも受け持っている。しかし日本の養護学校の場合、受け持つ児童と教員の数の比は１：１もしくは１：２以上であり、特殊教室の場合、教員は約８名以内で構成された１クラスの児童を受け持っている。加えて、朝鮮学校の教員は専門知識を習得した専門教員でない。つまり、通常の学校業務を行いながら個人的に専門知識を学ばなくてはならない。現在に至るまで何人ものの障がいをもつ児童が朝鮮学校を選択し、その教育は教員達の献身的な努力によって支えられてきた。しかし制度が確立されていない

が故に、担任が変わり年度が変わると、その努力はまた一から始められなければならない。それゆえに、制度確立は児童、教員、学校において必須であり、重要な課題となっている。

4）就学指導委員会の対応

日本社会における朝鮮学校の位置づけにも数々の問題がある。

行政機関で児童の障がいが最初に発見されるのは、市町村によっても違ってくるが、およそ一歳時検診の時である。その時、障がいを確認された児童は、各市町村に設けられた療養教室に保護者とともに通園し、療育訓練を受ける。その後、就学指導委員会によって児童の入学先が決定される。（就学指導委員会とは、市町村および都道府県に設置されたそれぞれの教育委員会が、障がいがあるために教育上特別な配慮を必要とする幼児児童生徒に対して、適切な就学を支援するために、医師、教育職員、児童福祉施設職員など各分野の専門家によって組織している委員会のことである。）入学先の決定に際して、まず、教育委員会は就学時健康診断を児童の入学する前年の11月末までに行い、あわせて就学指導委員会が面接、医師の診断などを通し教育的支援の内容について、総合的に調査・審議を行う。このようにして児童の入学先は決定される。ここで委員会の存在を取り上げたのには大きな理由がある。それは、朝鮮学校に通わせたいと障がいを持つ児童の親が申し出た場合、就学指導委員会がその児童の入学先の調査・審議の一切を考慮対象外として扱い、放棄している現状があるためである。同じ地域の住民として暮らし、同じように就学指導の必要な児童及び親がこのような不当な扱いを受けている現状は、明らかな差別であり、深刻な問題である。

5）財政面（助成金）の違い

朝鮮学校は各種学校扱いのため、助成金においても大きな差がみられる。朝鮮学校の児童・生徒一人当たりの年間教育費負担の全国平均額は約 5〜6 万円で、京都では約 10 万円である。これに対して、養護学校の児童・生徒一人当たりの年間教育費負担の全国平均額は 9,107,237 円、京都では 11,514,684 円である（平成１４年度の教育分野別在学者・国民一人当たり及び一学級当たり経費・文部科学省ホームページより）。つまり年間約 1000 万円を国から支給されており、これは朝鮮学校に通う生徒の約百倍以上である。この事実だけを見ても、設備を揃える資金のない朝鮮学校で、満足のいく障がい者教育を行う事が、きわめて困難な事だということがよくわかる。

4．生野朝鮮初級学校での取り組み

1）経緯とそこから学ぶもの

困難な環境の中でも、いくつかの朝鮮学校では教員たちの努力に支えられ、障がい者教育への取り組みがなされてきた。

現在、大阪の朝鮮初級学校に通う障がいをもつ児童の数は９名である。その内、大阪の生野朝鮮初級学校では、肢体不自由児と自閉症の児童２人が初等教育を受けている。２００１年度に自閉症の児童が生野朝鮮学校付属の幼稚班に入園した当初、朝鮮学校側には障がい児の受け入れ態勢が整備されておらず、初級学校に上がる時の対策が立てられていなかった。しかし、担任教員ひとりの力では限界がある事を認識し、誰もが通うことのできる学校作りの理念をかかげて、障がい者教育の研究が進められた。

学校が行った対策として、まず学校内に障がい者教育研究会を作り、教員たちが自閉症に対する正しい概念を持つ事が最重要課題とされた。そして、児童をどのような生徒に育てるのか、そのためには何を教えれば良いのかという教育指導目標の基準を立て、担任教員の他に補助教員を置き、補助教員が障がいをもつ児童の指導にあたるようにした。

同時に、同じ学級に在籍する健常児達が障がいの正しい認識ができるように、指導していくことも進められた。そうした数々の取り組みの結果、学内の環境は整備され、児童にも自立性が現れ、学習の前進を見るようになった。そして、その他の生徒達にとっても幼い頃から福祉に対する正しい観点と理解を持つ良い教育の場を作ることが出来た。

この事例から多くの事を学ぶことが出来る。つまり、学校側の自助努力により児童の受けられる学習状況は改善するのである。

この他にも、過去に広島朝鮮中高級学校では、週２日は朝鮮学校に通いつつ、残りの４日は日本の養護学校に通うという取り組みが行われた。

東京朝鮮第五初級学校でも、本来は一クラスの学級を目の行き届きやすいように二クラスに分ける工夫がなされている。

2）残された改善点

このように、様々な取り組みは各学校で個別に行われている。
では何故、学校側の個別な努力においてのみ改善策が生じるのだろうか。その理由は、行政からの援助・協力が全くないためである。生野朝鮮初級学校の場合も、特殊教育の助成金として資金を確保しているわけでなく、あくまでも学童保育の運営費としての援助がなされている。これでは、根本的な解決と言うことは出来ない（学童保育とは共働き家庭や母子・父子家庭の小学生の子どもたちの毎日の放課後の生活を守る施設で、そこでは障がいをもつ児童も受け入れている。1997 年 6 月に「児童福祉法等の一部改正に関する法律」が成立し、学童保育がはじめて法制化され、国からの補助金が下りるようになった。）。朝鮮学校への助成金とは別に、朝鮮学校における障がい者教育のための助成金を確保することが、最終的になさ

れなければならない。

５．結論

これまで述べてきたように、障がいをもち、民族教育を受けようとする児童には多くの問題が立ちはだかっている。この現状を少しでも改善するためには何をすれば良いのか。現状解決のためには二つの面でのアプローチが必要となってくる。

１）行政との関わり

朝鮮学校における障がい者教育制度化実現に向けて最初に必要な事は、行政からの援助を得る事である。行政の支援なしに全てを朝鮮学校でまかなうことは、金銭的、技術的に見てもまず不可能である。では行政と関わるには何をすれば良いのか。この答えは簡単ではない。しかし何よりもまず、現在日本という国から放置され、置き去りにされてしまっている朝鮮学校の立場がいかに不当であり、おかしなことであるかということを個人個人がしっかりと認識しなければならない。差別されている現状に気付かなくてはならないのである。では、具体的に何をすれば良いのだろうか。

特定の児童を支える会を設立し、NPO 法人化してしまうのも一つの手段である。また、介護保険制度のひとつである支援費制度を過渡期的に導入する方法も検討されている。（支援費制度は平成１５年４月から開始され、支給決定を受けた利用者が、指定施設からサービス提供を受け、その際に要した費用を市町村から支給されるという制度である。）

最終目標として、障がい者教育のための助成金予算枠を、朝鮮学校助成金とは別のかたちで、各市町村、都道府県に組むようにさせる必要がある。

２）内面からの改善

行政への働きかけの次に大事なことは、内面からの働きかけである。生野朝鮮初級学校の例からみても、学校による自助努力で教育環境は改善する。今までは、学校内でも障がいをもつ児童をどのように指導して良いのかわからない状態、障がいが一体どんなものなのかがわからない状態であった。そして、教員一人一人の努力に任せる教育には限界がある。日本の教育がどのような取り組みを行っているのか、そして治療はどこまで進んでいるのかを地域の学校や専門家と連携して知る必要がある。特別支援教育の案として出された「校内委員会」を構成し、「特殊教育コーディネーター」を置く措置も考えられる。教員個人ではなく、学校全体の取り組みとして内面から改善していくことが大事である。

３）入学時のカウンセリング

以上二つの面からのアプローチが大事であることを述べた。では、一番初めに取り掛かるべき課題は何なのか。それは「就学指導委員会」の問題である。障がいをもつ児童の親にとって、就学先の選択は大きな問題である。そして、児童を民族学校に入れようとする親の不安は大きく、その行動には非常に勇気がいる。そのような親が、自分の子どもに安心のいく教育を受けさせられるよう、学校は入学時に、カウンセリングを兼ねた就学指導を行う必要がある。各市町村の教育委員会への申し出、もしくは朝鮮学校で「就学指導委員会」を組織するなどの措置を行い、より多くの児童が民族教育を選択しやすい環境に、朝鮮学校を整備し直さなくてはならない。

6．おわりに

論文を作成するにあたり、民族学校の置かれている立場の不当さと、どれだけ児童達の安全面がないがしろにされているかを知ることが出来た。最初に朝鮮学校における障がい者教育の現状を知った時は、その制度化が全くなされておらず、何が問題で何が足りていないかもわからない状態だった。しかし、様々な方とお会いして話を聞き、情報を集めていく内に、日本の制度と朝鮮学校の制度を比較して、その問題点を整理することが出来た。民族学校にはまだまだ多くの問題が残されている。推薦試験の受験資格の問題、スクールゾーンの問題、そして保健室がない問題など、挙げはじめるときりがない。これら全ての問題は朝鮮学校が各種学校として扱われているために生じている。朝鮮学校が「一条校」に準じて処遇される運動を展開していかなければ、この問題はこのまま放置され、決して解決されない。今回の問題も、どの日本の既存の制度に適応させれば解決できるのかを探し出すことができなかった。つまり、直接行政と交渉し、運動していかなければ児童達の人権は剥奪されたままなのである。そしてまた、在日朝鮮人社会の中で差別を容認してはならないことにも、改めて気付かされた。行政から放置されている現実、民族教育を諦めなければならない現実を、差別されている事実として受け止める正しい認識が出来るように、在日朝鮮人はならなくてはならない。そして、民族教育を放棄することは個々人の問題ではなく、社会全体の問題だということも知る必要がある。

今回調べ切れなかった、特殊学級での助成金、支援費制度の適用法、他の朝鮮学校の現状、そして朝鮮学校に適応できるその他の制度については今後の運動課題として取り組んでいく。

最後に、論文作成に協力していただいた多くの方々に感謝の意を表したい。そして、この論文の示した提言が今後の活動に少しでも役立てることが出来たなら幸いである。

7．参考文献（Web）

「児童の権利に関する条約」
＜http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html＞
（2005/10/30 アクセス）

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」
＜
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/018/toushin/030301.htm＞
（2005/11/15 アクセス）

「特殊教育とは」
＜http://www4.ocn.ne.jp/~komoto/sub6-2.html＞
（2005/10/ 30 アクセス）

「日本肢体不自由児協会」
＜http://www.normanet.ne.jp/~jsdc/index0.html＞
（2005/11/20 アクセス）

「京都府就学指導委員会」
＜http://www1.kyoto-be.ne.jp/syoukyou/iinkai.html＞
（2005/11/15 アクセス）

「全国学童保育連絡協議会」
＜http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou/＞
（2005/10/30 アクセス）

２００５年学術フォーラム
分科：人権と社会福祉

留学同京大支部　グループ論文

（責任者）京都薬科大学　２回生　池祥恵
ky04219@poppy.kyoto-phu.ac.jp

京都大学医学部保健学科看護学専攻　１回生　金優佳
yuuka.kyodai@mh05.mbox.media.kyoto-u.ac.jp

「外国人学校振興助成法」要綱試案

～民族教育権保障制度制定のための一考察～

鄭哲成
崔大励
趙仙恵

目次

1 背景及び目的

2 人権としての民族教育権

3 外国人学校の法的地位と現状
3.1 法的地位に起因する不利益
3.2 変わらない政府の排外姿勢
3.3 近年の変化
3.3.1 新来外国人学校の急増
3.3.2 進む処遇改善
3.4 まとめ

4 考察
4.1 政府の「相当性」容認
4.2 多様な外国人学校に適用できる基準
4.3 「静岡方式」の可能性

5 提言「外国人学校振興助成法」要綱試案

6 結論

1 背景及び目的

日本には現在、外国人または外国にルーツを持つ日本籍（民族的少数者）の子どもを主な対象とする「外国人学校」が数多く存在している。1859 年の横浜開港を機に来日した中国人が設立した中華学校（5 校）、植民地支配によって自らの言葉・文化を奪われていた朝鮮人が敗戦直後から作り上

げた朝鮮学校（約100 校）、1989 年の入管法改正によって急増した日系移民労働者が立ち上げたブラジル学校（約70 校）、インターナショナルスクールなど、その種類は多岐に渡り、数万人の外国人・民族的少数者の子どもたちがそこで学んでいる。外国人学校がこのように数多く設立される最大の背景は、一般の日本学校では自民族の歴史や言葉、文化などを学ぶ民族教育が行えないことにある。日本の学校法制における「学校」（いわゆる「一条校」）として認められるためには、「主体性のある日本人を育成するため」と謳う学習指導要領に従うことや日本の検定教科書を使用することが求められる。よって外国人・民族的少数者の子どもが自らの母語（母国語）を学び、母語（母国語）で教育を受けることは根本的に困難である。

そのような背景から設立される外国人学校は、「各種学校」扱いのため、学校法制上さまざまな面で不利益や負担を被ることになり、結果、外国人・民族的少数者の子どもたちの大多数は、外国人学校ではなく、一般の日本学校に通わざるを得ない状況にある。特に、近年ではニューカマーの子どもたちの中で日本語が話せず学校になじめない等の理由でドロップアウトや不就学が急増し、民族的アイデンティティの確立はおろか人格形成にまで深刻な悪影響が及んでいる。

全ての者が等しく教育を受ける権利を有し、自己の言語を学び使用する権利が侵害されてはならないという民族教育権の理念は、日本が批准した国際人権諸条約で明確に定められており、憲法上も保障されると考えるべきである。しかし、国際人権諸条約の実施監視機関や日本弁護士連合会（以下、日弁連）から再三勧告を受けているにも関わらず、その理念は現在の学校法制に全く反映されていない。

今日、日本に暮らす外国人は増加の一途を辿っているが、外国人や民族的少数者の人権が多くの場面で侵害されており、国及び地方自治体が外国人の人権保障に関する施策を実施することが日弁連をはじめ関係機関から強く要請されている[1]。外国人の基本的人権を保障すること、とりわけ、外国人・民族的少数者の子どもたちが等しく民族教育を受ける権利を保障することは、「多文化・多民族共生」の社会を構築する上で避けては通れない重要な課題である。本論文の目的は、外国人・民族的少数者の子どもたちに対する教育施策が極めて不十分である現在の日本において制定されるべき、民族教育権保障制度の骨子を明らかにすることである。本論文は、特に近年の外国人学校を取り巻く環境の肯定的な変化から「あるべき、ありうる法制度」の糸口を探り、「外国人学校振興助成法」要綱試案という形で提言を試みる。本論文は全6 章より構成される。次章では、国際人権基準と憲法を根拠とした民族教育権の保障義務と、社会における民族教育権保障の意義を述べる。第3 章では日本における外国人学校の不合理な法的地位とそれに起因する現状を述べ、民族教育権を保障する法制度の必要性を指摘する。第4 章では保障制度を立法化する上で着目すべき近年の変化について考察を行い、第5 章で「外国人学校振興助成法」要綱

試案を提言する。最後に第6 章で今後の課題を述べ、本論文を締めくくる。

2 人権としての民族教育権

本章では、自由権規約27 条と日本国憲法第26 条を中心に、外国人・民族的少数者に対する教育権を積極的に保障すべきことを論じる。各条約での関連箇所は、資料1（別紙）に掲載する。まず、自由権規約27 条では、「否定されない」という消極的表現を使用しているが、自由権規約委員会は「締約国は少数者の権利行使を確保するとともに権利行使の否定又は侵害から保護する義務を負っており、したがって締約国の積極的措置は少数者の独自性を保持するのに必要である」とのゼネラルコメントを出している。また、「マイノリティの権利宣言」4 条3 項では、母語教育について締約国の措置義務を認めている。この宣言は法的拘束力を有するとはいえないものの、本条の解釈指針として十分に尊重されるべきものである。よって、少数民族が本条に定められる権利を享受するためにはその文化等を享受する機会が必要であり、その機会を提供する義務も本条は含意しているといえる。

次に、憲法第26 条1 項は、機会を提供すべき「教育」が「その能力に応じてひとしい」ものであることを定めるが、教育内容自体は定めていない。教育の多様性からすると当然ではあるが、外国人に対する教育については、上記した各条約等においてその準則が定められており、それに沿ったものである必要がある。2 項に着目すると、外国人が「教育を受ける権利」を保障されるということは、重ねてその子女に対して「普通教育を受けさせる義務」を負担することを意味すると解せる。すなわち、国や地方公共団体は、その運営する公教育において学ぶすべての外国人の子どもに対して、「（自己の民族ないし自国の文化による）普通教育」を受ける機会を保障しなければならないと考えることができる。　ところで、「普通教育」の意味を「法律に定める学校教育（公教育）」とする見解がある。そうであれば、すべての人（外国人を含む）は、小中学校レベルにおいては、日本の法律で定める学校に就学することを義務付けられることになる。しかしながら、「普通教育」を「法律に定める学校教育」と同一に考えなければならない根拠は存在しない。むしろ、
社会権規約13 条1 項が、「教育についてのすべての者の権利」を認めるべき旨を定めた上で、同3項で親による子どものための学校選択の権利（自由）を保障し、さらにこの権利の実効あらしめるために、同4 項で教育機関（学校）設立運営の自由を保障していること、また子どもの権利条約5 条、28 条1 項、29 条2 項で上記の3 項目を再確認していることに鑑みると、「普通教育」とは「法律に定める学校教育」だけを意味するものではない。
以上より、外国人・民族的少数者の民族教育を受ける権利は否定されては

ならず、普通教育がその国における最低基準に従っている限り、当該普通教育が民族教育という観点から実施されていることをもって不利益な取り扱いをしてはならないと言える。そして、「全ての人の教育を受ける権利を保障し、教育を受ける機会を等しく与える」という理念に基づいた国の教育施策が、社会の一構成員である外国人・民族的少数者にも十分に行き届いているかどうかは、外国人・民族的少数者の基本的人権が保障されているか、ひいては、その社会が「多文化・多民族共生社会」なのかを示す重要な指標と言える。

3 外国人学校の法的地位と現状

3.1 法的地位に起因する不利益

日本の学校法制の中で実質的な中核にあたるのは、学校教育法である。学校教育法上はその第1条において『小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園』を「学校」（以下、一条校）と定義し、一条校に該当しない教育施設は「専修学校」（第82 条の2）または「各種学校」（第83 条）として区別される。以下の図1 にその概要を示す。

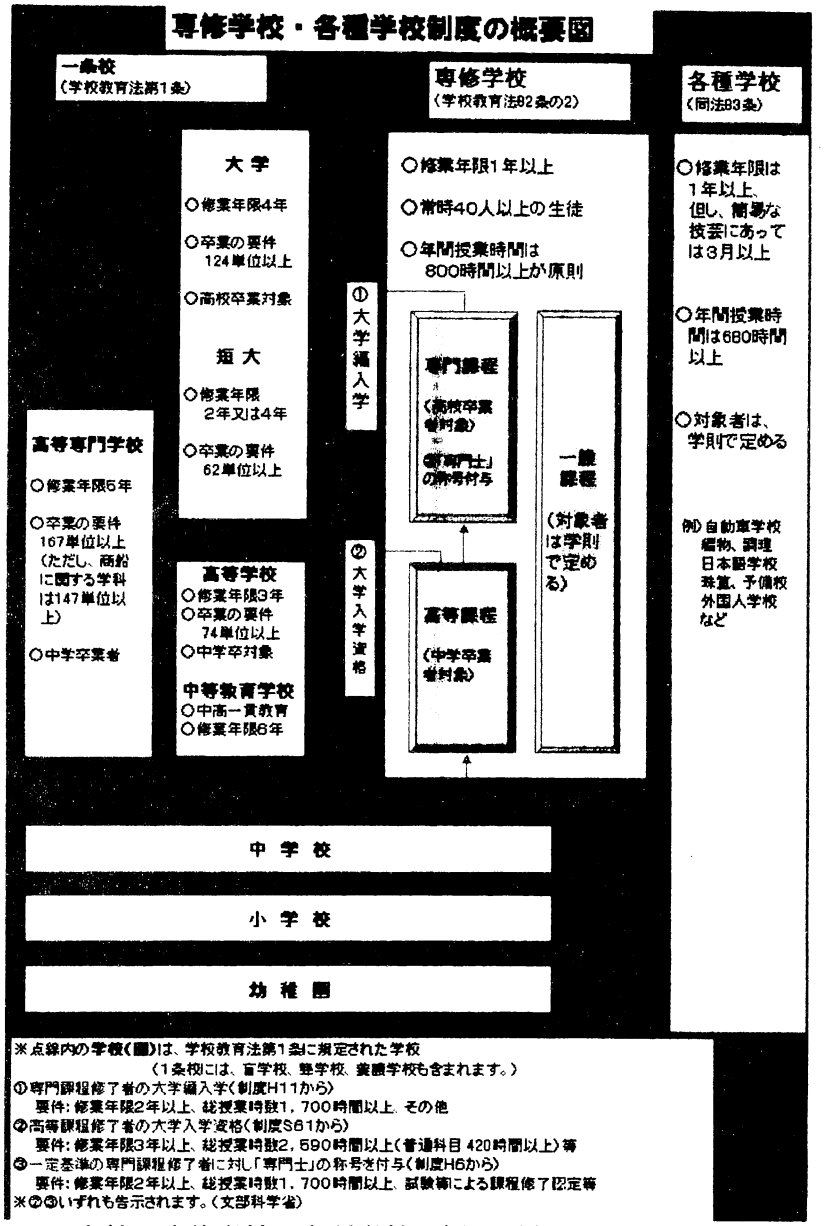

図1：一条校、専修学校、各種学校の概要（大阪府HP より引用[2]）

また、第2 条の2 において、一条校は、国が設置する「国立学校」、地方公共団体が「公立学校」、学校法人が設置する「私立学校」と区別される。このような学校区分において、ほとんどの外国人学校は、私立の各種学校として各都道府県知事の認可を受けているか、または無認可の教育施設という位置づけとなっている。なお、1975 年に『職業若しくは実際生

活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る』教育施設として創設された専修学校制度は、『外国人を専ら対象とするものを除く』と明確に外国人学校を除外している。
朝鮮学校や中華学校など外国人学校の多くは、その実情に合わせ独自に編成した（あるいは本国の教育制度に沿った）カリキュラムで全日制の教育を行っており、その教育水準は一条校と遜色ないレベルにあるといえる。しかし、外国人学校は正規の普通教育を行う一条校ではなく、自動車教習所や予備校など『学校教育に類する教育』を行う各種学校という枠内に無理矢理「押し込まれている」構図となっている。

現在、外国人学校は一条校ではないという法的地位を根拠にさまざまな面で冷遇されており、学校関係者（運営者、生徒、保護者、教員など）は一条校の関係者が負うはずの無い大きな負担を強いられている。ここでは、各種学校として認可されている外国人学校の最も緊要な問題である、助成金と税制上の優遇措置の問題について取り上げる。

・助成金（補助金）

国公立の小・中学校に対しては、憲法第26 条第2 項に基づき、無償の義務教育が保障される。一条校である私立学校に対しては、国または自治体から、私立学校振興助成法4, 8, 9 条が定める私立学校助成資金が交付される。

一方で、外国人学校は交付の対象とはならず、唯一、準学校法人（『専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人』）として同法10, 16 条を根拠に国または自治体からの補助金の対象となることができる。国からの助成金は現在まで一切無い。一部自治体では、「私立外国人学校教育運営費補助」（東京都など11 都府県）、など様々な名目で助成制度が設けられている[1]。例えば、朝鮮学校（小・中・高）への補助金額は生徒一人あたり全国平均8〜9 万円であるが、それは高々公立小・中学校の10%程度、私立学校の4 分の1 程度と推定される。

・税制上の優遇措置

上記のように助成金が十分に支出されないと、学校運営は必然的に関係者からの寄付金に頼らざるを得ない。しかし、朝鮮学校や中華学校などの外国人学校は、寄付金に関する税制上の優遇措置である「損金扱い」の対象からも除外されている。「損金扱い」とは、本来の納税額から損金に応じた一定額を差し引ける仕組みである。よって、寄付金が損金扱いになれば、寄付金が集まりやすいということになる。例えば、法人が公立学校に寄付をした場合、その全額が損金対象となる（詳しくは[3]）。2003 年4 月

---

[1] 補助金額には自治体ごとに開きがあり、例えば兵庫県では生徒一人あたりおよそ10 万円、東京都では1 万5 千円が支給されている

に施行された税制の省令改正により、外国人学校も「特定公益増進法人」という枠で寄付金に関する税制上の優遇を受けられるようになった。しかし、「一定の基準」[2]が存在し、欧米系のインターナショナルスクールのみが特定公益増進法人として認定された。

また、校舎増改築や敷地整備の場合「指定寄付金」制度は、私立学校と同様、各種学校も対象になる。しかし、これまでインターナショナルスクールや東京韓国学園、ドイツ人学校などが認められた事例はあるが、朝鮮学校や中華学校については阪神・淡路大震災時の特例措置を除き、認められていない[4]。

このような財政面での不利益は、必然的に高額の学費による保護者負担の増大を招き、生徒数の減少や伸び悩みに直結する。その他にも、卒業生の国家資格取得、スクールゾーン整備や学校給食、学校保健、学校保険など、学校運営のさまざまな面で問題が生じている[5]。

その一方、ブラジル人学校やインド人学校など無認可の外国人学校は、運営主体が学校法人として認められないため、「私塾」扱いである。不動産の固定資産税が免除されず、行政からの助成金や寄付金に対する優遇措置はおろか、逆に授業料に対する消費税を支払われければならない。さらには定期券や携帯電話の学割も効かず、各種のスポーツ大会にも出場できないなど、「学校」としての権利は何一つ無い。

現在の日本の学校法制では、外国人学校の健全な運営・発展が根本的に困難であることは想像に難くない。

3.2 変わらない政府の排外姿勢

外国人学校に対する前述のような不合理な処遇が続いている根本的な原因は、文科省をはじめとした日本政府が外国人学校の存在意義、ひいては外国人・民族的少数者の子どもたちが教育を受ける権利を認めていないことにほかならない。そのような排他的な「思想」は1948 年の「学校局長通達」に立ち現れ、その後2 度に渡って発せられた朝鮮学校閉鎖令、2003 年のアジア系外国人学校卒業生の国立大学入学資格排除方針などの事例に端的に表れており、枚挙にいとまがない。

最も典型的な事例は、1965 年に出された文部省事務次官通達である。本通達は、『民族性又は国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は、わが国の社会にとって各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められない』と、朝鮮学校をあらゆる意味で「学校」とは認めないとした。これを受け、1966 年に「外国人学校法案」要綱が発表され、以降7 度にわたり国会へ提出された。外国人学校への政府の干渉・統制をよ

---

2 国際的な学校評価機関であるWASC、ACSI、ECIS のいずれかの認定を受けており、「外交」、「公用」、「家族滞在」のいずれかの在留資格を持つ子女に対して教育を施すことを目的とした各種学校。

り強化することための同法案では、文部省が外国人学校の設置認可や管理運営、閉鎖命令などの広範な権限を持つとしたが、幅広い方面の人々による猛烈な反対運動があり廃案に追い込まれた。下関朝鮮初中級学校が1996年に校舎建て替えに伴い指定寄付金制度の適用を申請した際、文部省は『朝鮮人同胞を育てるのが目的の朝鮮学校は日本の公益に資するとは思えない』[6]と、本通達の考えに則り認めなかった。2000年4月からの地方分権一括法
施行により政府は、「本通達は効力を失っている」という見解をとった[3]。しかし、文科省は「特定公益増進法人」の認可基準として脚注2の条件を持ち出し、『外資を国内に取り入れるための優遇措置なので、短期滞在者以外の子を受け入れている学校は対象にならない』[7]として朝鮮学校や中華学校を指定寄付金制度から排除している。政府の姿勢が戦後60年間、本質的に変わっていないことが見てとれる。

当然、このような日本政府の姿勢は、前章で述べた外国人・民族的少数者の教育権を、自らが批准した国際人権諸条約の実施監視機関や日弁連から再三勧告が出されるなど、内外から強い批判を浴びている（資料2および[8]）。

ただ、地方自治体の姿勢は政府とは異なる。前述の文部省事務次官通達に逆らい、1966年から各都道府県知事は朝鮮学校を次々と各種学校として認可し、現在では全ての朝鮮学校が認可を受けている。助成制度を設けている（前述）。また、都道府県だけでなく、東京都足立区や京都府久御山町など市区町村単位でも外国人学校への助成制度が独自に講じられている[4]。「枝川裁判」[9]のように、外国人学校の保護助成とは逆行した流れも一部存在するが、自治体レベルでは「外国人学校での教育は民族性を備えた普通教育である」と認知されつつあると言ってよい。

3.3 近年の変化

3.3.1 新来外国人学校の急増

1989年の入管法改正によって日系人の就労が自由化され、ブラジル人、ペルー人などの日系移民労働者及びその家族が急増し、その数は2004年末には30万人以上に上った[10]。全体の外国人登録者も約197万人となり増加の一途を辿っている。当然、その中には多くの子どもたちも含まれるが（0〜19歳は25万人以上）、日本語が話せない、生活習慣が違う等の理由で日本の学校になじめないケースが多く、ドロップアウトし不就学になる子どもが急増している。そのため、同じ境遇の子どもたちとの日本

---

3 内閣総理大臣　小泉純一郎、衆院大島礼子議員の外国人学校に関する質問に対する答弁書（内閣衆質156号19号、平成15年4月11日）

4 「足立区外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金交付要綱」及び「久御山町民族学校児童生徒就学援助費交付要綱」

語教育の場、本国に帰国しても通用する母国語教育の場、ドロップアウトした多国籍の子どもたちを救う「受け皿」など、様々な背景で外国人学校が設立されている[11]。しかし、前述のように、ほとんどの新来外国人学校は各種学校の認可すら受けていない（その理由は4-3 で触れる）ので、極めて不安定な運営を迫られている。

3.3.2 進む処遇改善

前節のような政府の排外姿勢が変わらぬ中、外国人学校に対する処遇改善は、朝鮮学校を支える広範な人々の地道で粘り強い運動により勝ち得たものがほとんどである。例えば、1994 年のJR 定期券割引率是正、高体連・中体連主催のスポーツ大会参加など、卒業生の国家資格受験資格（看護師、司法試験第一次試験など）、国立市や巣鴨市の助成金廃止決定の撤回など、具体的な成果を獲得してきている。特に、2003 年9 月の制度改正により、各種学校の外国人学校の高校（相当）課程卒業生が国立大学への受験（入学）資格を得ることができたのは、外国人学校全体にとって大きな前進であった[5]。つまり、朝鮮学校が先頭となって切り開き勝ち得た処遇改善は、必然的に外国人学校全体の処遇改善につながっている。また、1995 年の阪神・淡路大震災を契機に設立された「兵庫県外国人学校協議会」は、外国人学校同士の連携強化や課題の共有及び取り組みを目的に、外国人学校間及び日本学校との交流や県と市に補助金増額を継続的に要請する活動を行っている。その結果、現在では県の補助金が震災時の約3 倍（およそ10 万円）にアップしたという目覚ましい成果を上げている。

3.4 まとめ

本章では、学校法制において外国人学校が置かれている歪な法的地位と不利益、その状況を作り上げ、容認している日本政府の姿勢について述べた。加えて、近年の処遇改善や学校設立背景の変化も紹介した。以上のような現状から、外国人・民族的少数者の子どもの教育権を十分に保障する法制度の必要性が幾度となく指摘されている[12][13]。その中でも、外国人学校を教育施設ではなく民族性を備えた普通教育を行う歴とした「外国人学校」と認め、一条校と同等の処遇を可能にする法的根拠は必須な要素といえる。それでは、現在の学校法制や外国人学校の現状を踏まえて構築されるべき/されうる法制度の要綱とは一体何であろうか。次章では、外

---

5 以下のいずれかの基準を満たせば受験資格が認定されるとした。①3 つの国際評価機関（WASC,ECIS,ACSI）のいずれかの認定を受けたインターナショナルスクールの卒業生、②本国の高校と同等の課程を有すると位置づけられた学校の卒業生（中華学校、韓国学校など）、③各大学の個別審査（朝鮮学校のみ）

国人学校を振興助成する法制度において必要となる理念や条件を考察する。

4 考察

4.1 政府の「相当性」容認

外国人学校を振興助成する法制度が実現されるにはまず、前述した政府の根強い排外姿勢という名の「壁」を崩壊させることが必要不可欠になるが、現在その「壁」は事実上、風穴の開いた状態になっている。第一の風穴は、2003 年3 月の所得税法及び法人税の省令改正である。すなわち、「特定公益増進法人」の認定対象に、『初等教育又は中等教育を外国語によって施すことを目的』とする各種学校を設置する学校法人が加えられたことである（朝鮮学校や中華学校は、その直後に出された文科省告示の要件（脚注2）を根拠に、排除された）。第二の風穴は、受験資格問題において、アジア系外国人学校排除の方針が発表した文科省が2003 年9 月、猛烈な反対運動に押され渋々変更した脚注5の基準である。すなわち、外国人学校卒業生が一条校の卒業生と「同等以上の学力」があると認められたことである。

このように、様々な各種学校の中で、外国人学校の教育が持つ一条校との「相当性（同等性）」が政府の文言として初めて出てきたことの意義は極めて大きい。後述の「静岡方式」施行に伴い、文科省が「各種学校規定」を改定したことを鑑みても、長年の運動の成果による処遇改善は、外国人学校の相当性を政府も認知せざるをえないレベルに達しつつあると言える。そして、外国人学校を振興助成する法制度を制定するならば、可能な限り上記の基準を準用し、不足している点を加味していくことが最も現実的（近道）なアプローチではないだろうか。長年の運動によりやっと開いた風穴は、今後の処遇改善運動の大きな足がかりにもなるであろうし、そこを広げない手はないだろう。

4.2 多様な外国人学校を包含できる「基準」とは

前述のとおり、現在日本に存在する外国人学校の規模・形態はさまざまであり、現存する全ての外国人学校を一律に一条校と同等の法的地位に置くのは合理性を欠くだろう。では、「外国人学校」として認可する上で必要な最低限の基準は何であろうか。当然、生徒数や校舎・校庭面積など学校として持つべき基盤の有無が基本的な基準となるが、本国の有無など外国人学校特有の性質も加味されるべきである。

また、例えば、ブラジルの大学入学までの教育期間は日本より1 年短い11 年間なので、日本のブラジル学校の課程も11 年間である。よって現在は、ブラジル学校卒業生が大学受験資格を得るためには、「準備教育」として日本語教室に1 年間通うなどして1 年帳尻を合わせる必要がある。つ

まり、日本の教育制度と大きく異なる教育制度を導入している外国人学校も存在する。そのような外国人学校もれっきとした学校として認可するには、本国（上記の例ではブラジル本国）の公的機関を通じて承認するか、本国が存在しない場合は国際評価機関の認定を要件するなどの手法が考えられる。

4.3 「静岡方式」の可能性

愛知県に次ぐ日系人の集住地区である静岡県では、県内での新来外国人学校の急増とその処遇改善要求を背景に2004 年3 月、従来の「各種学校」及び「（準）学校法人」の審査基準を緩和した[6]。各種学校は「各種学校規定」において、原則として自前の校舎・校地、一定の教員数などの条件を満たさなければ認可されず、新来外国人学校にとってその敷居は非常に高かった。今回緩和された審査基準では、『地域社会の特殊事情等により、外国人学校の各種学校の設置を要望している場合』は、校舎・校地が安定した借用であっても認可することとした。

そして、浜松市のペルー学校「ムンド・デ・アレグリア学校」（松本雅美理事長）が2004 年3月に「各種学校」として、2005 年8 月には南米系外国人学校としては全国で初めてその設置者が「学校法人」として認可を受けた。同校はこれまで無認可（私塾扱い）であったため、他の新来外国人学校と同様厳しい学校運営を余儀なくされていた。しかし、各種学校認可による補助金、さらには地元産業界からの支援金もあり、大きく改善された。開講当時4 万6 千円（幼・少過程、月額）だった授業料は1 万5 千円まで減額され、30 名にまで落ち込んでいた総生徒数は81 名までに増えた。学校法人認可によって県の助成制度や法人寄付に対する税制上の優遇措置も適用可能になるため、さらなる学校運営の健全化が期待されている[14][15]。現在の学校法制がいかに外国人学校の健全な運営と発展を阻害しているかが同校の事例で端的に表れている。今回静岡県が講じたような審査基準緩和措置（いわゆる「静岡方式」）は、外国人学校を新たに設立しようとする人々への大きな「追い風」となることは疑いなく、他都道府県でも早急に取り入れられるべきである。また、国及び地方自治体は、外国人・民族的少数者に対する教育状況を調査・把握する責務を有すると考えるべきであり、様々な背景、きっかけで行われる民族教育を立ち後れることなく支援すべきである。

よって、外国人学校を文字通り「振興」する法制度には、国及び地方自治体の調査機関が外国人・民族的少数者の子ども及び外国人学校の実態を調査・把握し、その実情に合わせ学校認可基準の敷居を適切に下げる仕組みが盛り込まれなければならないと考えられる。

---

6 「外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校設置認可など審査基準」及び「外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校を設置する準学校法人寄付行為認可審査基準」

5 提言：「外国人学校振興助成法」要綱試案

以上より、外国人学校をれっきとした「学校」として振興助成し、一条校と同等の処遇する法制度を「外国人学校振興助成法」要綱試案として提言する。本試案作成にあたっては、私立学校法及び私立学校振興助成法、[16][17] を参考、引用した。内容は以下の通りである。

1．総則

1－1　前文

・植民地支配及び朝鮮学校閉鎖例代表される朝鮮学校に対するこれまでの排外政策の反省
・国際人権基準と憲法に基づき、外国人・民族的少数者の教育権を積極的に保障する責務
・多様化する外国人学校に対し、公平に振興助成施策を行うための法制の必要性

1－2　目的

この法律は、外国人及び民族的少数者の教育権の保障、ひいては多文化・多民族共生の社会を実現する上で外国人学校が果たす重要な役割に鑑み、外国人学校の健全な運営と発展に寄与することを目的とする。

1－3　定義

この法律において、

・「外国人学校」とは、外国人及び民族的少数者の子どもを主な対象とし、民族教育を行う学校（一条校という意味ではない）である。
・「外国人」とは、日本に居住する日本国籍を持たない者をいう。
・「民族的少数者」とは、国籍にかかわらず、日本に居住し、日本社会を構成する民族集団の内で、多数集団を形成する民族集団とは異なる文化・言語・宗教などをもつものに属する者をいう。
・「本国」とは、外国人学校が対象とする子どもたちの母国、または外国人学校に対し在外教育機関としての認可を与えている国をいう

2．設立

・外国人・民族的少数者の子どもを対象とする教育施設及び設置者は、基本的に各種学校認可に必要な同等程度の基準を満たせば、「外国人学校」として地方自治体から認可を受けることが出来る。
・地方自治体は、特別の事情があり、教育上支障がないことが確実と認

められる場合は、適切に認可基準の緩和するよう努めなければならない。

3．カリキュラム
・国及び地方自治体は、外国人学校のカリキュラム策定に不当に干渉してはならない。

4．助成制度
・国及び地方公共団体は、外国人学校に対し、少なくとも私立学校と同等の助成金を給付する制度を創設または適用する責務を有する
・地方自治体は、外国人学校への寄付金に対する税制上の優遇措置を講ずる責務を有する

5．卒業資格
・外国人学校の卒業資格を、あらゆる場面において一条校と同等のものと認める

6．調査・救済
・ 国及び地方自治体は、外国人学校の運営状況や、外国人・民族少数者の外国人学校への就学率などを定期的に調査する責務を有する
・ 国及び地方自治体は、外国人学校への助成金などの施策が適切かどうかを審議する責務を有する。

6 結論

本論文では、外国人・民族少数者の子どもたちの教育権を十分に保障するため、外国人学校を民族性が備わった普通教育を行うれっきとした「学校」として扱い、一条校と同等に処遇する法制度の要綱を考察し、「外国人学校振興助成法」要綱試案として提言した。
本試案は全6 節により構成され、多様な外国人学校を公平に振興助成の対象とする仕組みを備え、外国人学校の相当性を承認した政府の基準を可能な限り準用することを基本指針にしている。

新来外国人学校の実態を調査し現状を踏まえ、諸外国における外国人学校の位置づけも参考にした提言となるべきだったが、今後の課題としたい。また、本論文では外国人学校の振興助成に焦点をあてたが、外国人・民族的少数者全員の教育権を保障するという観点でいえば、日本の公教育下における民族教育（いわゆる民族学級）の機会保障・拡大も含めた総合的な民族教育権保障制度の全体像を模索しなければならない。

今後、日本に居住する外国人がさらに増加し、外国人学校もさらに多様化していくと予想されるので、外国人学校同士の連携・連帯はさらに重要度を増すであろう。外国人学校及び広範の支援者の間で、外国人学校を振興助成する法制度の要綱がさらに議論・具体化し、行政や関係機関に向けて明確に形で要請されていくべきである。本論文が、微力ながらも、その議論の一助となれば幸いである。

参考文献

[1] 日本弁護士連合会,”多民族・多文化の共生する社会の構築と外国人・民族的少数者の人権基本法の制定を求める宣言”,2004 年10 月8 日.

[2] 大阪府,”専修学校等の設置に関するQ＆A”,
http://www.pref.osaka.jp/shigaku/senkaku/secchiqa.htm

[3] 在日本朝鮮人人権協会,”人権と生活Vol.19”,2005 年4 月.

[4] 高賛侑,”国際化時代の民族教育”, 東方出版,1996 年6 月.

[5] 金孝京, 白雪姫, 河昌吾,”民族学校周辺の交通安全措置に関する実態調査～日本学校との比較研究～”, コリアン学生学術フォーラム 2004,2004 年12 月.

[6] 朝日新聞,”「公益に資せず」と文部省”,1997 年8 月7 日掲載.

[7] 朝日新聞,2004 年5 月25 日掲載.

[8] 日本弁護士連合会人権擁護委員会,”朝鮮人学校の資格助成問題に関する人権救済申立事件調査報告書”,1997 年12 月.

[9] 枝川裁判支援連絡会,”とりあげないで、わたし学校！”,
http://homepage3.nifty.com/kinohana/edagawatop.htm

[10] 法務省入国管理局,”平成16 年末現在における外国人登録者統計”,
http://www.moj.go.jp/PRESS/050617-1/050617-1-1.pdf

[11] 「多民族共生教育フォーラム・2005」実行委員会,”多民族共生教育フォーラム・2005 ≪資料集≫”, 多民族共生教育フォーラム・2005,2005 年9 月.

[12] 曺民根, 崔翔美,”「外国人学校助成法」立法化への提言”, コリアン学生学術フォーラム2002, 2002年12 月.

[13] 鄭仁大, 趙仙恵,”民族教育権保障制度制定のための「外国人学校振興助成法」立法化”, コリアン学生学術フォーラム2004, 2004 年12 月.

[14] 朝鮮新報社,”日本の中の外国人学校・ ムンド・デ・アレグリア”, 月刊イオ2005 年5 月号.

[15] 静岡新聞,”浜松・ムンド校が法人化”, 2005 年8 月20 日掲載.

[16] 日弁連第47 回人権擁護大会シンポジウム実行委員会,”外国人・民族的少数者の人権基本法要綱試案”, 日弁連第47 回人権擁護大会シンポジウム, 2004 年10 月.

[17] 田中宏,”在日コリアン権利宣言”, 岩波ブックレット, 2002 年4 月.

[18] 在日本朝鮮人人権協会,”人権と生活Vol.20”, 2005 年7 月.

[19] 民族学校を考える（サロン吉田山）, http://www5d.biglobe.ne.jp/%7Emingakko/

コリアン学生学術フォーラム2005
分科：人権と社会福祉にて

立命館大学 理工学部 4回生 鄭哲成
chol@ubi.cs.ritsumei.ac.jp

立命館大学 情報理工学部 1回生 崔大励
ci008051@is.ritsumei.ac.jp

同志社大学 文学部 3 回生 趙仙恵
bld11040@mail2.doshisha.ac.jp

滋賀県における民族教育の流れ

（自主学校、民族学級、そして朝鮮学校への移行）

鄭想根

解放から自主学校へ

私たち在日朝鮮人による民族教育は、滋賀県でも 1945 年 8 月 15 日の解放、日本の敗戦から始まる。ほとんどの人たちが祖国、故郷への帰国を考えた。解放直後には二万人にのぼる朝鮮人が滋賀県にいた。

○滋賀県における年代別　朝鮮人数

年	総数	年	総数	年	総数	年	総数	年	総数
1906	0	1926	2176	1946	?	1966	6105	1986	7739
1907	2	1927	1285	1947	?	1967	6224	1987	7701
1908	2	1928	2516	1948	13705	1968	6239	1988	7738
1909	?	1929	3008	1949	13559	1969	6340	1989	7774
1910	?	1930	2871	1950	7702	1970	6306	1990	7866
1911	?	1931	3128	1951	8483	1971	6457	1991	7838
1912	?	1932	4021	1952	7648	1972	6587	1992	7820
1913	8	1933	4835	1953	7828	1973	6831	1993	7736
1914	9	1934	5163	1954	7873	1974	7043	1994	7661
1915	30	1935	5759	1955	7846	1975	7205	1995	7664
1916	95	1936	6172	1956	7889	1976	7271	1996	7632
1917	39	1937	5712	1957	7822	1977	7430	1997	7526
1918	62	1938	6263	1958	7804	1978	7492	1998	7422
1919	27	1939	6659	1959	7638	1979	7469	1999	7228
1920	138	1940	7792	1960	6718	1980	7532	2000	7157
1921	138	1941	9465	1961	6298	1981	7711	2001	6874
1922	523	1942	11130	1962	6313	1982	7834	2002	6782
1923	753	1943	11173	1963	6237	1983	7816	2003	6937
1924	832	1944	12783	1964	6191	1984	7837	2004	
1925	1091	1945	20456	1965	6156	1985	7817	2005	

稲継靖之氏からの資料をもとに作成（滋賀県立大学大学院　～2006. 3）2005. 5

しかし、ほとんどの在日朝鮮人は植民地下で朝鮮語使用が禁じられていたから朝鮮の文字を知らないでいた。特に子どもたちへの母国語教育が切実な問題であった。そこで民族性（人間性）の回復と「母国へ帰るには、まず、言葉と文字を知らなくては」ということで、国語教習所（自主学校）を自力で開くこととなる。

李圭台先生の体験談から

「…初めは教室もなく、小屋のような所を使ったり同胞の家であったり、机も教材もありません。それでも 1946 年早々には始まって、同胞たちが手がけた真っ先の事業です。やがて、みんなが力を合わせて専用の教室を建て、机もそろえました。だれもが生活に苦しい時でしたが、植民地時代に奪われた言葉を取り戻し、民族としての誇りをもつためにも、学校への期待と勉強への意欲は強烈なものでした。

授業は、昼は子どもたち、夜は青年学級、成人学級と

民族学級学生たちと李圭台先生

交代でした。一クラス40人ぐらいで、教室が狭いためぎゅうぎゅう詰めです。…各クラスとも1回2時間ほどの授業ですが、みんな熱心で『もうちょっと教えて』というため、終わる時間はとくに決めてなかったほどです。夜の成人学級では、眠さをこらえて、一字でも多くを学ぼうとの熱意がこもっていました。」

〈『民族の誇りを伝えて』－聞き書き湖国私史（朝日新聞滋賀版, 1980. 826～8. 30 連載）
李圭台氏：1919年7月生。1946年から醒井で自主学校、1951年から12年間米原小民族学級や湖北朝鮮初中級学校校長、その後総聯滋賀県本部教育文化部長、在日朝鮮人滋賀県教育会会長、総聯滋賀県本部委員長などを歴任〉

自主学校当時を回想した学生の作文から（1946, 7年頃だろうか）

「私たちは解放をしたので朝鮮に帰るために、朝鮮の勉強をしたいと思いました。しかし学校がありませんでした。それで同胞たちみんなが力を合わせ、お金を集めて建てることにしました。当時のくず鉄は安かったけれどリヤカーを引きながらお金を集めるためにがんばりました。

アボジ（父）たちが集まって、『きょう、大津に行って木材を買ってくる。』と言って電車に乗って行きました。木材を買ってくると、学校を建てる畑にもって行きました。そこに行ってみると場所も広く、たくさんのお兄さんたちが集まっていました。私たちは『ウリハッキョが出来る！』と手をとりあって大よろこびしました。

2，3日するとそれらしいバラックができました。その日の夜、アボジ、オモニたちの寄合いがあったのですが、私たちもいっしょに加わりました。先生が最後に『それでは明日から君たちはこの学校で勉強を始めます。』と言われた時は、うれしくてうれしくて、ほんとうにうれしかったです。

当時の作者たち

家に帰るとオモニが『明日から学校に行くのに本も無いからどうしょう。』というので、私は家にあった紙を一枚一枚そろえて、糸を通してノートを作りました。

次の日、学校に行ってみると、年上のお姉さんも座っていました。少ししてから、アボジ、オモニたちがやってきました。私たちの勉強するようすをじっと見ていましたが、みんなその顔は笑っていました。

友だちは四十人で、初めて習うウリハッキョの勉強はすごくおもしろかったです。遠足にも行ったし、歌も習いました。

しかし、こんな楽しい学校をアメリカ軍が農場を作るといって『立ち退き』をすることになってしましました。本当に悲しかったです。

こうして最初のウリハッキョ生活は終わってしまいました。今もアメリカの農場を見るとあのウリハッキョを思いだします。」

（学生雑誌「新芽（セサク）」創刊号 1952. 3. 1　共同作文『特設学級』滋賀県志賀小学校生より、原文は朝鮮語）

こうした自主学校は、滋賀県内に醒井も含めて二十数箇所あり、後に11箇所まで整備する。生徒数は700人を超え、教材も最初は手作りだったが、1948年ごろからは東京の在日本朝鮮人聯盟で教科書の印刷を始め、それが各地の学校へ送られて来るようになる。

※下記資料は、稲継靖之氏（滋賀県立大学大学院）が「世界人権問題研究センター」で報告されたものをほぼ引用した。

○朝鮮聯盟傘下の学校の状況

	学校数	児童数	教員数
１９４６	２２	１２６０	６０
１９４７	１７	９５０	２８
１９４８	１８	７７４	３８

朴慶植編（在日朝鮮人関係資料集成〈戦後編〉第１巻）

○「1947 年１２月１日　滋賀県における国語教習所（自主学校）」
県下 18 ヵ所、教員数 20 名、学生数 774 名
（在日本朝鮮人聯盟中央本部 1948. 2 報告の統計表より抜粋）

○1848 年２月現在における滋賀県内の初等学校一覧表

学校名	教員数	生徒数	所在地
膳所初等	2	７６	大津市膳所町錦大竹町
大津初等	1	６３	大津市東浦垣内町
石山初等	1	５８	大津市栗津町東 1-20
滋賀初等	1	４３	大津市滋賀里
別保初等	2	２０	大津市膳所別保町 349
藤尾初等	1	２２	大津市藤尾町奥
牧初等	1	２３	蒲生郡岡山村字牧岡山
安土初等	2	４５	蒲生郡安土村下豊浦松原
八幡初等	1	２８	蒲生郡八幡町出町通６
彦根初等	2	４５	彦根市安養寺町
高島初等	3	３４	高島郡新儀村新庄
三雲初等			
醒井初等	1	３４	坂田郡醒井村大字枝折
新儀初等			
今津初等			
米原初等			坂田郡米原町
信楽初等	3	３１	甲賀郡信楽町大字長野元町
能登川初等			神崎郡能登川町
堅田初等			

朴慶植編（在日朝鮮人関係資料集成〈戦後編〉第２巻）

○1949 年５月現在における滋賀県内の朝聯小学校一覧表

学校名	所在地	生徒数	教員数
藤尾朝聯小学校	大津市藤尾町奥藤尾	２５	1
錦織朝聯小学校	大津市錦織山上町	３５	1
三雲朝聯小学校	甲賀郡三雲村三雲	３８	1
八日市朝聯小学校	神崎郡八日市町	３７	1
八幡朝聯小学校	蒲生郡八幡町出町通６	２８	1
安土朝聯小学校	蒲生郡安土村下豊浦松原	２８	1
鏡山朝聯小学校	蒲生郡鏡山村八重谷	３２	1
米原朝聯小学校	坂田郡米原町大字南町	３５	1
醒井朝聯小学校	坂田郡醒井村大字枝折	２３	1
膳所朝聯小学校	大津市膳所町錦北昭和町	１４５	3
旧大津朝聯小学校	大津市金塚町	８３	2
石山朝聯小学校	大津市膳所栗津町東 1-20	４７	1
別保朝聯小学校	大津市膳所別保町上保	２４	1

李殷直（「在日」民族教育の夜明け　1945 年 10 月～48 年 10 月）巻末資料

自主学校の強制閉鎖

しかし、軌道に乗ったかにみえた民族教育は、間もなく総司令部（GHQ）と日本政府により断ち切られてしまう。

△日本政府の第二次朝鮮学校閉鎖令

１９４９年・１０月１３日「朝鮮人学校に対する処置について（朝鮮人学校処置要綱）」
文部省管理局長・法務省特別審査局長共同通達

１０月１９日「学校閉鎖令」「改組令」発令

・１１月　１日「公立学校における朝鮮語等の取扱について」

・１１月１５日「朝鮮人私立各種学校の設置認可について」

・１１月２４日「朝鮮人児童生徒の公立学校受け入れについて」

この四つの文部省通達により朝鮮人学校を強制閉鎖し、子ども達を強制的に日本学校に編入する。

李圭台先生の体験談から

「在日朝鮮人の民族教育に対する総司令部（GHQ）の弾圧は、日本国内に吹き荒れたレッドパージと同じ性質のものでした。世界的に見ても、冷たい戦争のただ中で、朝鮮戦争勃発の前年の緊張した情勢がありました。教育への弾圧に先立ち、まず、1949年9月に各地の在日朝鮮人聯盟へ解散命令が出ます。そして、一ヵ月後に自主学校への閉鎖が強行されました。

閉鎖の理由は、義務教育就学年齢の子どもたちは、在日朝鮮人子弟であっても日本の学校へ通わねばならず、民族学校のような存在は許さない、民族教育はまかりならん、ということでした。…

…醒井民族学校には、米軍ではなく日本の警察官が大勢やってきて、建物を閉鎖し、教具や教材を没収しようとしました。入り口に『立ち入り禁止』『没収』の張り紙をはりつけ、机やいす、電話までトラックに積んでいくんです。…

大人よりも子どもたちの方が、死にもの狂いで抵抗しました。警官たちの足の下をすり抜けて教室に入り、中で座り込みしたり、机やいすを取られまいと警官と引っぱり合ったり。何度引きずり出されても入っていきました。子どもたちの中に何人かけが人が出たほど激しく抵抗しましたが権力には結局勝てず、閉鎖を余儀なくされました。」

1949年10月19日、学校閉鎖当時を回想した学生の作文から

「…いっしょうけんめい勉強をして楽しくすごしていたのに、ある日けい官が自動車に乗ってウリハッキョにやって来ました。そして先生の部屋に入っていきました。

部屋の中を見るとおとなたちでいっぱいでした。その時、自治委員長（生徒会長）の黄君が二階からおりてきて、かれらとたたかいました。行って見ると黄君は泣きながらもたたかっていました。それを見て、私たちもみんないっしょに先生とたたかいました。私はあまりにもかれらがにくたらしくて、友だちといっしょに、『なぜ私たちの学校を取り上げるのか』と叫びながら一日中たたかいました。かれらは2回もウリハッキョにきてだんあつして行きました。

その二日後、学校に行こうと電車からおりてみると友だちが『学校には、けい官がこんぼうをにぎり、入れなくしている。そしてカバンを取り上げて中を調べている』と言うのです。私は、かれらに

当時の作者たち

なぐられて死ぬことになってもよいと思い学校に行きました。学校の前にはたくさんの友だちが泣きながらもかれらとたたかっていました。私たちも学校の中に入ろうと思い、バリケード（鉄条網？）をとっぱしようとたたかいました。こんなふうにたたかったのにウリハッキョは、無くなってしましました。

その日は、私たちが死んでも忘れられない10月19日でした。」

学生雑誌「新芽（セサク）」創刊号1952.3.1で紹介された作文　原文は朝鮮語

（志賀小学校の『民族学級』に通う学生たちが大津市膳所にあった朝鮮人学校に通っていた頃の様子を回想し共同で作文にした。写真は民族学級の先生が作文の記念に撮影したようだ。作者は6年申弘美,5年金君子,申順子の3名である。）

○強制閉鎖された当時（1949.12.9）の朝鮮学校　2005.5.11までの調査結果

自主学校名	所在地	教員数	学生数	強制閉鎖時期
在日朝鮮人牧初等学校	蒲生郡岡山村	1	30	1949.11.5
湖東朝鮮小学校（朝聯八日市初級学校）	神崎郡八日市町	5	122	1949.11.5
醒井朝鮮初等学校	坂田郡醒ヶ井村	1	38	1949.11.5
八幡朝鮮文化学院	蒲生郡八幡町	1	36	1949.11.5
朝鮮人堅田夜学院	滋賀郡堅田町	2	30	1949.11.5
大津朝鮮人学校	大津市膳所後の総聯膳所分会	5	180	1949.11.7
朝鮮人彦根学校	彦根市	2	60	1949.11.7
朝鮮人米原学校	坂田郡米原町	2	40	1949.11.7
朝鮮人甲賀学院	甲賀郡三雲村	1	23	1949.12.9
安土朝鮮文化学院	神崎郡安土村	1	26	1949.12.9
鏡山朝鮮文化学院	蒲生郡鏡山村	2	40	1949.12.9
11校		23	625	

金徳龍「朝鮮学校の戦後史」、朝日新聞滋賀版、同胞聞き取り調査から

強制閉鎖から民族学級へ

1949年10月19日、滋賀県と大津市の教育委員会は大津市膳所にあった大津朝鮮人学校にたいして文部省の指令に従い通告書をいい渡す。そして11月7日に朝鮮学校の強制閉鎖が執行される。朝鮮人側はもちろん激しく抵抗を続けていくが、さしわたって朝鮮人児童をどうするかが大きな問題だった。そこで朝鮮人側代表は、教育委員会と何度も交渉を重ねた。その結果、課外で朝鮮語授業を行うことを勝ち取る。

△文部省通達後の滋賀県内の状況

「さきに閉鎖された朝鮮人学校児童生徒の公立学校吸収方針について県教委学校教育課では26日関係各市町村長に次のような基準を指令した。朝鮮語は課外授業として希望者に週四,五時間授業すること、教師は教師適格審査に合格したもの、教材は暫定的に検定教科書を翻訳したものでその他の教材には超国家主義、軍国主義的なものは避けること、朝鮮人ばかりの特別学級や、分校の設置は認められず一般学区制に従うこと」　（1949年11月29日付　朝日新聞　滋賀版）

この時期、滋賀県内はもちろん全国各地で子供たちの教育を守るための運動がいろ

いろな形で行われている。滋賀県の場合は、前記指令により日本学校の分校としての道も閉ざされたのではないだろうか。だから、強制閉鎖直後から滋賀県の在日朝鮮人は子供達の教育の場を保障するため公立小学校内に自民族の言葉と文化を学べる民族学級を設置するための運動を展開していった。

・大津市の場合

12 月に入って暫定的な話し合いが成立したようだ。内容は、ともかく朝鮮人児童の多い志賀、逢坂、膳所小学校に課外活動として朝鮮人教師を配置し、12 月 16 日から朝鮮語を教え出した。

一方、大津市教育委員会は朝鮮人児童に朝鮮語課外授業の希望者を調査している。

○1949 年 12 月 8 日大津市内小、中学校朝鮮人学童数と 3 校課外教育希望者数

学校名		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
膳所小学校	在学数	35	26	26	17	25	16	145
	課外授業希望者	18	22	17	16	23	8	106
志賀小学校	在学数	13	11	8	6	7	4	49
	課外授業希望者	10	4	5	14	3	0	36
逢坂小学校	在学数	8	8	13	5	5	7	46
	課外授業希望者	12	6	12	9	7	8	34
長等小学校	在学数	3	5	7	4	1	2	22
藤尾小学校	在学数	0	1	0	4	1	3	9
中央小学校	在学数	0	0	1	2	0	1	4
平野小学校	在学数	1	0	4	0	2	2	9
晴嵐小学校	在学数	0	2	2	2	2	3	11
石山小学校	在学数	0	3	0	0	0	0	4
計	在学数	61	56	61	40	43	38	299
粟津中学校	在学数	26	14	22				62
打出中学校	在学数	1	0	2				3
皇子山中学校	在学数	4	2	2				8
計	在学数	31	16	26				

「新大津市史下」1972 年　奈良本辰也編、計算が合わない部分もそのまま引用

しかし、とりあえず 12 月 16 日から始めた課外授業はたくさんの問題点を抱えていた。1949 学年度の膳所小学校は次のような反省記録を残している。

1．(1)本授業に対する歴史的な背景に欠けている。即ちこの授業に対する効果あるいは前途に対して明確な結論をつかみにくいので一部の父兄は疑心を持ちやすい。
(2)本授業が朝鮮人児童に対しては義務教育的なものであると認識している父兄においても、
(イ)児童の身体的精神的二重負担を憂慮する。
(ロ)おおむね貧困生活を送る父兄は児童について経済的負担に耐えられない。
などの理由から、(1)項とあいまって躊躇の感を抱きやすい。
(3)始講が学期の中途であり且つ冬季であったので新年度から新しく受講さすとの父兄が多い。
2．(1)本授業に当てられた新校舎即急修理がいまだ完了していない。
(2)厳冬のあいだを到到なんら暖房装置をも施さずに春を迎えた始末。
(3)校舎の修理が完了しないために子供の肉体的、精神的苦痛は大きく（窓が開かない）教場の清掃にも不満であった。
(4)湯茶道具の皆無、机・椅子などに対する不満。
(5)教科書がそろわない。1 月早々教材として編んで渡した本は一年から六年まで共通

のもので各自各様の不満を表明する。
(6)クラス編成に難点がある。1･2･3年を第二学級に組んで今日まで続けてきたが、児童の正課過程の終了時限の区々なるにともなって一様なる講義もできないし又、別々に教える余裕もない。

「新大津市史　下」(1972年) 奈良本辰也編

朝鮮人児童を受け入れた日本学校側の記録でさえこのような状況なので、朝鮮人側の要望とは程遠いものだった。引き続き朝鮮人児童の教育権を保障する為、各市町村長や教育委員会、小学校長に働きかけ、街頭でのビラ配りや署名活動などを行っている。特に子供たち自身、一斉休校、同盟休校に入り運動の先頭で戦った。

・醒井小学校の場合

「…学校閉鎖後も、青年や成人への夜間学級は個人の家で続けました。しかし、子どもたちも何とかして民族の言葉を学べないかと思い、年明けの1950年早々から醒井村(現米原町)の村長に民族学級の開設を毎日のようにお願いしました。日本の学校の教室を借り、放課後の1時間か2時間、朝鮮の子どもたちだけを残して教えることを許可して欲しいと。毎日のように頼むので、3月末になってようやく教室を貸そう」ということになりました。…1950年4月、醒井小二クラスの民族学級ができました。」

(李圭台氏の体験談より)

・志賀小学校の朝鮮人児童は、1950年4月28日付で

「…日本の政府は朝鮮人は朝鮮語を習うな、日本の文字を習えと言い私たちの学校をむりやり無くさせました。校長先生は生徒を思う良い人だからこの○○○なやり方をよく知っていると思います。朝鮮人が自分のお金で学校をつくり、自分の子供に朝鮮語をおしえるのがなぜ悪いのでしょうか。学校をうばっておいて日本の学校に入学させて、朝鮮語はたった○○○○○しができずそれではとうてい朝鮮の文字や言葉はならえません。私たちは子供ながらも自分の国の文字をならうためいっしょうけんめいお願いするのに、やばんにだんあつします。私たち朝鮮少年は○○○○○○○つもりで同盟休校にはいりました。校長先生は私たちの思いを考えて市教育委員会に話をして下さい。」(○印は解読不明な部分)と要求書を校長に出し、同盟休校に入っている。

「新大津市史　下」(1972年) 写真部分を拡大　奈良本辰也編

・【滋賀支局発】4月20日から全県的な同盟休校に突入していた滋賀県朝鮮人学校問題は、部分的な成果をあげた地域もあったのだが、県教育委員会は、大津市会議室で朝鮮人学校関係者が市町村長及び学校長連合会議を開催した。朝鮮人学校に対する統一案を討議し既成事実は認めるが、今後は既成と同じような条件は認定できない結論を出し、次のような民族教育抹殺案を出すに至って、すべての朝鮮人学校はこれに抗拒し、5月23日から無期限ストに突入した。…原文朝鮮語『解放新聞』1950年6月1日

○一斉休校について公安の内部報告書

「秘昭和25年5月11日　旧朝連系幹部の指導する朝鮮人学童一斉休校とその後の状況について(抜粋)

…4月20日米原町小学校就学中の学童30余名の一斉休校を皮切りとして『朝鮮人教職員の待遇改善並びに朝鮮語を正課とせよ』の二項目に亘る要求書を掲げて…一斉休校に突入する等益々拡大すべき傾向にありて5月10日現在に於ける県下の休校児童数は１０校348名…

1. 蒲生郡岡山村小学校の動向

朝鮮人学童16名が村役場で村長との面会を求め、①先生がいないから勉強が出来ない②早く先生をこしらへて③食える月給で先生を雇へ等と口々に叫ぶ（中略）その後一斉休校に突入した。

2. 蒲生郡鏡山小学校の動向

同校就学朝鮮人学童39名は4月25日より一斉休校に突入して以来毎日の如く休校学童並びに父兄代表が教員給与の増額陳情に村役場に押しかけている。5月6日の臨時村会では、教員給与の増額に対して否決したため、朝鮮人学童と父兄が大挙押しかけ応酬する。

3. 彦根市城東小学校の動向

4月20日以来一斉休校に突入した朝鮮人学童47名は父兄代表と連日街頭に進出して①我々の先生を救ってください　②戦争は絶対嫌だ　③李承晩政権の暴挙反対　④強制送還絶対反対　の4項目掲げて署名運動を続ける一方、市教育委員会に執拗に朝鮮人学童の教育に対する要望を申し込む。

5月4日には、城東小学校に父兄20数名が大谷校長に対して面会を強要して①朝鮮人教師の裁縫的給料値上げは承服出来ない　②朝鮮人学童教育のため二学級を認めよ　③語学を正課に採り入れよ　等の採用を迫ったが大谷校長は「要求項目は一つとして校長自身で採決する権限のものはない、来る10日県庁に於いて県下の校長会があるので県当局とよく相談してくるから休校生徒を早く登校するよう」と問答一蹴したのでその後何等なす事なく引き上げた。

4. 坂田郡米原小学校の動向

4月20日2項目の要求事項を掲げて一斉休校に突入した同校朝鮮人学童30余名は、その後も引き続き学校や役場など集団的に押し掛け要求事項の回答を迫り、休校中であるが最近に至りては、学童のみの交渉では目的の貫徹は困難であるとして父兄代表が学童代表と共に5月9日、町役場に来たり、助役を相手取り①（朝鮮人教師の）生活安定が出来る給与の支給、②朝鮮人に対する教育を学校正課に入れよ、③強制送還に対する町の意見等の回答を強要なしたるも13日に町役場に於いて話し合うことを申し渡したる為約一時間後に退去したが、この会見は終始朝鮮人側より半強制的に申込みをした為13日の会見が実現した模様である。尚13日に会見する予定者は町長、町会議長、小学校長、学務委員、PTA会長等である。以上

内山一雄・趙博編『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集Ⅱ-4.24以降大阪を中心に』

△1950年5月以後の大津市の状況

逢坂小学校学区の朝鮮人保護者会も5月9日、民族課目を正課にすることや朝鮮人教師の増員と生活保障などを要求して、子供達の通学停止を宣言した。そのため課外授業を担当した三校の校長（膳所、逢坂、志賀）は、朝鮮人保護者代表と課外担当教員らと協議のすえ5月15日付で、大津市教育長あてに次のような要望書を出した。

1．朝鮮人児童の特別学級を設置すること

1)理由　正則の学級編成のまま第二項に示す授業時数を充たし、且つ現行正科の授業もみたすことは、学級編成、特に時間割編成の上から技術的にほとんど不可能である。よって朝鮮児童を集めた特別学級を設置する。

方策(イ)学級　膳所小　三学級（1･2年、3･4年、5･6年）
逢坂小　二学級（1･2･3年、4･5･6年）
志賀小　二学級（1･2･3年、4･5･6年）

(ロ)正科教員　七名　朝鮮語教員七名（現在四名）
(ハ)正科ならびに朝鮮語ともに朝鮮人教師によって授業することが了承かつ修学を認めるならば、教師は朝鮮人教師だけで実現可能である。
備考　先方の調査によれば、このことは県下でも既に事例があることであるという。
2．授業時数（一週）
低学年（1･2･3年）朝鮮国語十時　唱歌一時　計十一時
高学年（4･5･6年）朝鮮国語十時　地理二時　歴史二時　唱歌一時　計十五時
夫々の他の残り時間には正科を取扱う
3．教員の待遇を改善すること
1)手当を俸給に準して最低生活ができるように改善すること。
2)前項により最低一人宛六千円を支給せられたい。
備考　この金額については、教職員俸給令による現教職員の給与水準に基き、特殊な待遇であることを説明し、4千円程度に止めようとしたが、強く要望したので金額を挙げたのである。

「新大津市史　下」（1972年）奈良本辰也編

この要望書は、実際に教育を担当し重要さを感じていた校長としては、当然のこととして現場の教師や朝鮮人保護者の意向をかなり組み入れたものであったと思われる。しかし、朝鮮人の特別学級を作ることは、文部省の方針と真向から対立していた。保護者や校長をも含めた現場教師の強い要望にもかかわらず、市教育委員会側はゆずらなかった。それからさまざまな均衡が重ねられた結果教育権を勝ち取るのは6月27日だった。

・【滋賀支局発】滋賀教闘　全面的な勝利　正課10時間-教員24名確保
特設学級設置、民族教育正課編入、教師の最低生活保障などを要求して去る4月20日から同盟休校に突入した滋賀県下朝鮮小学校は闘争の長期化と民団の妨害によって民族教育抹殺の危機に瀕していたが、5月23日からの第2次同盟休校により行政当局はついに折れて双方は民族科目を一週10時間、県下朝鮮教師24名、給料は4千円から7千円等の覚書を交換するに至り県下の同盟休校は13日で終結した。
それに朝鮮教員の採用は学父母会または教育対策委員会の推薦で行う。
滋賀県教育闘争前後の民族教育実情を比較すると次のようになる。

		膳所	逢坂	志賀	八日市	五カ荘	御〇	米原	安土	八幡	岡山	鏡山	土山	日野	醒井	城東
闘争前	教員	2	1	1	0	1	0	1	1	2	1	1	0	0	1	2
	給料	2.0	2.0	2.2	0	5.0	0	1.0	4.0	7.0	2.5	2.0	0	0	1.0	1.25
闘争後	教員	3	2	2	2	1	1	2	1	2	1	1	1	1	2	2
	給料	4.5	4.5	4.5	4.5	5.0	4.0	4.0	5.0	7.0	5.0	5.0	6.0	4.0	4.0	4.0

単位　教員：〇名　　給料：〇千円　　原文朝鮮語『解放新聞』1950年6月20日

朝鮮語等課外授業に関する覚書

1．一般に関する事項
(1)朝鮮人児童は居住地域の大津市立小学校又は中学校に就学するものとする。但し朝鮮語等課外授業の関係で、晴嵐学区平野学区の児童で膳所小学校に入学を希望するものに限り膳所小学校に、長等学区の児童で志賀小学校に入学を希望するものに限り志賀小学校に、藤尾学区中央学区の児童で逢坂小学校に希望するものに限り逢坂小学校に収容することとし、日本法律による居住をその入学する学区内に有すると認められるものは、その希望する学校に就学することが出来る。

(2) 就学した児童は当該学校長及び教諭の薫陶に服するものとする。
(3) 教育の尊厳性に鑑み、保護者は当該校の教育方針を尊重し、これに協力してその子女の育成につとめるものとする。
(4)学校長が朝鮮語等の課外授業の希望者に応じて課外授業を課することが出来る。但し左の三校とする。
①膳所小学校　②逢坂小学校　③志賀小学校
(5)朝鮮語等の課題授業のため教師を雇傭することが出来る。
(6)雇教師の人員は左の通りとする。
①課外授業を受講する実人員が二十名以下は課外の為の教師は雇傭しない。
②二十一名より六十名までは一名の教師を委嘱し
③六十一名より百二十名までは二名の教師を委嘱し
④百二十一名より百八十名までは三名の教師を委嘱することを原則とする。但し教育上教師の増員を必要と認めた場合は考慮する。
2．教師を委嘱に関する事項
(1)教師は公立小学校に於ける課外授業としての朝鮮語の教授を担当する。
(2)教師は県教職員適格確認書を有する者の中から大津市教育委員会に於いて適当と認めたものを「雇教師」として委嘱する。但し委嘱にあたっては父兄の総意に基いて推せんされた者の中から採用する。
(3)教師の雇傭は教育職員免許法に準じ年度毎に更新するものとする。
(4)教師は連合国軍総司令部の教育管理政策及び日本法令に違反した場合は委嘱を解くものとする。
(5)教師は学校教育法に従い当該学校長の指揮監督に服するものとする。
(6)教師は教員たるの自覚とその品格をそろえ等しく児童愛護に専念すること。
3．課外授業実施に関する事項
(1)課外授業は正課時数外に課するもので校長の管理のもとに行う。
(2)課外授業時間数は児童の心身の発達を考慮し一週間に十時間を原則とし時間割については各学校長とはかり技術的に考慮すること。但し学校長は必要と認める場合は土曜日に課することは自由である。
(3)課外授業に使用する教科書は文部省検定済のものであること。但し小学校に於いては、日本教科書「よみかた」を翻訳して用いるか、又は補助教材を用いる。但し補助教材を用いる場合は昭和20年十月二十二日付指令及び教育基本法に違反せないものを使用する。
(4)教師は授業に当たって、日鮮両語の教科課程を作製し校長の検閲をうけてその責任を明らかにすること。
(5)教師は課外授業の学習指導・児童の躾は勿論校外指導等児童生活の全般にわたり、学校方針に基いて学級主任を助け訓育養護に協力し児童福祉と校内秩序維持に努力すること。
4．教師の手当に関する事項
(1)手当は時間講師として一時間二百円、一週間の手当を以て一ヶ月の手当とする。但し当分は四五〇〇円を給する。
(2)本手当は官吏俸給の給与ベースが変更した場合には考慮するものとする。
5．右実施に当っては大津市教育委員会及び当該学校長はその特殊性を生かし担当教師並びに父兄と共に協力一致しその成果を挙げることに努力するものとする。

昭和二十五年六月二十七日	
大津市教育長	山口正之
大津朝鮮人代表	黄浩淵、李学根、申相鉉、孔点允、張永植
大津市朝鮮人教育対策委員会	委員長　朴香俊
大津市東上栄町29番地	立会人　安在学
大津市教育委員会　学校教育課長	坂田徳三

「新大津市史　下」（1972年）奈良本辰也編

覚書に登場する朴香俊氏（当時34才），安在学氏（当時45才），黄浩淵氏（当時38才）は、1948年当時の在日本朝鮮人聯盟（朝聯）滋賀県本部の役員であった。また1949年から1955年の民戦時代を含めて、数多くの闘争事件の新聞記事を探しても元朝聯幹部たちはほとんど見当たらない。そして、在日本朝鮮人総聯合会（総聯）の結成後には役職に戻っている。つまり当時の朝聯幹部たちは強制弾圧以後も子どもたちの教育権を勝ち取る為に合法的に奔走したことがうかがえる。同胞たちが願う教育問題を全面に出し、権利闘争を展開したのである。これらにより総聯組織とそこで働く専任、そしてこれから登場する民族学級の教師たちは同胞からの信望と信頼、絶対的な支持を得るのである。

民族学級の概要

△　各民族学級を三つ（四つ）のブロック別に学校を形成する。

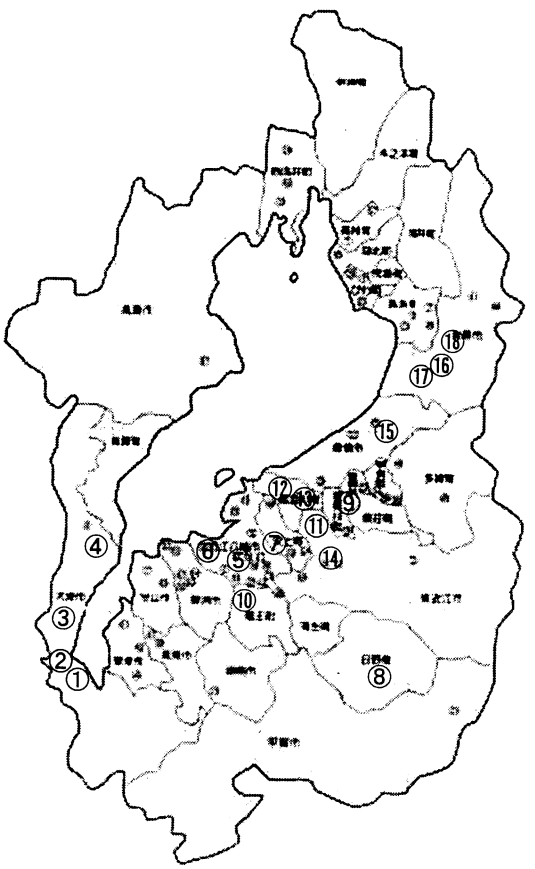

湖西朝鮮初級学校　①膳所小
②逢阪小
③志賀小
④堅田小

湖東朝鮮初級学校
＋湖南朝鮮初級学校
⑤八幡小
⑥岡山小
⑦安土小
⑧西大路小
⑨愛知川小
⑩竜王西小
⑪五個荘北小
⑫能登川西小
⑬能登川南小
⑭八日市小

湖北朝鮮初中級学校　⑮城東小
⑯米原小
⑰醒井小
⑱米原中

○滋賀県に於ける年代別民族学級所在地

注意：ここであげる民族学級とは、日本の学校内に設置された朝鮮学級だけを指す。

【○：確認済　　△：設置したと考えるのが妥当　　？：未確認】　2005,10.10

	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972
城東小学校	12/7 設置 ○	2クラス ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
米原小学校		2クラス ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
米原中学校		×	△	○	1クラス ○	○	○	？	？	？	？	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
醒井小学校		4月2クラス ○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
八幡小学校		？	？	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	？	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
岡山小学校		○	○	○	○	○	○	○	○	○	？	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
堅田小学校		△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
安土小学校		△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	？	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
西大路小学校		○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
愛知川小学校		？	？	？	？	？	？	？	？	○	○	○	○ -5/13	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
竜王西小学校		○	○	○	○	○	○	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
五個荘北小学校		1950.4 ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ -5/13	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
能登川西小学校		7/1 ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
能登川南小学校		△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	登録、五個荘さ ○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
八日市(南)小学校		○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
勝所小学校	12.10から課外授業を行った記録も有る	6/27 ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
遠阪小学校		6/27 ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
志賀小学校		6/27 ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
土山小学校																								

○1957 年 12 月の民族学級の学生数

	児童	就学率（%）	教員数
湖北学校	１００（１４４）	７３．０	6
湖東学校［湖南］	２２０（２７０）	７１．４	１３
湖西学校	１２３（２６６）	５３．０	8
合　計	４４３（６８０）	７１．６	２７

備考：（　）内は全朝鮮人学齢児童数、金徳龍「朝鮮学校の戦後史」より

△民族学級の内容

呼称－当時の先生や学生に聞くと民族学級を“ウリハッキョ（私たちの学校）”、“チョソンハッキョ（朝鮮学校）”と呼んでいた。日本の児童や先生たちは朝鮮学級と呼ぶ場合が多かった。

教室－体育館の用具室や空いている教室などから専用教室を設ける。教室の大きさはまちまちだが朝鮮地図、朝鮮文字など掲示物などは共通し肖像画も掲げた。これはこの時期の朝鮮学校の教室そのものである。

教科書－授業の写真や体験談を通しても、朝鮮聯盟や民戦の教科書を、総聯結成後は総聯中央の作成したものを統一的に使ったようだ。今も当時の教科書を展示する小学校があるという。

科目と授業時間、学級数など(時期によりばらつきがある)

・城東小の場合：朝鮮語、地理、歴史、音楽、理科、算数、図工、体育を学年が上がるごとに科目を増やして教えた。三時間目から民族学級で学ぶ抽出型の民族学級であったため、全日制方式と呼ばれる由縁になったのではなかろうか、また在日朝鮮人社会では、『滋賀方式』として全国的に有名であった。子どもたちは昼食の時間には給食を食べに日本の学級に戻った。

1961年城東小卒業アルバム
日本教師と共に民族学級教師

このような完全な抽出型は体験者や当時の日本小と朝鮮学級の2通の成績表の内容からも確認できる。教室は二教室で、小1～小6を二つに分けて複式授業を行う。

・米原小学校の場合：1950年に二クラス、児童は60人くらいの民族学級ができる。教室は初めのうち、体育用具を入れる倉庫みたいな所で狭くて教材も置けない場所だった。校長先生と交渉して、一般の教室を借りられるようにし、やがて専用教室が出来る。

湖北朝鮮初級学校
米原小体育館前

・醒井小の場合：児童は20名ほで低学年、高学年の2学級で午後から授業を行う。

・湖北朝鮮初中級学校の場合：米原、醒井、城東の三小学校にあった六クラス、それと米原中の一クラスの計七つの民族学級で構成、米原中の民族学級は、全国的にもまれなケースだ。

湖東朝鮮初級学校卒業式、入学式

・能登川南小の場合：児童は20名ほどで低学年と高学年の2学級で午後から授業を行う。朝鮮語を8割ほど、その他に歌などを教えた。民族学級だけの出し物で小学校の学芸会にも参加した時代もある。その時の出し物は「フンブとノルブ」の劇

・安土小の場合：児童は30～40名ほどで午後からの授業を1,2時間行う。朝鮮語がほとんどで歴史や歌なども教える。特設教室は一つであった。

・八日市南小の場合：1970年前後の児童は5～6名ほどで午後に1,2時間教える。朝鮮語が基本で教科書は朝鮮学校のものを使う。

1958年八日市小民族学級授業風景

・八幡小の場合：児童は30名ほどで朝鮮語が基本で歴史

や地理、歌、算数なども教えた。特設教室は二つで1～4年生と5,6年生で2学級を編成する。給食の時間から民族学級で過ごし午後2～3時間教える。

・西大路小の場合：児童は30～40めいほどで体育館の一角に作られた教室で午前中に高学年生、午後から低学年生が授業を受ける。朝鮮語がほとんどであった。中学校が小学校に隣接していたのだが、中学校に進学してからも小学校の民族教室に通った時代もある。

・堅田小、五箇所小の場合：1学級、1教室で3～6年生を午後から2～3時間教える。朝鮮語がほとんどで歴史、地理なども教える。

膳所小授業風景

1960年逢坂小民族学級授業風景

1953.3膳所小学校にて
大津市内合同卒業式

・膳所小などの大津市内の場合：児童や教えた教師の体験談から、朝鮮語、地理、歴史、算数、音楽、日本語（未確認）などを午後から教えた。体験者によると午後から学んだり教えたとの事。低学年生の授業は午前中までだから時間が保障できるが、高学年は教えた教科が多いことから午後からの一部抽出の可能性もある。教室は膳所小の場合、三教室あり、二学年づつ学級編成し複式授業を行う。

入学式、卒業式－日本の小学校の式に参加すると同時にブロック別の入学式、卒業式に参加する。写真から年代により湖南朝鮮初級学校と湖東朝鮮初級学校が湖北朝鮮初(中)級学校と合同で行うケースもあった。

成績表－日本学校と朝鮮学校の二通をもらう。
卒業証書－学生たちは、日本学校の卒業証書と朝鮮学校の卒業証書をもらう。

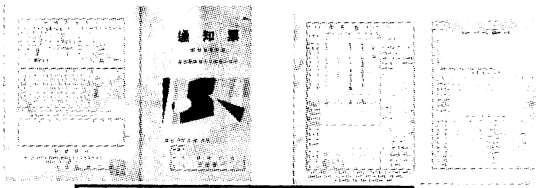

日本小と民族学級6年時の成績表

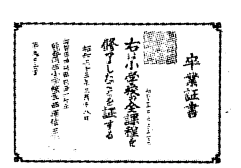

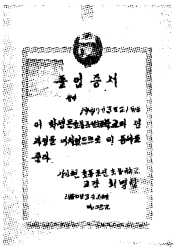

日本学校､朝鮮学校卒業証

行事など－遠足などは単独の場合が多かったようだが、運動会や学芸会は全県的に合同で行った。それには、親たちはもちろん、市町村が許可せぬため民族学級がない地域の子どもたちも多数参加する。滋賀朝鮮初中級学校が出来てからは民族学級の児童たちと朝鮮学校は一緒に行う。

急速に広がる民族教育への期待と広がりに対して、それに見合う教員を確保するの

は当時、非常に困難だった。そこで高等教育を受けた人たちや有望な人たちを朝鮮聯盟、民戦や朝鮮総聯では師範学院をつくり各地に送り出す。短期、長期、定期に渡って講習を重ね教員の確保と質的向上に励む。徐々に教育体系が整い朝鮮高校や朝鮮大学校の師範学部へと養成していく。また、地方は地方なりに東京や大阪の師範学院に教員候補生を送ると同時に総聯滋賀県本部内にも短期教員養成所を設け民族学級に配置した時期がある。

民族学級教師の詳細は資料を参考にされたい。この一覧表は、滋賀県教職員組合が発行する滋賀県教職員名簿本に 1955 年から 10 年分ほどが保管されていた。残念ながらそれ以前のものは、火災により焼失した。この名簿によると民族学級の教員名は、「課外講師朝鮮語」「朝鮮語講師」「教諭嘱託朝鮮語」「教諭朝鮮語」「朝鮮語嘱託」「朝鮮教員」「朝鮮学級」などと記載されている。この名簿を基に聞き取り調査を行うと同時に当時の新聞記事や資料を参考に作成したものである。未確認の事柄も多くあるがあえて実名で公表することをご了承願います。

2005 年 12 月時点で約 77 名の教師名を探し出し、65 名の民族学級教師以前以後の何らかの消息を見つけた。東京などから派遣された教師の多くは師範学院卒業生と思われる。滋賀県を離れてからも全国の朝鮮学校の現場で活躍する。また一部は同胞の権利擁護のために総聯の専任に、もしくは帰国したようだ。

給料は覚書にあるように市町村の行政が支払っていた。民族学級教師の夫人の証言によるとそれほど多くは無い給料であったが、それすら県内の民族学級教師や朝鮮学校教師と共に分かち合っていた。そのお金もスーツや靴などの費用に充てていたという。当時のどの写真を見ても民族学級教師たちはスーツを着て清潔な身なりを維持いている。また、「米原小の先生の中にも、民族教育に無理解な人や朝鮮人に排他的な人がいました。職員室で机を並べていましたが、何か話をしようと思っても応じてもらえそうな空気ではなく、最初のうちは針のムシロに座らせているようでした。しかし、『身をもって朝鮮人の本当の姿を示していくしかない』と、先生方の気持ちが変わるのを待ちました。世間話が出来るようにのは、一年以上たってからで、…しかし、校長先生でも『李さん、アンタは紳士的で‥』と、私が例外のように言いました。だから私は『朝鮮人は、もともとみんな、紳士的です。時には、理解し合えなかったり何かと刺激されて、荒っぽくみえるけれども』と、同胞たちの礼儀正しさを強調しました。」と李圭台氏は書き表している。子どもたちの民族教育のために、日本の人たちの理解を得るために全てを捧げて活動する民族学級教師たちの心構えを推し量ることができる。

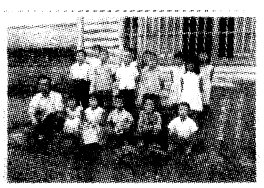

1958 年西大路小

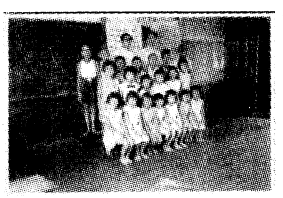

1958 年八日市小

1958 年能登川西小

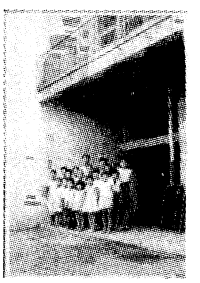

1959 年逢坂小

○滋賀県の民族学級講師名簿　　2005.10.15

お願い:名前、個々人に関する何らかの情報や民族学級名等には、誤字や間違いが含まれていると思われる。間違いや新たな情報を教えて頂きたい。

注意:民族学級教師になる以前、辞めた直後の内容であり現在の職業などを示すものでは無い。

記号：滋賀朝鮮学校：☆　他府県朝鮮学校：★　朝鮮総聯活動家：◎　帰国：◇

能登川西：能　能登川南：能　五個荘北：五　五個荘：五　堅田小：堅
鏡山中学：鏡　愛知川小：愛　逢坂小　：逢　志賀小：志　膳所小：膳
米原中　：中　米原小　：米　八幡小　：幡　八日南：八　八日市：八
岡山小：岡　醒井小：醒　竜王小：竜　城東小：城　安土小：安　西大路：西

	※	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年	64年	65年	66年	67年	68年	69年	70年	71年	72年
郭日出	滋賀教員養成所出身									幡															
金甲鎮	中央師範学校？　★東京地域朝鮮学校						幡	幡																	
金達竜	中央師範養成？　★東京朝鮮中高 東京第一　健在							堅																	
金漢守								幡																	
金漢熙											安														
金源権												能	能	能	西	西									
金君子	☆滋賀朝鮮学校　京都　健在											安	安	逢											
金英玉	京都出身？																能	能							
金宗淳	1950.12 逢坂小（当時 27 歳） 朝日新聞滋賀版 1950.12.26		逢																						
金キ泰												八													
金　徹																			城						
金承吉	1955.4.14 朝日新聞						志？	志																	
金士仲	能登川地域自主学校に貢献																								
権文七	滋賀教員養成所出身☆滋賀朝鮮学校								能	？	？	膳	逢	？	逢	☆									
権又根	1954 学年：能登川西？ 1946.9 大阪朝鮮師範学校 1 期生 1947.3 卒業 ★東京中高,東京第五,千葉,朝鮮大学講師			？	○	？	？	？	城	城	城														
権奉律	1955.3 卒業★他府県朝鮮学校　◎三重 朝聯中央師範学校 2 期生							中	？																
権福用	1961.6　滋賀県教育会会長 朝鮮総聯活動家　◇帰国		逢	？	？	？	？	？	？	？	安	安	安	能											
権寧述	（米原地域）　◇帰国										醒	醒													
権斗伯	◎朝鮮総聯活動家（安土）　死亡													能	八	八	八	八							
権基玉	志賀小の責任者　★兵庫、長野　死亡		醒	？	？	？	？	？	？	？	？	？	志												
南鶴朝	滋賀教員養成所出身 ◎朝鮮総聯活動家　健在								堅	五	五	五	五	◎	堅	堅	堅	堅	堅	堅	堅				
劉聖愛	☆滋賀朝鮮学校												膳	膳	膳	☆									
魯晋伯	八幡小学校記録				幡																				
李圭台	湖北朝鮮学校校長 1951 年から 12 年間 米原小　☆滋賀朝鮮学校◎　健在			米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	☆									
李鐘友	◎朝鮮総聯活動家　死亡						？	岡	岡	岡	岡	逢													
李順華	☆滋賀朝鮮学校　健在														膳	☆									
李鐘夫	彦根　健在										能	米	米	醒	醒	醒	醒	醒							
李桂鳳	李東氏　弟？							竜																	
李　東	1949.9 - 1949.11.7 大津朝鮮人学校教員 ☆滋賀朝鮮学校★福島(大阪)　◇帰国					米 12~ 54.3	五	五	五	？	？	？	☆												
李花基	中央師範学校出身？　東京地域朝鮮学校									城	城														
李又守	（木口地域）　◇帰国									八															
李学燮	短期大卒業（永木）　八日市　健在								幡																
李令化	子息:大阪日本学校教員　死亡							西																	
李苑基	리원기								城	？	城														
		49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年	64年	65年	66年	67年	68年	69年	70年	71年	72年

		49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年	64年	65年	66年	67年	68年	69年	70年	71年	72年
李官衡	리관형											能													
李相洛	中央師範学校出身？ ★東京地域朝鮮学校へ　◇帰国											城	城	城	醒	醒									
李相権	滋賀朝鮮学校　草津　健在													逢	☆										
李徳奎	◎朝鮮商工会　京都　健在													膳	膳										
李琮秀	1951年　志賀小教員			志																					
李達五	八幡小学校記録			幡																					
李〇仁	1951.8.31 滋賀新聞			能																					
朴淑子	鏡山出身　◇帰国											八													
朴春紅	☆滋賀朝鮮学校　京都　健在														逢	☆									
朴右根	1955.1 能登川朝鮮人夜間中学校			能																					
朴好子													八	八											
朴東銀									能	能	西														
朴正順	尼崎4.24経験　朝大中央師範養成所出身 ☆滋賀朝鮮学校教育会　大津　健在																	八	八	八	八	八	八	八	
朴　溢	八幡小学校記録					幡	幡																		
白鐘基	1949 鏡山中学, 1951年～醒井小 ☆滋賀朝鮮学校　死亡	鏡	？	醒	醒	醒	醒	醒	醒	醒	八	八	八	八	☆										
白玉順	☆滋賀朝鮮学校　近・八出身													能	能	☆									
蒋寿根	中央師範学校出身？　★東京地域朝鮮学校◎　愛知　健在											西	西	西	八	八									
宋性在	☆滋賀朝鮮学校　大津　健在											膳	膳	☆											
沈載熊	中央師範学校出身？★東京，千葉地域◎朝鮮総聯千葉　06死亡							米	米	米	城	城	城	城	城	城	城	城							
孫尚五	中央師範学出身?★　愛知　健在◎		？	○	？	？	？	能	能	能	能														
成玉化	1952.3.8 滋賀新聞より(29歳)			八？	八																				
成連慶	1952.1.9 新聞(22才)　八日市　健在		西	西																					
尹在熙								城																	
尹季珠	1951、1952 八幡小勤務																								
呉良雄	滋賀朝鮮学校　石部　健在												八	志	☆										
呉南現	中央師範学校出身？★東京,埼玉地域朝鮮学校　東京第4(教育会)　健在							城		八	米														
安海基	立命大中退　☆滋賀朝鮮学校 ★1968～城北(大阪)、◎京都教育担当									幡	愛五 3/21	愛	*4/23愛 4/24～☆												
安佳子													幡												
趙光濁	☆滋賀朝鮮学校　◎　死亡							幡	幡	？	堅	堅	堅	堅	能	？	米	能							
趙行根	◎朝鮮総聯活動家　滋賀　健在																西	西							
鄭載宇	☆滋賀朝鮮学校　★和歌山,愛知 ◎愛知支部,文芸同　健在		膳	堅	？	幡	？	？	？	？	？	膳	膳	膳	膳	☆									
鄭丁順	鄭載宇氏妹(정영자同一？)										幡	城	逢												
鄭良子	☆滋賀朝鮮学校															能									
張泰熙	中央師学校？　愛知出身																	醒							
崔康昌											幡	幡	幡												
崔秉昌	★他地域朝鮮学校 ◎朝鮮総聯活動家　◇帰国					安	安？	安	安	安	？	湖東初級校長	？	幡	能	能	能								
崔徳烈	◇帰国								西	能	能	能	能												
崔進忠	◎朝鮮総聯活動家								五																
崔榮鎬	1952　米原中学 1952.11.21 滋賀新聞（36才）				中																				
河在生	五個荘町史(1944)記載			五																					
韓永根	1947.9.1－1949.9.8 朝聯八日市初級学校 ☆滋賀朝鮮中級学校　◇帰国　死亡	9/9～◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	4/15～醒	醒	醒	醒～4/23☆ 4/24～	☆	☆										
黄仁普	◇帰国　健在											逢													
	※	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年	64年	65年	66年	67年	68年	69年	70年	71年	72年

帰国記念碑と「平和の誓い」「平和の光」像

在日同胞社会では1958年ごろから祖国への帰国運動が起こる。そして1959年12月に第1次帰国船が実現し1960年、1961年にたくさんの同胞が祖国（共和国）へ帰国した。約九万三千人の帰国者のうち二年間に約七万千人が集中している。滋賀県でも統計に表れているように多数の同胞が帰国した。

当時民族学級がある地域と在日朝鮮人がたくさん住んでいた地域はおおよそ重なる。帰国をする人たちと送り出す在日の人たちは、総聯が中心となり朝鮮と日本の友好親善、そして子供達の未来を託し「記念植樹と帰国記念」の碑、「平和の光」「平和の誓」像などを各地の小学校などに寄贈する。

「帰国記念碑」

記念植樹とともに記念碑を残す。残念だが木製のプレートは腐食し現在確認できていない。一方石碑を作ったところは今も確認できる。大津市を中心に石碑が残っているところは膳所小、藤尾小、粟津中、堅田小、堅田中、堅田支所、その他に安土小（町教育委員の話）や五個荘などである。もちろんこれらは全て組織的に行った。

1960年能登川小　帰国する安土，湖東の学生たちと（帰国記念樹とプレートの前で）

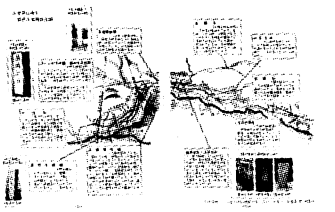

大津市内の帰国記念碑
大津市教育委員会作成

「平和の光」像：米原小（現在の坂田郡少年センター）

李圭台氏によると民族学級では、朝鮮人であることに誇りをもつことを教え、胸を張って、朝鮮人と言えるよう育てた。それによって、日本の子供たちとも民族の違いを超えて友情と理解が生まれた。民族学級の子供たちが集団帰国する時、両国親善のため何か記念の物を残そうと、学校の庭に「平和の光」の像を建てた。女性教師を真ん中に、チマチョゴリを着た朝鮮の女の子と日本の子供が手をつないだこの像は、両民族の友好の絆として今でも残っている。

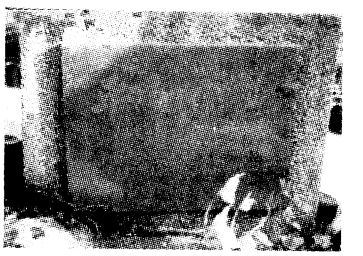

現在の「平和の光」像　　2005.5

・「平和の光」のプレートには、
贈　朝鮮民主主義人民共和国帰国記念　／　在日本朝鮮人総聯合会滋賀県米原分会
1960年11月22日　／と書かれている。
中心の女性教師（1mぐらい）に左右の朝鮮と日本の子ども（60cmぐらい）が寄り添う立像が50 cmぐらいの石積みの台座上に置かれている。残念ながらかなり風化している。

「平和の誓」像：彦根市立城東小学校の前庭に置かれたものであるが1970年代に校舎内に移動した。今は物置のような所に置かれている。
・平和の誓のプレートには
寄贈　1961.7　／　朝鮮民主主義人民共和国　／　彦根帰国集団

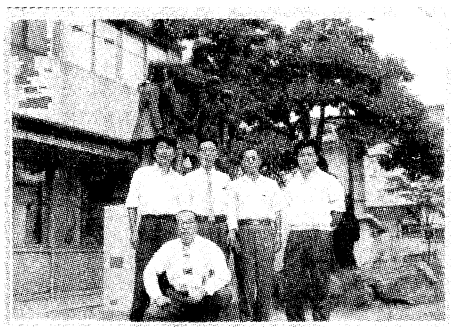

「平和の誓」像前にて（日本学校校長,彦根支部委員長,民族学級教師たち）

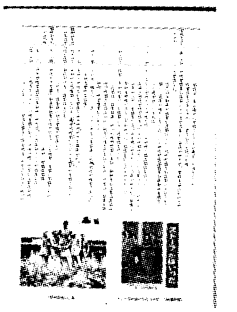

城東小学校の沿革史より

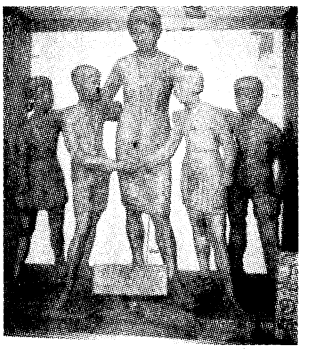

現在の「平和の誓」像

・1961年7月22日に除幕式を行った。総聯と帰国者、彦根在住の在日朝鮮人がともに多額のカンパ、寄附をして滋賀大学の故伊室重孝教授が製作した。

・女性教師を中心に左右に朝鮮の男女学生、日本の男女学生二名ずつ計五名の立像で、大きさは等身大よりも少し大きく、台座を入れると2m近くになる。大きく手を広げ子供達を抱き寄せる先生、そして共に肩を組み合う学生たち、右側チマチョゴリを着た朝鮮の女の子と左側日本の男の子は先生の前で硬く手を握り合っている。（朝鮮の女子像のモデルをした人が現在も岐阜県に健在だと聞いた。）

民族学級から民族学校へ

帰国運動が始まり困ったのは、中学生への民族教育だった。そこで中学生を対象に短期間で祖国の言葉や社会の秩序を教える学校を開こうとした。近江八幡に使っていない公民館があり、市長と交渉した結果、1年間だけの期限付きで借りる。こうして、県下唯一の民族学校・滋賀朝鮮初中級学校の前身に当たる滋賀朝鮮中級学校が、1960年4月24日にスタートする。
公民館は教室二つほどの広さで、ベニヤ板で四つに

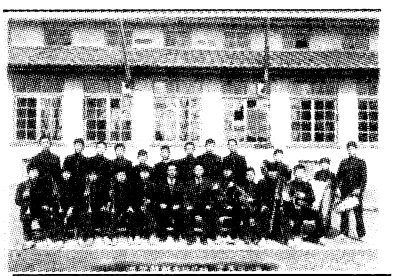

1961年校舎（公民館）前にて
滋賀朝鮮中級学校ブラスバンド部員

仕切り教室や職員室にした。生徒は90人ほどで、帰国を前提に日本の学校をやめて通学する。校長には、韓永根先生、大津市に移転後は醒井小の民族学級にいた故白鐘基先生が就任する。同胞の自主的な学校としては強制閉鎖された自主学校以来のもので、その開校日は現在の初級学校の創立記念日となっている。

しかし、帰国船に乗れなかったり、祖国が統一した後の故郷（ほとんどの同胞は韓国）に帰ろうと考えたり、そのほか諸事情で帰れなくなる生徒が増える。日本の学校はやめているし、公民館の契約は一年限りであった。結果、専用の校舎を建て、長期的、本格的に民族教育を進める運動を始めることになる。また1957年からは、共和国からの教育援助費が在日朝鮮人子弟のために送られだした。これは祖国（共和国）への限りない羨望と心の拠り所となり、滋賀県でもウリハッキョの校舎を建設する上において教育援助費は、実質的に財政面の支えとなった。事実、朝鮮学校の運営面でも1960年、61年に提出した予算案では教育援助費が40%強を占めている。

校舎建設に参加する中学生たち

学校場所は大津に火事で焼けた紡績工場の跡地を買い取る。校舎は八日市にある小学校（兵学校の施設だという説もある）を買い大津へ移築する。学校建設には同胞が結集して工場跡地のコンクリートをみんなで砕いて地ならしをする。八日市の校舎の解体も、土建業の同胞を中心に同胞の力でやり抜く。かわら一枚、板一枚も大事に扱い、同胞のトラックで運んだ。組み立てだけを専門業者に頼みほとんど自力で建設した。

県下の民族学級の子供たちも八日市や大津へ手伝いに通った。とりわけ熱心だったのは、中学生たちで、青空教室や総聯滋賀県本部の二階で勉強しながら、「自分たちの校舎を建てるんだ」とがんばる。こうした取り組みで、1962年12月に完成する。翌年1963年4月には初級部も設け、滋賀朝鮮初中級学校となる。

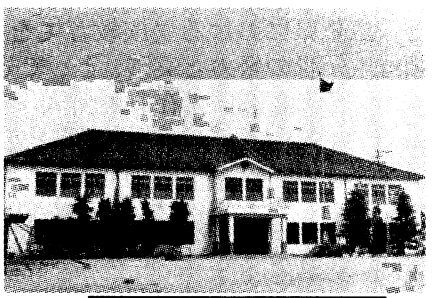

竣工した滋賀朝鮮初中級学校

初中級学校の発足により、県下の民族学級をだんだんと廃止し、児童を朝鮮学校に一本化する。その理由として推測して挙げられるものは

①自分たちの学校を、本物のウリハッキョを！という願望が長く苦しい戦いからついに実現した。

②集団帰国により民族学級が消滅した地域や学生数が減少し継続するのが難しくなった学校が出てきた。

③教師不足を補いながら、より充実した民族教育を行うと同時に、財政面で日本政府や行政からの支援や援助は全く無く、朝鮮学校と民族学級の両方を維持するのは不可能だった。

④総聯中央の方針に沿うものだった。

だから民族学級数は1960, 61, 62, 63年にかけて減少しているのだと思われる。（勿論日本学校の学区編成と統廃合の影響もあるが）最後の民族学級は1972年の八日市小学校であった。

おわりに

自主学校の強制閉鎖から民族学級へと移行する当時の時代背景として日本政府は1949年9月8日在日朝鮮人団体を強制解散、幹部の公職追放と財産の没収を行い、同年10月12日、「朝鮮人学校の処置方針」を閣議決定し、10月19日、武装警官隊を突入させ、朝鮮学校の閉鎖、11月文部次官通達「公立学校における朝鮮語等のとりあつかいについて」日本学校における朝鮮人に対する民族教育の禁止、文部省通達「朝鮮人私立学校の設置認可について」朝鮮聯盟による朝鮮学校運営を禁止、文部省通達「朝鮮人児童・生徒の公立学校受け入れについて」、1950年4月外国人登録法施行、それに6月朝鮮で戦争勃発、12月強制送還のための大村収容所設置、1951年9月8日サンフランシスコ講和条約調印、11月出入国管理令施行、1952年外国人登録法公布などを強行し在日朝鮮人を取り巻く環境は激動の時代だった。

一斉休校に対する公安資料を見るまでも無く在日朝鮮人は、追放と治安の対象であり服従としての同化の対象でしか無かった。ましてや子ども達の教育やアイデンティティーを保障する考えなど全く無かったといえる。

このように非常に厳しい状況下でも滋賀県の在日朝鮮人は自己の尊厳と人間性の回復のために教育の場を求め、組織と専任が中心となり県下の全同胞と共に血のにじむような努力と運動をした。そして一緒に活動した子ども達や、何よりもその正当性を知る地域の日本の人たち、なかでも日本学校の教育者たちの熱い支持があって初めて民族学級というものが出来上がる。このようにして滋賀県では解放後から形態を変えながらも一貫して在日朝鮮人子弟のための民族教育が守られてきた。

近江八幡で創立した滋賀朝鮮初中級学校から今年で滋賀朝鮮初級学校は46年を数える。滋賀県における民族教育史を掘り起こす作業はまだ始まったばかりである。在日朝鮮人一世の努力と実践、そしてそれを支持し支える日本人たち、先人の思いを学び、この滋賀県において在日朝鮮人子弟の教育権が保障されることを切に願う。

発表会の舞台で（大津市生涯学習センター）2006.2.11

現在の滋賀朝鮮初級学校舎前で2005.3

これは滋賀県内の人権学習資料や2005年8月に全国在日外国人教育研究会の全国大会（滋賀県主催）などで発表したものをまとめたものであり、日本語となっている。また聞き取りの具体的な内容は省略したことと、聞き取り調査や資料、統計及び当時の朝日新聞,滋賀新聞,開放新聞記事などはそのほとんどを稲継靖之氏（滋賀県立大学大学院　～2006.3）の協力による。

2006年3月1日　滋賀朝鮮初級学校　鄭想根

京都における解放直後の在日朝鮮人運動

呉　仲元

日本帝国の敗戦は、大多数の朝鮮人にとって普通の日本人と同様に突然の出来事であった。徹底した皇国皇民化政策、治安当局と協和会の監視と抑圧下で生活して来た同胞の大多数は、日本臣民と同様に「神風が吹いて勝つ」と信じ込んでいたし、日本が敗北したとは信じられなかったというのが実情であった。

ところが1945年8月15日から、日本人と在日朝鮮人の境遇が激変したのだ。日本政府の朝鮮人支配機構が崩壊し、今まで「内鮮一体、内鮮融和」と言いながらも傲慢な態度をしていた役所や協和会の日本人が茫然自失し無気力状態に陥っていた。この有様を目撃して始めて、大多数の同胞達は植民地支配から解放されたことを実感する。夢のようですぐ信じられなかったが、もう植民地奴隷ではないとの確信から在日朝鮮人は皆、いまにも身体が飛び立つような思いをしたのであった。期せずして強制連行者を始め同胞達の中から、「即時帰国させよ」「帰国しよう」の要求が澎湃として起こった。(在日年数が長い同胞でも帰国を考えなかった者はほとんど居なかった)

1945年当時、京都府下在住朝鮮人は約7万人(1万4千世帯)であった。舞鶴の軍関係の土木工事、大江山のニッケル鉱山、三菱重工業の桂工場など9ケ所で苦役を強いられた強制連行者は4、873名であった(1945年知事引継書)。彼等は労務係の事務所に押し掛け未払い賃金の支払いと即時帰国を要求していた。

強制連行者以外にも京都在住朝鮮人の中で、少数ながら一部の者は8.15解放を迎えるやすぐ活動しはじめた。彼等を(1)インテリと留学生達、(2)解放前労働運動や地下活動にたずさわっていた人、(3)協和会に関わらなかった人、(4)協和会などにかかわった親日派人士、等に区分けできよう。彼等の活動の内、(1)、(2)、(3)部類の人達の活動で現在判明しているのは以下の4件である。

*1945年8月19、20日に右京区西院小学校に集った同胞達は集会を開き日本の敗戦を確認しあい、生活権確保、自衛と帰国のための団結を訴えた。(嵯峨分会、李相宗氏)

*1945年10月19日　日本の敗戦によって10月10日に出獄した金天海、徳田球一、志賀義雄氏等を迎え、新聞会館で解放運動犠牲者歓迎の人民大会が開催された。

*1945年9月23日、大阪憲兵隊に勾留(1944年7月)されていたが8.15解放の日に出獄し帰国準備に東奔西走していた李升基博士を中心に集った百数十名の朝鮮人学生たちが京都東山の万寿寺で京都朝鮮人留学生大会を開催している。

*1945年9月24日、在日本朝鮮人聯盟京都府本部が結成された(委員長、林尊康)

当時の新聞には、(4) 部類の人達の活動は詳細に報道されている。これら新聞記事を見れば、同胞達の昂揚した雰囲気に危機感を抱いた日本政府が米軍政庁の間接統治策を奇貨として在日朝鮮人対策を再編成しようと、いち早く在日朝鮮人を取り込もうとしたことが窺われる。

日本当局は (3) 部類の者などを含めて 1945 年 9 月 14 日に「京都在留朝鮮人聯盟」を立ち上げ、協和会 (興生会) と提携させ、在京朝鮮人運動を主導しょうとした。だが興生会の会長を日本人指導員から朝鮮人指導員に交替させても、結局朝鮮人大衆の支持が得られなかった。その結果新たに9月24日に (1)、(2)、(3) 部類の者達が主導し協和会関係の良心的分子まで網羅して、林尊康氏を委員長に在日本朝鮮人聯盟京都府本部が結成されたのであろう。新聞記事は終始一貫日本政府の意向を汲んで書かれているので、9 月 14 日から 9 月 24 日までの経過事情については何ら言及されていない。この新たに結成された朝聯が、在京朝鮮人大衆の圧倒的支持のもとで運動を強力に推進展開して行く。帰国事業と生活自衛対策、国語講習所からは出発した民族教育を守る闘争、南朝鮮単独選挙反対闘争、朝鮮戦争反対闘争など、米軍軍政庁 GHQ と日本政府の弾圧 (朝鮮学校閉鎖、朝聯解散) に抗してますます過激化した運動の一端が当時の新聞記事から読み取れるであろう。

以下の記述は当時の新聞記事による解放直後から 1955 年までの在京朝鮮人運動である。

「京都在留朝鮮人聯盟結成」という見出しの当時の京都新聞記事がある。その内容は両洋中学教員、李寿根を中心に林尊康、崔晴鎬等をはじめ発起人、数人が中心となり聯盟設立に努力を続けていたが、東山区九条大路萬寿寺に 70 余名参集し、満場一致を以って 9 月 1 4 日に結成された。この聯盟は興生会 (渡航撤廃などによる規制緩和策で協和会が興生会と改称[1]) と提携して事業を遂行するが、あくまで日鮮親善を目標にして、帰国者の便宜斡旋、生活の困難者に対する積極的援助及び就職斡旋、思想の善導を根本事業として推進するものである。委員長には李寿根が就任、各地にある同種連盟や既に創立された東京、大阪方面にも委員を出張させ、連絡をとり、また下関には委員を派遣、帰国者の便宜斡旋、本国との連絡、または近く在留京都朝鮮人連盟大会の開催等を企画している[2]と報じている。

この時期に日本人引揚者と同時に在日朝鮮人の帰国が急がれていた。1946 年 3 月までに 130 万人の帰国者が故郷を目指したが、その多くが、日本に生活基盤を持たなかった強制連行者たちで、古くから日本で生活していた人々は日本に生活基盤がある為、大半の人々は即帰国しなかった。かれらは GHQ の支援で帰国船が順調に運航され、いつでも帰国できると考え

---

[1]樋口雄一『日本の朝鮮韓国人』同成社 2002

[2]『京都新聞』1945 年 9 月 17 日

ていた。朝聯は1945年11月に解散した興生会に取って代わり、帰国事業では完全に主導権を確立し、組織を強化していった[3]。

このような状況の中で京都でも朝聯が帰国事業の主導権を握る。京都の帰国について、京都府に在住する朝鮮人は7万人（1万4千世帯）を数えているが、独立を約束されて以来、帰国希望者も相当あり、「内鮮融和」に努力中の京都府興生会では、帰鮮希望者に対し京都駅前の復員軍人相談所内に相談員を派遣して乗車券、食事、宿舎の世話をなし、また軍需産業の閉塞によって失業状態にある者に対しては適職を斡旋するなど40年の日鮮融和に有終の美を飾り、親善を深めているが、何分にも言葉が通ぜぬため意思疎通を欠く点もあり、また独立許容に有頂天になり徒らに気勢を揚げて無理な要求を強いるものもあるので、衣川利三次指導員会長[京都興生会]は会長の椅子を李丁柱氏に譲り、300余名の指導員一丸となって問題解決にあたるようになった。李丁柱氏は独立のスローガンを掲げ、歓喜に酔いしれている朝鮮人もいるが、私たち指導員は帰国する朝鮮人に日本での恩を忘れず、帰国したら内地へ帰国する日本人に親切にして恩返しをせよと帰国者に手紙をもたせたと融和ムードに帰国事業が行われていると語り、また、在京朝鮮人（京都府内に在住）の帰国希望者は7万人中1万4,5千人で、第1陣帰国者は22日に450名、2陣27日に200名、11月1日の3陣には250名が博多に向かって帰国して行った[4]と、当時の帰国問題は日本人の指導から朝鮮人が自ら指導にあたり、混乱の中、速やかに帰国準備が行われていたことが記事で確認できる。また京都の朝聯は独立促進を願って、朝鮮独立演説会も開いている。その案内の記事によると、朝鮮政治研究会は独立促進と今後の対日関係問題を採り上げて2月6日に新聞会館で演説会を開催する。金成龍氏が（完全独立を熱望して朝鮮同胞に願う）と題し、演説を行う[5]と、祖国の独立を願う朝聯の活動が活発化していた様子を窺うことができる。

このように朝鮮人の帰国問題と祖国独立運動を柱として朝聯の活動が活発化していくが、米ソの「協定」よって南朝鮮には米軍、北朝鮮にはソ連が軍政庁を設立し、統一された新国家樹立まで統治することになった[6]。

この時期、南朝鮮の米軍政庁は、日本の工業化を促進させ、共産国に対して牽制していくようになる（所謂、冷戦の始まりであった）。

1946年4月、朝聯の統一的指導によって全国各地の「国語講習所」では、改編が行われ朝鮮語教育のみならず、朝鮮の歴史・地理、理数科なども教えるようになる。同年9月には東京朝鮮中学校が創立されると、中等教育も開始される。1946年10月には、初級学院525校、中学校4校、青年学

---

[3]金賛汀『在日、激動の百年』朝日新聞社2004

[4]『京都新聞』1945年10月20日

[5]『京都新聞』1946年1月22日

[6]金賛汀『在日、激動の百年』朝日新聞社2004

校10校、生徒総数4万4076人に達していた[7] GHQと日本政府はこのように発展して来た朝聯組織が運営する朝鮮学校に対しても弾圧を加えていく。このような中で、「阪神教育闘争」が起こる。

1948年4月24日に日本占領最初の管内「非常事態宣言」を発し、暴動を鎮圧する。その後、30日に米国当局者は日本での朝鮮人運動に対する見解を述べる。その内容は、戦後全在日朝鮮人には本人が希望さえすれば、本国帰還の機会が与えられ、かつ日本に止る場合は日本の法律に従うべきであると警告され、共産分子が騒動をあおったとの点は別にしても、このような理由から在日朝鮮人が文句をいう理由はない[8]との見解を述べている。上に述べたように、冷戦が激化する中で、植民地時代に奪われた朝鮮語や文化、歴史を涵養する朝鮮人学校が日本政府やGHQの圧力によって廃校へと追い込まれていく。その後、米国の一方的な提案によって事態は新たな展開を見せ、南で単独選挙が実施され、大韓民国「李承晩政権」が成立する。

大韓民国樹立に関して京都では2つの在日朝鮮人団体の大会が開かれている。当時、民団が韓国政府樹立祝賀大会を開いているのに対して、朝聯は「南鮮単独政府を粉砕せよ！」とのスローガンのもとに解放記念闘争人民大会を開催し、南北統一中央政府の樹立を決議し、デモ行進した[9]。このように朝聯を中心に米軍政庁に対して猛烈な反対運動が活発化する。

そのような状況の下で、日本政府は団体等規正令（破防法の前身）により朝聯を強制解散（1949年9月8日、在日本朝鮮人連盟を占領軍に反抗する暴力団体と認定し、「朝連など4団体解散、全国一斉に財産接取」[10]）させ、朝聯系の学校を相次いで閉鎖に追い込んでいく。このような状況は京都に住む在日朝鮮人にもその余波が波及していく。

朝鮮戦争が激化すると、日本各地で戦争反対運動が起こり、滋賀県大津で1950年12月1日には滋賀県大津で旧朝聯系分子百名が大津地方検察局に押しかけ、元朝聯副委員長と数名の朝鮮人と日共滋賀県委員の釈放を要求し、代表が検事と面会している間、外で待機していた朝鮮人が室内になだれ込んで数百名の警官隊が出動し、朝鮮人と乱闘になり、数名が公務執行妨害で検挙されたと報じている。その後、京都でも、京都市内西陣、七条第二小学校朝鮮人児童50名と父兄20名が京都市役所内市教育委員会事務所に押しかけ「朝鮮人には朝鮮の教育を与えよ」と不破教育長を囲み強引に食下り、事態不穏とみた五条署の一個小隊が出動、実力行使で解散させるとともに首謀者とみられる7名を公務執行妨害で逮捕した。このため教育長室のドアや調度品はめちゃくちゃにされ、朝鮮人2名と警察官2名

---

[7]同上

[8]『京都新聞』1948年4月30日

[9]『京都新聞』1948年8月16日

[10]『読売新聞』1949年9月9日

が負傷した[11]とある。

また朝鮮戦争最中であった 1952 年、宇治市小倉派出所を 5 名の朝鮮人が手に手に棍棒をもって襲撃し、表入口の開きガラス戸を破壊、逃走した。300 余名の制私服警官を動員、伊勢田の朝鮮人部落はじめ朝鮮学校などを急襲し、同部落の責任者、姜大周（46 歳）はじめ 7 名を、また逮捕を妨害した女を公務執妨害現行犯で逮捕した[12]と報じている。

同年のメーデーの日に「京都の府庁前広場、裁判所、市役所前等で小石、棒切れ、ラムネビン、プラカードを投げつけて暴行を働いたので 60 余名を検挙したと報じている。この中に朝鮮人も含まれていた[13]。

同年 6 月には宇治市で、学生や労組そしてウトロの朝鮮人など約 400 名が参会し破防法反対大会を開催したところに潜んでいた宇治署の署員を吊上げたとして、学生 1 名を公務執行妨害で逮捕した[14]と報じている。このように、この時代は日本共産党と朝鮮人が共闘で米国や日本政府に対して抗議運動を展開している。また、この時期は朝鮮戦争の真っ只中で、戦争に反対するデモが日本各地で激化していた。トラックで破防法反対を叫びながら京都市内でデモを行っていた宇治市ムトド部落の朝鮮人約 50 名が島津製作所の工場に侵入し、堀川署員と小競り合いになり朝鮮人を連行しようとしたところ、朝鮮人側が火炎瓶を投げて逃げる事件があった[15]。このように京都でも、民戦の活動も活発になり宇治市南山城軍用機地化反対デモが激化する。

同年 7 月には宇治のデモを応援しようと宇治に向かう途中で、舞鶴の警官と衝突している。舞鶴からも朝鮮人 14 名が竹やり、火炎瓶で武装した自転車隊を編成、宇治市に向かう途中で、舞鶴市警の武装警官隊と衝突、火炎瓶の抵抗に対し警察側はピストルで応戦、朝鮮人側は重軽症 12 名（うち重症 7 名）を出し、いずれも暴行、公務執行妨害で逮捕[16]と報道している。

また、戦争の長期化に伴い、米軍の倉庫を襲撃する朝鮮人も出てきた。当時の新聞によると、京都府相楽郡精華村南稲八妻部落で竹やり、火炎瓶、コン棒で武装、同村の駐留米軍火薬庫の襲撃に向かった民主主義青年同盟 110 名（うち女 10 名）の自転車隊を特別警戒中の国警および地区警察官 250 名が包囲、デモ隊の後尾 48 名（うち女 7 名）を外国人登録令違反とその他（火炎瓶、襲撃地図等の押収等）の容疑で逮捕される[17]との報道もあった。このように朝聯が解散に追い込まれ、また朝鮮戦争をきっかけにし

11『読売新聞』1950 年 12 月 2 日
12『読売新聞』1952 年 3 月 13 日
13『読売新聞』1952 年 5 月 2 日
14『読売新聞』1952 年 6 月 8 日
15『読売新聞』1952 年 6 月 11 日
16『読売新聞』1952 年 7 月 9 日
17『読売新聞』1952 年 7 月 13 日

て、より一層「過激」になってくる。

以上のように朝鮮戦争中、民戦を中心に在日朝鮮人運動は激化し、在日朝鮮人は命がけで共和国を擁護し、戦っていく。京都市や舞鶴、宇治市のウトロという朝鮮人が多く在住する地域では朝鮮戦争の間、幾度となく警官隊と衝突していった。

朝鮮戦争が停戦になり、それまで日本共産党の指導の下で活動してきた民戦が解散し、在日朝鮮人運動は共和国の指導に基づく朝鮮総聯へとその活動が受け継がれていく。

（龍谷大学　大学院　経済学研究科）

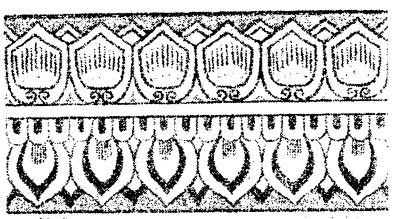

在日本朝鮮青年同盟京都府本部　活動年表

全将行

１９４５．８．１５	**祖国解放(日帝敗北)**
９．２４	在日本朝鮮人連盟(朝連)京都府本部　結成
１０．１５	在日本朝鮮人連盟　結成
１９４７．３．６	在日本朝鮮民主青年同盟(民青)　結成
１９４９．９．８	朝連・民青強制解散
１９５０．６．２５	**祖国解放戦争勃発**
１９５１．１．９	在日朝鮮統一民主戦線（民戦）結成
１９５２．３．	**外国人登録法公布**
１０．１８	在日本朝鮮民主愛国青年同盟（民愛青）結成
１９５３．５．１８	京都朝鮮学園　学校法人として認可
７．２７	**祖国解放戦争休戦協定調印**
１９５５．５．１５	京都朝鮮第一初級学校竣工.
５．１９	在日本朝鮮人総聯合会（総聯）京都府本部結成
５．２５	**在日本朝鮮人総聯合会　結成**
７．１７	在日本朝鮮青年同盟（朝青）京都府本部結成（川端丸太町上ル　教育会館にて）
８．１	**在日本朝鮮青年同盟　結成**
１９５６．５	在日本朝鮮青年同盟京都府本部　第２回　定期大会 ＊民青結成10周年記念祝賀会(スター食堂)
１９５７．５	在日本朝鮮青年同盟京都府本部　第３回　定期大会（四条寺町下ル　大雲院にて） 朝青京都機関紙＜チョルムニ（若者）＞発行 ＊京都朝鮮青年送年会
１９５８．５．１１	在日本朝鮮青年同盟京都府本部　第４回　定期大会（京都朝鮮中高級学校にて） 各支部結成再建を進める12支部 「朝鮮文化の夕べ」李珍圭、許南麒(立命館大学)
８～	＜帰国実現＞をスローガンとし、帰国事業を認める運動を展開
１９５９．４．１９	帰国実現京都青年自転車行動隊(３月―神戸―東京間600キロ自転車行進)
５．２４	在日本朝鮮青年同盟京都府本部　第５回定期大会

１２．１４	**朝鮮民主義人民共和国への第一次帰国船新潟出港**
１９６０．４．１９	**南朝鮮にて４．１９人民蜂起「４月革命」**
５．３	南朝鮮、民主民族青年同盟、南北協商促進を要求する提案発表
５．１６	**南朝鮮、朴正熙軍事クーデタ**
１９６１．５	在日本朝鮮青年同盟京都府本部　第６回定期大会（教育文化会館にて）
１９６１．８	京都朝日青年平和友好祭(由良浜) 第一回　京都朝鮮青年学生駅伝大会開催　（朝青左京支部優勝）
１９６２．	＜在京日本学校在学朝鮮人高校生の会＞（後の日本学校在学京都府学生会）発足
１９６４．	在日本朝鮮青年同盟京都府本部　第７回定期大会
１９６４．３．１６～４．２１	**祖国往来要請団　大阪～東京間徒歩行進**
１９６４．８	「主体確立」旅行―京都―東京―新潟
１９６５．１２	在日朝鮮人２名　初めて共和国への往来実現
１９６７．	在日本朝鮮青年同盟京都府本部　第８回定期大会
１９７１．３．３１	在日本朝鮮青年同盟京都府本部　第９回定期大会
１９７２．８．７	7.4 共同声明を支持する朝青、韓青共同集会(全国大会)
１９７２．８．２４	7.4 共同声明を支持する朝青、韓青共同京都集会(京都会館)
１９７３．８．８	**金大中事件**
１９７４．１．２５	在日本朝鮮青年同盟が世界民主青年連盟に加盟
２．２～３	朝鮮人民軍創建 26 周年記念京都朝鮮青年駅伝大会
４．	第一回朝青京都各支部サッカー選手権大会（南支部優勝）
５．	在日本朝鮮青年同盟京都府本部　第 10 回　定期大会
６．２５	祖国統一青年宣伝隊
９．２２	≪朴正熙狙撃事件≫の政治的謀略策動を糾弾する朝青京都自転車行進
１９７５．２．２	英雄的朝鮮人民軍創建 27 周年記念京都朝鮮青年駅伝大会
５．２４	総聯結成２０周年を記念する京都府青年学生達のフェスティバル
７．２７～８．３１	朝鮮での核戦争反対，南朝鮮から米軍撤

去要求，祖国の自主的平和統一の為の徒歩行進

１２．２８　青春の情熱を祖国統一に！　朝鮮青年達の文化祭典

１９７６．４．２３　在日韓国人留学生を救う京都集会

５．８　朴正熙独裁・KCIA の殺人蛮行を糾弾する緊急決起集会

７．４　7.4 南北共同声明発表 4 周年記念　第２回朝青京都各支部サッカー選手権大会

１９７７．２．６　第 19 回　京都本部朝鮮青年学生駅伝大会

３．２７～４．４　朝青京都班対抗ソフトボール大会開催（右京支部梅津班優勝）

４．１５　公演　≪永遠の忠誠≫（京都会館第一ホール）

１２．２　米・日「韓」軍事同盟粉砕！朝鮮の自主的統一促進！日朝青年京都連帯集会

１９７８．２．５　第１８回　京都本部朝鮮青年学生駅伝大会

３．１９　第１回　日高学生会　みんなの為のコンサート

４．２３　在日本朝鮮青年同盟京都府本部　第 11 回　定期大会

９．１０　朝鮮民主主義人民共和国創建３０周年記念　第２回　朝青京都班対抗ソフトボール大会
第１回　朝青京都府支部対抗女子ソフトボール大会開催

１１．１０　朝鮮の統一の為の　第２回　世界会議を支持する日・朝青年京都連帯集会　（円山野外音楽堂）

１９７９．１．２０　第二回　日高学生会　みんなの為のコンサート

２．４　祖国統一民主主義戦線の声明を支持する　第 19 回京都朝鮮青年学生駅伝大会

５．　≪朝鮮統一への道－全民族大会をめざす－≫発行

５．２７　5 月 27 日嵐山で！語ろう！青春を、広げよう！統一の輪を！　京都朝鮮青年大野遊会(5 月フェスティバル)　in 嵐山中ノ島公園

６．２４　祖国統一促進　全民族大会実現の為の在日朝鮮学生達の大阪－東京間行進
（右京市民スポーツセンター～円山公園）

１１．１　光州学生運動５０周年記念　京都朝鮮青年学生大会

１９８０．１．１９　第３回　日高学生会　みんなの為のコンサート

４．２０　４．１９人民蜂起２０周年記念京都朝鮮青年学生集会と行進

５．　光州事件

５．１６　<維新＞残党のファッショ蛮行を糾弾し南朝鮮青年学生達の民主化闘争を支持声援する京都府青年学生達の集会

１０．５　日校在学朝鮮人学生達の野遊会

１２．７　高麗民主連邦共和国創立法案を熱烈に支持し、金大中氏の不当裁判を糾弾する京都朝鮮青年自転車行進

朝青結成２５周年記念宴会

１９８１．１．２２　金大中氏の即時釈放と原状回復を要求する京都朝鮮青年学生ハンガーストライキ　（三条京阪駅）

１．２４　全斗煥一味の金大中氏に対する極刑判決を糾弾し無条件即時釈放を要求する京都朝鮮青年学生デモ行進

２．１　在日本朝鮮青年同盟　京都府本部　第１２回　定期大会

２．２２　高麗民主連邦共和国創立法案支持　第 21 回京都朝鮮青年学生駅伝大会

３．１４　第４回　日高学生会　みんなの為のコンサート

４．１８　４．１９人民蜂起２１周年記念　南朝鮮青年学生達の反米反ファッショ民主化闘争を支持声援し高麗民主連邦共和国を創立する為の京都府朝鮮青年学生集会（三条河原町　８００人参加）

５．１２～１９　光州大虐殺の張本人　全斗煥徒党を糾弾する街頭宣伝（四条河原町）

５．１７　光州人民蜂起１周年記念　京都朝鮮青年自転車行進

５．２１～２２　光州人民蜂起一周年記念　全斗煥軍事ファッショ策動糾弾　束拍された民主人士即時釈放要求　京都朝鮮青年学生４８時間ハンガーストライキ

６．５　出入国管理及び難民認定法制定

６．２１　第１回　朝青京都府本部青年学校受講生たちの野遊会　京都第二

７．２５～２９　語ろう民族、学ぼう祖国、集まれ！太陽の下へ（日本高校在学朝鮮人学生夏期講習会）

８．１～９．３０　二万人の朝鮮青年を探す運動展開

８．９　全斗煥徒党の軍事ファッショ統治と欺瞞策動を暴露糾弾し高麗民主連邦共和国創立法案を実現する為の京都朝青，女盟自転車

行進

１１．１５　朝青京都府本部　第５回　ソフトボール大会
１１．２９　朝鮮青年として豊かな青年を生きるために　朝鮮問題シンポジウム

１９８２．１．１　「特例永住」制度実施

１．１４　日本政府の対韓援助阻止、対朝鮮政策の転換を訴える為のビラ配り
２．１１　日校学生会　文化祭
２．２１　第22回　京都朝鮮青年学生駅伝大会
３．　季刊、青年学校新聞≪シアッ（種）≫発行
３．１７　第５回　日高学生会　みんなの為のコンサート
５．２　朝青京都　第６回　班対抗、第４回　女子支部対抗ソフトボール大会
５．１８　光州人民蜂起　２周年　5.18京都朝日青年連帯集会
５．２３　総聯結成２７周年記念《民族競技の集い》
５．３０　光州人民蜂起２周年記念南朝鮮人民達の反米反ファッショ民主化闘争支持，全斗煥徒党の売国排族行為とファッショ弾圧蛮行糾弾、高麗民主連邦共和国創立法案実現、京都府朝鮮青年，女性達の自転車行進
６．６　第二回　青年学校受講生達の野遊会　（京都第二約２００人）

１９８３．１．３０　朝青新春講演会
２．１３　第２３回　京都朝鮮青年学生駅伝大会
３．１８　第６回　日高学生会　みんなの為のコンサート
４．１９　4.19 人民蜂起２３周年記念　南朝鮮人民達と青年学生達の反米自主化闘争を支持声援する京都朝鮮青年学生集会
４．２４　第一回　京都朝鮮青年班対抗ボーリング大会
７．３１　在日本朝鮮青年同盟京都府本部　第 13 回　定期大会
９．１８　朝青京都支部対抗野球大会
１０．７　朝青支部対抗近畿地方野球予選
１１．４　京都朝鮮青年学生達の野遊会
１１．１９　総聯組織を擁護保衛するための朝鮮青年学生達の緊急集会

１９８４．２．１２　第２４回　京都青年学生　駅伝大会
３．１７　第７回　日高学生会　みんなの為のコンサート
４．１９　４．１９人民蜂起２４周年を記念して南朝鮮青年

学生達と反米自主化闘争を支持する集会

１１．４　京都朝鮮青年学生達の野遊会　（１２００人規模）

１２．１　米帝と全斗煥傀儡徒党の蛮行を糾弾し南朝鮮青年達の闘争を支持声援する在日朝鮮青年学生京都府本部集会

１９８５．２．３　第25回　京都朝鮮青年学生駅伝大会

２．１８　親愛なる指導者　金正日同志生誕４３周年　記念祝賀会

３．９　《登録法》改正のための街頭宣伝

３．１５　第８回　日高学生会　みんなの為のコンサート

４．７　朝青京都　第７回　班対抗ソフトボール大会

４．１９　４．１９人民蜂起　２５周年記念　大衆講演会

７．２７
～８．１　日本高校在学朝鮮学生近畿地方サマースクー（長野志賀）

８．２５　8.15 祖国解放 40 周年記念　京都同胞青年野遊会（嵐山中ノ島公園）

９．１０　在日本朝鮮青年同盟結成 30 周年記念　祝賀宴会（約３５０人）

１９８６．１．１９　京都同胞青年　新春講演会

２．９　第２６回　京都朝鮮青年マラソン大会

２．２６　朝日親善会議（マンダリンパレスにて）

３．２０　第９回　日高学生会　みんなの為のコンサート

４．２０　京都同胞青年セミナー（「韓国」学生運動は今　中川信夫・韓国経済調査会）

４．２６　4. 19 人民蜂起 26 周年記念南朝鮮の民主<改憲>闘争を熱烈に支持声援する朝青京都青年学生達の大討論

５．１１　朝青京都支部対抗　女子ソフトボール大会

６．６　京都同胞青年セミナー（祖国統一と在日同胞青年達の権利　テ・イクソン商工連合会副理事長）

８．１
～４　日校在学朝鮮学生、京都・滋賀・奈良・和歌山地方サマースクール（ハチ高原）

９．１４　京都同胞青年セミナー　（燃え上がる反米自主化闘争　リ・ナムジュ　朝鮮問題研究所副所長）

１０．２６　在日本朝鮮青年同盟京都府本部　第 14 回　定期大会

１１．　戦う南朝鮮青年学生達の闘争を支持する京都府朝鮮青年学生達の緊急集会

１１．３０　京都同胞青年セミナー　（朝鮮半島をとりまく国際情勢　安江良介　雑誌「世界」編集局長）
１９８７．２．８　第27回　京都朝鮮青年学生駅伝大会
３．１８　第10回　日高学生会　みんなの為のコンサート
４．２２　４．１９人民蜂起２７周年を記念、南朝鮮青年学生達と人民達の反米自主化闘争を直接支持声援する京都府朝鮮青年学生達の集会
４．２８　京都朝鮮青年学生達の＜４月芸術の夜＞
６．１０　朝鮮青年団創立41周年記念　第15回在日朝鮮青年団京都、滋賀朝鮮初中級学校陸上競技大会
８．１～４　日高在学朝鮮学生　近畿地方講習会　（ハチ高原）
８．２０～１０．１０　二万人朝鮮青年訪問談話　５０日間集中行動
１０．１５　祖国と民族を考える京都朝鮮青年達のモイム　講師：ハン・ドンソン（近畿学園講師）
１９８８．１．１～５　京都朝鮮青年達のスキーモイム（SKI　TOUR88）
２．２１　第28回　京都朝鮮青年学生駅伝大会
３．２１　第11回　日高学生会　みんなの為のコンサート
４．２４　金日成元帥誕生７６周年記念　朝青京都班対抗ボーリング大会
８．１０　北南学生会談実現を直接指示声援する　京都朝鮮青年学生集会
９．２２　朝鮮民主主義人民共和国創建４０周年記念　≪朝鮮青年講座≫
１０．１７～１１．３　京都朝青員達の第２回祖国訪問
１９８９．１．２７　新春講演会　《１９８９年度　課題と第１３回世界青年学生祝典について》
２．１９　第２９回　京都朝鮮青年学生駅伝大会
３．１８　第１２回　日高学生会　みんなの為のコンサート
３．２７　＜南ブロック　青年学生講師たちの合同モイン＞
４．２２　第１３回世界青年学生祝典のための１０万人コンサート京都公演とデモ行進
７．１～８　第１３回世界青年学生祝典　朝青奉仕団として参加
７．２０　《国際平和大行進》支持　街頭宣伝
８．２５～２７　日高在学朝鮮人学生サマースクール
１０．１５　在日本朝鮮青年同盟京都府本部　第15回　定期大会
１９９０．２．１８　京都朝鮮青年学生駅伝第30回記念大会
３．２０　第１３回　日高学生会　みんなの為のコンサート

4．１５　金日成主席生誕７８周年　朝青地域班対抗ボーリング大会
6．１０　近畿地方日高学生会合同学習室　参加
6．２０　朝鮮少年団創立44周年記念　第18回在日朝鮮少年団京都、滋賀朝鮮初中級学校陸上競技大会
8．２３～２５　日高在学朝鮮人学生サマースクール
8．２９～３０　<三池淵号>歓迎歓送事業、平壌芸術団京都公演
9．１６　日校在学朝鮮人学生交流会
１９９１．１．１～５　１９９１年度　新年スキーモイム　（信州木島平スキー場）
2．１７　第31回　京都朝鮮青年学生駅伝大会　（朝銀１優勝）
4．１５～１１．１７　青春の活舞台！班強化！　２１６日間青年革新者運動
6．１３　愛国烈士達を偲ぶ京都在日同胞青年学生達の追悼集会
6．１３～１４　＜在日本朝鮮青年体育祭‘９１－朝青支部対抗サッカー、バレー、野球大会＞
8．７～９　日高在学朝鮮人学生サマースクール
9．１７　南北朝鮮国連同時加盟
１１．１７　京都朝鮮青年大祝祭(誇示しよう朝青の力！)：２１６日運動総括　京都朝鮮第二初級運動場
１１．２４　第１４回　日高学生会　みんなの為のコンサート
１９９２．６．１４　在日本朝鮮青年同盟京都府本部　第16回　定期大会
8．９～１１　日校在学朝鮮人学生サマースクール
１２．１９　1992年度　京都府学生会総会
１９９３．３．２４　第１５回　日校学生会みんなの為のコンサート
3．２６　1993年度　京都府学生会総会
5．２３　京都朝鮮中高級学校創立４０周年記念　同胞大野遊会
7．１２～１３　反核･平和の火リレー
8．９～１１　日校在学朝鮮人学生サマースクール（兵庫県ハチ高原）
１９９４．３．２５　第16回　日高学生会　みんなの為のコンサート
6．６　京都府警による総聯京都府本部強制捜索
8．１０～１２　日校在学朝鮮人学生サマースクール（岐阜県飛騨・荘川高原）
１９９５．３．２４　第17回　京都学生会　みんなの為のコンサート

８．２～４　日校在学朝鮮人学生サマースクール　(兵庫県清流・揖保川畔)
９．２　朝青結成40周年、《青年節》4周年記念　京都朝鮮青年学生慶祝会
１０．１　在日本朝鮮青年同盟京都府本部　第１７回　定期大会
１９９６．３．２９　第18回　京都学生会みんなの為のコンサート
５．１７　朝青京都府三丹支部再建
８．２　朝鮮半島の平和と統一、民族大団結のための示威行進
８．５～７　日校在学朝鮮人学生サマースクール（三重県・美杉ビレッジ)
９．５　汎青学連京都地域合同緊急集会
１９９７．２．２３　金正日書記生誕５５周年記念　第37回京都朝鮮青年学生駅伝大会
３．１６　第19回京都学生会みんなの為のコンサート（西ウェスティー)
８．４～６　日校在学朝鮮人学生サマースクール（ビラデスト今津)
１１．９　朝青京都府本部青年学校実技発表会
１９９８．３．２９　第20回　京都学生会みんなの為のコンサート
６．２１　在日本朝鮮青年同盟京都府本部　第１８回　定期大会
８．１１～１３　日高在学朝鮮人学生サマースクール
１１．１５　朝青京都青年学校実技発表会
１９９９．２．２１　金正日総書記生誕57周年記念　第39回　京都朝鮮青年学生駅伝大会
８．１３　改正外登法成立、指紋押捺制度全面廃止（１８日公布)
３．２９　第21回京都学生会みんなの為のコンサート
５．　＜Ｋ２カード＞と生活情報誌＜こるむ＞同時発行
７．２８～２９　日校在学朝鮮人学生サマースクール（ビラデスト今津)
９．１２　９.９慶祝　朝青京都スポーツフェスティバル
１１．２１　青年学校実技発表会
２０００．３．２６　第22回　京都学生会みんなの為のコンサート
４．７　朝青山科支部再建
６．１５　6.15共同宣言発表
７．　学生会OB会通信≪トンムドゥル!!≫発行
７．２２～２３　朝青口丹、南山城、敦賀支部合同パダモイム

（福井県水晶浜）

８．３～４　日校在学朝鮮人学生サマースクール（京都府竹野郡・スイス村）

８．１０　歴史的６.１５北南共同宣言を熱烈に支持歓迎し、実践して行く為の京都在日コリアン青年学生５団体合意文　発表

８．２６　朝青口丹支部再建

１０．１４　日校在学朝鮮人京都府学生会総会

１０．１５　ワンコリアカウントダウン２１　プレイベント

１２．３１　京都における民族青年５団体（朝青、民団青年会、韓国青年同盟、朝鮮留学生同盟、韓国学生同盟）共催による、≪ワンコリアカウントダウン２１≫が１万人の参加のもと盛大に開催（京都市勧業館（みやこめっせ）にて）

２００１．３．２４　第23回京都学生会みんなの為のコンサート

６．１７　在日本朝鮮青年同盟京都府本部　第１９回　定期大会

７．５　6.15共同宣言発表１周年記念モイム

８．９～１０　日校在学朝鮮人学生サマースクール（滋賀県高島・グリーンパーク思い出の森）

８．２８　サマースクール第２弾！（萬寿寺、松尾橋で焼肉）

９．２４　京都民族青年４団体交流会

１０．２７　日校在学朝鮮人京都府学生会総会

１２．２　京都市主催の＜大風流＞に34人の朝青員出演

１２．２３　ワンコリアカウントダウン１周年記念行事

２００２．１．１　京都第三初級学校　欽ちゃんの仮装大賞参加

３．１７　第24回京都学生会みんなの為のコンサート

４～７　共和国マスゲーム＜アリラン＞奉仕団参加

７．７　7.4南北共同宣言発表　３０周年、6.15南北共同宣言発表２周年記念シンポジウム（京都会館第２ホールにて）

８．５～６　日校在学朝鮮人学生サマースクール（ビラデスト今津）

８．１４～２１　＜ハンギョレ＞統一ツアー(中国)

８．２７　サマースクール第２弾　（高麗美術館、河原で焼肉、ボーリング）

９．１７　朝日首脳会談、平壌宣言発表

１０．２６　日校在学朝鮮人京都府学生会総会

１２．２３　《興（フン）ライブ》（２５０名参加）

２００３．２．７～９　支部合同スキーモイム（長野北志賀高原　３３名

参加)

３．３０　京都ワンコリア青年学生ネットワークの団結を強化するための運動モイム

５．１８　京都中高<セセデ連合同窓会>の発足，<ドンチャンフェスタ>

６．２８　6. 15、7. 4 記念講演会（四条御前　ラボール京都にて)

８．５～６　日校在学朝鮮人学生サマースクール～青い空へ～、みんなの為のコンサート（ビラデスト今津)

８．２６　日校生第二次夏講習

１０．２６　≪京都まつり２００３～都大路パレード～≫に京都ワンコリア青年学生ネットワークのパレード隊として150人（朝青80人）が参加

１１．３～４　≪朝日青年友情ウォーク≫行事＜朝鮮通信使の軌跡をたどるフィールドワーク＞、＜京都朝･日青年友好親善の夕べ＞

１１．２３　朝日親善サッカーフェスティバルに朝青選抜チーム出場、勝利

１２．１１　民族ライブ≪initial－C≫（２００名参加)

１２．１８　日校在学朝鮮人京都府学生会総会

２００４．４．２５　セセデ連合同窓会結成１周年記念大野遊会

５．９　セセデ連合同窓会総会

６．１２　「6.15共同宣言」4周年記念講演会　最近の朝鮮半島情勢と在日同胞の未来　講師：康宗憲（韓国問題研究所代表）キャンパスプラザ京都にて

６．２７　在日本朝鮮青年同盟京都府本部　第２０回　定期大会

８．２５～２６　日高在学朝鮮人サマースクール　（ビラデスト今津)

１０．３１　平壌宣言２周年　１０．３１京都の集い

１１．２０～２１　東本願寺ライブに朝青員出演

１１．２８　セセデ連合同窓会　チャリティー運動会

２００５．１．２７～２．２７　朝青京都<ｅキャンペーン>開始　府内各地を清掃

２．２０　朝青京都<ｅキャンペーン>集中清掃活動　in 嵐山

２．２７　朝青結成５０周年記念　第４０回京都朝鮮青年学生駅伝大会　with　ファミリーマラソン

４．２　東アジアの平和と朝鮮半島の自主的平和統一

	を目指す京都ヒューマンネット（にっこりネット）結成大会
６．１８	統一祈願！6.15共同宣言発表５周年記念講演会　<6.15は何をもたらしたか> 講師：康宗憲、呉民学、ユビョンムン 主催：京都ワンコリア青年学生協議会 （京都教育文化センターにて
７．２４	朝青結成５０周年記念式典　京都朝鮮青年運動沿革史発行記念祝賀宴（ルビノ京都堀川にて　２００名参加）
１２．２５	朝青結成５０周年記念公演《ウリチャランイマンジョマンアニラオ―新時代青年行進曲―》開催（アバンティーホールにて　５００名参加）

.....

재일본조선청년동맹교또부본부　활동년표를　작성하면서

１９５５년　５월　２５일　위대한　수령 김일성대원수님께서　제시하신　<로선전환방침>을　무한한　감격속에서　접수한　재일동포들은　준엄한　조국해방전쟁의　불길을　헤치고　새　조국건설에로　떨쳐나서는　조국인민들의　투쟁에　크게　고무되면서　재일본조선인총련합회를　결성하였습니다.

총련이　결성됨으로써　비로서　재일동포들은　주체의　궤도따라　애족애국운동을　힘차게　밀고나가는　진정한　지도모체를　갖게　되였으며　일본에　살면서도　자기들의　안정된　생활을　담보해주고　조국을　대신하는　어머니품을　알게되였습니다.

같은해　７월에는　재일조선청년들을　조국과　총련의　두리에　굳게　묶어세우는　조직으로서　재일본조선청년동맹교또부본부가　결성되였습니다.

결성당시로부터　조청은　광범한　동포청년들을　대상으로　하여　그들의　요구와　지향에　알맞는　각종　학습회와　강연회，군중문화행사，권리획득운동，조국통일운동，대외활동등을　창발적으로　벌려왔습니다.

조청사업을　통하여　민족과　조국을　알고　조직을　만난　청년들이　총련애국사업에서　중심적인　역할을　놀고　있으며　오늘도　수많은　청년들이　조청활동에서　참다운　청춘을　마음껏　누리고　있

습니다.

지난해 ２００５년에 조청은 결성 ５０돐을 뜻깊게 맞이하였습니다.

반세기의 기나긴 세월 조청은 동포청년들을 애족애국정신을 지닌 참된 조선청년으로, 재일조선인운동의 대를 이어나갈 믿음직한 후비대로 키움으로써 조국의 자주적평화통일과 동포들의 민주주의적민족권리를 지키기 위한 애족애국사업에서 선봉적인 역할을 다해왔습니다.

５０년의 로정에는 풍파사나운 이역땅 일본에서 조국과 조직을 지키고 우리 민족의 륭성번영을 위하여 헌신하신 １세, ２세분들의 피땀이 스며있습니다. 그러기에 우리들은 애국선배님들의 뜻을 이어 들끓은 청춘의 기백과 정열로 조청을 재일조선인운동의 전위조직으로 꾸려나가는 것은 ２１세기를 사는 우리 앞에 나선 시대적임무로 간직하고있습니다.

여러 애국선배님들의 따뜻한 협력이 있어 조청교또에서는 지난해에 결성５０돐을 기념하여 교또조선청년운동연혁사《길》을 발간하였습니다.

이 연혁사가 교또에서의 재일조선인운동의 업적과 전통을 기록하고 후세에까지 알려나가는 사업에 미력이나마 이바지할수 있다면 우리에게는 더없는 보람으로 됩니다.

위대한 수령 김일성대원수님께서 무어주시고 경애하는 김정일장군님께서 이끄시는 우리 조청은 아무리 세월이 흐르고 세대가 바뀌여도 <사랑>과 <긍지>로 수놓아진 애족애국의 전통을 고스란히 이어가며 우리 민족을 한없이 사랑하고 조선사람으로서의 긍지와 자부심에 넘친 동포사회를 꾸리기 위하여 헌신해가겠습니다.

앞으로도 여러 선생님들께서 우리 조청에 대하여 많은 지도와 편달주시기를 부탁드립니다.

전장행　在日本朝鮮青年同盟京都府本部委員長

재일본조선인교또부체육협회 연혁

南永祐

《제2의 6. 15시대》의 막이 올랐다.

국토분단의 현상황은 남았으나 우리 민족은 올림픽에서 북남공동행진을 하였으며 금년에는 토리노에서 우리 민족선수들이 훌륭한 활약을 하였다.

체육협회는 결성이래 재일동포들속에서 스포쯔를 진흥시키며 동포들의 체력향상과 집단주의정신, 지도능력을 갖추게하는 한편 스포쯔를 통해 국제친선에 이바지하는것을 목적으로 활동하여 왔다.

최근에 체협에서는 등산모임도 조직하고있다. 사람은 30세를 넘으면 신체기능이 년간에 약 1%쇠퇴된다고 한다. 60대에 들어서면 신체를 움직이는 능력이 급격히 저하됨으로 《생애운동》이 요구된다. 이 운동을 촉진시키는것도 체협의 의무이기도하다.

우리 민족은 옛날부터 체육을 몹시 좋아하였다. 고구려와 신라에서는 마술, 궁술을 비롯하여 여러 체육이 발전되여 나라를 부강하게 하는데 기여하였다.

우리 민족은 현대에 들어서면서 세계스포쯔계에서 탁월한 인재들을 많이 배출하였다. 일본의 식민지하에서 천대와 멸시, 억압과 차별을 받아 살던 그런 시기에도 세계에서 이름난 체육인재가 나타났으며 조국해방후부터 오늘까지 우수한 선수들이 수많이 배출되였다. 일본에서도 축구, 프로야구를 비롯해서 우리 동포들이 수많이 활약하고있다. 우리 민족이 활약할 활무대가 더욱더 확대되고있다.

교또부체육협회의 연혁을 간단히 돌이켜 보기로한다.

1945년 10월15일 재일본조선인련맹이 결성되여 (교또는 1945년 9월24일에 결성) 1946년 10월에 민청지부대항駅伝大会를 비롯하여 여러 민족경기 등 체육사업이 여기저기서 활발히 벌어졌다.

그러나 1949년 9월8일 미제와 일본반동들은 조련과 민청을 강제해산시켰다.

조국해방전쟁 (1950. 6. 25-1953. 7. 27) 이 발발되여 (1951년1월9일에 在日朝鮮統一民主民族戰線 결성) 체육활동도 진퇴를 면할수 없었다.

이 어려운 난관속에서 교또동포들은 1953년 6월1일에 <京都府조선인체육협회>를 결성하여 민족경기를 중심으로한 체육활동을 벌렸으나 당시는 적지 않게 산만적이였다고 할수있다.

1955년 5월25일 총련이 결성되였다.

주체적로선전환후 재일동포들이 공화국의 해외공민으로써 조국을 사랑하며 조국의 자주적평화통일을 위해 생활을 하게되였으며 체육활동도 정상적으로 하게되였다.

총련결성후 체협교또는 동포들을 묶어세우기 위해 체육활동을 활발히 벌려 일정한 성과를 거두었으나 군중적운동으로 발전시키지 못한 시기도 사실 있었다.

체협앞에 제기된 요구성은 높았으나 협회에 체육전문가가 아닌 일군이 배치된 일도 있었으며 전임일군이 없는 공백기간도 사실 있었다. 그러나 우리는 달리고 또 달리였다.

그런속에서 최근 년간에 교또조선축구단을 비롯한 체육단 단원들과 체육인들이 중심이되여 여러 마당을 마련하여 어지럽게 흩어진 사람을 묶어세우고 정상적인 활동을 벌리기 위하여 힘껏 노력을 하였다.

결과 지금 체협교또는 체육사업에서 많은 모범을 창조하였으며 부족하나 자기 역할을 놀고있다.

오늘 체협교또는 3명의 공훈체육인을 비롯하여 5개의 협회와 5개의 체육단, 12개의 후원회와 오비회, 50여개의 체육소조를 운영하고있다.

앞으로의 사업발전을 위하여 교또체육협회 연혁을 기록한다.

빠진점도 많다고 생각되나 보탬을 주시여 선렬들의 노력을 빛내여주기 바란다.

在日本朝鮮人京都府体育協会主要年代表

１９５３．　６．１	**在日本朝鮮人京都府体育協会結成** **（会長・李道泳）**
	８．１５祖国解放記念京都府民族競技大会
１９５４．７．２８	在日本朝鮮人体育連合会結成
１９５５．５．２５	在日本朝鮮人総聯合会結成
１９５６．５．２８	在日本朝鮮人総聯合会第２次全体大会
１９５７．５．２７	在日本朝鮮人総聯合会第３次全体大会
１９５８．５．２７	在日本朝鮮人総聯合会第４次全体大会
１９５９．６．１０	在日本朝鮮人総聯合会第５次全体大会
１９６０．８．１５	中央体育大会―京都参加
１１．１３	高級部배구選手権大会
１９６１．	高級部축구選手権大会
１．１５	第１回柔術選手権大会（大阪）
２．	京都朝鮮柔術団結成
２．６	第１回京都青年学生支部対抗駅伝大会 （第１回優勝―西陣支部）
８．２５	재일본조선축구단結団
１１．４	第１回中・高級学校배구選手権大会（京都）
５．２３ ～２５	在日本朝鮮人総聯合会第６次全体大会
１９６２．５	近畿地方朝鮮学校新人戦開始
１９６３．５～	（祖国往来闘争） 在日朝鮮体育選手団結成―京都２名 （沈栄吉、南永祐）
２．１４	祖国選手団初来日（韓弼花選手）
６．	第１回高級部陸上競技大会
１１．	一般배구選手権大会
１９６４．３．２０	第１回롱구選手権大会（京都中高）
４．９	第１回사격選手権大会（京都山科）
４．２１	野球選手権大会
４．２６	高級柔術選手権大会
５．２	高級卓球選手権大会
５．２５	在日本朝鮮人総聯合会第７次大会
５．１９	ゴルフ選手権大会
８．２	空手選手権大会
１０．５	東京オリンピック共和国選手団来日

１９６５．１．１８	中高級学校롱구選手権大会（京都）
５．２８	대집단체조　＜조국에　드리는　노래＞
７．２	中高体操選手権大会
１０．	京都대집단체조＜조국의　부름따라＞
	（西京極）
１９６６．６．３０	第８回ワールドカップサッカー
	（ロンドン）ベスト８
９．	京都朝鮮축구단結団（李鐘大）
１２．	一般サッカー選手権大会
１９６７．５．２４	在日本朝鮮人総聯合会第８次大会
１９６８．６．	**京都体協第９次大会（会長―李鳳善）**
８．１５	京都民族競技大会―嵐山
９．１４	共和国体育祭경축自転車계주대회（円山）
１９６９．４．	京都社会人リーグ加盟、(サッカー)；三部優勝
８．１７	京都府ソフトボール大会開始
	（１１チーム・優勝―南支部）
８・	京都朝鮮卓球団結団
１０．２７	一般野球近畿大会（岡崎）
１９７０．２．１５	京都青年スケート大会（竜王）
６．９	朝鮮大学校サッカー部京都遠征・三連勝
	（立命、同志社、京教大）
８．２３	京都支部対抗バスケット大会（優勝―右京）
	京都支部対抗柔術大会
１０．７	京都조선롱구단結団
	（社会人リーグ加盟３部優勝）
１２．７	京都朝鮮蹴球団－모범축구단칭호수여
１９７１．１．	札幌冬季オリンピック共和国選手団
	来日（손길권団長）
２．２６	京都初級学校サッカー大会開始、第二初級―優勝
２．２８	京都朝鮮蹴球団１部―優勝
５．	在日本朝鮮人総聯合会第９次大会
９．	日本体育協会祖国訪問団（山口久太）
９．	京都支部対抗サッカー、バレー大会
１２．９	**京都体協第１０次大会―**
	（会長―金奇権、専任副会長―南永祐）
１９７２．４．３０	수령님탄생６０돐　대집단체조－도꾜
	＜수령님께　드리는　영광의　노래＞
６．	第一回京都朝鮮学校陸上競技大会、(西京極)
７．４	南北共同声明発表

１９７３．１．１５	ピョンヤン高等軽工業学校サッカー（西京極）
２．１１	朝青中央駅伝大会
４．	京都朝鮮青年学生サッカーリーグ開始
	（左京支部―優勝）
１９７４．２．２３	在日本朝鮮人総聯合会第１０次大会
３．１９	共和国４．２５蹴球団（京都―西京極）
７．１３	朝青中央サッカー大会開始
10．１１	第一回朝青中央野球大会
	（３，４，５回大会―南山城支部―優勝）
１９７４．	共和国体育名手칭호수여－축구－李鐘大
７．２６	一般バスケット選手権大会―府立体育館
１９７５．３．	京都朝鮮バレーボール団結団
	（社会人リーグ加盟）
８．２２	第１回中高級学校中央大会開始
１９７６．４．	総聯体育代表団祖国訪問―京都初参加
１９７７．５．	京都市少年サッカー大会―優勝（第２初級）
	７９．９．５（２回目優勝）
５．２０	共和国体育名手칭호수여.축구－李明海
８．２２	第５回アジア卓球選手権大会、京都２名参加
９．２６	在日本朝鮮人総聯合会第１１次大会
１９７７・	**京都体協第１２次大会、(会長―金相祚)**
１９７８・	京都朝鮮高校柔道部全国大会―初優勝
	（２２、２９、３２、４０期―優勝）
１９７９．５	京都朝鮮蹴球団.２중모범체육단칭호수여
６．８	第１回初級学校中央サッカー大会―千葉
１９８０．５．５	共和国공훈체육인칭호수여（南永祐、柴松枝）
１１．11	在日本朝鮮人総聯合会第１２次大会
１９８１．２．２６	**京都体協第１３次大会―**
	(会長―金古里、専任事務局長―오경환)
７．	第１回近畿初級サッカー大会開始
１９８３．	京都朝鮮정구단결단
４．	京都朝青班対抗ボーリング大会
６．２７	在日本朝鮮人総聯合会第１３次大会
８．	京都体協第１４次大会―(会長―李起鳳)
１９８４．	共和国体育名手칭호수여－축구－柳光博
１９８５．４．１５	京都市中学体育連盟加盟―全国初
４．	京都朝鮮투구단결단
１９８５．１１．	中体連秋期大会サッカー優勝（第２中級）

１９８６．２．８	一般ラクビー選手権大会（吉祥院）
４．２６	京都朝鮮蹴球団２０周年記念行事、(東急ホテル)
９．	中央大会サッカー優勝（第２中級）
９．２６	在日本朝鮮人総聯合会第１４次大会
１９８７．４	**京都体協第１５次大会―(会長―南永祐)**
４．２６	京都中高サッカー部後援会結成―李鐘大
	（バス、シュート板　寄贈―紅がら）
５．	京都체협ニース（月刊１号発刊―139号）
９．２３	ピョンヤンゴルフ場開場
１０．	京都朝鮮蹴球団中央大会、初優勝（監督、김진관）
１０．	在日朝鮮ラクビー団祖国訪問
	（京都５名参加）
１９８７．１１．	中体連卓球―初優勝（第２中級）
１９８８．３．２７	第１回롱구고려杯開始（中高）
１０．１	第７回＜人民体育大会＞参加
	（京都選手団４種目参加）
１１．	中丹地域中学バスケケット一優勝、舞鶴中級
１９８９．３．２１	第１回右京支部囲碁大会
７．	共和国体育名手칭호수여；롱구一康徹洙
	在日本朝鮮人総聯合会第１５次大会
１２．３	西陣支部＜걸음회＞結成
１９９０．１．	洛西、釣りクラブ結成
３．２５	京都朝鮮サッカー協会結成；初代会長―鄭東善
	第１回サッカーフェスティバル（吉祥院）
７．	第１回京都初級部卓球大会―第２
９．	学生中央大会陸上総合優勝―第２
１１．３	在日本朝鮮人卓球選手権大会一女子優勝
１１．	京都朝鮮高級学校－高体連加盟
１９９１．３．３０	京都中高ラクビー部後援会結成―金浩一
４．	第４１回世界卓球―南北統一チーム（女子優勝）
５．	京都府高校総体―京都中高―初参加
６．８	京都中高バスケット後援会結成―朴春福
６．２２	在日本朝鮮人バスケットボール選手権大会
	府立体育館
１９９１．８．１３	共和国―普通江サッカー（京都―西京極）
８．２５	京都府バスケット協会結成（初代会長、白在根）
１１．２４	結成記念招待試合―横大路体育館
８．２５	サッカー教室開催―初、中、高―
	宇治グランド（与那城ジョージ招待）

１９９２．２．１４	京都朝鮮陸上団結成—장정자
５．１０	京都朝鮮囲碁協会結成—（初代会長、権春達）
５．２１	在日本朝鮮人総聯合会第１６次大会
５．２３	京都朝鮮蹴球団（愛国栄誉期受賞）
	（５百勝達成—京都社会人１部
	—11回優勝、８回準優勝）
８．１７	京都中高サッカー部三都市大会—（京都代表出場）
９．１２	京都朝鮮ゴルフ協会結成（初代会長—宋在星）
	第１回ゴルフ選手権大会—竜王
１０．	名手共和国体育칭호수여ーサッカー
	金光男、姜鐘成，ラクビー権昌洙
１１．１５	京都朝鮮蹴球団２５周年、５百勝達成記念行事
１９９３．８．１４	京都府体育協会４０周年記念（京都朝鮮人スポーツフェスティバル）亀岡
１９９４．４．	京都中高トレーニング室、マシン寄贈
５．２８	初・ハンギレ囲碁大会（京都中小企業会館）
７．８	김일성대원수님　서거
１９９５．５・	共和国体育名手칭호수여ー柔道—孫光成
９．１３	在日本朝鮮人総聯合会第１７次大会
１９９６．１	京都朝高サッカー専任コーチ派遣、（マクロネット、ナイター設備等、完成（約一千万円）
８．１７	第２１回在日本朝鮮人룡구選手権大会
	（府立体育館）
８．２２	ボーイズカップ(奈良)朝鮮初級—初優勝
１９９８．２．１５	京都高校サッカー新人戦、朝高優勝（全国初）
２．８	京都市＜大文字駅伝＞初参加—第２
２．１８	朝高サッカー部父母会結成—会長—崔震雄
１９９８．３．８	京都ラクビー団—関西Ｂリーグ昇格
４．２７	京都中高柔道部後援会結成；会長—趙昌宗
	（たたみ　総入れ替）
５．２２	在日本朝鮮人総聯合会第１８次大会
７．	**京都府体育協会１８次大会(会長—宋在星)**
１９９９．１０.８	京都府体育協会（専任事務局長—金基錫）
１１・	第１回朝。日親善サッカーフェスティバル
	(親善杯)開催
２０００．	チャラバスケット教室—開始
	第２回朝.日親善サッカーフェスティバル
	(親善杯)開催

２００１．４	コマサッカー教室―開始
５．２５	在日本朝鮮人総聯合会第１９次大会
９．	**京都府体育協会１９次大会(会長、李鐘大)**
	理事長―金基錫
１１．	第３回朝・日親善サッカーフェスティバル
２００２．３．	第１回低学年サッカー大会
６．２~７	共和国体育代表団（京都訪問）
７．１４	バスケット協会チャリティゴルフ(５８名)
７．２８	近畿ソフトボール大会
	（京都西南支部）(大阪)
２００２．７．	第２回低学年サッカー大会
８．１０	第２４回コマサッカー中央大会―
	京都初優勝（祖国訪問）
９．２９	
～１０	第１４回釜山アジア大会（京都応援団）
１１．２３	第４回朝・日親善サッカーフェスティバル
１２．１	京都府登山協会結成(会長、千健一)
	記念登山(１２０名)
１２・	第３回低学年サッカー大会
２００３．1.28 ～ 2.9	冬季アジア大会（青森）共和国代表団参加
３．	第３回低学年サッカー大会
５．２５	第２０回支部対抗ソフトボール大会
７．４	在日本朝鮮人京都府体育協会結成５０周年記
	念行事（ルビノ堀川京都―１８０名）
７．	第４回低学年サッカー大会
９．１４	第１回アボジサッカー大会
９．１５	朝・日親善ジュニアサッカー大会
１１．１６	京都府サッカー選手権大会初優勝
	(京都府代表)
	全国大会出場（京都朝高サッカー部）
２００３．１１．２３	第５回朝・日親善サッカーフェスティバル
１２．	第５回低学年サッカー大会
２００４．１．２	全国高校サッカー大会(埼玉)
	(朝高 VS 武南）４、０００名
	(京都応援―１、０００名)
２．７	西日本体育協会役員会(京都)
３．７	第６回低学年サッカー大会
４．２４	アジア女子サッカー(東京)

	共和国選手参加
５．２８	在日本朝鮮人総聯合会第２０次大会
７．４	第１回FCワンコリアサッカーフェスティバル
７．１１	第７回低学年サッカー大会 （青商カップ）
７・１７	共和国공훈체육인수여—李鐘大
７．２５	第２１回支部対抗ソフトボール大会
８．１３～	南北選手合同行進アテネオリンピック
８．２１～２２	第１回全国少年学生別柔道大会 （神奈川）京都代表—安昌林
９．５	**京都府体育協会第１９次定期総会 （会長　李鐘大）**
１１．２８	第６回朝・日親善サッカーフェスティバル
１２．	第８回低学年サッカー大会
２００５．２．９	ワールドカップ最終予選 （朝鮮VS日本）
３．	第９回低学年サッカー大会
４．１５	ソフトボール大会
５．２１	在日本朝鮮人総聯合会結成 ５０周年記念大会、宴会
5.29	在日本朝鮮人総聯合会結成５０周年 記念京都同胞祝祭
7.10	第１０回低学年サッカー大会 （青商会カップ）
１１．２０	第７回朝・日親善サッカー フェスティバル
１２．１１	第１１回低学年サッカー大会

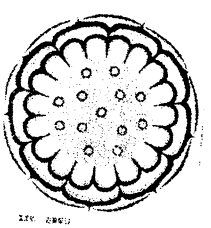

強制連行されて在日六一年

朴明寿

わたしは1929年2月18日に平安南道价川郡北面で生まれました。兄が数え3歳で亡くなっているので、後で生まれたわたしが事実上長男となり、上に姉、下に妹と3人で幼少時期を過ごしました。

5歳のとき、少なからぬ土地を持っていたわたしの父は、一人息子のわたしを学ばせるため、自宅の前の土地に書堂を建てて、遠くからフンジャン(教師)を招きました。こうして村で書堂が設けられるや「うちの子も」、「うちの子も」頼むということで15、6人の生徒が集りました。生徒たちの家はみな、それでも食べることには困らない自作農以上であったと思います。

生徒たちのなかに女子はもちろん一人もおらず、男子も次男が多かった。富裕な家でもきょうだいのなかで一人だけ勉強させる。それも長男は家業に専念させ、また三男以下も仕事させ、次男だけ書堂で勉強さして、冠婚葬祭などで必要な書類書きをさせるというのが普通でした。一家で書類書きは一人で充分だというのでした。

書堂で千字文を習ったのですが、当時紙が貴重であってあまり無いものですから、モレパン(箱のなかに砂を入れたもの)の上に箸のようなもので「ハヌルチョン(天)、タンジ(地)」と字を書いては消して勉強し、明くる日先生の前で諳んじたり書いたりして検閲を受けました。間違うと「イノマ(この野郎)!」と鞭でふくらはぎを叩かれ、もう痛くて怖くて、1日に16文字ずつ1年がかりで千字文を一生懸命勉強したものです。こうして全部覚えると、「千字文トンダルヘッタ(覚えた)」と家で餅をついてお祝いしてくれました。

千字文が済むと国に忠孝、父母に孝行を尽くすことを主題にした「孔子」「孟子」などの書物を学ぶことになっていましたが、そのころになると総督府からの閉鎖命令で書堂はなくなってしまいました。わたしが書堂で学んだのは1年ちょっとのことで、それからすぐ1932年(昭和7)に、自宅から一番近い平安北道球場郡の公立小学校に入学しました。校長先生は日本人でした。入学した当初は朝鮮人先生が多く教頭先生も朝鮮人でありましたが、年を経るにしたがって日本人先生が多くなり、わたしが5年生になったときはとうとう朝鮮人先生は2人だけになりました。

小学校に入学して初めて日本語を習いました。国語読本時間が1年生からあって、国語とは日本語のことで、必死に学びました。何しろ学校内では、高学年になると遊び時間まで日本語常用が原則となるのですから。朝鮮語読本時間も3学年まではありました。

独学で教員資格試験に合格して教師となった朝鮮人先生が週3回の朝鮮語読本の時間に、「これから話すことは絶対口にしてはならない。人に話

してはならない」と言って、李舜臣（イスンシン）など愛国名将の話や朝鮮独立の話などしてくれたことがありました。そんな先生もいつの間にか退職させられ、わたしが6学年になったころには朝鮮語読本時間自体が無くなってしまいました。

学校内では日本語常用が強制されて、国語常用カードを1月に10枚ずつ各自持たされ、朝鮮語を使ったのが発覚すると、見つけた児童にカードを差し出さなければならないという方法で日本語常用を競わせたのです。そして自分の手持ちカードの枚数が多いと成績が上がり、少ないといくら学科試験で満点をとっても成績が下がるという方式でした。月末、学期末、学年末になると児童たちは各自、手持ちカードを増やすために必死になったものです。

わたしが5年生になったころからは、毎朝「われらは大日本帝国臣民であります…」という皇国臣民の誓い3ヶ条を唱和して授業が始まりました。

1943年（昭和18）、わたしが平北寧辺郡龍山面龍門工業学校で勉強していたとき、オモニ（母）が亡くなりました。そのときアボジ（父）は、まだ43歳で、独りでいるわけにもいかず、また地主として農業経営を無事にやっていくためにも主婦がいなくてはならず、後妻を迎えたのでした。わたしはそのとき17歳でした。後妻が子ども2人連れて家に入ってきたんですが、連れてきた子どもにかかりっきりだったこともあって、わたしは継母との折り合いがつかず、何もかも面白くなく、また学校へ行っても授業はほとんど無く軍事教練が多かったし、毎日山へ登っては松脂を取ってくるのが日課でした。そんなことで学校も止めてしまいました。

わたしは家を飛び出して、飯場をやっていたコモ（父の姉妹、叔母）の家に転がり込みました。コモの家は、うちの家から二〇里ほど離れた介川郡の北端の石炭埋蔵地帯にありました。そこには日本人業者たちの石炭採掘鉱業所がたくさんあって数百人が働いていました。そのころ朝鮮総督府の土地調査事業（脚注1）で故郷を追われ流浪してきた農民たちが、ここに踏み止まって炭鉱夫として働いていました。彼ら炭鉱夫たちの大多数は南の慶尚道や全羅道から来た人たちでした。

彼らは土地調査事業のため田畑を失い、故郷を棄てて安定した生活を夢見て北間島、満州へ行く途中、そこでも成功した人はほとんどなく、言葉も風習も異なる土地での開墾も思い通りできず苦しい生活らしいという消息を伝え聞いて、ここには炭鉱夫の仕事があると价川に踏み止まった流浪民たちでありました。

家出して来たわたしに対して、コモの家では、「継母が来たのだから仕方ない」と、ある石炭採掘鉱業所に就職するように紹介してくれました。

その会社の面接では、「日本語は分かるか」、「はい、わかります」、「名前は」、「新井明です」、「それでは履歴書を持って明日から来い」と言われ、次の日からその鉱業所で働くことになりました。つまり日本語が話せるかどうかだけが問題のようでした。

わたしの仕事というのは、採炭夫が地の底から運んできたトロッコ一杯分の石炭を所定のくぼ地のなかへ空けるごとに、帳面に印鑑を捺して彼らの仕事量を記録することでした。ある程度仕事にも慣れ、彼らと冗談のひとつも言えるほど親密になってきたとき、そのうち彼らのなかの一人から「ハンコもうひとつ捺してくれ」と頼まれると、わたしも若かったし同情もしていたので「わかった」と捺しました。すると次の人も「俺にも」ということで、頼む人みんなにおまけのハンコを捺すようになってしまいました。

1 ヶ月も経つか経たないうちに噂になるし、また捺されたハンコの数と積み上げられた石炭量とがずいぶん懸け離れていることが明白になってきました。事務所に呼びつけられ、「お前は何をしたのか。インチキしてはいかん」と即刻クビになりました。

こうして就職して二ヶ月も経たないうちに解雇され、ごまかしたのだから仕方がないと、他の就職先を探してもこれといった仕事も無く、コモの家へひきこもってしまいました。ところが飯場を常時見回っている駐在所巡査がわたしを見つけて、「お前は何をしているんか。ぶらぶらしているんなら日本へ徴用に行け」と言ってきたので、びっくりして「日本は嫌や」と逃げ、橋の下に隠れようとすると、見張っていた他の巡査に捕まってしまいました。

そこからすぐ駐在所へ有無を言わせず引っ張られて行くと、もうそこには 5、6 名の若者が捕まえられていました。その日の晩、巡査の監視下でトラックに乗せられ京城へ連行されました。京城に着くと各地から連行されてきた者が百名ほど、たしか韓城という旅館に集結させられて一泊させられました。それから明くる日の晩、釜山行汽車に乗せられ、翌朝釜山に到着しました。

釜山に着いてみると、各地から連行されて来た若者たちが数百人以上待機しておりました。当時昼日中は米軍の攻撃が激しく航行できないとのことで、着いたその日の夜 11 時ごろ、関釜連絡船の船底の三等船室に詰め込まれ出航しました。

1944 年（昭和 19）7 月 29 日の夜明け 5 時ごろ、着いた所が下関でした。港で行先別に整頓させられたのですが、わたしが属していた三十数名はすぐ汽車に乗せられ出発しました。下車したのは宇野駅でしたが、そこから四国高松行きの船に乗せられ、瀬戸内海を航行して直島で下船させられました。直島には三菱製錬所があって、そこで働かされるとのことでした。

到着したその日は宿所配置だけを受け、19 歳だったわたしと 23 歳の若者二人が一緒に一部屋で寝たのですが、翌朝は工場見学と脱走労務者を懲罰する見せしめの仕置きを見学させられました。その場で監督が「ここまで来たからには真面目に働くべし。周囲は海で逃げようとしても絶対に逃げ切れないのだ。こうして必ず捕まるのだ。そしてこのように半殺しに叩かれるだけだ。お前ら、よく見ておけ！」と訓示するのでした。本当に酷いものでした。捕まった同胞の痛ましい姿、とても見ていられたものでは

なかった。

その忌わしい仕置きを見て意気消沈しているとき、新参者を引率指導していた 40 代ぐらいで右腕の無い朝鮮人班長が、同宿した縁で群れていたわたしら若者 3 人の側に来て「お前たちは若い、ここは若者が居座る所ではない。すぐここを脱出しなさい。捕まったら一巻の終わりだが、ここにいても地獄だ。さんざんこき使われて、挙げ句の果ては俺のように機械に挟まれて腕をへし折られるのが関の山だ。悪いことを言わない。3 人よく相談してここを脱出しなさい」と熱心に諭してくれたのです。「この島から抜けられれば、何とかして名古屋へ行きなさい。名古屋築港で飯場をしている金徳九（キムドック）という俺の友達を訪ねて行きなさい。何とかしてくれるだろうから」と熱心に勧めてくれました。

わたしと全羅道木浦出身の渭原さんと慶尚道出身の柳原さんの三人は、片腕の先輩の忠告に勇気づけられ、一緒に逃げようと決心しました。会社が新徴用工の受け入れで人員の班別配置、宿所割り当て、職場見学とかやっているときに、島の状況を出来る限り把握しようと努めました。

見渡したところ周りは海で三菱製錬所の工場と事務所、従業員宿所があるだけの小さな島でした。その他に十軒ほど島民たちの家並みが見えただけでありました。恐らく漁民であろうと思われました。片腕の班長に 3 人の決心を話すと、「決心したのなら、今晩が一番良い機会だ」と励まされました。

わたしたち 3 人のなかで渭原さんは木浦の人であるだけに泳ぎのうまい人で、しかも以前一度日本に渡ったこともあり、広島に知人もいるということで日本の地理もある程度頭に入っていたことが幸運でありました。渭原さんの話では、「漁民は必ず小舟を持っているだろうから、まず小舟を探して、その小舟で海を渡り汽車に乗れば名古屋へ行けるだろう」とのことでありました。

その日の晩九時消灯後、3 人は宿所をこっそり抜け出し、島民のおる近くの浜へ行き漁船を探しました。目当ての漁船は見つけたのだが、櫓がありませんでした。逃亡する者を防ぐため漁民たちに櫓を外して持ち帰るように厳命されていたようでした。対岸まで泳いで渡れるわけもなく諦めたのだが、そのとき渭原さんが「待てよ。百メートルほど向こうに親船が停泊している。本船には小舟があるだろうから、それを持って来ればよい」と言って、泳ぎ出したのです。残された 2 人はどうなることかと必死の思いでじっと待っていました。それから 30 分ほどであったろうか、渭原さんが小舟を漕いでくるではありませんか！思わず「やった！」と思い、三人がその小舟に乗って対岸を目指したのです。

四国高松ではなくて本州宇野港に向かったのでしたが、途中 2 度危ないときがありました。一度目は、島の警備員に突然「こら！何処へ行くのか？！」と怒鳴られ、せっかく離れた島へ後戻りするはめになってしまったのです。でも相手が老人であったので、三人一緒に体当たりして倒し気

絶させ、その老人を松ノ木に括りつけておいて出発しました。
島を早く離れようと無我夢中で小舟を進めて行くと絶壁にぶっつかり、その絶壁を避けて廻ったところ、突然サーチライトを浴びて、「もうあかん、絶体絶命だ」と観念したのが二度目の危機でした。そこに海軍要塞基地があったのです。サーチライトに照らされたまま「お前らは何だ。何処へ行くのか？！」と詰問され、「すみません。漁を終えて帰るところです」と答えると、「ここへ来てはいかん。すぐ立ち去れ！さっさと早く行け！」と怒鳴りつけられました。
わたしら三人は全力で漕いでサーチライトの光から逃れ、立ちはだかった大岩を廻りこみ、着いた海岸に上がってへたばってしまいました。もう夜明けでした。運のよいことに、そこは宇野港に近い寂しい海岸だったのでした。

あのとき木浦出身の渭原さんがおられなかったら逃げ切ることはできなかったと思います。渭原さんは以前に日本に来たことがあって日本の地理にも明るく、「宇野港へ行けば逃亡者の連絡が入っていて捕まるだけだから、ここは鉄道線路に添って 20 里ほど離れた無人駅に行き、汽車に乗って名古屋へ向かうのがよい」と教えてくれました。渭原さん自身は、知人がおるので広島へ行くと言って、そこで別れました。
渭原さんと別れたわたしと柳原さんは鉄道線路に添って行きました。線路の上を走りながら、遠くに人影を発見すると畑のなかに身を隠したり、ときには腹ばいになり前進したりして無人駅に着くことができました。8時ごろ汽車が到着して、乗ってすぐ名古屋行き切符を車掌から買い名古屋へ向かいました。名古屋駅に到着したときは晩 11 時過ぎでした。名古屋駅を降りて駅前付近の小さな旅籠屋に一泊して、翌朝旅館を出て築港へ行こうとしたが、「ここから遠いらしく、この駅付近に働く所さえあれば」とあっちこっち歩いていると、偶然小さな職業紹介所を見つけたのでした。その紹介所の壁には工員募集の張紙が張ってありました。その紹介所に入って「仕事を探している」と話すと、久保田製作所に連れて行ってくれました。男手不足のときであったことで採用してくれ、すぐに職員宿所に案内されました。このようにとんとん拍子に働く所が決まったのです。
ここで鋳物の型取りの仕事をすることになりました。2、3 日仕事をしてみると、労賃は 1 日 50 銭なのに食費込み家賃が 25 銭で、これでは 1 ヶ月働いてもたいした金にならないと思い、やっぱり直島で紹介された通り、名古屋築港で飯場をしているという金徳九を訪ねようと相談し、意見一致しました。
それから 2 週間ほど働いてからの休日に、宿所を午前 11 時ごろこっそり抜け出して名古屋市内電車に乗り、直島で忠告してくれた班長が教えてくれた通り築地口まで行って、そこからまた稲永新田で乗り換え、金徳九さんの飯場があるという大手橋で降りました。わたしらは道行く人に聞きながらやっと探し当てた飯場に到着し、金徳九さんに会って、「直島の班

長から紹介されて来た」と話すと、「ああ、右腕の無いヤンバン（人）か、アイゴー、つい先日、人をいっぱい入れてしまって寝る場所が無い。直島ヤンバンの紹介なのだから世話しないとあかんのだが。…では懇意にしている他の飯場なら」と頼んでくれました。

こうして世話してもらったところが林三郎という同胞の飯場でありました。わたしら二人が入った飯場での仕事はトラックの上乗りでした。愛知航空機会社で作られた飛行機エンジンを4トントラックに積み込み、安城刈屋の軍需工場などへ運んで行き、そこでまた他の荷物を乗せ帰って来るという仕事で、1日に何回も往復しました。1日働くと十円くれました。当時十円と言えば大金でした。食事代金として二円五十銭引かれても七円五十銭残るじゃないですか。仕事は重労働できつかったが、実入りがよいので満足でした。それで故郷の親戚へ十円、たまに送金したこともあります。

1944年8月中旬ごろからここに居着いて3ヶ月ほどすると空襲が激しくなりました。同年 12 月になると軍需工場が多いこの地帯へ米軍機の攻撃が集中し、雨霰のように落ちてくる焼夷弾のため火災があっちこっちで起こり、工場も民家も被害を受け、毎日火消しと退避で仕事どころではない有り様でした。林さんが「こんなんではしょうがない」と疎開しょうと、各方面につてを探しておられました。正月中旬ごろになって林さんが「田舎へ疎開できるようになった。お前らも一緒に行こう」と言われて連れていかれた所が、東山動物園から 20 里程入った山の麓の農村でした。そこら一帯は亜炭（炭化度の低い石炭）が出るそうで、かって名古屋城の近くの街の町内会長であった日本人の部坂さんが疎開地のこのあたりが亜炭埋蔵地帯らしいことを知ってボーリングし亜炭を掘り出しはじめて、人手がないので飯場をやっている林三郎さんに話を持ちかけてきたとのことでした。

林三郎さんは築港での飯場もそのまま経営しながら、わたしを含めて 5 名の労務者を連れてこの疎開地にも居を構え、部坂さんと共に仕事を始めたのでした。5 名の中にわたしが入ったのは同胞だからというわけではなく、簡単な記帳もできて一番若いからでした。柳原さんはそのまま飯場でした。

地面を掘り、湧き出る地下水を汲み出して 30 メートルほど掘って行くと亜炭層を見つけはしました。だが亜炭を掘り出して行くと、それと同時に地下水も湧き出てくるので、ポンプでくみ出さねばならなかった。ポンプが間に合わなくて地下水が貯まり深い地下湖となってしまったのです。そんなわけで潜水夫を二人雇ってやっと亜炭を掘り出す始末でした。

潜水夫が掘り出した亜炭を抗外へ運ぶ仕事、潜水夫に空気を送るためのポンプを操作する仕事、その他の雑用など仕事がたくさんあり、わたしら 5 名だけではとてもこなせず、山里の人たちが動員されました。山里の人たちといっても、男たちは老人を除いて徴兵、徴用されていて、留守家族

である女たちでありました。

こうして林さんと部坂さんの事業はともかく軌道にのったのですが、3、4ヶ月経ってみるとこの地方一帯も安全な所ではなかったのでした。というのは、この付近に照空灯を備えた防空陣地があり、またその近くには高射砲基地まであって、それらを狙って米軍機の爆撃が5月から6月にかけてますます激しくなってきたからです。10メートル間隔に爆撃されるようになり、低空飛行しながらの機関銃射撃までされるほどの危険地帯になりました。それでもあらゆる物資が不足していた時期ですから亜炭掘りは続けられました。一緒に働いている娘たちが早や仕舞になったときや休日に「家に遊びに来い」と誘ってくれるので、わたしら5名は山里部落へよく出かけました。

ところでわたしらが仕事していた所の山里部落のなかに同胞の家が一軒だけありました。李萬瑞（イマンソ）という名前の人なんですが、大正の初めに来日し、清水トンネル工事（脚注2）にも関係していたこともある請負師だったそうで、名古屋市内で事業を手広くやっておられたのだが、日ごとに激しくなる空襲を避けて従業員の実家があるこの山里に疎開しておられたのです。その当時わたしは20歳の若者でしたが、同じ同胞だということで歓待され、仲間とは別に李萬瑞さんの家へよく遊びに行きました。そのとき彼は50代後半で、「関東大震災（脚注3）のときは大阪にいて命拾いした」という話など、家族を交えていろんな話をしてくれました。

このように疎開地で亜炭掘り仕事をしているときに、ある日突然、8月15日解放の日を迎えたのです。解放されて興奮した同胞たちはすぐ帰国しようとしました。築港にいた柳原さんも「すぐ帰国しょう」と言ってくるし、われ先に帰って行った同胞の消息が聞こえてきました。

しかし、そのうち航行中機雷に触れて難破したという噂がとんできました。事実李萬瑞さんの身内であった裴さんも「故郷に着けば必ず知らせる」と言ってすぐ帰ったまま消息がなく、何か事故があったのではないかと皆が心配していました。

そんなとき李萬瑞さんから「帰らずに婿になってくれ」と請われました。そこでわたしは柳原さんに相談しようと築港に行ってみると、とっくに帰国していました。それでわたしは、無事帰国できるかどうか不安であったし、また帰国するにしても故郷の事情が全く分からず、生活設計にも自信がなかったので、李萬瑞さんの要請を受け入れ、ここに留まることにしました。

そのころになると愛知県でも朝聯組織が立ち上げられ、愛知郡に散在している部落に住んでいる同胞たちを結集して朝連愛知郡支部が結成され、わたしは支部の仕事を手伝っていました。2、3ヶ月ほど経つとチャンモ（姑）から「所帯持ちが月給なしでどうするのか」と言われ、チャンイン（舅）が請け負ってきた土木工事でのトロッコ押しや、米軍機の爆撃で放置された山の倒木処理（倒木や枯れ木で薪を作り販売する仕事）などをし

てみました。
わたしにはどうしても土木関係の仕事に馴染めなくて、名古屋へ出て仕事を探しました。職業紹介所に行ってみると、愛知機械工業株式会社塗装工募集の張紙があったので、塗装工なら看板を書いたりするのではないかと思い、習字が得意な自分に合う仕事だと応募しました。しかし塗装工として就職してみると、看板書きではなくて自動車のスプレー塗装でした。また戦後の混乱時ではありましたが、大会社では朝鮮人は採用しないと聞いていたので戸籍謄本を提出するとき困りましたが、愛知郡役場で謄本証書様式を入手してなんとか工夫して切り抜けました。
この会社は、戦前航空機の発動機を作っていた経験を生かして自動車製作に乗り出し、「ジャイアント」という三輪車を製作して大成功した会社なんですが、中国進出に失敗して破産してしまいました。その後、日産自動車が買収して工場は日産自動車の工場として操業していたのですが、工場自体が岡崎の海岸沿いの大敷地に移転することになって、わたしは通勤できなくなり、10年間勤めた会社を退職せざるを得なくなりました。

退職しても当てがあるわけもなく、本当に困りました。どうにかして収入の途を探せねばならず何でもやりました。軽トラックで大阪の泉大津まで行きダブル毛布を大量に仕入れて愛知に帰ってきて、県下の農村地帯を廻って売り捌いたりしました。最初は品物不足の時代でしたので面白いほど儲かりましたが、徐々に商品流通が整備されてくると1ダースも売れなくなり、最後には祭りの露店市で売ったりしても結局採算が合わず止めてしまいました。
その後しばらくして長野県へ行き 4、5 年住みました。というのは妹が長野に住んでいる親しい友人から「長野は空気もよく温泉も多い保養地で、病弱な奥さんの健康のため良いのではないか」と勧められたのです。だがアパートの一室を借りて就職しようとしても仕事はなく、仕方がないので鉄クズ買い、クズ屋をやりました。古新聞雑誌、古書、鉄クズなどを戸別訪問して集めるのですが、新参者にはなかなか出してくれないのです。みな得意先が決まっているのでした。それでも辛抱して訪問して行くうちにだんだん得意先も増え、クズ屋も軌道に乗ってきました。
そんなころ突然、警官が訪ねてきて「新井さん、此所に住んで1年以上経っているでしょう。外国人登録違反容疑で警察所に出頭しなさい」と言って来たのです。なるほど登録証の裏面に記載事実と異なる事由が生じたときは2週間以内に所轄官庁に届けることと記されていますが、長野県に住んで2週間以内に住所変更届けしなかった罪で、上田市にある簡易裁判所に1万円の罰金を払わせられましたよ。ひどいもんです。
それでも1年、2年と経つうちにわたしよりひとまわり年長で60歳代であったアパートの家主とも親しくなり、親戚の結婚時に、納采（結納）の儀に際して書類など頼まれ書いてあげるような関係にまでなりました。
県内には同胞数も少ないのに広く散在しているのですが、8.15 解放記念

日とかの集いがあるときごとに会って、お互い「分会長」、「分会長」と呼び合い談合し親睦を深めたり、祖国の統一情勢に胸をおどらせたりしました。同胞たちが長野県内の各地方に散在して生活しているので、同胞家族1、2軒だけの朝鮮総聯の分会が少なからずあって「1人分会長」が多かったのです。

長野から京都に来て24年になります。京都に来ることになったのは、縁あって末娘が嫁に行った所が京都で、孫が生まれるたびに来てはいたのですが、サドン（末娘の舅）から「老年になって雪の多い寒い地方は大変でしょう。京都へ来なさい」と借家まで見つけて誘ってくれたからです。サドンは数年前に亡くなりましたが、本当に感謝しています。

サドンは就職の世話までしてくれました。最初に紹介されたのが、サドンの友達である同胞がやっている協立商会で、エンジンを解体して部品を取り出す仕事でした。賀茂川の堤防沿いに建てられた仕事場で、油に塗れての仕事はきつく続ける自信がありませんでした。

次に紹介してくれたのが、サドンのトンソ（相婿）の知人を通して、河原町九条通にあった京都養生という会社でした。その知人が京都養生の社長と同じ学校の同級生であった関係で、自動車運転免許証を持っていることを確認しただけで就職できました。京都養生は清水、大林などゼネコンの下請けからの注文を受けて新建築物の養生（建築物をベニヤ板やボール紙などで保護したり、工事箇所の防護をする作業）を専門とする小規模の有限会社でした。京都府内から寝屋川、関西空港、岸和田、滋賀県まで近畿一円、福井の北陸まで、毎日わたしはここ東九条で働き手を数人乗せて目的地へ出かけ建築養生の仕事をしてきました。しかし70歳代になって建築現場監督から「万が一のことがあればこちらの責任になるから、働いてもらうわけにはいかない」と差し止められるまで、20年間臨時工として働きました。

これまで働き詰めでした。家内もライトバンに40、50代の同胞女性を3、4人乗せて清掃会社の仕事をしていたのですが、5年前から肺炎を病んでからひどく咳き込むようになりました。高齢のため働けなくなり、しかも無年金（脚注4）ですので、長男からの仕送りで生活しています。

長男は愛知県の尾張旭市で学習塾を経営しており、長女は三重県、次女は京都に嫁入りして幸福な家庭を築いています。孫が8人（内孫3人、外孫4人）に、曾孫5人までいます。何も言うこともない幸せな余生ですが、唯一つ心残りなことは、案外近いうちに祖国統一は成るでしょうが、拉致問題とかＫＥＤＯ（朝鮮半島エネルギー開発機構）の中止なんかをみると、故郷へ一度帰って、幼いころの友達と一緒に道草しながら通った山道や、家の近所の小路を歩いてみたいという希望が叶えられそうもないことです。

しかし、ここ東九条では、総聯南支部主催の新年会、春の花見、夏の川遊び、秋の紅葉狩り、忘年会等、京都第一初級学校運動会と学芸会、金剛

山歌劇団公演、京都ワンコリア将棋大会、エルファ祭り、東九条マダン等々、同胞たちが集い、親睦を深める機会がたくさんあって喜んでいます。（朝鮮総聯南支部長寿会副会長）

＊脚注

1. 朝鮮の植民地化の基礎工作としての土地収奪は乙巳保護条約強制調印後の統監府時代から「土地家屋証明規則」の公布による日本人の土地買い占めの合法化などによって、すでに始まっていた。1910年韓国併合後、本格的に行われた土地調査事業（1910（明治43）年3月から、1918（大正7）年11月まで）は、「朝鮮の慣習的な土地所有関係の近代化」という美名のもと、新しい土地所有権の認定には煩雑な書類をそろえて期限付き申告制の複雑な手続きを経るものとすることによって、当時の朝鮮農民にとって事実上、新法に基づく土地所有者になることは不可能に近かった。申告できた一部富裕農民とヤンバン（両班）など旧封建地主たちは、しばしば村落の共有地まで自己の私有地として申告したし、また皇室所有地や駅屯土（李朝時代の宿駅付属農地）などの公有地が国有地として編入された。こうして従来事実上耕作農民の占有地であった土地が不法に奪取され官有地となり、後には東洋拓殖株式会社をはじめとする日本人地主に安価に払い下げられた。かくして朝鮮総督府の支配のもとに、日本人と旧封建支配層が新しい地主として登場し、他方、大量の小作農が高率の小作料を強要される植民地地主制が成立したのだ。この土地調査事業を契機に、朝鮮農民の小作農に転落するもの、土地を失って土幕民（都市貧窮民）や火田民（焼畑の耕作者）となるものが続出し、また故郷を追われ生きる糧を求めて流浪し、日本へ、あるいは北間島.満州へ移住せざるをえなくなった。

2. 清水トンネル工事；新潟・群馬県境にある上越線のループ式トンネル。1922（大正11）年から1929（昭和4）年まで7年の歳月とのべ240万人の工事動員を費やして完成された。全長9702メートルの当時日本最長のトンネル。

3. 関東大震災；1923（大正12）9月1日午前11時8分に発生した、相模トラフ沿いの断層を震源とする関東地震（マグニチュード7.9）の災害。関東一府六県の被害は、死者9万1000人、行方不明1万3000人、負傷者5万2000人、被害世帯69万（全焼38万、全壊8万）に及んだ。ところがこの大震災にあたって、官憲が「朝鮮人が井戸に独を入れた」「朝鮮人が暴動を起した」などデマを流し、東京府.神奈川県に戒厳令をしき軍隊まで出動させるなか、地域住民も自警団を組織して協力し、すくなくとも約6000人の朝鮮人、200人以上の中国人、10人以上の日本人社会主義者、無政府主義者が殺害された。今日においても、天災時におけるこの人災の責任が追求されていない。

4. 無年金；1959 年国民年金制度発足時に国籍条項により加入できず、1981 月 1 日難民条約批准に伴う国籍条項撤廃時には、年齢超過などの理由により年金を受けることができない在日外国人障害者. 高齢者に対して、必要な救済処置が執られていないことから生じている無年金状態である。在日外国人無年金者は、そのほとんどが戦前から日本にきた者とその子孫で、戦後は特別永住資格を得て納税等の義務も果たして生きてきています。国民年金制度創設時、小笠原と沖縄の返還時の日本人、そして「中国残留孤児」の人たちにはそれぞれ経過処置が執られ年金を受給できるようにしましたが、そのほとんど戦前から日本にきた者とその子孫で、戦後は特別永住資格を得て納税等の義務も果たして生きてきている在日外国人無年金者に対しては何の処置も講じられないまま放置されている。現在、在日無年金者は高齢者が 79 歳以上、障害者が 43 歳以上で、対象者数は亡くなられる等して年々減っています。それで少なからぬ地方自治体が、在日外国人無年金者の実態を考慮し人道的にもこれ以上放置できない差別状況を認識し、福祉的観点から「高齢外国籍市民福祉給付金」「外国籍市民重度障害者特別給付金」を支給している。

（文責、成大盛）

光ふたたび（古代史ロマンシリーズ①）

李洋雨

前書き

文定昌氏が彼の著書「古朝鮮史研究」の中で、中国人達が自分達の始祖と主張している三皇五帝が朝鮮民族の先祖であり、殷・周・秦などの古代国家が朝鮮民族の国々であったと考証している。約40年前の事である。仮に殷という古代国家が私達の祖先が建てた国であったとするならば、これは小さな問題ではない。世界四大文明の筆頭といわれる黄河文明の主役は殷であるからである。ならばその後40年のあいだに彼の主張が更に深く研究され今日部分的であれ史実として、又常識として扱われていても決して不思議ではない筈である。しかし現実はそうであろうか。そうした事柄が断片的にも伝わって来ないし教科書も何ら変化していない。原因は何であろうか。

林均澤博士は著書「韓経大典」の中で、日本が独島を自分達のものと主張する理由は明白だ。何故なら彼らの主張は、韓国人どもよ我が日本天皇が作ってやった朝鮮史をお前達が植民地統治時代から今日に致るまでそっくりそのまま学び教えているのだぞ、韓国がまさに我が領土であり日本歴史の一部に過ぎないのにどうして独島だけか？韓半島全体が我々のものなのに日本の領土を日本のものだと言うのが何がおかしいのか？ということであるという意味のことを書いている。

民族性を高めるためには私達の祖先が築いた輝かしい栄光の歴史を知る事が根本的な問題ではないかと思われる。どのように栄光に満ちた歴史であったのか小生がこの3・4年間に目にした書の内容をシリーズで紹介してゆきたい。

Ⅰ、中国人達が自分達の始祖だとしている三皇五帝は彼らの始祖ではなく我が朝鮮民族の先祖である。

三皇五帝とは誰々を指すのかについては諸説あるらしいが一般的には史記オー巻が引用されているようであり、即ち伏義、神農、黄帝が三皇であり、少昊金天、顓頊高陽、帝嚳高辛、帝堯陶唐、帝舜有虞が五帝とされている。が林均澤博士は三皇を有巣氏、燧人氏、伏義、五帝を神農、

黄帝、堯帝、舜帝（禹帝）であるとしている。小生は博士の文献考証と解釈力が群を抜いていると思うので博士の主張に従いたい。ただ本稿では三皇のうちはじめの二人は省略して伏羲から始める。はじめの二人を扱うのは時間的、地理的に広がりすぎると思えるからである。

(1) 太皞伏羲（BC 3512）

① 「古朝鮮史研究」文定昌

「山海経は大荒之中有山名不咸山肅慎氏国、肅慎氏国在白民北有樹名曰雄常先八代帝於此取之として上古東北方国家元首達が全て肅慎氏の出身であることを明白にし、そうした八代の帝を庖犧、炮犧、伏羲、黄帝顓頊、嚳、堯、舜であるとした。」

「…包犧氏が現われた年代には既に高度の文明を保有しており、その中でも最も偉大なのは東洋哲学「易」であった。易は八卦の成象と六爻の重カなどとして天地万物の情、剛柔相推の変化、吉凶得失に関する事項等を明らかにするというものであり、特にその中に含まれている天数、地数、大衍之数などは今日の数学をもってしても明確に解明し得てないという。易の深奥な真理は孔子の聖でさえもその生涯の伴侶とたし、それにちなんで韋編三絶（皮のブックカバーが三度も破れ落ちた）という用語が生じるに致ったのである。」

② 安原田教授（教授のホームページ《安原田の談論》から）（彼の現地踏査による）

「東夷族は上古時代から養蚕を始め各時代の朝廷において王妃達が養蚕の責任者となって百姓達の養蚕を率先して指導した。特に著名なものは揚子江流域の東夷九黎族（萊夷族）と東夷苗族の養蚕は有名でありその伝統が今の杭州、蘇州一帯に残って大陸の特産物となった。では誰が最初に養蚕を始めたのか？これは非常に重要な問題である。これについては国内では史料が無いがただ檀古記や檀紀古史等に桓雄時代の養蚕について言及しており我が民族が養蚕を当然の事と言及しているだけである。しかし太皞伏羲が生まれた甘肅省成紀即ち今の

天水市伏羲祠堂を訪ずれると伏羲が人々に養蚕を教えたという掲示板に出会うことが出来る。即ち養蚕はまさに東夷族の先祖である伏羲の時代に始まったのであるからまさに倍達国桓雄時代から始まったことを確実にしているといえる。…支那の良心的な学者林惠祥は大陸の全ての絹は揚子江流域の東夷諸族によって始められたものとして周時代でもこの東夷族が宮中の全ての絹を供給したい西域へと向うシルクロードを開拓した主人公も主々に東夷族であったと書いている。」

③「韓経大典」林内澤博士

巻五 263頁 ―「伏羲氏(BC3512)は鳥夷の遠祖である。西王母である虹縫神母が伏羲氏を生んだ。」

『伏羲(鳥夷)係虹縫神母生羲』：三国遺事紀異篇

巻一 200頁 ―「伏羲氏は有巣氏、燧人氏の後を引き継いで立った。その時代の進んだ漁猟氏族として西方から東方へと移動したので、いうところの従日月所入的方向から遷到日月所出的方向へと移り山林王国である結縄時代から治水王国である河図時代へと転移…上述した山頂洞人である河套人の姿は三国遺事が記録した三危太白山頂の神檀樹下において神市国を建てた有巣桓雄に始まり燧人桓雄、伏羲桓雄へと引き継がれた山頂洞人であり、三危太伯山頂において宜く弘益人間をもって育世理化したという諸事実を下支えしている。中国史前史神話の著者徐亮之は山頂洞人は河套人であると定義しているところから判断して即ち河図人であり河水人であるから天山昆侖人である。」

同頁 208 ―「大戴経では伏羲氏は神市国の人であるとし帝代記でも伏羲は出於神市国とした。従って伏羲氏は結縄を集大成して河図を作ったので人類万世文字の祖であるとした。」(表意文字＝象形文字の始初)

---

②の部分で安教授は伏羲の時代が檀君時代以前に1565年続いた桓雄時代の人物であるとしており特に③では林博士は有巣、燧人をあわせて伏羲も桓雄天王であるとしている事は注目すべきことである。

(2) 炎帝神農 (BC 3218~3078)

① 桓檀古記 (林承国 訳註解)

「太白山北屹屹然 立於斐西岬之境 有負水抱山而又回焉之處 乃大日王祭天之壇所也 世云桓雄天王巡駐於此 佃猟以祭風伯 … 後熊女君為天王所信 世襲為斐西岬之王倹 王倹俗言大監也 熊氏之所分曰少典 安夫連桓雄之末少典以命監兵于姜水 其子神農嘗百草制藥 後徙烈山日中交易人多便之」

：桓檀古記 太白逸史 三聖紀 檀君世紀 本紀 才四

即ち桓雄天王の妃となった熊氏の娘が天王の信を得て代々世襲的に斐西岬(林承国氏はいルピン地域に比定)の王倹(即ち大監)となった。その熊氏の子孫が少典であるが安夫連桓雄(第八代)の晩年に少典は天王の命により姜水の軍隊を統監した。この少典の子が神農である。

② 「一民主義の根本と価値」 安浩相博士

「中国人学者徐亮之は炎帝神農に関して次のように言った。… 炎帝神農の本系統が〈書伝〉の禹貢の中で記された鳥夷、偶夷、萊夷、淮夷、殷の甲骨文字で記された夷方、土方、鬼方、羌方、周時代に称された胡、狄、玁狁(匈奴)、秦漢時代に称された胡、貊(濊)、匈奴、そして魏・晋時代に称された烏丸(烏桓)、鮮卑等の原民族である。」：「中国史前史話」164頁

③ 「韓経大典」 林内澤博士

「炎帝神農氏は伏羲氏の後裔であり鳥夷の後孫として母后女登が龍感を受けて炎帝を産んだ。… 百草製薬だって人命を救恤した医聖でもある。東西医学の太始祖であり河図を集大成した結果 洛書文字の創造をもって人類聖統の大道を開いた大聖であり東夷倍達韓民族の直系祖上として東西文字の創道者である。」

：巻五 264頁

(鳥夷は東夷諸族中 最も中心的存在を占めたと記されている。李洋炯)

(3) 黄帝軒轅(ｺｳﾃｲ) (BC2679)

○「韓経大典」林均澤博士

「黄帝軒轅氏は炎帝神農氏の後裔であり自称白帝子と称した。嫘祖(ﾙｲｿ)と婚姻し第一王子である玄囂(ｼｮｳｺｳ)と第二王子の昌意と第三王子の小昊金天氏を生んだ。黄帝の第一王子玄囂の曽孫が帝嚳陶唐氏であるから黄帝の高孫であり帝嚳である放勲であるから彼が高辛氏(帝嚳高辛)の息子であり壇君王倹である。また黄帝の第二王子である昌意の八世孫が帝舜有虞氏であり黄帝の九代孫として帝嚳陶唐氏を継いで東夷天子位に登ったが彼が即ち帝舜有虞氏である舜帝である。
黄帝は洛書を集大成して陶文字を創造した五倫事を製作するなど文明世上を作った故に人類文明開創者として甲骨文字時代を開いた。」：巻五265頁

「帝王世紀では黄帝は寿丘で出生し統治した国は有熊国であるとした。史記正義では寿丘は魯の東門北側とし現在の山東曲阜県東北六里であるとした。史記集解皇甫謐では有熊即ち現河南省なりと記した。このように厂史の諸事実を根拠も無く支那漢の司馬遷は彼の史記で書いている。荒唐無稽な歪曲である。

水経渭水注では南安姚瞻(ﾖｳｾﾝ)の説を引用して曰く黄帝は天水で出生したがそこは上邽城(ｹｲ)東七十里にある軒轅谷であるとした。姚氏はこの説を帝王世紀と比較して書いているが詳説するならば上邽(ｹｲ)は即ち甘粛天水の西南方であるとした。であるから帝王世紀の主張どおりならば黄帝は軒轅之丘で成長したためそれにちなんで名づけられたとしたしこれを号とした記したが軒轅丘辞海では現河南省西北ではないとしているし、水経を考察するならば渭水注の姚瞻の説を引用すれば上邽の城東七十里に軒轅谷があるがそれは軒轅渓から出水するが注では渭水なりとした。又山海経では軒轅之丘は軒轅国の北にあるとしたし海外西経では軒轅丘は甘粛と陝西の間にあるが帝王世紀と史記正義に黄帝が寿丘で生まれたとし、寿丘は山東曲阜(山東省)にある云々は信憑性の無いものであると書いた。

従って黄帝は甘肅で成長し江 即ち長江と熊湘(今の)即ち熊耳山と湘山を治めたが括地志では熊耳山は商州洛県西方十里であるが斉桓公が山頂から江水と漢水を眺めたと言った。」

(4) 帝堯(又)陶唐

① 「古朝鮮史研究」 文定昌

「… 東方暘谷 即ち山東省地方は累見したように新石器時代以来 東方族の根拠地であったし、中国の古籍上「夷」が現れたのはこの時期が最初である。「夷」とは堯帝及びその支配力が彼らの出身地たる山東省地方の住民達に対して使用した敬称語として東方の人、明るい人(昔ㄒㄧ)、大人(ㄊㄞˋ)、大弓を使う人という意味である。(見康熙字典)」

② 「一民主義の根本と価値」 安浩相

㈠「虞の舜王は東夷族の後孫として東夷地たる山東省で生まれ成長した。檀君王倹が舜をして唐の堯王に代わり国を治めせしめたがその国名は虞、都は山西省蒲坂(ㄆㄨˊ)である。九年間 洪水が続くため王倹は太子扶婁(ㄈㄨˊ)を虞の舜の土地官である禹と安徽省 淮河(ㄏㄨㄞˊ)東方にある塗山において会わせ五行治水法を伝授せしめた。この時 北京東方の地は全て倍達国の領土とし、河南省と山東省地域は檀君王倹の諸侯国にし舜をしてその地を監督させた。」 313頁

③ 「韓経大典」 林内澤博士

「帝堯の都邑地は阿斯達である冀州(ㄐㄧˋ)であり堯が最初唐に封ぜられたため唐都となるがこの地が唐京である。即ち太原である。三国遺事の立都阿斯達(ㄚㄙㄉㄚˊ)(平陽)としたこと、蔵唐京に還都したのが唐である。これは還然の一致であろうか? 帝堯の阿斯達Ⅱ(平陽)と檀君王倹の阿斯達(平陽)が同一であるから帝堯の還都した地が唐であるが檀君王倹の還都が唐である。これがこのように同一でありうるだろうか? これは堯檀君王倹であるからである。

又 桓檀古記は次のように記している。"檀君王倹甲戌六十七年 檀帝は太子扶婁を遣わして司空虞と共に塗山で会わしめ 太子をして五行治水法を伝授せしめた。そして統治区域を定め幽・営二州を直轄領に定め淮岱を諸侯に分け与えて治めさせ虞舜をしてそれを監督せしめた。"

ここで燕は幽であり斉が営である。冀州を幽、営二州に分けたのだが幽は北燕地域であり営は斉地域なのだが即ち燕斉地域として山東半島周辺であるが…この幽、営二州を竟檀君王倹の直轄領にし淮岱地域を分けて諸侯たる虞舜をしてそれを監督せしめた。…桓檀古記は漠然と檀君王倹が太子扶婁をして五行治水法を虞舜に伝授せしめたとしている。五行治水法を伝授したのは帝竟でありそれを授けられたのは舜である。当時 太子は丹朱であり丹朱は竟檀君王倹の息子である。」258~259頁 巻一

以上見たように文定昌、安浩相 両氏共 竟、舜を東夷族としているが、竟舜を檀君の倍達国の諸侯であるとしている。ところが林内澤博士は竟帝こそが檀君王倹なりとし漠然とした表現の桓檀古記を批判している。

△ 刷修加臨多(ㅅㅜㅏㄹㅏ)について、

刷修加臨多はハングルの前身であると考えられるが、林博士は「墨子節葬下篇」では…又竟帝は刷修加臨多38音文字を集大成したので人類万歳音文字の祖也としたと書いている。桓檀古記では三世檀君嘉勒(가륵)が三郎乙普勒に命じて作らせたと記しており林博士はこれも引用しているのでにわかに断定し難いがいづれにせよ当時東夷族は象形文字(表意文字)(いわゆる"漢字"の前身)を所有していたが象形文字は意味は理解し得てもどのように発音するべきかがわからないし地方地方でも発音が異なり意思疎通に不便をきたすということで表音文字を新たに作り正音を定めたとされておりこれが人類最初の表音文字であり後に印度に伝わりサンスクリット或はコリント文字になったも林博士は書いている。そういわれてみれば何と音の酷似していることか。

(5) 帝舜有虞 (BC2284)

① 文定昌の前掲書

「孟子離婁下は舜生於諸馮 遷於負夏 卒於鳴條と記したが負夏が現山東省曲阜であったと中国の全ての書が伝えている。
彼の姓は姚(Q)であり父は瞽叟(ㄍㄨˇ)であり帝顓頊(ㄓㄨㄢ)の後裔である。」

『帝舜有虞氏姚姓 父曰瞽叟 瞽叟父曰僥牛 僥牛父曰句望 句望父曰敬康
敬康父曰窮蟬 窮蟬父曰帝顓頊 顓頊父曰昌意 以至舜七世』
：皇甫謐帝王世紀

「彼の在位中最も力を注いだのは東方帝国の教育、産業、礼法、風俗等を輸入し未開殺伐とした華北地方の文化水準を高め産業を開発して蛮風野俗を改易する等の事業であった。南満州地方では新石器時代から高度の発展をなしとげた大帝国が争乱の北支圏外に厳然と存在していたのである。そして舜がそうした肅慎の文明を受け入れる光景を淮南子は以下のように記録した。
『伝曰肅慎燕亳吾北地 唯伝化為能然也』：淮南子泰族訓第二十注」

「東方族は天才的な音楽の素質を持ったが淮南子は既に見にように新石器時代初の神農氏が琴(ㄑㄧㄣˊ)を作り弾琴を作曲を楽んだと記した。舜父子は音楽の素質を持ち父瞽叟はそれ迄伝えられてきた五絃の琵琶を十五絃のものに改良し、舜は五絃の琴を弾じながら南風之詩を詠じる等、そうして天下を治めたとした。
そうした事実を中国の多文献は以下のように記録した。
『父親瞽叟 拌五絃之琴 以作為十五絃之瑟』：呂氏春秋 古楽篇
『可見中国許多樂器舞蹈 都是東夷所創造』『而舜正是在這種環境中 陶治出来的 偉大的音樂家』：徐亮之 中国史前史話 264頁」

「舜の功業中の重要なものは陶器の改良であったが彼の陶器は黒色であったので黒陶文化という。又去今4,200余年前の舜は宮中で漆器を使用し宮殿の屋根を瓦で葺き甕棺を使用したがそうした事実を中国文献は以下のように記録した。

『虞舜 不但為東夷陶器改良者亦且為黒陶創造者、韓非子十過篇～対這事説得非常明白』：徐亮之 同書304頁

『舜…作為食器 斬山木而財之 削鋸脩其迹 流漆黒其上 輸之於宮 以為食器』（漆？）（材に同じ）
：太平御覧 同書

② 林巳奈夫博士 お揚書

「舜が商殷の祖先なりとする理由は舜の九王子中義均を商に封ずることにより後の商ありが生じ、又殷の湯王は舜帝の十五代孫子にあたり後に殷を朝歌と改国号した。」 巻一 256頁

(6) 禹帝夏后

① 文定昌 お揚書

「…大勢は漸次西方族の覇権確立する方向へと傾き、ついに禹によってBC2243年西方族最初の政権が樹立された。禹の父は鯀(コン)であり母は修己。…名は文命、その国名を夏と定めた故、後世の中国人達はこの時期から西方族を夏又は華夏と呼称し始めた。…従って書伝・史記をはじめとする中国史書は黄帝、顓頊(セン)、嚳(コク)、堯、舜までを五帝本紀とし、夏禹からを夏本紀としてその時代区分を明確にしているのである。史記夏本紀は禹文命を無理矢理黄帝の五代孫としているが、政治関係は有りえても血縁関係は無い。

又史記は五帝本記で「舜乃薦禹於天 十七年而崩」と記し禹本紀において「為山神主、帝薦禹於天 為嗣十七年而帝崩」として舜が禹をその政権の継承者としてあらかじめ選定しておいた旨かのように記録し、書伝、史記、尚書大典等中国の全ての典籍は舜が禹の父鯀(コン)を斬った理由を、堯帝の命を受けた鯀の治水事業が九年間不振であった為であるとし、舜が蒼梧之野で非命死した原因を明らかにしなかった。」

「夏禹は舜を除去して一時成功したが東方族の勢力が強くその帝位を確固と維持し得ず自身後方の実権者として退き帝位を皐陶に譲ったが、そうした事実を書伝は皐陶謨において

明白にし、史記夏本紀は次のように記録した。「帝禹立而挙皐陶薦之且授政焉」
後に皐陶が死に英六をへて益を立てて帝政を継がせたが、皐陶・英六・益は全て
東方族であった。」P353～357.

② 林均澤博士 お掲書
「夏禹本紀では禹の名は文命であり父は鯀(コン)である。鯀の父は帝顓頊(ゼンギョク)
であり顓頊の父は昌意であり昌意の父は黄帝なりと記したから禹は黄帝の裔孫で
あり帝顓頊の孫であるとした。… 従って文献の考証結果禹は黄帝の
九代孫である。」巻九241頁

「禹帝の東夷主流夏韓国朝鮮は東夷新朝鮮を継承した国であり禹帝は黄帝の
九代孫として禹帝の子である啓から東夷主流と東夷支流が分かれる。その理由は
東夷支流が九江方面(揚子江中流)へと移動しながら印度支那半島と連結しこの地を
中心として発展した支流を東夷支流と呼ぶが、後に秦末から漢に政り完全に九江が
都邑地として定着する。後にこの一帯を中心に南方系三国である蜀・呉・魏そして晋
(BC2224)
－隋－唐－五代－宋－明が印度支那系と結びつき南方支那系の始祖を禹の子である
啓(ケイ)としている。現在中国が漢族だと自称し支那漢族と規定しているのは大きな
誤りである。そしてその他の民族を少数民族として56個に分けて区分する事自体が
矛盾である。中原大陸は東夷主流系であり東夷南方支流支那系とは印度支那半島を
中心とした東南アジアの半島と島嶼群がこれに該当する。中国はそのまま
島夷族である東夷主流族である。禹帝は東夷天子であり万国を統率した韓国で
あるが大きくも大きいという意味である。この禹帝の韓国を夏というがこれを殷の
湯王が継承したので湯王も亦東夷天子である。… 中原大陸の万国を統治したため
方域が四万里彊土となった。東夷韓民族の道系祖上であり黄帝－昌意－顓頊－
鯀－禹と続く系譜である。」巻五274.

禹帝の韓国を夏という云云の部分は少しわかりにくいが林博士は同書巻五P343で
「(韓:寒)は顓頊(ゼンギョク)の後裔であり夏所封国というから夏ヤオが韓国を封じたので
夏即ち韓国である。であるから竹書紀年の中で禹は安邑に都し国号を韓国としたが…」

と書いている。

巨大な帝国であった夏は(東経60～130度、北緯30～45度 … 林博士)は文化面でも長足の進歩を成し次の時代に大きな影響を及ぼした。彩陶文化の大成、巨石文化の発達の他、言語・音楽・舞踊・歴法等が広大な統治区域に広まった。山海経は「人類地上最古の文献であり経典である。甲骨文字で禹帝の臣下である伯益(ﾋﾔｸｴｷ)によって32篇として結縄時代前後から伯益の時代までを記録した哲学思想史であり我が東夷韓那羅の最貴の経典であることを悟らねばならない。」としている。

↓林博士 同書 巻五 P78

この項では①と②に大きな差異が有る。文定昌氏は禹の父鯀(ｺﾝ)が帝舜の諸侯であったことは認めているが西方族という認識をしている。小生は史料を持っていないので40年前に文氏が主張したことがその後の研究でどのような新しい主張がなされているのか分からないが根本的な変化は無かったように思う。例えば最近或る学者は、漢族の建てた国々の都は全て山地に有り太行山脈ごいに(太行山脈は中国大陸の山地と東側の緑野を分ける南北に走る山脈)東夷族の居住する東側緑野千里を数千年もの間羨望の眼差しで眺めて来たと書いている。即ち文氏が書いているように東夷族はバイカル湖附近から発して松花江流域に定着し次第に満州全域に広がりその後大陸の中原と朝鮮半島に進出したというものであり、国家興亡の歴史を東方東夷族対西方族の対立の構図として捉えている。

ところが林博士は西方族という概念自体を否定する。(漢族というものも存在しないという)林博士は東夷族は昆侖に発し黄河、揚子江に沿って東進してきたのであり、中国大陸全域に広まり後に満州、朝鮮半島に進出したという。従って西夷(シュメール等)は存在しても西方族なるものは認めず大陸の民族は全て東夷族であり黄河流域を東夷の主流、揚子江方面に進出したものをその支流としている。

Ⅱ、殷、周、秦は東夷族の国々である。

(1)殷、

① 文定昌の前掲書、

「その暗虐行悪が絶頂に達した夏桀の治世下で万天下の百姓達が呻吟した故、遂に河南省偃師県の七十里小諸侯殷湯が済世救民の大義をもって立ち上った。(殷湯＝夏の諸侯) 殷湯の名は履、姓は子である。舜の文教長官であった契(卨)の十四世孫。

…湯の系譜に関した中国典籍の記録、…殷契の母の名は簡狄(간적)であり、有娀氏の女として帝嚳(곡)の次妃になった。…契が長じて禹の治水を助け功が有ったため帝は契を司徒(今日の文教長官)に命じた。商に封じて賜姓 子氏とする。契が死に…その息子天乙が立ったが彼即ち成湯である。契より湯に致るまで国都を移すこと八次、湯が亳(박)に居した。(史記殷本紀)」

② 「民族思想と正統宗教の研究」 安浩相博士

「大明一統志は次のように記した。朝鮮城が永平府境内に有ったが、後魏がそれを永平県として北平郡(北京市)に所属させた。北平郡の元の名は孤竹国であるが、この名は我が東夷族の子孫の国である殷王成湯(BC1766～1764)の国であったのである。」九三頁

③ 林均澤博士 お陽書

「堯帝が即ち壇君である。壇君王倹である堯帝はBC2333年頃に天子位に登り政事した後、舜壇君朝鮮 禹壇君朝鮮へと、また湯の殷商である朝歌朝鮮へと政权が交替し、朝歌朝鮮最後の天子である紂(주)が滅んで箕子周朝鮮がこれを継承したので後世 壇君王倹二千余歳としこれを壇君朝鮮二千年としたのである。又 黎(려)とも呼ぶが黎は東夷国名であり韓非子は紂(주)は黎邱の蒐(今…長の意か)と記したし黎邱は東夷商奄(엄)殷朝歌朝鮮であり東夷朝歌朝鮮なりとしたので朝歌朝鮮を黎(려)と呼称したりもする。黎朝鮮を継承したのが即ち箕子周朝鮮である。従って壇君朝鮮二千年とは堯壇君の三韓朝鮮から舜壇君の季釐(계리)朝鮮を経て禹壇君の夏朝鮮となり後、湯の殷商黎朝鮮から季歴(계력)箕子周朝鮮を経て戦国七雄である三韓朝鮮末までを壇君朝鮮二千年という。」巻一 306頁.

「東夷主流 湯帝殷朝鮮(BC1766)の湯王は舜帝の十五世孫である。夏韓国朝鮮を継承した東夷天子である。鳥夷の後孫として甲骨時代を開いたため人類文明の中枢的役割を担当したのである。この時代前後を中心にして西洋文明は印度を経て地中海沿岸にそってシュメールへと大挙東洋文明が流移してゆくことにより西洋文明を花咲かせたのである。従って中原大陸の殷王朝の河水文明はオリエント東方文明であり汎世界文明に昇華されたのであるが殷墟において出土した遺物が物語ってくれている。」巻五276頁、

④ 文定昌の前掲書

「殷朝六百余年間の社会組織と文化は実に輝かしきものがあり、後世 中国及び中国人社会の基盤となりまたその文化発達上 母体的な役割を果したのである が、そうした状況を徐亮之と書伝周書多方の注は以下のように記録した。

"殷商の文化は舜の黒陶文化を継承しただけでなく白陶文化を創造し又青銅文化を発展させたからその偉大さは比べるものが無い。これ即ち中国の史前文化を綜合的に発展させたものであり又 中国正統文化の師となるものである。… その精神～物質生活における貢献は至大である。" 徐亮之 中国史学史話 30頁

倫理の分野においては『夫以西漢道徳比之殷 猶砥砆之與美玉』:書伝周書多方注書即ち 西漢の道徳を殷のそれと比較するならば粗い玉をもって美しい玉と比べるに等しいと言わしめた。

…農耕と牧畜を兼営 …そうした畜類を馴致して役用、乗用に使用する段階に致るまでには長い歳月と苦験が伴わねばならない。東方猴は六千年前と推算される伏羲氏時代から牧畜を営為して来たがそうした畜類を役用、乗用に使用されるに致ったのは その約二千五百年後の殷朝以来のことであった。

"殷朝文化中 漁、狩猟方面も相当に発達したが畜牧方面が一尺有名である。
… 秦の学者達は皆殷商の祖王である亥(刻)(始祖 契の子、筆者)が牛を飼い馴らし 祖土(契の孫)が馬に乗り始めたとしている。それは根拠の無い事ではない。

服牛、乗馬等は畜牧に長い経験なくには実現し得ないことであり殷商の先王達は真にその方面に経験の多い人々であった。：徐亮之 同書312頁

殷文明が有史以来人類文化の紹介～伝播～発達に偉大な貢献をしたことは、先ず乗馬、牛の使用等の方法を発明案出し多くの商品を馬車や牛車に積んで行商隊を組織して遠近各地と隣国を巡訪しながら商品を交換し文物を紹介、伝播する事であったが そのような事実を書伝周書酒誥は「肇牽車牛遠服賈用 孝養厥父母」即ち始めて車と牛を駆りながら遠方まで商業に従事して父母に孝道を尽したと記した。行商隊の遠征は、西は新疆省、南は江西、東は浙江、江蘇、北はシベリアまで到達する等することにより古代社会の文物交換とその発達に偉大な貢献をしたのであった。

偽王墳記は未確実ながら「伏羲命臣潜龍氏作甲歴」とした。伏羲氏が描いた八卦の数とその変化でもって能く天地、陰陽、万物の理を解き明かし、又一年三百六十日の暦法とその変化がこの時代既に全て明らかにされていたことを明白にした。
伏羲氏の時代は今を去ること六～七千年前であり…暦は…殷に致って大きく発展したが、殷代の暦法は十天干、十二支に依拠した六甲法が盛んになり、よって帝王の名までそれを用いたのであるが、史記殷本紀に見るように報丁、報乙、報丙、主壬、主癸、太丁未、太甲帝乙、帝辛等はそうした盛行の所産だったのである。」

(2) 周

林均澤博士の前掲書
「東夷主流なる箕子周朝鮮(BC1122)は帝嚳高辛の第一妃である姜嫄(姓氏)が棄(ホウ)である后稷(官名)を生んだが高后稷である高棄の十四世孫である季歴箕子が創建した国号である。季歴箕子(ヲイリキシ)の息子が文王であり文王の息子が武王であるが、武王が殷の紂王を継承し創業した後父王の文王と祖父である季歴箕子を追尊して国号を箕子朝鮮とした。ここで区別せねばならないのは殷末期に三賢として比干、箕子、微子(ヒシ)がいるがその箕子とは全く別人である。三賢中の箕子は殷の末王である紂(チュウ)の庶兄であり武王は殷を滅ぼし、この時紂王の庶兄である箕子を渭水地域の朝鮮県に封じた。(現西安)

この箕子とは全くの別人である．一部の人々は彼を箕子朝鮮の創建者と考えているが有り得ないことである．箕子朝鮮とは武王の祖父である季歴箕子朝鮮のことでありこれを箕子朝鮮と言い、又は箕子周朝鮮とも呼称し燕(時)朝鮮又は大扶余朝鮮とも呼ぶ．又周朝鮮とも呼ぶのだが箕子朝鮮千年とは箕子周朝鮮中期の五覇時代(春秋)と七雄時代(戦国)を合わせて千年である．箕子朝鮮を考王(BC440)の時に燕朝鮮と改国号したものを更に大扶余朝鮮と改国号したが晋の時に周と改称したのである．」巻五276頁

「箸按(おも)文王即位三十二年に諸侯が朝鮮国となった．文王が朝歌時代西伯として諸侯国であった．これが即ち朝鮮国であり文王は朝歌武乙元年に岐周で出生し朝歌殷が毘から岐周に遷都した後紂が殷に移都したため文王の国の国名として朝鮮国となったのである。後に、紂が滅び王季(名刊)である季歴から文王、武王へと継承される．季歴は文王の父であり王季が即ち周公亶父である箕子であるから季歴即ち周公箕子である。箕子朝鮮とは周公季歴朝鮮を指す。」巻一318頁 、

(3) 秦

① 文定昌の名揚書

「秦王室は正統東夷族であり、そうした事実と秦の来歴に関して史記秦本紀は以下のように記録した．

秦の先は帝顓頊の後裔であり、その孫子女修が玄鳥が落とした卵を飲み込んで大業を産んだ。大業が成長して少典の娘女華に婿入りして女華が大費を産んだ．大費が舜帝に仕え舜帝が賜姓して嬴(時)氏とした。大費が二子をもうけたがその孫子達のうち或いは中国に居し或いは夷狄に住んだ。その後孫の孟○が殷を援けたにより嬴姓が世に大きく現われ諸侯になった。

秦の始祖が東夷であったことを徐亮之は以下のように一刀明白にした．

小皞之族系族東夷不與諸夏同科乃西漢末以前学者所公認、可見莒乃小皞氏的後裔、秦之先為嬴姓、可見秦莒乃同族異支秦雖称霸西戎而実出東夷（徐亮之 同書247頁）

② 林均澤博士の前掲書

「東夷周朝鮮天子の国が分裂し五覇の後を継いで七個群雄である諸侯達が立ち上ったのであるが七雄（秦、楚、燕、斉、韓、趙、魏）のうちの秦の嬴政に致って戦国七雄が統廃合される過程で燕に改編され燕が大扶余に更に改編されて大解慕漱（BC239）天帝 赫皇（北魏BC256）の後を継いで諸侯であった高朱蒙聖帝が天子の位に登極する過程で西南においては諸侯の秦の嬴政（時刻）が…六安国である六国を統合し諸侯でありながら初めて天子を自称したが彼が秦の始皇である嬴政である。」巻五285頁。

以上殷、周、秦が東夷族の建てた国々であることを見て来たが、安原田のホームページ《韓民族上古大陸史を正しく見る！我が厂史を半島史観の国統ではなく上古大陸史の国統として今一度見つめる！》というタイトルの一文で次のように書いている。

『中国古今地名大辞典では 伏義、炎帝神農氏、黄帝、少昊金天氏、顓頊高陽氏、帝嚳高辛氏、堯、舜、夏、殷、周、秦、漢、西漢、東漢、後漢、三国、魏、蜀、呉、晋、西晋、東晋南趙は宋、斉、梁、後梁、北趙は北魏、東魏、西魏、北斉、北周、そして隋、唐武周、五代時、北宋、南宋、契丹遼、西遼、金、蒙古、元、明、後金、清等は全て古朝鮮が根であると明らかにしている。』

あと書き

有巣、燧人（午刻）、伏義は桓雄であり、堯、舜、禹は壇君であったとする林均澤博士の説は従来の学説と根本的に異なる。更なる研究を要するであろうが大陸に興亡した全ての国々がその根を古朝鮮にもつのであればむしろ林博士の主張は合理性があり理解し易い。博士が主張する如く大陸の厂史は東夷の全的支配の後、東夷主流対支流の関係となっていったのであり、本家対分家の対立を中心とした同族間の覇権争いであったのかも知れない。

安原田氏は今中国の学者達も林博士の「韓経大典」を研究し始めていると云っている。いわゆる《東北工程》をみても古代史が決して古い問題でないことが分かるし、我が方の研究者達が遅れをとるならばそれは我が民族にとって危険なことであると思う。

従って専門家先生方の一段の研究が望まれるのであるが、同時に新しい発見が有り次第小さな事でも私達に知らせて欲しいと思う。勿論確定したものもあれば、未確定のものも有る筈であり今後更に研究を深めていかねばならないのは当然であるが、それがよしんば小さな事柄であっても我が民族の栄光となることであれば発見され次第、こうした主張も有るという形ででもどしどし同胞達、青年学生達に知らせて下さるよう、切に切に望み、本稿を専門家先生方に対する要請書に代えるものであります。

参考資料

1、「古朝鮮研究」 文定昌
2、「一民主義の根本と価値」 安浩相
3、「桓檀古記」 林承国 訳、註解
4、「民族思想と正統宗教の研究」 安浩相
5、「聖経大典」 林均澤
6、安重根のホームページに出た論文.

壬辰戦争の歴史的教訓を深く学ぼう
李舜臣将軍の先見の明の戦略について

朴容徹

壬辰戦争（豊臣秀吉の朝鮮侵略戦争）は 1592 年 4 月～ 98 年 11 月まで 7 年間 に亘る戦争である。 この戦争で日本軍に虐殺された民衆は数＋万、飢餓と疫病による死者を含めると 100 万をこえ当時の推定人口 500 万の 5 分の 1 が死んだのである。この戦争前、耕地面積は 151 万結（結は耕地面積の単位）であったが、戦後 1601 年には 30 万結で 5 分の 1 に減ったのである。

壬辰戦争は朝鮮民族の歴史で最も残酷で悲惨な受難の歴史である。

壬辰戦争の時期は東アジヤの大変動期であった。日本は百数十年間戦国時代で群雄が割拠し富国強兵策をとりながら争ったが、織田信長の政策により国内は統一に向かった。1583 年その後をついだ豊臣秀吉により日本国内が統一される。統一された日本は経済、軍事大国に変わり、征明戦として、朝鮮を侵略したのである。

1583 年には後に清を建国するヌルハチが挙兵した年でもある。朝鮮は李王朝が成立して 200 年間、平和が続いた。初期の 100 年は興隆期であり、後の 100 年は衰退期であった。この間、国力の強化や民生向上問題からは、はなれ、士禍や空理空論による党争の結果国家は衰退し、民力は枯渇していた。

日本からは 1587 年頃から国使が数回来て征明するから “朝鮮に通路をかせ”とか、朝鮮通信使がもちかえった国書には “日本に服属せよ” と要求していた。王や重臣は戦争が目前に迫っているのに事実と現実、時代の流れに目をそむけ”島倭（小国）がどうして大明を犯すことが出来ようか”と戦争はないときめて何の対策も立てなかった。

しかし、戦争の噂さが広がり、各地の憂国の士達は日本の侵略を憂慮したが、対策を立てることは出来なかった。

ただ 1591 年 2 月、全羅道井邑懸監から全羅道左水使に任命された李舜臣だけが、日本の侵略がさし迫っている現実を認識し、昼夜をもとわず戦争準備をしたのである。

1592 年 4 月 13 日（日本暦 12 日）日本軍は早朝、対馬を出発し、夕方釜山に到着したが、これを迎え撃つ朝鮮水軍はなかった。 4 月 14 日、日本侵略軍は 1 兵も失うことなく＜釜山に上陸し、釜山城を数時間の戦斗で占領し、 15 日には東菜城をも数時間の戦斗で占領し、龍城の朝鮮軍民を全員虐殺した。

釜山から 400 KMもはなれたソウルを 5 月 3 日、平壌を 6 月中旬に、7 月には威鏡道を占領した。日本軍は僅か 3 ケ月間に全羅道と忠清道の一部を除いて朝鮮全土を占領し、朝鮮は正に亡国の危機に瀕していたのである。

このような時、朝鮮政府も豊臣秀吉も全＜予想外のことが海で起ったのである。

李舜臣指揮下の全羅道左水営軍を中，しとした朝鮮水軍は、陸地での敗報につぐ敗報の中、5 月 4 日の第一次出撃で 5 月 7 日の玉浦海戦に勝利し、その後第 4 次出撃で 10 月初の釜山海戦まで 10 余回の海戦で日本水軍の戦船 340 余隻を撃沈し、我が戦船は 1 隻も撃沈されない世界海戦史上例のない大勝利をした。

この結果、戦局が転換したのである。豊臣秀吉は征明戦として朝鮮侵略を始めたが、水陸併進政策は破綻し、明への侵略は不可能になり、朝鮮北部まで侵攻した日本軍は各地で峰起した義兵隊の攻撃をうけ、93 年 1 月には、平壌で明軍と朝鮮軍に大敗し、碧蹄館の戦斗では日本軍は明軍に大勝した。自信をえた日本軍 3 万は 2 月、幸州山城の攻撃で権標将軍に指揮される朝鮮軍 2300 に大敗した。 93 年ソウルの日本軍は以前の歴戦の精兵でなく、敗戦の軍であった。

冬の寒気、ソウルにある食糧をもって釜山に撤退しようとしても義兵に攻撃されれば全滅の危険があった。ソウルにある食料は日本から補給された食料でなく朝鮮政府の税米倉庫である龍山倉の米である。

日本軍はこの窮地からのがれるために明軍に講和会談を申し入れた、戦斗に勝つ自信ない明軍は‘‘渡りに船，’とばかりこれに応じ、明軍の保障のもとに日本軍は無事釜山に撤退した。

朝鮮政府は講和会談に反対であったが戦略がなかった。明軍は日本軍の撤退と共に釜山近くまで進出し、勝利した軍に変わるのである。こうして、明：日の講和会談は 3 年半も続けられた。

講和会談の時期、三道水軍統制使である李舜臣将軍は制海権をしっかり確保し、管下の農民に営農の保障、避難民に屯田による農地の開拓、漁業、製塩業等にあらゆる努力をして民衆の生活を守った。

この期間、王や重臣達は水軍の問題で 7 回も御前会議が開かれた。(94，11 ～ 97，1)

会議は事実と現実から離れた空理空論による党争と日本の間諜の離間策にはまり、救国の英雄である李舜臣が怠け者、卑法者、王命にそむく反逆者になり逮捕、投獄され、反面愚将である元均が勇将、水軍勝利の功労者に変わり、三道水軍統制使になった。

壬辰戦争が始まる前、王や重臣たちは、倭は島国の水棲族であるから水戦に長じ、陸戦に弱いから水軍廃止まで論ぜられた。戦争が始まり、朝鮮軍は陸戦では連戦連敗し、水戦では連戦連勝した。

すると王や重臣たちは、「日本水軍を破るのは赤子の手をひねるようなものだ」と考え、日本軍の最重要基地になっている釜山を水軍が封鎖攻撃すれば日本軍を撃退できると考えた。朝鮮水軍の戦力は日本水軍を圧倒したが、釜山攻撃の難点は閑山島から釜山まで 100Ｋｍ、往復 200ｋｍを人力で動く戦船で、休息する中間基地もなく出撃は困難であった。

明：日間の講和会談は決裂し、豊臣秀吉の第二次侵略(丁酉戦争) が始まった。豊臣秀吉は 《 朝鮮が屈服しないのは穀倉地帯であり、水軍基地があ

る全羅道があるかだ、そこの住民を皆殺し、空地にせよ、その証拠に鼻を切り取って送れ》と命じた。

1597年7月朝鮮水軍の戦船200余隻が釜山攻撃に出撃したが、日本水軍は皆逃げた。朝鮮水軍は波浪に翻弄されながら、加徳島に上陸し休息しようとしたが日本軍に襲撃され400余名が殺され無理に無理を重ね、漆川梁にたどりつき、7月15日、警戒もなくぐっすり寝ている時、日本軍に襲撃され、亀船3隻を含め180余隻が撃沈され無敵朝鮮水軍は壊滅し、12隻のみ脱出できた。

こうして制海権を握った日本軍は水陸併進して全羅道に侵略し、老若男女を問わず虐殺し、鼻を切り取って武功の証しとして豊臣秀吉に送った。この大虐殺と鼻きりは9月16日、鳴梁海戦で日本水軍が敗戦するまで、続くのである。

李舜臣が三道水軍統制使に再任され、敗残の朝鮮戦船12隻と合うのは8月18日会寧浦である。

李舜臣は恐怖症にかかっている将兵と共に寝起きしながら説得、激励、日本軍の攻撃に対しては先頭に立って反撃し、また碧波津では9月9日の重陽の名節に宴会を開いて士気を鼓舞し、将兵の恐怖症克服に全力を尽くした。

李舜臣将軍の所へ行けば生きられると集まった避難民等を右水軍営に行かせ、9月15日朝鮮水軍も右水に移った。

この日、李舜臣は将兵を集め、鳴梁渡を前に作戦計画について説明した。

そして「兵法に曰く、死を決して戦えば生き、生をはかり戦えば死す、また曰く、一人の勇士が関門を守れば、千人の敵をおののかせると、これすべて今の我々の立場をさすのである」と訴えた。

右水営近くの鳴梁渡は300m足らずで浅瀬と暗礁があり、航路が狭いうえ潮の変わり目には潮流が速く、滝のように流れる航行の難所であった。日本水軍も鳴梁渡があるのを知っていて大型戦船である安宅船は後方に控え、関船中心に130余隻で9月16日潮流に乗って朝鮮戦船(鹿島戦船一隻合流)は潮流に逆らって戦斗配置についた。

日本戦船は船団を組んで突破し包囲攻撃も出来ず、暗礁をさけて攻撃してくる戦船は朝鮮戦船に砲撃され、撃沈された、戦いの最中潮流が変わり、日本戦船30余隻が撃沈され、朝鮮戦船は1隻も撃沈されず奇跡的勝利をしたのである。だが秀吉は日本水軍の敗戦も知らず、戦勝行事である鼻塚を築き9月28日京都五山の僧500余名が参加した* 施一餓鬼供養を行った。

これは秀吉の漆川梁海戦で無敵朝鮮水軍を全滅させた勝利に続く戦勝行事であった。

その遺跡が現在の京都鼻塚(耳塚)である。壬辰戦争の歴史遺跡は朝鮮にも、日本にも多数残っているがねその中で京都鼻塚は最大の象徴的遺跡である

京都鼻塚が出来た原因は秀吉の朝鮮侵略にあるが、“もし“李舜臣将軍が逮捕投獄されなければ、漆川梁海戦の敗戦はなく、日本侵略軍の全羅道侵攻もできず、京都鼻塚もなかったであろう。

また凶悪な秀吉は李舜臣に指揮される朝鮮水軍に敗れた多くの日本水軍将を一人も罰していなすが、朝鮮では日本侵略軍と戦い功をあげた李舜臣将軍をはじめ多くの義兵将達が逮捕投獄されるか、罰を受けている。

我々は歴史事実の深刻で貴重な教訓を学び生かすのみである。

鳴梁海戦の敗戦後忠清道の一部まで侵攻していた日本軍は一斉に南海海岸に撤退した。

李舜臣将軍は 10 月 20 日木浦近くの高下島に移陣し水軍再建の土台を築き、 98 年 2 月 17 日、順天に近い古今島に移陣した。この時、水軍と共に来た避難民は 1500 余戸であったが、近くの島々まで集まり数万戸にふえた。

98 年 7 月、明水軍が援軍として到着した。李舜臣将軍は明水軍を歓迎し、共同作戦では戦意のない明水軍に功を譲ったが、明兵の民衆に対する略奪、暴行は許さなかった。戦局は 98 年 8 月、豊臣秀吉が死の直前、日本軍の撤退命令によって動いた。南海岸各地の日本軍は、明軍に武器と賄賂を送り撤退していった。

明水軍将陳燐も賄賂をもらって 順天の日本軍の撤退を認めようとしたが、李舜臣将軍は「将は敵と和を論ずべからず」 と断固拒絶した。日本軍は 順天の日本軍を救出するために全力をあげ 500 余の戦船団で攻撃してきたが露梁海戦で朝明連合水軍は日本船 200 余隻を撃沈し大打撃を与えた。

この海戦がなければ、日本侵略軍は上陸する時、一兵も失わず上陸し、撤退する時も損失を受けずに撤退したであろう。この海戦で李舜臣将軍は敵弾にあたり戦死した。明水軍も勇敢に戦い援軍の名誉をまもった。壬辰戦争の 7 年間、主な海戦は、 18 回で 17 回は勝利し、 1 回は敗戦した。 17 回の海戦は李舜臣将軍の指揮のもとに完全勝利であり、 1 回の敗戦は元均指揮下の漆川梁海戦で無敵朝鮮水軍は壊滅し、日本軍が全羅道を侵攻し今、我々が立っている此の鼻塚が出来た要因になったのである。

李舜臣将軍は 17 回の勝利で日本戦船 700 余隻を撃沈し、敵兵数千名を殺傷したが、我が戦船は 1 隻も撃沈されず、戦死者 67 名、負傷者 200 余名だけである。李舜臣将軍の輝かしい勝利と功績により、救国の英雄、民族の英雄として尊敬され、語り伝えられており、また世界の海戦史上例のない名将、世界の英雄として知られている。

李舜臣将軍のこのような結果は先見の明の戦略実現のための準備にあった。

91 年 2 月、全羅道左水使になった李舜臣は武将達を集め日本の侵略が差し迫っている現実と侵略してくる敵は海で撃滅しなければならないと訴えた。

李舜臣はその準備のために兵士の訓練、戦船の修理と武器の製造にとりかかった。

武器の製造は検査を厳しくして欠陥品を作らせなかった。兵士や匠人(職人)の仲で優れた者は賞し、怠け者は罰した。

日本軍は刀、槍による突撃戦法と不意打ち戦法が得意であり、朝鮮水軍の長点は火砲戦であり、弱点は兵が訓練されず組織動員が弱い点であった。

朝鮮の火砲は大きさによって「天字、地字、玄字、黄字銃筒」があり、その射程距離は 1～4Kmで有効射程距離を三分の一としても、日本の鉄砲の有効射程距離 100m、大筒 300mで朝鮮の火砲がすぐれていることがわかる。

李舜臣は全船に火砲を配備し、日本の突撃戦法を挫くために突撃船である亀船を作った。

李舜臣は水軍の装備を強化すると共にその技能を発揮させるために努力した。

火砲の性能が優れていると言っても、照準器具のない火砲で揺れる戦船間の砲撃で敵船を撃沈させるためにはね兵士達の高い士気と熟練が必要であり、また戦船の機動性を発揮するには戦士により多い格軍(櫓を漕ぐ兵士)の体力をつける充分な食料の保障であった。

当時、世界の海戦は火砲も部分的に使われたが、接舷戦で結着をつけたが、李舜臣将軍に指揮される朝鮮水軍は世界で始めて火砲戦で結着をつけたので敵船は撃沈されたが、我が戦船は撃沈されなかったのである。

李舜臣将軍の先見の明の戦略実現の基礎は国を守ることは国土と民を守ることであった。李舜臣将軍は全羅道左水営管下で、その後水軍の統治管下で軍律を正し、官員による略奪、タカリ（民幣）をなくし、農民が安心して営農し、生活を安定させ、軍糧も確保した。

その結果は第二次侵略時、日本軍の大虐殺をのがれた避難民達が ‘‘李舜臣将軍の所へ行けば生きられる，，と集まって来たので、その支援のもとに水軍を再建し、日本軍を敗退させることが出来た。先見の明の戦略（政策）は李舜臣だけが実現したのでなく、歴史上の多くの名君、名宰相、名将等は、皆先見の明の戦略（政策）を実現し、国家の発展、民生の向上に大きな功績あげ歴史に名を残している。しかし、彼等は国家権力と大きな権限を正しく使い、努力して得た結果である。

李舜臣は弱国の一地方水軍司令官にすぎず、小さな権限しか行使出来なかったが、アジアの覇権をもとめ侵略して来た日本軍に大勝利し、また国家権力により逮捕投獄され、敗残の水軍を再建し、日本軍を撃退した偉大な事実は世界史の中でも例を見ることは出来ないだろう。

我が民族は壬辰戦争後 400 余年間、先見の明の戦略をもって勝利した李舜臣将軍、郭再祐義兵将を始め多くの義兵等が戦って勝利した教訓を学び生かすことは出来なかったが、民族の不屈の生命力として脈々と流れている反面克服すべき空理空論文化は克服出来ず、国力強化や、民生問題から離れた党争が繰り返され、権力を私物化し、国家は衰退し、侵略を防げず亡国し、日本の植民地となった。祖国解放後は強大国による南北分断、そして朝鮮戦争と言う辛い歴史体験をした。

2000 年 6 月、金正日国防委員長と金大中大統領は 《 祖国の平和統一を念願する全民族の崇高な意思に従って．．．．》 南北首脳会談を開き、

6.15 共同宣言が発表された。共同宣言は今日我が民族がおかれた現実と歴史の教訓を生かし、現時代にあった正しい戦略である。共同宣言が発表された後、南北は敵対、対立関係から対話、交流関係に変わり、民族統一の道を歩み始めた。しかし朝鮮半島の緊張は続いている。朝鮮半島の核問題は米国の朝鮮半島核兵器配備によって発生し、朝米の敵対関係の解消によって解決される。我が民族が団結して実力と信用をもって生活し、活動すれば、不利な条件も有利な条件に変わるのである。我々は今日、南北共同宣言の正しい戦略を実現するために個人も会社も団体も民族も実力の蓄積と信用ある生活と活動すれば、統一の実現もはやまるであろう。

壬辰戦争と京都鼻塚（耳塚）を考える会代表　朴容徹

《四溟堂惟政の生涯と思想》 Ⅲ.

本題について既に発表した論攷は、次の通りである。

第１章・四溟堂惟政大師の生涯についてであり、とりわけ惟政大師の出家年代についての諸説を紹介しながら、筆者の見解を詳述した。

第２章・護国思想について、仏教教理から護国思想について述べたものである。

本稿においては、四溟堂惟政大師の護国思想について、さらなる考察を加えることにする。

１．護国思想について

仏教における護国思想は、インドにおいて形成された。インドにおいて強力な中央集権国家が形成され、大乗仏教の成立と期をともにする。その後、護国仏教はインドから東へ伝播され、中国においては仏教の国家的色彩がより濃厚になり、さらに朝鮮へ伝播された時には、既に「護国仏教」として受容された。

田村圓澄によれば「いわゆる飛鳥文化は、朝鮮半島から移植せられたもので…」あって、仏教も朝鮮半島から伝播されたものであるとしている。「日本の場合は、仏教はすぐに国家には結びつかず、豪族に結びついて氏族仏教の形態」となり、「白鳳時代に入り、遅ればせながら国家仏教の段階を迎える」としている。

国家仏教というのは、「仏教の力によって国家の安定、つまり鎮護国家を祈る」ことであって、そして「強力な統一政権が出現し」たことと時を同じくするものであるとしている。国家仏教の一側面は、「護国の仏事法会」即ち仏教の力によって国家を擁護する」ことで、それは「いわば呪術的な」祈りをすることによってであって、今一つの側面は、国家体制を「擁護するイデオロギーが護国の経典に説かれており、この教説が」人々の間にひろめられる「思想的な機能」であるとしている。日本の国家仏教＝

鎮護思想＝護国思想の特徴として、祈りをする呪術的と思想的な両側面であるとしている。(1)

この点について朝鮮の護国思想に基づく護国活動は、非軍事的活動と軍事活動の両側面である、としている。(2)前者をさらに、仏事法会［呪術的祈り］と福祉的諸活動、そして人々に対する仏教の教化活動があり、後者には内・外敵に対して錫杖を剣や槍に代えて戦場へ赴き内乱を平定し、外敵の侵略者に対しては撃滅の鉄槌を下すことである。

同じ護国仏教といっても、国がおかれた社会・歴史的諸条件によって内実が、異なることがわかる。

前章において述べたように、護国思想の構成内容は、国家＝国王＝国土・民衆観などである。さらに惟政大師の護国思想の特徴を、仏教教理に基づいた護国思想と衆生救済思想が互いに結びついたものであると述べた。そして世俗的な表現を借りれば、愛国愛族思想である。

四溟堂惟政大師の護国思想について前章において考察してきたが、惟政大師の「上疏文」から再度検討してみることにする。

註(1)田村圓澄『古代朝鮮と日本仏教』講談社学術文庫、1985/1.

(2)鎌田茂雄『華厳の思想』講談社学術文庫、2001/4.

「国家のために奉仕する仏教は、支配者の権威を確立させ、民衆を呪術によってしばろうとするとき、当然に大きな寺院をつくったり、大仏像の建立を意図する。」新羅の「義相［625~702 ］は国王の命令で動いていろいろな行動をしていくが…最初に、あるいはいちばん重要視した仕事は華厳十刹の建立であった。…その場所を考えると、全部敵の侵入ルートの拠点を押さえており、それはそのまま軍事施設に転用できるものである。」

2．惟政大師の上疏文を通じてみた護国思想

1）仏教における護国思想について

惟政大師の上疏文に現れた護国思想について述べる前に、護国思想についてお浚いすることにする。

仏教における護国思想の本来的な意味は、「国土と人民を守護するということ」(1)である。端的に言うならば、「国家」を護ると言うことである。国家の構成要素は、国王と国土と人民である。(2)　この護国思想は、大乗仏教の成立とともに形成された。

ブッダは、「王国の標識は、国王である」(3)として、国家＝国王を同一視している。仏教において言うところの国王とは、国家の代表者・国家の代名詞である。国家の存在がなくては人々が生存することもできず、人々の存在がなくては国家が存立することができない。このような意味で「以民為国［民を以て国と為す］」ということである。このような意味において成立した国家は、守るべきものであると言う、これが仏教の護国思想＝鎮護国家思想である。

ところで、儒家が仏教を批判する最も基本的なものは、「無君・無父之教」であるとして批難している点であるが、このような儒家の論難は、仏教の深奥な教理思想を理解することができなくて行った、誤った批難であると言わざるをえない。既に考察してきたように仏教は無君、すなわち、「無国＝無君説」ではなく、国家の存在を認めており、国王の存在をも認めているのである。

インドにおいて仏教が成立した当初は、統一国家［十六国の小国だけが存在］が出現していなかったので、国家意識はたいへん乏しく、したがって、仏教側においては僧侶が、国王・国家に近づくことを固く禁じていた。

統一国家であるマウリヤ王朝［BC.317~BC.180 年頃］が出現した後は、仏教教団が国家の保護を受けはじめると、仏教の内部においても護国思想が現れ、王政を賛美するような考えも現れれるようになった。一方においての国王観は、意識しないもの・恐るべきものとして、国王害悪説まで経典に現れるのである。

けれども、国王の権威が増大し、国王神聖思想が『マヌ法典』に現れ、グプタ王朝時代［AD.320~500年頃］には国王の権威が極度に高まり、仏教

もその影響によって大乗仏教経典にも「国王神聖思想」がいろいろな形で説かれるようになった。「金光明経』・『仁王般若経』・『法華経』などがそうである。

では、仏教においては、どうして国家を重要視するのか。それは、一言でいって仏教自身の内的要求から来るものであり、その要求を達成するために必要不可欠な働き＝機能が国家＝国王に備わっているからである。国家が仏教を保護するということは、まず経済的な側面があり、つぎに仏教の弘布－衆生を教化して、理想の国土を作るということにある。国家機能の両側面の働きである。仏教側からは、国家を護ることである。したがって、国家と仏教との関わりは、相互依存関係にあるといえる。

では、仏教自身の内的要求とは何であるのか。それは大乗仏教の根本思想からのもので、あって、衆生覚醒と浄土－理想国土の実現にある。衆生とは、生きとして生けるもの、この世に生を受けたもの、とくに人間を指す。(4)衆生覚醒とは、すべての人々が悟って仏陀になるということである。そして浄土とは、われわれ凡夫が住む娑婆＝穢土を仏国土＝極楽世界に浄化させることの二つを、仏教の目的としている。この仏教の目的を実現するために、国家＝国王の働きがたいへん重要な役割を果たすのである。

「『華厳経』では『国家に君主がいて初めてすべてのものは平安を得ることができる。したがって、王はすべての生きとして生けるものの幸福の根本である。…もし国王の力がなかったならば、宗教的実践は完成せず、真理の教えは余すところなく滅びてしまうであろう。だから、どうして人びとを救済することができようか』とあり、仏教が国王の力によって維持され、ひろめられる。もし国王の力がなかったならば、宗教的実践は完成せず、真理の教えは余すところなく滅びてしまうであろう。だから、どうして人びとを救済することができようか』とあり、仏教が国王の力によって維持され、広められる…」のである。(5)

『仁王経』は、護国仏典の一つで、「国を護り、福を生ずることにおいて、とくに国王に対して格別の利益を与える経典である。」(6)

註(1)金岡秀友『仏教の国家観』佼成出版社、1991/11.
(2)『上同』P.13. 田村圓澄『法華経と古代国家』吉川弘文館、2005/4.
(3)中村元訳『神々との対話－サンユッタ・ニカーヤ－』岩波文庫2002/4
(4)鎌田茂雄『法華経を読む』講談社学術文庫、
(5)鎌田茂雄『観音経を読む』講談社学術文庫、2004/12.
(6)田村圓澄『古代国家と仏教経典』吉川弘文館、2002/6.

2）上疏文の内容について

前章において言及したが、上疏文というものは決して虚偽を申し立ててはならないという不文律の原則がある。したがって上疏文は、自己の真実を述べたものである、ということがいえる。

惟政大師の上疏文には、「甲午九月馳進京師上疏言討賊保民事疏［甲午上疏と略称］」と「乙未上疏言事［乙未上疏と略称］」、そして「丁酉上疏」の三つの上疏文がある。(1)

(1)「甲午上疏」文は、壬辰戦争の宣祖27年甲午［1594］の四月と七月、倭賊将加藤清正陣営を再度に亘って往来して得た倭敵の内情を、そして、その対処方法と民衆救済を陳述したものである。惟政大師は、九月のはじめに慶尚道の宜寧本陣を出発し、九月21日にソウルに到着して、直ちに「甲午民疏＝倭敵を撃ち百姓＝民衆を保全する文」を上げた。

その主要内容は、次の通りである。

①惟政大師自身の来歴について、自身の系譜・出家の動機、そして国家と国王観について

②国難に際して奮起した前後の事情について述べており、外来侵略者観［　蝎］・民衆の苦しみと国難・義挙の動機などについて・

③西生浦の加藤清正陣営への往来と敵情探索、そして加藤清正の品性について、とりわけ倭賊の軍数計について述べており、

④討賊保民の方策を述べている。

(2)『甲午上疏』より具体的に奏言している『乙未上疏』文は、宣祖28年乙未［1595］惟政大師は、前年の12月に第三度日の加藤清正の賊陣を往来し、敵情をより深く探索した。この時期の戦争状況は「一時的な休戦状態」にあった。この時に廟堂における大臣たちは、当面の問題として民生の恢復と国を守る対策を立てるべきであるにもかかわらず、東人・西人間で互いに相手を陥れるために明け暮れていた。

この上疏文中には、惟政大師自身が民衆の中において彼等とともに体験した深刻な現状を赤裸々に記述して、国家の中興策と国の防衛策を奏言している。惟政大師は、慶尚道の宜寧から精勇な義僧兵六十余名を領率して上京し、南漢山城に駐屯した。その直後に「乙未上疏言事」を上げた。

上疏の主要内容は、次の通りである。

①僧侶の身分として義挙しなければならなかった時局観と国王観・報恩観、そして上疏せざるをえなかった自身の心情を率直に吐露しており

②国家の中興政策として、民力を養育して高めめることを重要策とし、そのために守令［地方官］の黜陟チュツチョクを厳重に［貪官汚吏を掃蕩］・殺牛を厳禁する・紀綱を確立する・人物本位で登用する・四方の門を開けておいて民の声を聞くこと、などについて述べており、

③長期的国防政策としては、山城の築城を緊要なこととし、そこに軍糧・馬草・防禦武器を蓄積すべきこと、辺境守備を疎かにしないこと、僧侶も一般百姓と同一の処遇をして国家守備の一翼を担当させること、などである。

⑶「丁酉上疏」文は、宣祖30年丁酉［1597］春、倭将加藤清正の要請を受けて、惟政大師が加藤清正と第四回目の会談に臨むために蔚山の西生浦の賊陣へ往き、三月十八日に会談を行った。惟政大師は、この会談と敵情の探索を通じて倭賊は再び侵入してくるだろうと察知して、朝廷に上疏したものであり、この上疏文だけが『宣祖実録』に略述されている。上疏の主要内容は、明の支援軍到着を待って戦うのではなく、倭賊の大軍が再侵攻する前に、倭敵と一戦を交えて撃滅すべきである、と強調しているところにある。

①朝鮮の南岸に滞留している倭賊は、実際には動こうとしない、倭僧日真の書簡、によると倭賊は五月に大軍で再侵攻してくると、
②国内の実情、倭賊の再侵攻前に一戦すべきである、
③倭賊の再侵攻に備えて、事前の策を立てるべきである、

惟政大師の上疏に接した宣祖は、直ちに［四月辛酉朔十三日癸酉、未時］、大臣・備辺司・有司堂上らを呼び出し、領敦寧府使李山海・両議政柳成龍・行判中枢府事尹斗寿・左議政金応南・行刑曹判書金命元・工曹判書李徳馨・兵曹判書李恒福・兵曹参判柳永慶・史曹参判李廷馨・同副承旨尹洵等が入侍した。朝議の過程における柳成龍の消極的な発言、すなわち、「清正の軍が多いが…［侵入当初とは］異なるようであり、敵を撃つ機会はあり、敵を誘い出して一戦を決行するのもよいが、我々に敵を撃退させる程の勢力がなく、撃退させようとして万一、敵が怒って報復をしたときに、防ぐことのできる勢力がないので、明の支援軍が到着するのを待つべきであります…」［『宣祖実録』］との意見に傾いてしまった。

現実は、惟政大師が「丁酉上疏」において指摘した通りになってしまった。

『丁酉上疏』を実録に掲載した理由について史官は、次のように述べている。

「惟政の疏は、すなわち詞コトバは順［筋道］で、義［内容］が率直であり、当時の病［欠点］を正しく指摘した。彼アノ肉食者が、寧ドウシテ恥ずかしく思わないのか。この故に、特別に記録するものである。それは彼が、僧だといって彼の言までも無視することができないからです。」

註(1)『甲午上疏』と『乙未上疏』は、ともに『松雲大師奮忠舒難録』に収録されており、『韓国仏教全書』［以下、『韓仏全』と略称］8-90.下・8-97.上.［第八巻九七頁上段のこと］に収録。『丁酉上疏』は『宣祖実録』巻八十七、宣祖三十年丁酉四月辛酉朔十三日癸酉条。

3．上疏文を通じてみる惟政大師の護国思想について

1）倭賊観

まず、惟政大師は、外来侵略者である倭賊をどのように見ていただろうか。倭賊観から見てみることにする。

『甲午上疏』文に「虺蝎、肆毒大邦、生民魚肉、固不足説」とあり、『乙未上疏』文には「臣聞、戎狄犬豕也…惟彼豺狼…」とある。

倭賊を「虺蝎＝蝮蝎マムシ・サソリ・犬や豕＝豚、または豺や狼」と表現している。すなわち、大師は、倭賊に対する怨憤をこめて人々に害を及ぼす虫や野獣に見立てているのである。

『梵網経菩薩戒本疏』巻一「初篇殺戒第一」に、次のように説いている。「婆娑云、虎・豹・豺［やまいぬ］・蜈蚣［むかで］・蛇などは、人を害するので、これを殺害しても罪にならない」(1)

と述べており、人々を害する動物や虫などは、殺害しても不殺生戒にはな

らない、と説かれている。『大般涅槃経』巻第三「金剛身品第五」には正法＝仏法を護るためならば、刀剣を持って殺害しても罪にならないとしており、『正法念処経』・『梵網経古迹記』巻下本にも同様のことが説かれている。すなわち、外来侵略者を人々に害を及ぼす動物または虫に見立てて、それらを殺害しても殺生戒にならないのである。

朝鮮の新羅の圓光法師は仏教教理に基づいて、当時の社会的要求に応えるため花郎徒に「世俗五戒」［④戦いに臨んで退くこと無し、⑤殺生するのに択ぶあり］を説いた。この「世俗五戒」は、護国思想と報恩思想に基づいたものであることは、言うまでもない。

西山大師の門下でともに学び、壬辰戦争の時には一義兵僧として戦った青梅印悟の詩文「僧将」に、(2)

偶醒林下睡　　木の下で睡ていたが偶然に目醒め
王事泥淤　　国に抜擢され淤泥＝泥土［戦場］で仕える
伏策参謀議　　伏策を謀議するのに参与し
決勝千里且　　決勝は千里の遠い所で行なう

僧侶が殺生戒を犯さねばならない所、すなわち、淤泥ドロンコの戦場、そこで戦うのだから、身体［五戒］を汚さざるを得ないという、どうすることもできない現実から抜け出ることができず、国のために夷狄＝侵略者［同胞・親兄弟を魚肉にする豺狼や蝮蝎］に対して、こみ上げる怨憤でもって斬らねばならない心情を吐露している、ことが痛いほど分かる。

また、青梅印悟法師は、「松雲大士祭文」(3) の中において同門の惟政大師を礼賛して、次のように述べている。

霜松譲其操　　霜松はその操［僧としての操］を譲り
水月慙其虚　　水月はその虚ムナシサを慙ハジらう
国歩多舛　　国がしばしば乱れ
腥烟四起　　［血］なまぐさい烟が四方で立上り

哀蒼生之魚肉	百姓の魚肉［になるの］を哀しみ
愴国家之赤土	国家の赤土［荒廃］を愴イタム む
不忍坐視而脱袈	忍んで坐視することができず袈裟を脱ぎ
難報国恩而仗劒	国恩に報い難く、劒に期待する

とあって、僧侶としての一個人、すなわち、惟政大師が義挙しなければならなかった現実と心情を、自己の心情として、いな、全僧侶の心情として述べたものと思われる。

惟政大師の『乙未身上疏』文に「窮山［高山］や深谷におるものとして、また、臥している身分ではないので、木を削ってでも刀を造って立ち上がるのは、現勢がどうしようもないことだからです。」と、述べていることと符合するものである。

また、戦場にいる心情について「臣もまた老い、そして病にかかりましたので、故山に入り［たいと思っているが］悪知恵を働かせて避けようとしている、と言う汚名を聞くのを恐れ、空しくして戦場に長く居りますが…」［『甲午上疏』］と心情を吐露している。

2）国王観＝国土観・国恩

『甲午上疏』文に「臣は、歳がいま五十一才でありますが、過ぎ去った歳月のすべてが聖明の恩恵によるものであり、あえて緇流として自ら俗世を疎外し、食事をする一瞬間たりと言えども君父のことを忘られましようか。…宗社は乱に会い、国王の乗輿は他の所へ避乱しましたので、およそ血気がある者なら誰しもが切歯扼腕して憤慨しない者はおりません。」

「都総摂の…関文の中に軍民に暁諭する聖旨が引用されており、［読んだ時には］両眼が涙で暗くなり、文字ごとに血が凝って、どうしても最後まで読めませんでした。」「臣は…一人の敵でも殺して、聖上の罔極の恩恵に報いようとしました。」

『乙身上疏』文には「聖恩は天を覆い、綸命が地に降りましたので、これはどうしても、枯れ木のように賤しい臣が、堪承［命令を受け］せざるをえません。」

惟政大師の国王観は、仏教経典の教えに基づいていることは、次の仏典に依っても明らかである。

「人は王を以て命と為し、王は製法を以て身となす。世道すでに和平なれば仏法茲より始まる」(4)

「国界［領土］・山河・大地は大海の際ハテにいたるまで、国王に属す」(5)

ところで、朝鮮王朝の抑仏政策の根拠の中で最も重要視しているのは、仏徒たちが人倫を違えたということにある。すなわち、家庭と国家の一員として社会の重要な環を断ち切り、自己個人の修道と覚醒・悟りのみを追求する集団として排斥され、賤視された。

壬辰戦争時期において仏徒たちは、反侵略戦争へ積極的に参与し、重要な役割を果たしたばかりでなく、大きな功績を上げることによって、抑仏政策の根拠が失われていった。上述の上疏文によって惟政大師をはじめとする義僧将たちの共通した国家観・国王観、そして報恩思想を十分に知ることができる。

マウリヤ王朝［BC.317~BC.180 年頃］のアショーカ王［BC.268~232年頃］の時代になって、全インドを統一し、王朝の勢威は絶頂に達した。アショーカ王は、戦争の悲惨なことを痛感して深刻な懺悔の念を抱き、在俗信者として仏教に帰依［即位七年目］し、ダルマ－法［仏教によって正しく説かれているもの］による政治の実現をめざして国家の経営につとめたのである。

かれは、「政治とは、人民の利益のために力をつくすことでなければならないとし、『世人の利益安楽』をはかることに最上の喜びを見出した。また、『それは国家の義務である』」と言った。
また、アシヨーカ王は「すべての人間は相互に扶助されているものであり、互いに恩を受けているという道理」を強調しており、「国王とても、その例外ではありえない」したがって「政治とは生けるものどもに対する国王の報恩の行であらねばならない」と。

帝王というものは、人民を高いところから見おろししていたのであって、「国王は民衆に近づかなければならない」と、仏教の教えから得た「報恩の観念」、すなわち、彼は「政治とは、報恩の行である」と、解したのである。［中村元『古代インド』講談社学術文庫。

「この大聖王は正法を以て化ミチビき、能く衆生をして悉くみな安泰ならしむ。譬えば世間の一切の堂殿は柱を根本と為すが如く、人民の豊楽は王を根本となす。王に依りて有るが故に。…聖王は能く治国の法を生じて衆生を利するが故なり。」(6)

3）国家の中興政策

惟政大師の『上疏』における国家の中興政策は、二つに大別してみることができる。一つは「民以為本」で、すなわち、百姓を育成し、彼らをして国力を充実することである。他の一つは「国の防衛策」である。本項においては、前者のみを考察することにする。

(1)「民以為本」

『乙未上疏』文に「国家は百姓を以て根本となし、百姓は食を以て天［農事］となす、と言われます。食することの根本は、また農牛にあります。」つづいて大師は、中国の衛国・越国両国の故事を引用して、国

家の「恢復の基本策が、ただ、百姓を養育する以外には無かった」［『甲午上疏』文にも同様のことを披瀝している。］とあり、したがって国の政治は「百姓を愛し、養育することを急先務と［し、これが］国家億万年の中興の根本」である、と強調している。

国家の根本である百姓のため、すべての政治は百姓を愛し、百姓の力を育成して百姓を安楽に暮らせるようにしてこそ、国が富み強くなると言う考えである。さきに記述したアショーカ王が「政治とは、人民の利益のために力を尽くすことでなければならないとし、『世人の利益安楽』をはかること…」が国家の義務である、と述べたことと同様である。

これは惟政大師が、百姓を国家の根本となしている確固とした思想である。すなわち、世俗的な視点からいえば、百姓＝人を最重要視し、農事＝経済的側面をも重要視している［次の禁屠殺とも関係する］ことが分かる。このことは、仏教における衆生済度の思想と護国思想に基づいたものである。

⑵人材登用

国家恢復の基本策が「百姓を愛し、百姓の力を養育」することにあるのに、惟政大師が民衆の中で目撃し体験した現実は、次の上疏文の通りであった。

『乙未上疏』文に「嗚呼！二百年を休養した民生［百姓］が、みな殺されてしまいました。…生き残った人は何人でしょうか。荒廃し空虚になった遺趾には、或いは春［を告げる］燕が巣を作るところがなく、捜しまわっています。しかるに、守令になったひとは…時勢に乗じて利益のみを追求し、白昼に人を騙し、しかも廉恥がなく、義気もない人が半分を越えました。百姓たちの肉を削って、［飢えた］虎と狼［悪官吏の

腹を満たして］いるので、［百姓の苦痛は］水［海］のように深く、火のように熱く、四方へ転がる［流浪］…」

と、民生は苦痛の塗炭に喘いでおり、そこに拍車をかけた地方官の貪官汚吏たちによる悪行を辛辣に指摘して引き続き、次のように述べている。

「守令の選任は慎重にし、黜陟（チュツチョク）の法を厳しくして、すべて［の政治］は百姓を愛し、養育することを急先務となし…わが遺民たちを［彼らの］魚肉にできないようにすれば、すなわち、国家億万年の中興の根本も、このほかにはないでしょう。」

「百姓を愛して［彼らの］力を養育し、軍政を修明することは、ことごとく人を得るところにあります。」

と、現実の改善策は、「人を得ることにある」と、結論づけている。ところが、人材登用における現実についても歯に衣を着せないで、疲弊した人材登用制度を、次のように厳しく指摘している。

「ところで、今日はそうではなく、犁牛の子は、たとえ赤毛と角が生えていても、その斑牛は捨てて置き、汗血の駒は駑騂でも乗ります。そして都市から遠く離れた窮僻地に、たとえ明堂を建てるよい材木［人材］があっても、やはり知らせない［登用しない］で、外面だけを粉飾し、称賛をうけようとして慎ましいふりをしている人々は、犬や羊の皮に、虎や豹の文彩を被りました［虎豹の粉飾した人だけを登用したの意］。［そして］無名のものは、偶然にも一度失敗すれば退けられ、妄霊［耄碌］して名誉だけを受ける人は、当時においては、何の使いものにならなくても、栄進しております。このようになっては、志がある好学の士が、どうして［自己の］抱負を十分にくりひろげることができましょうか。」

では、人材登用をどのようにすべきであるのかについて、大師は次のように提言している。すなわち、

まず第一に、「…人を用いるには門閥を論ずることなく、虚偽に惑わされず、ただ、その賢人を選んでつかいました。それ故に、鼓刀の中からも登用したし、考槃も抜擢した。」

つぎに「盗賊であっても［改悛した適任者であれば］推薦して管庫に用いた。」

惟政大師の人材登用論は、仏教教理の人はみな平等であるという思想からでてきたものと思われ、門閥や身分の貴賤に関係なく、有能な人材を登用して、百姓の育成と、さらに国家の富強に役立たせるべきであると進言した。だが、実際においては、当時の封建的秩序による身分制度の厚い壁に遮られ実行されなかった。

(3)禁屠殺

惟政大師は、「禁屠殺」の現実からくる必要性と重要性を述べている。

『乙未上疏』文に「国家は百姓を以て根本となし、百姓は食を以て天［農事］を根本となす、と言われています。」いま農家に一牛もなく、守令や世間の賭利輩等は屠殺しているの状況である。「一頭の牛を殺せば百人の生命が害され、十頭の牛を殺せば千人の生命が害されます。…臣の願いは、屠殺の禁令を施行し、殺人罪よりも厳しくすることが、良いと思います。」

(4)紀綱の確立

国家の国幹とも言うべき「紀綱」の必要性とその乱れについて、次のよ

うに厳しく指摘している。

『乙未上疏』文に「国に政治がありますのは、ちょうど網に綱があるのと同様と言われています。網に綱がないのも、かえって治めることができません。況や、国においては［法と規律がなくて］どうして統率ができましようや。…国家の政令が、朝・夕には変更され、月毎に異なり、而も歳毎に同じではないからです。」

と述べ、それを改革する方法としては、

まず、国の法を施行するときには「必ずそれを成功させるようにし」なければならず、つぎに、一度制定した法の「威厳は鬼神の如くであり、信義は四時節候と同様の綱紀を立てて、百姓の力を養育」すれば、民力が強くなり、そうすれば「国が富み、…軍士が強くなり、［国家は］十分に余裕があるようになるでしよう。」

⑸民の声

惟政大師は、百姓を国の根本と、さらに国家中興の基本政策と進言した。それ故に、民の声を重要視して進言している。

『乙未上疏』文に「伏して願わくば、聖明におかれましては、四方の門を開けておき、広く［四方の］民の声を聞かれまして、天地をもって度量とすれば、この世の中のためには多幸でありましよう。」

4）国家の防衛政策

惟政大師の『上疏』文における国家の中興政策の第二は、国家防衛政策である。惟政大師は、『甲午・乙未・丁酉』上疏において「自らの力で国

を護る」べきであると奏言している。七年間の戦争中に侵略者を撃滅する計策を上疏した者は、惟政大師以外には一人もいなかったと言われる。(7)

(1)自らの力で国を防衛

惟政大師の国家防禦政策は、「為自強備禦之策［自らを強化して防禦すべき方策を立てる］」『丁酉上疏』」ものとし、それも事前に長期策を立てるべきであるとすることが、基本的な考え方である。このような考えは、三『上疏』に一貫して流れている。

『甲午上疏』に「南北の未だ徴発しなかった百姓の老少は言うまでもなく徴発し、平安・咸鏡・黄海・江原道などの兵士は、その道の兵使監司をして、みな数朔間のに軍糧を準備して、日を定めて戦場へ集合するようにし、歳老いて弱い軍士は外兵と定め、軍の威勢が盛んなることを示し、精鋭軍三万五・六千名を…督戦すれば…国家」の怨讐と羞恥を雪ぐことができるでしょう。

『乙未上疏』に「豹・狼と同じような…兇悪で狡猾な謀」だけをもつ倭賊との一時的な「講和」を排撃して倭「敵を防禦し防備する長期策」を立てるべきであるとし、そのためには「百姓を愛して力を養育し、軍政を修明」すれば「国が富み、軍士は強くな」るとしている。

『丁酉上疏』に、今日のわが国の情勢は「戦っても亦危なく、戦わずとも亦危ないだけに、戦わないのなら、寧ろ城に依拠して一度戦って、その成敗を決定するほうがよい」として、「変乱後に武士の中で弓射を能くする精鋭兵士と、今、京中にいる訓練の砲手を残すことなく調発すれば…四・五万は下らない」兵士でもって、明軍の援軍を待つことなく、倭賊が大挙して再来侵してくる前に「長駆南下して…［水軍と陸軍で敵の］巣穴をまっすぐに擣タタク」べきであると進言している。

これらの上疏においては、自力としての軍士の存在を明確にし、つぎに自力で国を防衛する長期的計策を立てるべきであることを強調し、『丁酉上疏』においては、前年の末に倭賊将の加藤清正陣営で感じたことと、倭僧日真の書簡を接見し「倭賊が大軍」で再侵してくる前に自前の力でもって倭敵を撃滅すべきであると奏言したのである。

ところが、先に述べたように『丁酉上疏』は柳成龍の消極的な発言によって、惟政大師の国防策の積極的な奏言は退けられたのである。現実は、惟政大師が「もしもこの機会を失い手を打たないで、数ヵ月も遅延すれば、倭賊の大軍が渡来して数歩でも侵攻してくれば、すなわち、水浸しになった土塀が瓦解するような日が、目前に迫ってくることでしょう。」と、進言した通りの結果になってしまつたのである。すなわち、倭賊の再侵によって南原城［1597.8.］をはじめ全羅道の各地で、豊臣秀吉の「皆殺し令」によって朝鮮の軍士と民生、老少男女を問わずに、大虐殺の憂き目にあったのである。

⑵山城を築造・修築、軍糧の備蓄

『乙未上疏』文において「山城を険しく設置することは、祖宗朝以来の遠大な考えであります。」

と進言している通り山城は、李王朝建国以来の国の防禦政策での基本であった。朝鮮における山城が国の防禦体系として組み込まれたのは、高句麗からと思われる。高句麗の山城は、おおよそ三面が高い山または絶壁で取り囲まれ、南側だけは勾配がゆるやかな低地に城壁を築き、城内に二つまたは、それ以上の谷間がある。このような地形を朝鮮では、栲老峰形式と呼称した。栲老峰の地形は、山稜線または絶壁に城壁を築くために防禦に有利、城壁を山稜線に築いたので平地しろのように濠を掘る必要がない、城内に谷間があるので多くの人を収容し・物資を十分に保管できた、豊富な水源があった、などの有利な点があった。(8)

『甲午上疏』文に「故郷を離れてあっちこっちへ流れ歩く人々を諭し集めて、当人たちの力に従い、彼らをして屯田を起こして耕し種を蒔くようにし、完全なところでは彼らをして農業に力を注ぐようにすれば、軍事に必要な物品を継続して供給することができるし、機械を継続して準備できるであろうし、民力も保存できるだろうし、山城を築き修理することもできると思われます。このようなことができうれば、宗社怨讐もやはり少しでも返すことができるし、国家の中興も期待することができるでありましょう。」

『乙未上疏』文では「物資を備蓄する方策は、屯田よりも緊要なものはなく、屯田の方策は、必ず軍事を主管する者をして、一方では農耕を行ない、一方では守らしめることであります。」

と、進言しているように自力で山城を築き、山城を強固な防禦施設とするための具体的方策として屯田をあげ、農耕と防禦を行なうこととしている。そのようにすれば、山城に軍糧や軍器なども備蓄でき、そうなれば国家の中興も可能であるとしている。

惟政大師は、自分が進言した通りに実践しており、自己の実践を踏まえての進言でもあった。惟政大師は、甲午［1594］に嶺南の宜寧に陣を構え戦う一方で、僧兵を選抜して近くの土地を耕して軍糧備蓄と海印寺で弓・矢などの軍器を造るのに力をそそいだし、三嘉の岳堅山城と陜川の李崇山城を修築した。乙未［1595］年には伽耶山の龍起山城を修築・大邱の八公山城・達城山城を築城、翌年には善山の金鰲山城を築いた。丁酉［1597］年には、屯田による軍糧米四千石と軍器一万個を国へ提供した。(9)

つぎに、山城を護るためには、「重臣を慎重に選任して責任を果たすようにすべきである」と、次のように進言している。

「山城を守る将帥は、よりいっそう慎重に選任すべきであり、しかも、重臣をして責任を果たすようにすべきであります。」［『乙未上疏』］

(3)辺境の防備

『乙未上疏』文に「古の聖王は、四夷が来賓［朝貢］としてくる日にも、なおまた、憂いがなくても警戒をしましたが、況や、この時がどういう時でしょうか。あえて［このような時=戦時に］辺境の守備を疎かにして良いものでしょうか［辺境に侵入している倭賊を見ているだけで良いものでしょうかの意］臣の願いは、一人の重臣に委任し、江上において軍事を視察すれば、たとえ頗牧のような趙の名将や、韓白のような名将は、得ることができなくても、その中には多少でも軍事を撫恤フジュツ［悲しみ哀れむ］して、器械を使用する技能が普通を越える者がおれば、彼に賞を与えて奨励し、また、浮浪に実相がなく、貪欲で放恣［欲しいままに］し、拮克ホウコク［苛税を取り立てる］するものは黜放チュツホウし、およそ対策を立てて事の処理が誤りなくできれば、すなわち、昔の良き将帥を、或いは今日再び得られることができ、辺境を防備することが、子供の遊びごとにならないでしよう。」

(4)僧侶対策

『乙未上疏』文に「侵害されれば［戦乱による饑餓］されれば盗賊になり、平穏になれば百姓になると言われます。…各々の寺刹へ集まった無頼［寄るべのない］の僧も、言うまでもありません。…臣の願いは、彼ら僧もまた百姓でありますので特別に安全な所へ集める方途を立てて、壮丁たちは兵術を習得させて敵を討つようにし、老病者は保人に籍を置き［僧籍はそのまま］、糧食を助け、彼らをして力を合わせて緩急の変に対応させ、科外の役に使用しないようにすれば、すなわち、国家のためには幸甚であります。」

惟政大師は、各地の僧侶を養育して、国家防衛の一翼を負わせるべきであると、進言している。

5）敵情について

惟政大師は、倭将加藤清正の敵陣営へ再度往来してを契機にして、自称「松雲」と号した。爾来、倭賊の中においては、惟政大師を「松雲大師」と呼ばれるようになった。大師が敵陣往来して把握した敵情は、『甲午上疏』によると、次の通りである。

まず、加藤清正の品性について「清正の人となりの品性は、その性情が暴悪なので率いている軍士たちからは好感を受けておりません。然れども、その軍士は僅か一万八千名にもなり、砲手が五千余名でありますので、これでもって自負しております。」

つぎに、清正と小西行長との関係ですが、相互の仲たがいをしているとして「清正は…王子と大臣を追って胡地深く攻め入り、胡種を斬殺し、晋州城を陥落させた功が第一とな［りましたが］…行長は…敗戦の罪名で死に値する…」のと、明との講和に反対する清正との対立が甚だしいことなどを理由としている。

つぎに、敵の軍数について倭敵が言う「十万と言う数は、盡く信ずることができ」ず、「敵の全数は必ず四・五万だけで」あると松雲大師は推測している。つぎに、『丁酉上疏』には「今いる賊兵は、その数が一万余に過ぎず、その年少にして精鋭者をみると、みな我が国の人で」あると述べている。

6）蚌鷸の争い［党派の争い］

有史以来の国難の時期において朝廷の為政者間では、党派同士による熾烈な権力闘争が、くりひろげられていた。とりわけ、戦争が一時、休戦状態にあった時に、朝廷においては羽毛を掻き分けるが如くして党敵のあら捜しに血まなこになり、捜し求めるものがない時には、事件をデッチ挙げて陥れることをしばしば行なった。このような謀陥事件について惟政大師は、『甲午上疏』において、次のように述べている。

「蚌鷸ホウイッが互いに対抗するだけで…無情の歳月だけが夢の中で過ぎ去り…［国土は］草木が生い茂り、狐と兎の遊び場になってしまうでしょう。そのようになった後で後悔してもおよびません。」

壬辰戦争の期間、権力闘争による被害者は、李舜臣・郭再祐・金徳令・鄭文孚等がおり、彼らは、壬辰戦争の時に民族と国家の危機を救った愛国的将軍たちである。ここでは、李舜臣三道統制使の事実についてのみ紹介することにする。

李舜臣の罷免については、元均の「謀陥説」と、両人の「功を争う説」、そして倭賊将小西行長の「策略説」等の諸説がある。惟政大師の「蚌鷸争」－党派闘争によって倭賊に利益を与えた。すなわち、倭賊の最大の強敵であった朝鮮水軍を壊滅させ、倭賊の水陸共同作戦による無傷であった全羅道への侵略を許したのである。

李舜臣将軍は、多くの重臣による救命運動によって丁酉年四月一日に釈放され、白衣従軍することになった。元均三道統制使による朝鮮水軍の壊滅後、同年七月二二日、李舜臣は再び三道水軍統制使に任命された。しかしながら、李舜臣将軍の罷免の結果は、朝鮮水軍指揮部に致命的打撃を与えられ、朝鮮水軍を壊滅さられる重大な事態をもたらした、同時に倭賊の全羅道への侵略を容易にして南原城と各地での同胞への残虐的殺戮を許してしまったのである。同民族の一員として、痛憤の極みである。

《結び》

惟政大師の三上疏に貫通している思想の中心軸は、「国は百姓を以て根本とし、百姓は食することを以て天とする」という人間観、さらにそれは、民生・民族観を内包しており、朝鮮伝統の護国思想と相互作用しながら、世俗的な表現を借りれば、愛民・愛族・愛国的思想として現れ、それを基底にした活躍を行なったのである。

「仏教は、その出発点から、そもそも人間学であったといってよい。…人間そのものを深く・幅広く信頼して、人間の行為・実践と努力・精

進とに、それのみに期待した仏教は、人間が人間として生きる道を教えて、今日にいたっている。」(10)

惟政大師の人間観は、人間としての役割を重要視したものである。仏教における理想国家を建設するためには、衆生を済度［救い］して善男・善女に覚醒せしめてこそ実現するものとしている。それ故に、朝鮮の護国思想の伝統を継承した惟政大師は、倭賊の侵入を受けるや、菩薩行を実行し、義僧将として「殺身成仁［時には生命を捨てても、心の徳を全うすること］」を行なった。

「子曰、志士仁人、無求生以害仁、有殺身以成仁［先生が言われた、『志しのある人や仁の人は、命惜しさに仁徳を害するようなことはしない。時には命を捨てても仁徳を成しとげる。』」(11)

「如来が世にでてきたのは、元来、衆生を救済するためである」

「我々が食し、着て平穏に暮してきたのは、国王の恩である。国の危難をどうして座して見ておられようか」［『石造碑文』］

国難を救い、衆生を救済するために戦ってきたのであり、上疏を通じて国家の中興策と自らの力で倭賊を討伐する策を進言した。

註(1)『梵網経菩薩戒本疏』巻一「初篇殺戒第一」、大正蔵経、40-611.上.
(2)『青梅集』巻下。『韓仏全』8-145.中.
(3)『青梅集』巻下。『韓仏全』8-155.下.
(4)『華厳経』大正蔵経、10-9.
(5)『大乗本生心地観経』巻第二「報恩品第二之上」大正蔵経、3-297.下.
(6)『大乗本生心地観経』巻第二　　同上
(7)四溟堂記念事業会編四溟堂惟政』智識産業社、2000年、
(8)呂・金共訳『高句麗の文化』同朋社。孫永鍾『高句麗史』３．科学百科辞典綜合出版社、1999年。
(9)『宣祖実録』巻48、宣祖27年２月乙巳・丙子条。同27年11月乙亥条。
(10)三枝充悳編集『講座仏教思想』第四巻、理想社刊、1975年。
(11)『論語』岩波文庫。『四溟堂惟政』智識産業社。

「北関大捷碑」

金洪圭

今年の9月30日付の『朝鮮新報』によると、去る21日、平壌において「北関大捷碑」を取り戻すための集会を開き、「北関大捷碑取り戻し対策委員会」が組織されたことが報道された。日本において返還問題が取り沙汰されたのは1980年代にもあったが、具体化されたのは今年の五月の韓日外相会談でのことであるとされている。10月12日に靖国会館でとり行われた「引渡し式」には、韓国駐日公使・秋圭昊、外務省政務官・福島啓史郎と靖国神社の南部利昭宮司らの三者が合意文書に調印し［内容は不詳」、同月15日に移送され、20日にソウルへ到着したことがTVで報ぜられたが、新聞報道はなかったようである。ソウルにおいては「北関大捷碑」を一般公開した後、年末までに原住地［現咸鏡北道金策市臨溟洞」へ返還されると報道されている。

「北関大捷碑」の「北関」とは咸北の摩天嶺以北を意味し、「大捷」とは大勝利を意味する。壬辰戦争の時に咸鏡道において郷土を守り国難を救おうとして義挙した義兵将鄭文孚らが、倭賊加藤清正軍との戦いで大勝利をした功績を記録した碑であり、義兵将の8人の名を刻み八 義士として讃えている碑である。この碑は、1709年に建立されたものである。

ちなみに、朝鮮を侵略した当時、加藤清正の兵力は一万人、鍋島直茂の兵力は一万二千人であったが、咸鏡道の義兵によって撃退され、ソウルに逃げ帰ったさいの兵力は、清正軍は5，492人、直茂軍は7，644人で、兵力の損耗率は清正軍が約45％、直茂軍が約36％であったことからして鄭文孚らの義兵軍によって大きな痛手を受け大敗北を被ったことが分かる。

では、この「碑」が何時、誰が、どのような理由＝目的で朝鮮から日本へもたらしたのかを、紙数の制約もあるが概観する。露日戦争の時、朝鮮に侵略した日本陸軍・池田正介旅団長が咸鏡北道吉州臨溟院付近［現金策市臨溟里」にあった「碑」を発見し、三好成行第二師団長が帰国のさい、ひそかに掠取し、第二南越丸に積んで、1905年（明治38年）10月28日に広島県の宇品港に到着・揚陸し、後日に東京へ輸送した。その碑を宮城内の振天府（明治天皇の意思によって清日戦争および台湾侵略戦争の戦利品を陳列するために皇居内に設けた施設）に献上しようとしたものであるといわれ、「碑」が、何時、どのような事情によって、振天府から靖国

神社内の遊就館（1881年、諸華族の拠金で建てられたもので、天皇の下賜品、神社に祭られている軍人の遺品・武具・戦利品など保存展示している）に移されたのかは定かでない。今後の研究に待つほかはない。「碑」を掠取して日本へ持ち帰ったのは、いろいろと歪曲されているが、歴史的事実を隠蔽しようとしたところにある。

「北関大捷碑」の内容を紙数の関係で要約紹介するにとどめたい。まず、碑の序文では、壬辰戦争の三大捷である李舜臣将軍の閑山大捷・権傑元帥の幸州大捷・李廷馨の延安大捷をあげ、「単微『弱力』より起ちあがり … 全勝を取り、一部の国土を収復するが若(ゴト)きは、関北の兵士が最も為るものである」と、その功績を讃えている。

つぎに、「倭の … 秀吉が、強い軍騎を怙(タノ)み、規(サザメ)に逆って［無法にも］… 我が国を侵略し、長駆して都に至った。宣祖は、既に西へ行幸「避難」し、多くの郡が破壊された。小西行長は行朝(国王の仮御所)を蹕ッて西へ、加藤清正は北方を攻撃することを主(ツカサド)った。その年の秋、清正は北道「咸鏡道」に攻入った。倭敵の軍隊が鋭(ツヨ)きこと甚だしかったので、鉄嶺以北の諸城は守ることができなかった」と、侵略軍の強勢であることを述べている。

咸鏡道の壬辰八義士の姓名と義挙の経緯・活躍について述べている。名前だけをあげると、李鵬寿・崔配天・池達源，姜文佑・鄭文孚・除遂・呉慶献・李麒寿等である。立ち上がった義兵たちは、まず、倭賊への内応者［裏切者］である鞠景仁・その叔父の官奴鞠世弼・寺奴末秀・木男らを処罰した。そして鏡城を奪還した。「この時に清正は、偏将 … 吉州に … 清正自身は大軍を率いて南関「摩天嶺以南」に陣を敷いて … いた。十一月、倭賊と加披で遇然に出逢い … 諸［我］軍は并び起ち掩撃(エンゲキ)(不意撃ちする)したので … 倭賊は敗走した。我兵は縦(ホシイママ)にこれを追撃して、その将五人を殺し、［敵兵を］数多く斬獲した。その馬畜と兵機を尽く奪った。」そして「城津の倭賊が臨溟において大いに掠奪したので、［我軍は］軽騎を率いて … これを大きく破り、また数百人を斬り … 、［我が］兵の声［勢い］大いに振い、倭賊は益々 畏れた。」

「十二月［ 1592 ］、また双浦［臨溟］に於いて戦い … 倭賊を破った。翌年［ 1593 ］正月 … 端川［咸鏡道］に於いて戦い、三戦し三勝して還り・・・清正は … 還ろうとしたので、我軍は追撃し白塔に於いて大きく戦ってこれを破った。この戦いで、李鵬寿・許大成・李希唐等が戦死した

が、倭賊は遂に敗退し、敢えて復び北方にこようとはしなかった。」など、各地での戦いで勝利したことを述べている。［日帝の御用学者は、この勝利を否定する。］

つぎに、碑文建立の経緯について「顕宗［第 18 代，1660～74 ］の時に、観察使閔鼎重と北評事李端夏が、父老たちより聴いて、事実通りに処置した。ここに於いて鄭文孚には賛成を、李鵬寿には持平を加贈し、余人には官を贈ることに差等があった。又、祠を鏡城の魚郎里［鏡城の南］に建て、事を同じくする諸人を祀り、彰烈銘のある額を賜った。」「 第 19 代粛宗 26 年、 1700 」に、崔昌大「碑文撰者」が北評事となり … 事蹟の詳しきを得」た。そして、「間に其の長老に語りていうには、… 幸州、延安には倶に碑竭があって事蹟を載せ功烈を垂れ「現している」… 関北の功績が盛んなのに、独り焉(コレ)「碑竭」を闕く「ということは］庸(ナンゾ)［どうして」諸君の恥ではないのだろか］と、云うことに発奮して、「鄙人(ムラビト)は…石を伐り材を鳩(アツ)め、人をよこして［余に］文を請うてきた… 余は … 其の事蹟を叙述し、これに銘［詞］をつけ加えた … 」そして、永遠に後世へ伝えるようにしたのである。

崇禎甲申［ 1644 ］後六十五年

「粛宗 35 年： 17091 十月日立

では、この「北関大捷碑」を日本へ掠奪した目的はなんであったのか。それについて過去の御用学者たちは、「清正の北関に於ける行動 … 石卑中に見えたる如き大敗の跡なく、かえってその敗は彼れ［鄭文孚義兵」にあると云うべし」と述べ、史実を否定している。それ故に或る人は「されば史料としての価値の卑きは勿論なれども」と述べている。このような考えは「広開土王陵碑」の歪曲解釈の流れに汲みするものであると云える。言葉を替えて云えば朝鮮人に朝鮮民族としての衿侍と、さらには朝鮮人としての自主独立精神の昂揚とを妨げて根絶しようとしたところにある。

さらに、その流れは日帝の植民地統治時代に強化され、朝鮮の文化財が「反日的な古跡」だとして、その破壊を指示した「公文書」の存在が明らかとなった。その表題は 『 「儒林の粛正並反時局的古跡ノ撤去ニ関スル件 』 」とする、昭和 18 (1943) 年 8 月 18 日と 11 月 24 日付けの公文書が解放後明かるみにでた。それは「史跡破壊令」というもので、「荒山大捷碑が学術上の史料として保存する必要があるとは認めるが、治安上必要だと判断するならその撤去はやむを得ない」とし、その処分は警察当局に一任されていた。当時、破壊の対象になったのは 20 点の文化財で、

その中、実際に破壊されたのは、雲峰の荒山大捷碑［解放後再建］・陜川海印寺の四溟大師石蔵碑「解放後再建」・高城乾鳳寺の四溟大師紀蹟碑の三点である。そして麗水の堕涙碑と李舜臣左水営大捷碑、海南の李舜臣鳴梁大捷碑の三点は、当時撤去されて、その行方が不明であったが、解放後、景福宮の地中から発見され元の場所に戻された。

壬辰戦争を、「人サライ戦争」・「物取リ戦争」と云われている。具体的な詳述は次の機会に譲るとして、略紀すれば、殺戮・暴行・掠奪一食料・文化財、朝鮮で「いろは」の強制・日本の髪形を強制・日本名を強制、「人サライ」は技術者と農民等の強制連行［日本で農業に従事；農業労働力を補強するため］、奴隷狩り等があげられる。豊臣侵略軍の行為は、筆舌で表現できない蛮行であり、鬼畜にも劣らない行為であった。これらのことは、まさに日帝の植民地統治時代に行われた蛮行の原型でもあった。

最後に一言つけ加えたいことは、日本では「敵であれ人が死ねば仏である」とされ、祭記の対象にすると云うが、事実は正反対である。例えば、1932 年 4 月 29 日、中国上海の虹口公園における「天長節］祝賀式会場で、尹奉吉は壇上に手榴弾を投げ、一人死亡・三人負傷させたことによって日本の上海派遣軍事法会議で死刑の判決を受けた後、日本の大阪に移送され、さらに同年の 12 月 19 日に金沢市 → の郊外、三小牛山の陸軍作業所において日本軍による銃殺刑が執行された。尹奉吉の遺骸は隣の山の野田山に埋められた。その埋葬地は、石川県戦没者墓地「旧陸軍墓地］より一段と低い一般人墓地に当たる通路［階段状」の真ん中で、上の陸軍墓地と下の一般人墓地の間を上り降りすると必ずここを通らねばならなかった所である。いわば、人間の通路の下に遺体を埋めたのである。上下墓地に関係のある人 々 は、たとえば、彼岸や盆、そして命日等の、墓参の日には必ず土中の遺骸を踏みつけていたのである。それらの人 々 は、なにも知らずにである。ところが陸軍墓地内には、露日戦争のときのロシア人捕虜の死者は立派な石碑とともに手厚く葬られている。この違いを、どのように理解すべきか。 私は、このことを考えると、心の中の憤りを押さえることができない。

（社協大阪支部常任理事）

《北　関大　捷　碑》

有明朝鮮国賊殲遼道壬辰義兵大捷碑

中訓大夫守承政院正知製　教兼　世子侍講院輔徳崔昌大　撰

通政大夫吏曹参議知製　　教尹徳駿　奉

朝政大夫前行　　李陵参奉李明弼　書

在昔壬辰之難、其力戦破賊、雄踞一世、水戦則有李忠武之閑山焉、陸戦即有権元帥之幸州焉、有李月川之延安焉、史氏記之、游談」者誦之不倦、雖然、此猶有位地資於乗賦、什伍之出也、若起単微奮逃竄徒、以忠義相感激、卒能用寡合衆勝、克服一方者、関北之」兵為最、始萬暦中、倭酋秀吉、恬強驕逆規犯　中国、怒我不与仮道、遂大入寇、長駆至都、

宣廟既西幸、而列郡瓦解、賊已陥京畿、其」

驍将二人、分兵首両路、行長趨　行朝西、清正主北攻、其秋清正入北道、兵鋭甚、鉄嶺以北無城守焉、於是鞠敬仁等叛応賊、敬仁者」会寧府吏也、素悪不率、及賊到富寧、隙危扇乱、執両　王子及宰相播者、并縛諸長吏、与賊数款、鏡城吏鞠世必其叔父也、及明川」民末守・木男連謀相党、并受賊所署官、各拠州城、声張勢立殺脅、催所指、数州崩駭、人莫自保、

鏡城李鵬寿為気上也、、聞曰"嶺　国家」創攘至此、凶徒敢爾邪"乃潜与崔配天・池逢源・姜文佑等、謀起義兵、諸人地相畏、莫適為将、許事鄭文孚有文武才、無兵可戦、脱身匿」山谷間、聞義兵起、欣然従之、遥推鄭公為主将、鏡城府使鄭見龍・慶源府使呉応台為次将、歃血誓義、募兵得百余人、時北鄙又侵北」辺、諸公使人誘世必、中力絜北鄙、世必許之、内義兵州城、明朝鄭公建旗鼓、上南城楼、誘世必、上謁時、其人目文佑、禽之以徇、教其」脅従、即引兵南、趨明川、又捕末守等斬之、会寧人亦討敬仁誅之、以応義兵、軍勢稍壮、来附者益衆、吉州人許珍・金国信・許大成亦聚」兵為声援、当是時清正分偏将、領精兵数千拠吉州、身率大軍、屯南関以護之、

十一月遇賊于加坡将戦、鄭公部署諸将、見龍為中衛」将、屯白塔、応台及元忠想為伏兵将、分屯石城・毛会、韓仁済為左衛将、屯木柵、柳敬天為右衛将、屯湿洞、金国信・許珍為左右厄候将」分屯臨溟・方峙、賊狃勝不甚備、諸軍并起擣撃、乗鋭鏖之士、無不疾呼先登者、賊敗走、縦兵追之、殺其将五人、斬獲無数、尽奪其馬畜兵械、於是」遠近響震、将吏亡伏者、争起応之、衆至七千余人、賊収入吉州城、嘗不敢動、列伏于旁、候邀其出、輒剿之、已而城津賊大掠于臨溟、率軽騎襲之」草山設伏、伺其還夾撃、大破之、又斬数百人、遂剖其腹腸、暴之大路、於是兵声大振、賊益摂之、

十二月、又戦于雙浦、戦方合、偏将引鉄騎横衝之」迅如風雨、賊失勢不及交鋒、皆散走、乗勝又破之、

明年正月、又戦于端川、三戦三勝、遁屯吉州休士、既而清正知軍不利、遣大兵、迎還吉州賊、我」軍尾撃至白塔、大戦又敗之、是役也、李鵬寿・許大成・李希賡戦死、然賊遂退、不敢復北、当是時、　皇明将李如松亦破行長於平壌、鄭公乃使崔」配天間行奏捷　行在、

《北関大捷碑》

有明朝鮮国咸鏡道壬辰義兵大捷碑

中訓大夫守掌楽院正知製　教兼　世子侍講院輔徳崔昌大　撰

通政大夫吏曹参議知製　　教尹徳駿　篆

朝政大夫前行　　孝陵参奉李明弼　書

在昔壬辰之難、其力戦破賊、雄鳴一世、水戦則有李忠武之閑山焉、陸戦即有権元帥之幸州焉、有李月川之延安焉、史氏記之、游談」者誦之不倦、雖然、此猶有位地資於乗賦、什伍之出也、若起単微奮逃竄徒、以忠義相感激、卒能用烏合取全勝、克服一方者、関北之」兵為最、始萬曆中、倭酋秀吉、怙強驁逆規犯　中国、怒我不与仮道、遂大入寇、長駆至都、

宣廟既西幸、而列郡瓦解、賊已陥京畿、其」

驍将二人、分兵首両路、行長躡　行朝西、清正主北攻、其秋清正入北道、兵鋭甚、鉄嶺以北無城守焉、於是鞠敬仁等叛応賊、敬仁者」会寧府吏也、素悪不率、及賊到富寧、隙危扇乱、執両　王子及宰奔播者、并縛諸長吏、与賊效款、鏡城吏鞠世必其叔父也、及明川」民末守・木男連謀相党、并受賊所署官、各拠州城、声張勢立殺脅、惟所指、数州崩駭、人莫自保、

鏡城李鵬寿為気士也、、慕曰"縦　国家」創攅至此、凶徒敢爾邪"乃潜与崔配天・池達源・姜文佑等、謀起義兵、諸人地相夷、莫適為将、評事鄭文孚有文武才、無兵可戦、脱身匿」山谷間、聞義兵起、欣然従之、遂推鄭公為主将、鏡城府使鄭見龍・慶源府使呉応台為次将、歃血誓義、募兵得百余人、時北虜又侵北」辺、諸公使人誘世必、并力禦北虜、世必許之、内義兵州城、明朝鄭公建旗鼓、上南城楼、誘世必、上謁時、其人目文佑、禽之以徇、赦其」脅従、即引兵南、趣明川、又捕末守等斬之、会寧人亦討敬仁誅之、以応義兵、軍勢稍壮、来附者益衆、吉州人許珍・金国信・許大成亦聚」兵為声援、当是時清正令偏将、領精兵数千拠吉州、身率大軍、屯南関以護之、

十一月遇賊于加坡将戦、鄭公部署諸将、見龍為中衛」将、屯白塔、応台及元忠恕為伏兵将、分屯石城・毛会、韓仁済為左衛将、屯木柵、柳敬天為右衛将、屯涅河、金国信・許珍為左右斥候将」分屯臨溟・方時、賊狃勝不甚備、諸軍并起掩撃、乗鋭鷹之士、無不疾呼先登者、賊敗走、縦兵追之、殺其将五人、斬獲無数、尽奪其馬畜兵機、於是」遠近響震、将吏亡伏者、争起応之、衆至七千余人、賊収入吉州城、寧不敢動、列伏于旁、陝邀其出、輒剿之、已而城津賊大掠于臨溟、率軽騎襲之」草山設伏、伺其還夾撃、大破之、又斬数百人、遂剖其腹腸、暴之大路、於是兵声大振、賊益畏之、

十二月、又戦于雙浦、戦方合、偏将引鉄騎横衝之」迅如風雨、賊失勢不及交鋒、皆散走、乗勝又破之、

明年正月、又戦于端川、三戦三勝、還屯吉州休士、既而清正知軍不利、遣大兵、迎還吉州賊、我」軍尾撃至白塔、大戦又敗之、是役也、李鵬寿・許大成・李希唐戦死、然賊遂退、不敢復北、当是時、　皇明将李如松亦破行長於平壌、鄭公乃使崔」配天間行奏捷　行在、

上引見流涕、　贈鵬寿司憲府監察、賜配天秩朝散、時監察使恕文孚不稟節度、功声、出已聞奏、率以誣」辞、以故賞不行久之、

顕宗時監察使閔鼎重・北評事李端夏、聴於父老以実聞、於是如　贈文孚賛成、余人　贈官有差、又建祠鏡」城之漁郎里、祀同事諸人、賜額曰彰烈、今　上庚評事、既与義旅之子孫、訪問前故、得事蹟為詳、慨然想諸公之風、又嘗路所謂浦者、観其営壘、戦陣之所、徘徊指顧、為之咨嗟、而不能去、聞語其長老曰"矣、三京覆而八路壊、諸公出萬死一生、提孤軍摧勁寇、使我国家、興　王旧知祖、而辺塞之人、興於聴聞、勧於忠義者、又誰之力也、幸州・延安俱有碑碣、東西者贍式、以関北」之功之盛、而独闕焉、庸非諸君之恥歟"咸応曰"然惟鄙命之"遂伐石鳩材、以人来請文、辞非其人、又来曰"斯役也公実首議、不得命乃叙其事、系之銘曰」

有盗自南警我、　大邦、我　王于藩以国受鋒、屹々北原、狼飽穴壕、有蠆者従、血口胥里吞、済毒以兇、士也揚々、俊群攸同、兵義莫利不」屠戈弓、既莫我衝、武夫鼓呼、山摧海洶、師征孔蠡、厥醜崩恟、協底　帝罰、匪私我忠、爾蚕我農、　大君曰咨、"孰尚女功"　贈」官命祠、光恵終始、士風其烈、臨溟之厓、有石斧嵓、刻之誦祠、用胝無窮

崇禎甲申後六十五年十月　　日立

上引見流涕、贈鵬壽司憲府監察、賜配天秩朝散、時監察使恕文孚不稟節度、功声、出已聞奏、率以誣[illegible]、以故賞不行久之、

顯宗時監察使閔鼎重・北評事李端夏、聽於父老以実聞、於是如　贈文孚贊成、[illegible]余人　贈官有差、又建祠鏡[illegible]城之漁郎里、祀同事諸人　賜額曰彰烈、今　上庚[illegible]評事、既与義旅之子孫、訪問前故、得事蹟為詳、慨然想諸公之風、又嘗路所謂浦者、観其営壘、戦陣之所、徘徊指顧、為之咨嗟、而不能去、聞語其長老曰"[illegible]矣、三京覆而八路壊、請公出萬死一生、提孤軍摧勁寇、使我国家、興　王旧知祖、而辺塞之人、興於聽聞、勧於忠義者、又誰之力也、幸州・延安俱有碑碣、[illegible]東西者瞻式、以関北」之功之盛、而独闕焉、庸非諸君之恥歟"咸応曰"然惟[illegible]命之"遂伐石鳩材、以人来請文、辞非其人、又来曰"斯役也公実首議、不得命乃叙其事、系之銘曰」

有盗自南警我、　大邦、我　王干蕩以国受鋒、屹々北原、狼鴟穴壕、有蠢者従、血口膏里呑、済毒以兇、士也揭々、俊群攸同、兵義莫利不」屠戈弓、既莫我衝、武夫鼓呼、山摧海洶、師征孔赫、厥醜崩恟、協底　帝罰、匪私我忠、闔蚕我農、　大君曰咨、"孰尚女功"　贈」官命祠、光恵終始、士風其烈、臨溟之厓、有石斑[illegible]、刻之誦祠、用胝無窮

崇禎甲申後六十五年十月　日立

朝鮮民主主義人民共和国の電力問題について

金宜相

はじめに
1、軽水炉、電力供給の経緯
2、朝鮮民主主義人民共和国の電力現状
3、開城工業団地
4、電力プラント建設には
おわりに

はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下、共和国）は外交問題として核問題、朝鮮半島統一問題、朝米国交樹立や日本との歴史的な補償問題などの交渉を行ってきた。その中で、重要な課題として電力問題が挙げられてきた。共和国では電力不足の問題を抱えている。この論文では、電力問題解決のためにどのような方法が考えられるかをテーマに論じていく。1では共和国の電力問題の中心である軽水炉の歴史的経緯、問題点について論じる。2では朝鮮民主主義人民共和国の最近の電力事情について述べる。3では、現在開発の進んでいる開城工業団地の成立経緯、現在の状況、進む南北経済交流について論ずる。4では実際に東アジアで行われている電力プラント建設の方法、問題点、課題点から、共和国に新たな発電施設を建設するにはどのようにすればいいのかを探っていく。

1、軽水炉、電力供給の経緯

（1）歴史経緯

1974年　IAEA（国際原子力機関）に加盟する。
1985年　NPT（核拡散防止条約）に加盟する。
1989年　米仏の偵察衛星が寧辺地区でプルトニウムの再処理施設らしいものを発見

1992年　朝鮮半島の非核化に関する共同宣言に調印する。
1993年　NPTからの脱退を宣言する。
1994年　IAEAからの脱退を宣言する。

金日成主席とカーター元大統領との会談が行われる。
10月21日朝米枠組み合意を行う。
1995年　KEDO（朝鮮半島エネルギー開発機構）設立。
－重油供給が遅れる、停止するなどの問題が起こる－
2002年　軽水炉本体の基礎工事着工

（2）軽水炉建設の問題点

軽水炉建設は共和国にとって電力不足解消のための重要な解決策である。しかし、軽水炉から核兵器開発、製造に結びすくなど多くの問題点を含む。軽水炉建設は共和国一国の問題でなく、国内的な問題へと発展している。国際的な核兵器不拡散という主張と共和国の主権としての原子力発電所計画という二つの相反する主張がぶつかり合っている。1994年朝米枠組み合意が結ばれてから、米国側の燃料提供不履行、共和国の核兵器開発再開など現在に至って、ますます混迷を極める状況となっている。この論文では、軽水炉という原子力発電ではなく、火力発電の建設に焦点を当てて論じる。

2、朝鮮民主主義人民共和国の電力現状

（1）朝鮮民主主義人民共和国の電力建設経緯

共和国は、山岳地帯が多く水資源が豊富なことから水力発電施設が建設されてきた。しかし、降水量の変化、自然条件の変化によりエネルギー源としては不安定なことから火力発電所建設に力を入れてきた。火力発電は自国資源である無煙炭を利用している。現在は水力、火力半々の割合で運営されている。1980年代までは、積極的に発電施設を建設してきたが、1990年代になってからは、資金、資材不足で電力施設の建設は停滞気味である。

（2）現在の主な電力施設

水力発電施設

鴨緑江に建設されている水豊ダム発電所が70万キロワットと共和国の水力発電施設としては最大の発電力を誇る。水豊、雲峰、太平湾、津源の4ヵ所の水力発電所は中国と共同で管理・運営され電力も分け合っている。これらの発電所は中国の設備更新やメンテナンスが行われ、共和国側の負担分は共和国側の電力で支払う形になっている。90年代後半に入ってからは、大型の電力施設建設は行わず、建設費用も少なく、建設期間も短い1万キロワット以下の中小型発電所の建設を行っている。これらは地方の小規模工場や家庭用に利用されている。

火力発電所

共和国最大の発電所が160キロワットの発電力を持つ北倉火力発電所である。首都平壌には平壌火力発電所しか稼動していなかったが、数年前建

設された東平壌発電所の稼動に伴い安定した電力供給を行えるようになった。90年代中ごろからは、新規の火力発電所の建設より、既存の発電所の設備補修に力を入れている。また、安州地区では、石炭地下ガス化実験を行い、これを燃料とする火力発電所の建設も計画されている。

3、開城工業団地

（1） 南北の経済協力経緯

南北の経済協力の初めは、1992 年南浦工業団地に設立した民族産業総会社が最初とされる。これから、2003 年度末までに、経済協力事業者として56件が承認され、うち27件が推進されている。このうち事業として推進されているのは、1997 年に始まった軽水炉建設事業や金剛山観光事業、医薬品製造、水産養殖、通信関係などである。現代グループが中心となって1998年11月から始まった金剛山観光開発事業は著しい成果を挙げている。金剛山観光開発事業のうち最も目立ったものが、金剛山観光ツアーである。南の韓国からの観光客は2005年6月6日には100万人を超え、民間人の交流事業として大きな役割を果たしている。

（2） 開城工業団地概要

開城工業団地は、2002 年ごろから現代グループと韓国土地公社が取り組んでいる事業である。2003年6月から第1期として100万坪の造成工事が行われている。造成工事は、2004年7月に完成している。2004年6月4日に平壌で開催された第9回南北経済協力推進委員会では、南北間連結鉄道の開通や韓国側が中心となって運営する開城工業団地管理機構の発足、韓国電力公社から同団地入居企業への電力供給、韓国側技術者が技術指導のために一定期間共和国に滞在することを保障することで合意した。

開城工業団地は平壌の南にあり、韓国から最も近い開城地域の2,000万坪の土地に、2012 年までに大規模工業団地を建設しようとする構想で、工事は3段階で進められている。まず、最初は100万坪の土地造成を行い、2007 年までに 8 万人の雇用を見込んでいる。現在、韓国からアパレルや電子部品メーカーなど 15 社の進出が決まっている。また、取引が円滑に進むように団地内に2004年末にウリ銀行の支店がオープンした。

開城工業団地に入居する企業にとっては人件費が月額6,000ウォンと中国よりも安いことに加え、韓国の 12 分の 1 という原材料費の安さ、韓国電力公社から安定的に電力が供給されるなど経済的メリットが大きい。共和国は言葉の壁もなく、労働水準も高いことから技術移転にかかる時間も中国よりも少なくてすむ。」

（3） 現在の南北協力事業

共和国にとって韓国は中国に次ぐ第2位の貿易相手国である。2005年8

月の南北貿易額は1億975万ドル（前年同月比85%増）である。また、民間主体の一般貿易が1871万ドル（前年同月比152%増）と全体の2割を占める。このうち約9割は韓国で評判の野菜や海産物など共和国側の輸出である。

経済交流は韓国から共和国への委託加工方式が主流であったが、現在では、合弁会社を設立するようになり、南北双方の経済発展に重心が移ってきている。合弁会社第1号は衣類など繊維製品生産の「平壌大麻紡織」である。南北がそれぞれ資本金500万ドルを投資し、韓国企業の安東大麻紡織が経営を行う。2005年10月1日に平壌で創業式を開催した。同社は既に技術管理職員を10人平壌に常駐させており、本工場の建設が完成すれば、約300人から2,200人程度まで共和国側の雇用を増加させることができる。

4、電力プラント建設には

この論文では、発電施設建設を進めるための方法としてIPP（独立系発電事業者）を例に挙げる。IPPとは民間の発電プロジェクトを利用することである。近年、東アジアをはじめとする途上国は急速な経済発展を遂げてきた。そして、重工業、生活水準の上昇とともに電力需要も伸びてきた。急速な経済発展と増大する電力重要を満たすだけの発電設備を自国だけでまかなう事ができなくなっていった。資金面、設備面で自国以外の民間の発電事業者や発電プロジェクトを導入するに至った。このIPP導入で成功や失敗などさまざまな結果が現れた。IPPを導入した東アジア各国と同様に電力の市場原理をそのまま共和国に導入することは不可能である。しかし、共和国に合った部分的導入の仕方もあると考えられる。ここでは、IPPの基本的な方法からよい部分などを参考に検証していく。

（1）方法

1、法制度の整備

外国の民間資本、企業を国有の電力事業に参入させるための法制度作りが必要となる。国有電力施設のその後の位置づけ、発電、送電、卸売りなどさまざまな事業を分割することである程度新規事業者が参入しやすい制度を整える。新規参入企業についての税制面での優遇などが考えられる。

2、市場の自由化

市場を開放することで民間の競争原理を加速させ受入国のコストを軽減させる。発電事業者と小売事業者の電力売買の市場を開けたものにすることにより、国全体の電力料金を下げる。

3、設備建設、資金面での契約

電力プラントを建設するため土地を確保すること、その土地の所有権、土地利用に当たっての制限、税制面などを整える必要がある。また、設備建設資金をどちらが負担するのか、その設備の所有者、設備のメンテナンス、将来の設備売却の問題など多くの課題をクリアして契約を行わなけれ

ばならない。

（2）リスク

1、プロジェクトリスク

発電所の品質、納期、コストなどの工事完工リスク、運転、メンテナンスの運転・保守リスク、燃料調達リスク、プロジェクト完了までの資金調達リスク、海外の人材を登用、管理することへのマネジメントリスクが考えられる。

2、政治的リスク

現地通貨の価値変動、国際為替相場に伴う通貨リスク、政府側介入、戦争、地域紛争に対する政治的リスクが考えられる。

3、市場リスク

需要変動に伴う販売リスク、競合企業の参入による売り上げ減少などの競合リスク

4、法的リスク

法制度未発達のために業務に支障が出てくる法的リスク

5、その他のリスク

国際的環境規制の高まりによる設備のコスト増などの環境リスク、国際的な経済不況による新規参入業者などへの影響などが考えられる。

（3）受入国である共和国の課題

共和国は社会主義体制であるため、民間の企業参入は大きく制限される。また、国内の企業と海外企業の競争力では著しい差があり、法整備などを整えない上で海外の民間企業を認めると国内産業の衰退にもつながる。また、社会主義国であるため公共料金は存在せず電気料金の扱いなどで参入業者の経済的メリットを損ねる。また、政治的な問題点を挙げると、アメリカとの対立関係から海外企業は用意に参入できない、海外企業から見て政治的な不安定要素の大きい国に参入することへの戸惑いなどがある。また、電力開発という長期のプロジェクトを行う上で、経済的なリスクをどこまで抑えられるかが課題である。

（4）実行に向けて

1、韓国企業との合同事業

電力事業は国の重要な産業であるため多くの国、大部分の発電量を他国の民間企業に頼ることはできない。韓国は同じ民族であるため参入を緩和するに至って人民などの了解が得られやすい。また、韓国企業であってもある程度の参入規制、制限を加える必要がある。韓国企業の参入を認める上で、技術移転が行われ、共和国の今後の発電施設建設の技術の蓄積などの面で大きなメリットを生む。

2、開城工業地域での発電

韓国企業にとってこれからますます企業の進出を行っていくにあたり、

開城工業団地での電力需要はさらなる高まりを見せる。今後、韓国からの電力供給だけでは不足することが予想される。韓国企業が開城工業団地に発電施設を建設することは、韓国から電力を供給するより送電コスト、変電コスト、発電コスト削減などさまざまなメリットがある。また、電力コスト削減、電力供給の安定によりますます企業進出が増加し、韓国、共和国双方の経済の発展に結びつく。また、発電により余った電力を他の地域に供給することで共和国側の電力不足解消にも一役を買うこととなる。

3、統一に向けて

朝鮮民族の大きな目標として統一がある。開城工業団地への韓国企業の進出、共和国企業との合弁会社など現在ますます経済協力の動きが活発である。経済的な面からの統一事業は急速に発展している。電力事業という長期的な、政治的、経済的リスクが高い事業を行うことは容易ではない。しかし、統一へ向かう南北が共同で行うことで将来のリスクを軽減することが可能であると考えられる。

おわりに

共和国では現在軽水炉問題で多国間協議を行っている。共和国にとって原子力発電は電力不足解消のためのひとつの方法である。しかし、国際的政治問題を抱えるため実施には多くの課題をクリアしなければならず、長期に渡って問題を解決する必要がある。一方で、韓国との南北交流は政府間、民間レベルでも活発であり、経済交流は開城工業団地をはじめとする地域でますます盛んに行われている。南北の統一への動きは急速に進んでいる。この論文では、昨今の共和国の軽水炉という問題と共和国の電力不足という課題と経済交流から統一への展望という3つに焦点を当てて考察を深めた。今後、南北は協力して統一事業を行っていくべきである。電力は両国家が動きださなければ解決しない課題である。朝鮮半島の南北はお互いの生活面での向上のために共和国において共同で発電施設建設、運営を行う必要があると考える。発電事業という極めてリスクの高い事業だが、なおさらお互いが協力しリスクを共同で抱え統一への一歩として行うべきだと考える。

参考文献

「ARC レポート　2004　北朝鮮」編者発行　財団法人世界経済情報サービス（ワイス）

「ARC レポート　2004　韓国」編者発行　財団法人世界経済情報サービス（ワイス）

編著者　矢島正之　「世界の電力ビックバン」　発行所　東洋経済新報社　2002年2月16日　第2刷発行

著者　石黒正康　野村宗訓　「変貌するアジアの電力市場　－アセアン諸国の電力構造改革の行方－」　発行所　社団法人日本電気協会新聞部

2004年6月20日　1版1刷発行
編者　五十嵐暁朗　佐々木寛　高原明夫　「平和・コミュニティー業書
東アジア安全保障の新展開」　発行所　明石書店　2004年4月30日初版
第一刷発行
日本経済新聞　朝刊　2005年10月10日
参考URL
http://www.kedo.org/

留学同京都滋賀支部
立命館大学経営学部3回生
金宜相
ba045035@ba.ritsumei.ac.jp

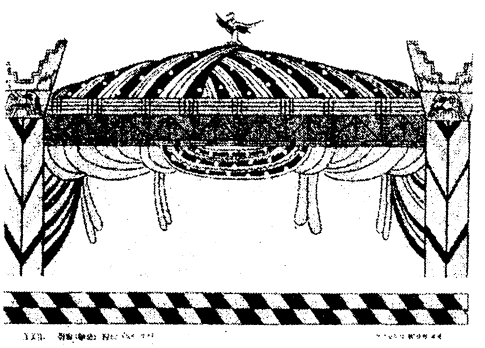

在日コリアン二世たちの高齢生活に対する意識と今後の高齢者福祉事業の可能性

孫　智子

目次

1．研究の動機・意義
1）エルファでのボランティア活動を通して
2．このテーマに関する学説史や基礎知識
1）．一世に応じた福祉事業の現状
3．分析と考察
1）．在日色の強い福祉事業は生き残るのか
（1）．エスニシティの多種多様化する団魂の世代の二世たち
2）．在日に対する福祉事業サービスの現状からみるネットワークの第一歩
（1）京都市における外国籍市民施策懇話会
（2）行政における地域福祉アクションプラン
（3）新しいネットワークづくり　ハナ
．3）三，四世の人材育成
4．結論

1．研究の動機・意義

1）NPO法人京都コリアン生活センター「エルファ」を通して

「座っていちゃだめ、自分がしなきゃ誰がする。」エルファ理事長、鄭禧淳の言葉である。彼女が教えてくれた隣の人のために自分にできる一歩が何かを知るという事は自分にとってはエルファのボランティアを通して在日コリアンのルーツを知ることだった。（以下から日本にいるコリアンを在日と定義する）エルファで見つけたこと、なりよりも祖先のなかで今を生きる一番古い方々、一世たちから学んだものはココロに深くとどまるものがある。それは強いひとはとてもあったかい人なのだということである。鄭禧淳が言うとおり、まさしく生きる知恵袋だった。私が来たら「よう来たな」って手を暖めてくれ、自分の分のお菓子をくれ、歌いたい時は思いきり自分のペースで歌い、勝負となれば年寄りだからって気を抜くなんてとんでもない。ハルモニ・ハラボジたちは自分自身にウソなく生きシンプルに自然にやってのける。それほど強いということだった。しかしそんな一世が抱えている高齢化にともなう問題は深刻でそれに向けての対策が二世の力でなされようとしている。そして二世の約 50 歳以上の人があと数十年で介護の対象者となる。その現実は在日高齢者福祉事業がどうなるのか議論されなければならない

時代に入ったということを示唆してはいないだろうか。本論では、在日高齢者福祉事業の現状を述べた上で、15年後に予想される二世の高齢者介護に対する意義を論じ、三，四世の特徴を述べ上でそれを担う三，四世のあり方を模索する。

2. このテーマに関する学説や基礎知識

1) 一世に応じた高齢者福祉事業の現状

日本は1994年ついに高齢化社会から、高齢社会に移った。2003年10月1日現在で日本全体の高齢化率は19.0%（『厚生白書』）である。それに比例して、在日朝鮮人も急速に高齢化が進んでいる。2003年末、外国人登録者の32.1%を占める在日の高齢化率は13.7%（『在留外国人統計』2004）になった。しかし日本社会はいまだ、外国人に対しては閉鎖的である。その一例として、いつまでも対象が「日本人」である福祉サービスは顕著に表れている。日本の老人ホームで在日一世が乗り越えられない3つの壁があるといわれている。1つめは、コミュニケーション、文化、習慣の違いから、老人介護施設に馴染めないケースだ。連続フォーラム「チョゴリときもの」で在日一世にも対応できるケースワーカー、叶が日本の福祉施設は一世が充分なコミュニケーションや文化理解を含むケアを受けられる体制が整っていない傾向がある[1]と指摘したように認知症が進むと幼いときに慣れ親しんだウリマルが日本語と混ざった形で出てきて、本人もどちらを喋っているのか理解していない場合があり、スタッフが、一世たちの言っていることが理解できず一世が居心地の悪さを感じてしまう問題がおきている。文化や習慣の違いでいえば、食事、遊び、価値観や発想の違いも要因だと言える。2つめは識字率の低さからくる社会福祉制度の認知度の低さが問題といわれている。市が相談窓口を設置したとしてもパンフレットが読めない一世にとっては、なにもないのと同じなのだ。3つめは、経済的問題だ。国民年金がもらえない一世にとっては介護サービスの料金は高く、受けたくても受けられないケースがある。こうした一世に対する経済的問題に深く関わる在日朝鮮人運動が現在進行中の京都と大阪で起こされている障害年金と老齢年金訴訟である。ここでは老齢年金について取り上げることにする。金宣吉は「2003年11月13日、在日コリアン無年金高齢者6名が原告となり、法務大臣を被告として一人あたり1500万円の慰謝料請求訴訟を起こした。（中略）これらの裁判がいままでの在日コリアン年金訴訟と違うところは、原告たちが集団で裁判を起こしていることにある。無年金の立場にある人が連帯してこの問題を訴えるようになったのは、当事者、弁護団、支援組織の努力によるものが大きいと思うが、当事者たちが泣き寝入りすることなく合同で問題を訴えはじめたことが、今後、どのような判断を生むのかが注目される」[2]としこれまでとは違った判決の可能性を信じ、粘り強く戦っている。

次に具体的な形として 1988 年に「社会福祉法人こころの家族」として認可され、翌年 11 月には特別養護老人ホームとなった「故郷の家」が初めの在日高齢者福祉事業所である。1997 年介護保険法が公布され、2000 年 4 月 1 日介護保険法施行を前に、「日本人だけが対象」の介護サービスで在日一世が抱えている問題を目のあたりにし、今までの日本人だけを対象とした介護制度では自分たちの世代が介護を受けるころには十分なサービスを受けられないという危機感から二世たちが中心となってここ数年で在日高齢者のための福祉事業が展開された[3]。

2003 年の時点で、全国に在日コリアン高齢者向け福祉サービス事業所は約 36 ヶ所に展開されている[4]。

その中のひとつ、2000 年 4 月 1 からウリ式の介護をスタートさせた京都市の NPO 法人京都コリアン生活センター「エルファ」では、一世たちに合わせた様々な工夫がなされている。エルファでは介護をするにあたってふるさとの「友」「歌」「食事」「遊び」「環境」があるという 5 つのテーマを決め、きめ細かいサービスを心がけている。例えばエルファのハルモニたちにとって、朝のレクリエーションの時間は、何よりも楽しいものだ。エルファの歌やアリランを歌い、文化祭、運動会の練習など、学校で取り組むような遊びをしたり歌を歌ったりする。そしてお昼は、コリアン料理が振舞われる。お昼を過ぎたら、昼寝やおしゃべり、ぬりえや絵描きと自由な時間が持たれる。それぞれおもいのままだ。そして帰宅 30 分前、必ず始まる恒例行事は踊りと歌だ。このようにして、エルファではハルモニ・ハラボジが安心してくつろげて、楽しめる場所を提供している。このような事業所は二世を中心に、設立から運営に至るまでをコストの問題や事業所の少ないことなどの問題を抱えながら、すこしでも在日一世の大部分にこうしたケアが行われるようにと努力がなされている。しかしあと 15 年後、対象者の主流が一世から彼らの世代に移行されるという危機感も感じて抱いているのも本音ではないだろうか。

3. 分析と考察

1). 在日色の強い福祉事業は生き残るのか

(1) エスニシティの多種多様化する団魂の世代の二世たち

現在、言語の問題・文化の問題・識字率問題・経済的問題を抱えた在日一世たちのケアは誰がみてもその必要性は伺えるだろう。しかし、15 年後、介護の対象が一世から二世に移る時、果たしてこの事業のニーズは保たれているのだろうか。そして二世が満足できるような介護の姿は存在するのだろうか。日本で生まれてポストコロニアルに生きる二世は言語の壁もないし、一世と比べれば日本の文化や日本人の中に入って過ごすことも慣れているであろうし、ほとんどの者が教育を受け、経済的にも余裕がでてきている。しかし一世たちが抱えている問題のほとんどをクリアした二世も

また、在日高齢者福祉事業を必要とし、しかも更なるサービスの量を求めてくるのではないか。大きな要因として、第一に自らが朝鮮人だという意識を強く持ちつつもそのレベルや形態が多種多様化していることが挙げられる。戴が「戦後は、日本社会は均質な「日本人」だけで成り立つ、とういう単一民族論が優勢になった。(中略)「日本人」の自己の内部にある「アジア」は、「残りのアジア」の指導者としてのみその姿をあらわすか、忘れられるべきものとして隠蔽される。日本国に在住する日本人以外のアジア人は、これらの理論の下で、存在を認められた上で軽蔑されるか、存在を否定されるかしてきた」[5]と指摘するように戦後の日本は一貫して抑圧することをやめなかったといえる。

戦後の「民主教育」にもかかわらず、朝鮮やアジアへの軽蔑観は隠蔽な形で時代をついで継承され、また在日その他異質なものにたいする排外的政策が一貫して堅持された。事実多くの場合、指紋押捺制度やきびしい出入国管理、陰湿な職業差別、その他諸々の差別のすべて、「外国人だから仕方がない」という歴史を忘却した勝手な解釈で自己納得されがちであった。一九四五年八月から六五年の日韓基本条約の締結までは、在日はこうして基本的には、ほとんど戦前の植民地主義的暴力の延長線上において処遇されたといえる。日本の知的枠組みからしても、戦後二十年間、差別問題は階級や近代化といった枠組みで考えられ、とくに民族差別の問題は国家間の問題として放置される傾向にあった[6]。

要するに、在日に対する日本社会が作り出す「他者化」は理不尽な制度を在日に押し付ける形で残り、二世はその影響をもろに受けた世代だといえる。日本で生まれた二世のエスニックアイデンティティは一世とは全く異なるものとして存在した。この制度からくる間接的で綿密になり「誰が何をした」という部分が見えなくなった抑圧は、二世をより複雑にさせた。状況や、時代によって変わり、祖国に近い自分、本国と切り離した自分、あるいは、自己の民族の反感もつ自分、日本に反感を持つ自分とその形態は混ざり合ってひとりのなかに複数生きていたのではないだろうか。それに比例し二世は全体的にみても一世に比べ、考え方や生活のレベルが分散したといえる。しかしどんな形であるにしろコリアンの一面を忘れることのできない二世は老後、コリアン色の強い場所にやすらぎを見出す者が多いのではないかと考えられる。

第二に人口の問題である。李の 5 歳ごとの年齢階級別「「韓国・朝鮮」国籍(出身地)の年齢・性別分布(1999 年末)」[7]によると 20 歳から 55 歳の各世代が 4 万人を超え圧倒的に 2 万人より少ない 70 歳から 80 歳以上の各世代より多いことが分かる。15 年後には介護を受ける対象者となる 50 歳世代だけをみても 5 万人を超える。つまり事業所数の増加やより様々な二世に対応可能なサービスが要求されるという可能性がある。

以上の二点から在日色の強い福祉事業は生き残り、さらなる成長を遂げる可能性があるといえる。

2) 在日高齢者福祉事業サービスの現状からみるネットワークの第一歩

現在、予想される問題をより速やかに対処できるような体制づくりが着々と進められている。以前までバラバラに活動してきた総連や民団、そして在日と日本人をつなぐ新しいネットワークづくりである。在日高齢者福祉事業以外の分野ではその第一歩といえよう動きがみられる。朴は朝日新聞1994年11月4日に掲載された「本名で日本の高校に通学している在日韓国人生徒への差別電話に対する総連と民団との協同行動」に対し「総連も民団もこの日本で、朝鮮人として堂々と生きようとする学生を卑劣な差別電話から守るため共同行動をとることが同胞に対する組織的責務であり、相互の立場の相違を乗り越え在日の尊厳ある生存のためには共同で行動する必要がある、と考えたのであった」[8]とし総連と民団が一緒になって問題に立ち向かうという動きや、在日と日本人とのつながりでいえば1988年に開館した神奈川県川崎市の「ふれあい館」があり文化交流イベント、児童を対象とした文化行事、朝鮮半島や在日に関する講座が開かれているというように既にこの試みは動き出している。そしてそれは在日高齢者福祉事業の分野においても例外ではなくなってきている。現在進行しているネットワーク作りは以下のようなものがある。

(1) 京都市における外国籍市民施策懇話会

ひとつめに新しいネットワークを活かして問題解決を図ろうとする取り組みが京都市における外国籍市民施策懇話会でエルファがとった方法である。エルファでは事業所としての役割だけでなく、さらに進んだ取り組みとして市の職員をエルファに訪問してもらい、問題を実際に見てもらった上で、懇話会を用いて一世がより適切な介護を受けられる運動を行っている。しかしこれは現場のものだけが働いていたのでは円滑に動かない。エルファでは市へ訴える前に、総連・民団両方の協力をあおり、そのネットワークを固めた上で市に訴えたのだ。在日の機関が横に並んでいっせいに動くことで市が見つけうる抜け道をなくすためだ。

京都市ではあらゆる外国人の問題解決の糸口として、京都市外国籍市民施策懇話会が年に4回開かれる。その2004年度4回会議で外国籍市民の高齢者福祉問題がピックアップされた。会議のポイントは外国人高齢者が民生委員や老人福祉委員とのコミュニケーションをうまく図れないこと、年金や介護保険通知内容が理解できず適切に受けられていないことである。民生委員とは厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの担当地域において、関係機関・団体やボランティアの方と協力しながら、福祉に関する相談・援助活動を行っている仕事で国籍要件の資格が必要となる。老人福祉委員とは、主にひとり暮らしの高齢者を訪問し、安否確認や話し相手となっていただくため、現在1200人の方を市長が委嘱している国籍要件の資格が要らない仕事である。国籍条項を要せねばならない民生委員も議論する必要があるが国籍条項を要する必要のない老人福祉委員にひとりの外

国人も存在しないのはなぜなのか。在日が全体外国人の約68%を占める京都市（平成15年末現在都道府県別・国籍（出身地）別外国人登録者数）では国籍条項に関係のない老人福祉委員なら在日が30人ほどいてもいいはずである。にもかかわらず、それがいないということは、先に出たニュースレターが「(前略) 現在1200人の方を民生児童委員協議会の推薦を受けて市長が委嘱しています。」と記載しているように国籍条項の有無によって選ばれた民生委員が老人福祉委員を選定していたという盲点があった[8]。今回エルファでは総連・民団と協同でその落とし穴に焦点をあてドリル方式でえぐったのだ。

(2) 行政における地域福祉アクションプラン

ふたつめとして、2004年から始動し始めた大阪市生野区、生野区社協と住民が協働して策定する地域福祉アクションプランがある。大きな特徴として、高齢者部会、在日韓国朝鮮人・外国籍住民部会、障害者部会、こども部会、女性部会の5つの作業部会、いわゆる縦割りのグループの会議と5つの作業部会が集まって情報を交換し合う横割りの会議、座談会が設けられること、身近で実情に合わせたプラン作りのために、各校区で話し合いを進めようとしていること、区全体の人口が141,295人（平成13年10月1日現在住民基本台帳人口）で、そのうち約25%である韓国・朝鮮人は34.950人（外国人登録人口平成13年3月末現在）である特色に合わせて部会の中に在日部会があること、最後に部会の参加者は行政だけでなく市民や社会福祉事業者、NPOの関係者が募っていることが挙げられる。[9]そのうちのひとつ高齢者部会では、在日高齢者の問題についての議論も行われている。例えば、無年金問題、老人憩いの場での在日外国人向けの催しはできないのか、在日外国人向けの食事サービス、デイサービスの充実にむけての問題などである。2005年11月現在、草案のまとめがなされており、来年の2月に計画草案の決定、3月にパブリックコメントを得て、4月に生野区アクションプラン策定される予定である[10]。

(3) 新しいネットワークづくり　ハナ

こうしたあらゆる地域で起きている問題を集め交流の場を盛んにさせるネットワークの新しい形として「ハナ」2004年6月26日に結成された。おもに日本人と同じように介護保険料を払う一世のために生活実態や民族特性を考慮した在日高齢者社会福祉サービスの提供を目指すのが目的で、特徴として在日高齢者のための事業経験者や在日高齢者についての在日・日本人を含む知識人が呼びかけ人となり情報を共有する場をさかんにする。会員の交流会・研修会、啓発目的の講演会・シンポジウム開催、図書・資料・会報の発刊などである。こうしたネットワークの強化という試みは分散化し増大する二世の介護の時代においても大きな役割を果たすだろうと考えられる[11]。

3) 三，四世の人材育成

この新しい在日高齢者福祉ネットワークの強さを未来につながるものにするため、三，四世の人材育成があるのではなかろうか。三，四世の若い世代は二世よりもさらに分散が拡大したといえよう。しかし、今こそ、それぞれのタイプがつながるネットワーク網が必要だといえる。横のつながりを強化することで、より効果的に縦のつながり、一世や二世とのネットワーク、例えば在日高齢者福祉ネットワークづくりに役立つ人材が増加するのではないだろうか。若い世代の在日のアイデンティティ構築のタイプについて福岡は興味深い見解を示している。[12]福岡は「混沌たる現実を可能な限り単純化している」と述べた上で、若い世代の在日の生き方選択を 5 つのタイプに分類した。一つ目は、「共生志向」タイプで朝鮮人でも日本人でもなく在日として日本社会で差別なく「共に生きられる」社会を目指し、自分の生まれ育った地域に根ざし、自分の身のまわりから社会を変えていこうとする志向が強く [12]p.90、「自分のヨリドコロを「祖国」に求めるのでもなく、かといって日本という国に一体化しようとするわけでもない」[12] p.91。彼らは母国語を喋れないことや、民族文化を充分に教えられていなくても、それは生活史の中で与えられてきた条件なのだからと解釈する。例えば市民運動のネットワーク組織『民闘連』のメンバーが挙げられる。[12]p.91。二つ目は「祖国志向」タイプで彼らの考える日本での立場は「在外公民」であり、その権利を侵そうとする日本政府に対して自らの生活・組織を守ろうとする傾向が強い。総連系の民族学校を卒業した者が多く、日本社会での民族差別の対応に関しても同胞のネットワークを活用して解決しようとする。日本に住んでいてもあくまで彼らのモデルは「祖国の朝鮮人」なのだ [12]p.92, 93, 94。三つ目は、「個人志向」タイプで自らの民族性でアイデンティティを構築する考えはなく、業績主義において個人評価を求め、「個人的成功」の追求することで自己実現を目指す。例えばアメリカなどへ留学していく若者たち、‘一流企業’への就職を目指す若者たちに見られる。[12] p.95, 100。四つ目は、「帰化志向」タイプで家族以外の周りの多くは日本人であり、かなり大きくなるまで自分が‘日本人ではない’事を知らなかった者が多い。彼らは在日朝鮮人として生きることの「違和感」をまわりの日本人に適応することで解消しようとする [12] p.97。五つ目に「同胞志向」タイプで「共生志向」と「祖国志向」との中間に位置づいており、彼らの目的は在日同胞のための「護益擁護」や「処遇改善」で‘母国としての韓国’‘自分の住む国としての日本’の両方に愛着を持つ [12] p.98, 99。しかし、著者はこの分類は個人によってタイプが重なっている場合が多く、その原因にそれぞれの葛藤の度合いにより移民の子孫である在日の若者は多かれ少なかれ、日本文化を自然に身につけている部分「同化された自己」、なにかしら日本と違う民族的なものを身につけている部分「異化された自己」が同時に存在していると分析し、最後に両者の比重の違いは個人の生活のなかで日本人の韓国・朝鮮人

にたいするマイナスのイメージ、‘強力な磁場’が影響していると記している。以上の著者の考察を踏まえ付け加えられる点は三，四世の時代はより日本社会が欧米の文化に影響を受けているため、二世までには稀であった民族性によって自らを見出すことをしようとしない「個人志向」タイプが増えたことである。この新しい「個人志向」タイプも加わり「共生志向」、「祖国志向」、「帰化志向」、「同胞志向」間で、もっと意識的に交り合い、お互いの考えを共有したり受け入れたりできる若者が増えればより新しいカタチで在日としての役割を見出せるのではないか。その役割のひとつに先ほども述べた在日高齢者福祉ネットワーク強化のための人材である。しかしどのようにすれば三、四世が持続的に問題にアンテナをはっていられるか。それは共振意識の強化がなされるべきである。つまりいかに個がその問題とつながっているという感覚で、行動できるかに焦点をおいた人材育成が必要ということである。つまり、核となるのは意識の部分なのだ。

ひとつの方法として三，四世が一世と二世の背中を忠実に見ることができるのではないか。そしてその前進の影には朴が指摘する「在日朝鮮人が祖国の分断状況に大きく影響を受けて、あるいは在日本朝鮮人総連合会に加わり、あるいは在日本大韓民国民団の一員となり、あるいは中立を標榜するといった、現在存在している、分裂に起因する非難や中傷、反目など負となる客観的状況」[13]や「従来の「在日」という同じ条件下における同族相互間の対立・反日自体が生み出している悲しむべきエネルギーの消耗」[13]という「分断の世紀」があったこともしっかり学びとらなくてはならない。負の側面をしっかり見つめなければ、正の側面、一世を助けるためにこんなに二世が長い間地道に努力を積み重ねてきたことが理解できないであろう。二世たちが築いた小さな試みから、ネットワークを張るまでに至った大仕事を今一度、再確認すべきである。人間はひとりでは生きられない。となりがいて共振しあって、たまに助け合って、また上のひとからも引っ張ってもらい下のものを支えているから今の自分が存在する、その意味ではまさに二世が作り上げたネットワークそのものなのだ。この長く続く先人たちの持続的な活動の中における事業所やネットワークというカタチあるものとともに学ぶべきものは彼らの努力・根性・熱意・知恵・一世に向けるリスペクトという目には見えないものであろう。そして将来どんなかたちであったとしてもその体験を長いスパンで活かしていく工夫が大切だ。そのスタイルづくりはおのおののセンスにかかる。

ではどのようにセンスを見出せばよいか、具体的になにをすればよいか、大学生にできることはなんだろうか。例えば「活かす」という観点から見て実質に大きなレベルでなされている取り組みは 2005 年から開講された朝鮮大学校の生活科学科福祉コースであろう。これは10年後、5人中1人が高齢者という在日社会に対応できる福祉サービス施設を 30 ヶ所増やす計画を進めるにあたり介護福祉士、数 10 名とホームヘルパー、数 100 人の育成が必要だと懸念される中、NHK 通信教育を受け介護福祉士受験資格の取得とともに、「同胞福祉問題特講」と生活科学科の共通科目である「在日朝鮮人問題」を受講し、日本の高校卒業者のためには特別な朝鮮語のクラスを設けウリ福祉専門家を育てる画期的

なコースである[14]。

では個人レベルではなにができるのか。それはまさに先人から学ぶべき、ネットワークの在り方ではなかろうか。わたしたちにも、あらゆる場面で「伝える」「つながる」ことができるはずだ。大学の授業のプレゼンテーションで在日を知らない日本人や留学生に自分たちの存在をアプローチしたり近くにある在日高齢者福祉事業所に足を運んだり案外、身近なことは周りを見渡せばたくさん転がっているとくに在日のことに関すれば、マイノリティだけに見つけやすい。すぐそこに、事業所があり、その事業所が総連・民団と手を取り合って市と話し合いの場を持つ懇話会があり、行政と地域市民の連携プレーといえるアクションプランがあり、それをひとつに集め情報交換する拠点「ハナ」があるのだから。そして提言としてもう一歩踏み出すなら、一世や二世に接して学び取った大学生の立場から高校生というもうひとつ下の世代に伝えることも重要ではないか。高校の時期は人格形成においてなにかと大きくかかわる時期で16〜18歳でそういった現状を、より自分たちに近い先輩に伝えられることはより、リアルに捉えられるであろう。それが切り口となり、一世や二世に興味が芽生えボランティアにつながるかもしれないし、授業の題材として取り入れられるかもしれない。つまり高校生のきっかけ作りに大きな役割を担うことができるのは一つ上の世代に生きる私たちなのではないか。

4. 結論

現在、一世支援と15年後の二世介護にあたってネットワーク強化が進められている。それを確かなものにするためにも、三，四世の人材づくり、どこまで先人が創りあげたものを吸収し活かせるスキルを持つものを育成するかが15年後の大きなターニングポイントになるであろう。その第一歩として私たちが今この場所からでもできることをやっていく、持続的につながることができる私たちなりのスタイルを生み出すということがある。それは個を突き動かし、自らの主体性を気づかしてくれるものである。その大きな見本が二世のネットワークづくりであり、今を強く生きる一世の姿なのだ。一世、二世たちはすでに私たち三世、四世にモーションをかけている。今度はわたしたちがそれに応える番である。それは結局、人材育成の核となる意識を刺激する最大の特効薬といえるのではないか。本論文を作成するにあたり、多くの方にご協力をいただきました。NPO法人京都コリアン生活センターエルファの鄭禧淳氏、朴承進氏、大阪大学大学院医学系研究科文鐘聲氏、九州大学医学部保険学科教員平野（小原）裕子助教授、医療法人同友会共和病院医療福祉課課長洪東基氏に多大な助言をいただきました。ここに、心より感謝の意を表します。

「やさしさの反対は無関心である」　　—マザー・テレサ

引用文献

1)財団法人京都市国際交流協会(1997. 8)『チョゴリときもの』(アジアの風文庫 13) p,173
2)金宣吉(2005)「在日コリアンの国民年金訴訟」『在日マイノリティ高齢者の生活権』p,127. NPO 法人神戸定住外国人支援センター(KFC)
3)金永子(2005)「在日高齢者のための社会福祉サービスの現状」『在日マイノリティ高齢者の生活権』p,93,94. NPO 法人神戸定住外国人支援センター(KFC)
4)金宣吉(2003)『在日コリアン高齢者のためのケアガイドブック』p, 48, 49, 50, 51
神戸定住外国人支援センター(KFC
5)載エイカ(1999)『多文化主義とディアスポラ』明石書店 p,93
6) 尹健次 (2001)『「在日」を考える』平凡社 p,333
7) 李節子 (2001)『在日外国人の人口動態』p,12 在日本大韓民国民団中央本部 21 世紀委員会 くらしづくり部会
8) 朴康弘 (1999)「在日朝鮮人の参政権」『在日朝鮮人 歴史・現状・展望』p,261
京都市総務局国際推進室 (2005)『京都市外国籍市民施策懇話会 ニュースレターNo.20』p, 1
9)「生野区社会福祉協議会」
<http://www.ikuno.kusyakyou.or.jp/top/okachiyamapuran.pdf>
(2005/11/10 アクセス)
10) 生野区地域福祉アクションプラン策定委員会、作業部会、生野区役所、生野区社会福祉協議会 (2005)『生野区地域福祉アクションプラン中間報告書』p,7
11) 在日コリアン高齢者生活支援ネットワーク事務局 (2004)『在日コリアン高齢者生活支援ネットワークハナ 設立総会報告書』p,4
12) 福岡安則 (1993)『在日韓国・朝鮮人 若い世代のアイデンティティ』中公新書 p,90～98
13) 朴鐘鳴 (1999)「朝鮮半島の統一と在日朝鮮人」『在日朝鮮人 歴史・現状・展望』p,320
14)「朝鮮大学校 生活科学科」
<http://www.korea-u.ac.jp/infomation/j_c/main.htm>
(2005/11/10 アクセス

課題論文 京都外国語大学外国語学部英米語学科 4 年
tmk923@hotmail.co.jp

「日本映画のなかの在日朝鮮人」（要約）

近年、『GO』（制作 2001 年）、『血と骨』（制作 2004 年）、『パッチギ！』（制作 2004 年）といった在日朝鮮人を主人公とする映画が興行的にも批評においても高い評価を受けたことが記憶にも新しいように、日本人の在日朝鮮人に対する認識を形成する上で映画がこれまで以上に大きな役割を担ってきている。これを歓迎する声もあれば、在日朝鮮人に対する特定のイメージを定着させることを助長するおそれがあると危惧する意見も存在する。そこで近年話題になった映画『GO』、『偶然にも最悪な少年』、『血と骨』、『パッチギ！』を例に挙げて映画のなかで描かれている在日朝鮮人が実際にどのような認識を与えうるかを考察する。

映画『GO』、『血と骨』、『パッチギ！』の 3 作品において過激な暴力描写が目立った。また映画『血と骨』、『パッチギ！』においては映画の時代設定上にかかわるが描かれている在日朝鮮人社会は経済的に貧しさを蔓延させている。『偶然にも～』と『血と骨』は主人公が在日朝鮮人であることは映画の設定上背景としての役割しか果たしておらず、在日朝鮮人に対する認識を深める上では、まったく効果がないか、または偏った解釈の余地を与える危険性がある。映画『GO』に関しては在日朝鮮人のアイデンティティに関する悩みや葛藤を掘り下げて描いている点は評価できるが、民族性の価値を否定する過度に積極的なメッセージを発している点でその価値を信じる在日朝鮮人にとっては攻撃的な姿勢をとる。

今日に至っても在日朝鮮人の描かれ方は完全にステレオタイプを脱却したものとは言えず、映画『GO』のような作品が中心になると逆に新たなステレオタイプを生み出す恐れがある。『パッチギ！』は 4 作品の中では最も良心的に在日朝鮮人を描いているといえるが、立場の公平性に限界があるのは既に指摘した。

個々の作品が全て完全に偏見のない公正な描き方ができるかというと、それこそが無理難題になりかねないが、諸作品が相互補完できるような関係でいて、そのような作品が十分に存在すればそれほど憂慮する必要はなくなるだろう。

コリアン学生学術フォーラム 2005 論文

京都大学 2 回生　朴利明
京都大学 1 回生　柳詠舜

*資料①京都府朝鮮人強制連行

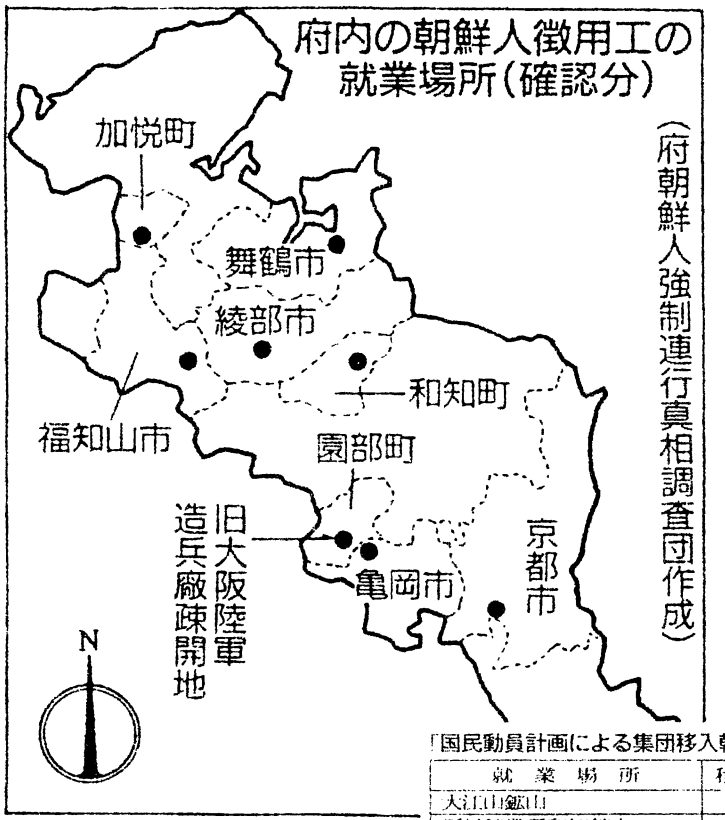

「国民動員計画による集団移入朝鮮人労務者」数

就業場所	移入数	現在数
大江山鉱山	383	81
栗村鉱業所和知鉱山	49	48
飯野産業舞鶴支店	164	152
日通東舞鶴支店	53	39
佐藤工業所舞鶴出張所	100	87
三菱重工業京都発動機工場	227	220
栗村工業所大谷鉱山	47	47
日南工業鍾打鉱山	50	18
舞鶴海軍施設部(各工廠)	3,800	3,500
計	4,873	4,192

(「昭和20年、外務局「綴」から。1945年6月11日現在。)

《調査活動中間報告》

京都府における朝鮮人強制連行

最初の強制連行

全国的に強制連行が始まった一九三九年、京都府にも朝鮮人が「移入」された。表からわかることは、土建会社である白石基礎工事株式会社の工事場八カ所に一九三九年（昭和一四年）に一五〇名、翌四〇年にも一五〇名、合計三〇〇名が「移入」され、一九四二年までには工事が完成し、労働者がいなくなったことである。工事現場である「賀来郡」は加佐郡の誤りで、現在はほぼ舞鶴市に編入されている。おそらく道路工事に動員されたものであろう。

同じく土建会社の飛島組にも一九四二年三月ま

「移入朝鮮人労務者状況調」中央協和会　一九四二年

雇別 / 道府県別	就業場名	所在地	十四年度 承認数	十五年度 承認数	十六年度 承認数	計	三月末 六月末 雇入総数	三月末 六月末 現在数
京都府 土建	白石基礎工事株式会社 八工事	賀佐郡	一五〇	一五〇	完成現在ナシ	三〇〇	九九 —	〇 —
	飛島組						四二 —	〇 —
工場	部是製糸株式会社	何鹿郡綾部町						

（出所）　小沢有作編『近代民衆の記録・一〇』（新人物往来社、一九七八年）から。

でに四二名が「移入」されている。綾部の郡是製糸にも強制連行された労働者がいたとみられるが、その数は明かでない。

府知事引継書に記された朝鮮人強制連行

戦時中の京都府下における朝鮮人強制労働に関する資料としては、京都府総合資料館に所蔵されている府知事引継書がもっともまとまった記述をしている。

「昭和一九年四月雪澤前知事・新居知事事務引継演説書」には、「管下大江山鉱山ニハ労務動員計画ニ依ル集団移入朝鮮人労務者三三八名　鐘打鉱山ニハ五〇名アリ治安上格別ノ事故モ無ク推移セルモ今尚逃亡スルモノ跡ヲ絶タズ」と記されている。一九四四年四月までに大江山ニッケル鉱山（現在の加悦町）とタングステンを掘り出していた鐘打鉱山（現在の和知町）に集団移入された朝鮮人がいたことがわかる。

さらに、「昭和二〇年六月新居前知事三好知事事務引継演説書」は、次のように記している。

三　第三関係

（一）　在住朝鮮人ノ状況

〔略〕

移入労務者ノ状況

国民動員計画ニ依ル集団移入朝鮮人労務者

ハ六月一日現在ニ於テ

	移入数	現在数
大江山鉱山	三八三	八一
粟村鉱業所和知鉱山	四九	四八
飯野産業舞鶴支店	一六四	一五二
日通東舞鶴支店	五三	三九
佐藤工業所舞鶴出張所	一〇〇	八七
三菱重工業京都発動機工場	二二七	二二〇
粟村鉱業所大谷鉱山	四七	四七
日南鉱業鐘打鉱山	五〇	一八

舞鶴海軍施設部（含工廠）三八〇〇　三五〇〇
計　四八七三名　四一九二名

ニシテ治安上格別ノ事故ナク推移シツヽアルモ今尚逃走スルモノ相当アルヲ以テ受入当局ヲ督励シ逃走防止并ニ指導訓練ニ力ヲ致シツヽアリ尚近ク移入見込ノモノ左ノ通リナリ

三菱発動機　一〇〇
大谷鉱山　一〇〇
第三火薬廠　一〇〇
京都瓦斯　五〇
高山耕山化学陶器株式会社　八〇
日南鑓打鉱山　五〇
舞鶴海軍工廠　六〇〇
京都林産燃料株式会社　五〇
計　一一三〇名

この記述から京都府における「集団移入」＝強制連行の輪郭をつかむことができる。一九四五年六月までに合計四八七三名が「移入」され、そのうち七〇〇名が逃亡したり他の現場に移ったりしたため、その時点で働いていた者は四一九二名になっていた。そして新たに一一三〇名が近く「移入」されることになっていたのである。

軍港舞鶴と朝鮮人労働者

横須賀・呉・佐世保とならぶ海軍の基地であった舞鶴では、一九三九年に海軍鎮守府が置かれてから海軍関係の土木工事が盛んになった。

府知事引継書で「第三火薬廠」と記されているのも舞鶴の軍施設である。一九三九年頃から、現在の舞鶴市東部の山間部で始まった第三火薬廠の工事には多くの朝鮮人労働者が動員され、朝鮮人の飯場もあちこちに作られた。朝鮮人は土木関係の基礎工事に従事していたという。最初の頃は日本各地や朝鮮半島から募集された人々が中心で、家族を連れて来ている人も多かったらしい。そのため、工事現場に近い朝来小学校（のち国民学校）

では次第に朝鮮人の子供が多くなり、一九四二年には生徒四五〇人のうち朝鮮人生徒は二〇〇人にのぼり（『京都新聞』一九四二年九月三日）、一九四三、四四年頃には半数以上が朝鮮人生徒で占められ、「朝鮮学校」と呼ばれるほどになったという。資料に見られるように、この第三火薬廠の工事に一〇〇名の朝鮮人労働者が集団移入されることになっていたが、それが実際に行なわれたかどうかはまだ確認できない。

資料で数がもっとも多いのは海軍施設部（海軍工廠を含む）である。海軍関係の様々な土木工事を担当する施設部が行なった最大の工事は、特設防空指揮所建設工事であろう。現在の舞鶴市役所から三〇〇メートルほど北、フェリー乗り場のすぐ横にある東山の山腹をくりぬいて作られた地下の指揮所である。現在も残るこの地下ドームに入ると、その巨大さに驚く。奥行三七メートル、幅一六メートル、高さ九・五メートル。一九四一年から三年がかりの工事で、体育館ほどの空間に木造二階建ての防空指揮所が作られ、敗戦までの一年間実際に使用された。厳重な機密事項とされていたため、工事の詳細は明らかでないが、朝鮮人が動員されていた可能性が高い。

東山の周辺には海軍関係の施設が集中しており、軍人とその家族の避難用の防空壕も数多く掘られた。夕潮台の防空の工事は海軍施設部が担当して、朝鮮人労働者が動員された。徴用で連れてこられた朝鮮人は、三キロほど離れた横尻の宿舎から毎日歩いて工事現場に通っていたという。

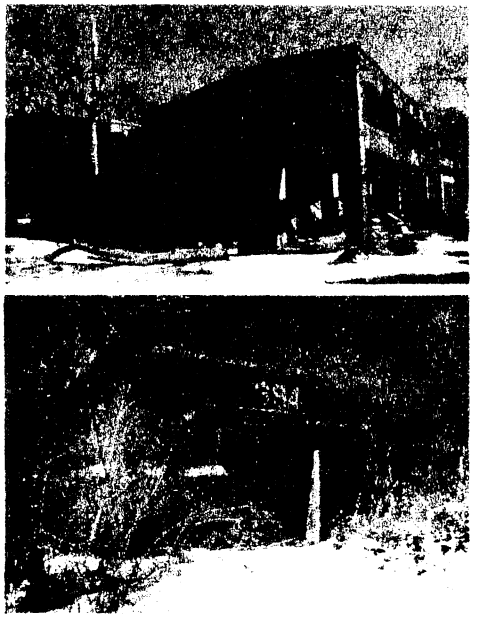

〔上〕第三火薬廠朝来工場の火薬生型工場
〔下〕第三火薬廠朝来工場付近の地下壕入口

1991年(平成3年)8月24日　京都

実態解明へ舞鶴訪問

府朝鮮人強制連行調査団　防空こう跡などへ

府朝鮮人強制連行真相調査団は二十三日、連行された朝鮮人が建設に携わったのではないかとして、実態解明のため舞鶴市内の旧海軍施設跡の調査や住民から聞き取り調査をした。また舞鶴市に対して、強制連行の事実関係の調査、公表を文書で要望した。

調査団は、朝鮮総連府本部の徐仁寿副委員長を団長にした在日朝鮮人、府議の山脇淵（ひろし）団長の日本人側からなる。

調査したのは指令所があったとされる高市浜の旧海軍の東山防空こう跡や夕潮台公園ふもとのこう跡など。これらは第二次大戦末期に造られたとされる。

いずれもだれがどんな風に造ったかを記した資料は見つかっていないが、調査団は「国力が乏しい時代に、巨大な施設を作れたのは連行された朝鮮人が強制労働させられた可能性がある。舞鶴に多くの朝鮮人がいたという資料もある」と初めて調査することにした。

この日は約三十人が参加。調査団は要望書を提出したあと東山へ。真っ暗なドーム状の防空こう内を懐中電灯を頼りに調査。強制連行や労働を裏付ける文字などを探したが、見つからなかった。午後は古老から聞き取りをしたり、お寺で過去帳を調べた。二十四日も調査する。

強制連行を裏付けるものを探す調査団員

海軍工廠で朝鮮人軍属六名が事故死

舞鶴海軍工廠の敷地である雁又（舞鶴湾に突き出た半島の東の部分）の工事現場で、一九四四年一〇月一一日、大きな事故があり、少なくとも六名の朝鮮人が死亡した。彼らは軍属として徴用され、舞鶴施設部に所属していた。朝鮮南部の慶尚南道・慶尚北道出身で、若い者は一九歳、いちばん年上は三七歳だった。何を目的とした工事だったか、どのくらいの朝鮮人が働いていたのか、まだ明かでない。

第二海兵団（平海兵団）の兵舎を建設するために、中田海岸を埋め立てる工事が一九四三年から始まったが、近くの山から土を掘り崩して海岸まで運ぶ作業は、数百人の朝鮮人労働者によって行なわれた。朝鮮人飯場も五棟あったが、一九四四年夏頃、火事で全部焼けてしまったという。

「昭和一九年末頃だったと思いますが、海軍

施設部の事務所（現在大浦小学校のあたり）で朝鮮人三〇人くらいが並ばされて、日本名を付けられていたのを見たことがあります。金〇〇は金本〇〇というふうに。それがたぶん強制連行のことだったのでしょう。」（当時施設部で働いていた日本人Aさん、六五歳）

舞鶴では一九四二年から海軍によって行なわれた上水道工事にも強制徴用された朝鮮人数十名が動員されたとの記録がある（『大江町誌』）。この海軍水道は今も舞鶴市水道として利用されている。

逃走防止に躍起の当局

当局が朝鮮人の逃走に目を光らせ、何とかそれを食い止めようとしていたことは、「知事引継書」の記述からよくわかるが、そのために朝鮮から家

舞鶴市に残されていた朝鮮人寄留簿

舞鶴市役所に戦時中の朝鮮人寄留簿九六七世帯、約四七〇〇名分が保管されていることが、調査活動の過程で明らかになった。調査団が舞鶴市と交渉した結果、氏名の部分などを伏せる形で公開されることになり、そのコピーが調査団に提供された。

「寄留届」とは現在の住民票にあたるもので、それ自体が強制連行された朝鮮人名簿ではないが、これを分析すれば、舞鶴での朝鮮人労働者の実態がかなり詳しくわかるものと思われる。住所欄に「海軍用地」や「飯場」と記されたものも多く、強制連行とつながる事実も把握できると見られる。調査団では現在その分析を進めている。

族を呼び寄せさせたり、朝鮮人を管理・統制するために組織した協和会の慰問団を送ったりした。次の記事は、『京都新聞』一九四二年一一月七日（夕刊）に載せられたものである。

「白衣勇士慰問／府協和会の慰問演芸団一行
府協和会の慰問演芸団の一行十三名は衣川主事引率の下に四日東舞鶴着、同夜建築部（建設部）溝尻宿舎にて奇術、民謡、浪曲などの演芸を公開したが、更に五日は午後一時海軍病院を訪れ得意の演芸で白衣の勇士たちを慰め、同四時十五分発大江山ニッケル鉱山労働者の慰問に出かけた。」

大江山ニッケル鉱山

上の記事に出てくる京都府北部の大江山には、大江町側に銅鉱山、加悦町側にニッケル鉱山があった。

大江山ニッケル工業株式会社（現在日本冶金工業株式会社）は、一九四二年一一月に岩滝精錬工場を完成させるとともに、大江山鉱山での採鉱増産に全力を傾けた。ニッケルは兵器用特殊鋼に必要な原料で、軍部の強い要請があったのである。当初の大江山鉱山従業員八〇〇人のうち半数以上が朝鮮人だったという。さらに増産をはかるため朝鮮人の「集団移入」をはじめ、中国人労働者の強制連行、連合軍捕虜や囚人の動員などがなされた。中国人は、一九四四年に二〇〇名が強制連行され、そのうち一二名が栄養失調などで死亡した。

『日本冶金工業六十年史』（一九七五年）は、朝鮮人「集団移入」について次のように記している。

「戦時労働力の補充のために、朝鮮半島出身労働者が集団的に日本に送られたが、当社も支社の動労職員を数度に亘って朝鮮半島に派遣し、正規の手続きによって現地で募集し集団的に雇用した」

外出すらできなかった中国人に比べると、朝鮮

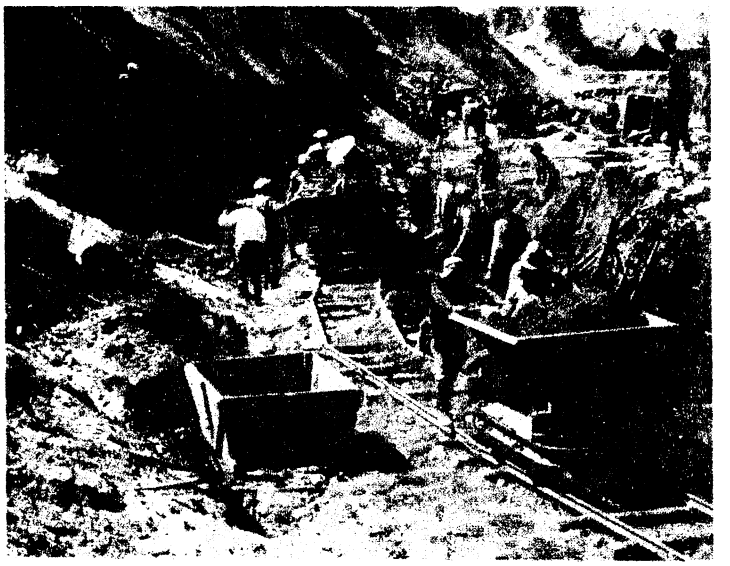

大江山鉱山鉱石採掘現場（1943年当時）
『日本冶金工業六十年史』より
（写真に写っているのが朝鮮人労働者かどうかは不明）

人の待遇は良かったといわれるが、故郷を離れて異国で厳しい労働（鉱石の掘り出しと運搬）に従事させられた朝鮮人にとって決して良い仕事であったわけではない。逃亡を図る朝鮮人が多かったが、つかまると「せっかん」された。

「朝鮮人徴用工の住む飯場の近くに風呂場がありましたが、そこで朝鮮人がひどく殴られているのを見たことがあります。逃亡しようとしてつかまったのでしょう。徴用工の指導責任者だった太田さんに知らせると、急いで風呂場に行って殴るのを止めてくれました。太田さんは本当の人格者で、朝鮮人を差別することがありませんでした」（社員だった朝鮮人Sさん65歳）

爆発した朝鮮人労働者の不満

朝鮮人労働者は、時には劇場で催される慰安会に行ったり、酒を飲んだりすることが許されていたが、日頃の不満がそのようなときに爆発することもあった。

10

「（一九四三年四月二三日）京都府与瀬郡与瀬村所在大江山ニッケル鉱山株式会社に三月三十一日群馬県多野山より転入せる移入朝鮮人労務者隊松野鶴吉外七名は、鉱山側の清酒配給に不公平ありと誤解し、同僚朝鮮人六十余名を煽動し、鉱山事務所に大挙乱入し、労務係員を威嚇し酒の増配を要求したり。京都府においては所轄警察署をして主謀者松岡鶴吉外七名を検束すると共に残余の者を鎮撫即日就労せしめたり。検束取調中の主謀者等は更に指導員殴打事件を惹起せる等悪質なるを以て五月一日全員送還したり。」（『特高月報』一九四三年五月分）

同年六月にも演芸会会場への入場をめぐるいさかいから、朝鮮人二六〇名と係員二五名が乱闘するという事件が起こり、十数名が検挙されている（『特高月報』一九四三年七月分）。

朝鮮人労働者の不満を抑えるためであろうか、会社側は慰安所を設け、四名の朝鮮人女性を連れてきたという。慰安婦とされた女性たちは建物の外にでることも許されなかった。

園部陸軍造兵廠疎開工場・祝園弾薬庫の工事

「知事引継書」にも記載されていない事実として、園部町の陸軍造兵廠疎開工場建設工事がある大阪府朝鮮人強制連行真相調査団の調査活動のなかで証言者が現われたものだが、大阪陸軍造兵廠の工場を空襲を避けるために園部町の山裾をけずって疎開工場にしようとしたものである。目撃者などの証言によれば、一九四四年秋頃から始まった工事には、三〇〇名ほどの朝鮮人が近くの飯場に寝泊りして工事に従事させられていたという。現在も山裾をけずった工事の跡が残っている。

また、京都府南部の山中に建設された東洋一といわれる祝園弾薬庫（同志社大学田辺キャンパスの南方、現在自衛隊駐屯地がある）の工事にも朝鮮人が従事していた。敗戦の一、二カ月前に、二

三百名の朝鮮人がやってきて、弾薬を隠すための小さなトンネルを掘る工事に従事させられていたという。

強制連行調査・今後の課題

宇治・久御山の飛行場・航空機工場（宇治市・ウトロ）と、「知事引継書」に記載されている京都市内の三菱発動機工場（西京区下津林）の土木工事に「国策従事」として多くの朝鮮人労働者が働いていた。強制連行と直接つながるかどうか、明らかでない点が多いが、京都府や他の府県に強制的に連れてこられた人が、重労働に堪えきれず京都府下の各地に逃れてきて鉱山や土木工事で働くことになったケースが見られ、決して強制連行と無関係とはいえない。ウトロ、下津林両地域の「飯場」跡の住民は現在、居住権擁護の深刻な岐路に立たされている。

亀岡の大谷鉱山（タングステン）など、まだ調査に手が付けられていないところも多い。これまで調査がなされたところについても、実態が充分明らかになったとはいえない。

京都府における朝鮮人強制連行の実態を解明するため、今後も調査を続けて行きたい。多くの方々のご協力をお願いしたい。

京都新聞
1991年(平成3年)6月21日　金曜日　17版　(30)

朝鮮人の強制連行地 園部にもあった

陸軍造兵廠に300人

京などの調査団 真相解明に本格着手

終戦末期、京都府船井郡園部町に大阪陸軍造兵廠(しょう)の軍需工場が爆撃を避けるため強制し、三百人近い朝鮮人が強制労働させられていたことが、大阪府朝鮮人強制連行真相調査団の調べで分かった。府内の強制連行地はこれまで鉱山など九カ所が明らかになっているが、園部工場はこの中に入っておらず、同調査団は京都府の真相調査団と協力して来月中旬、本格調査に入る。

園部工場があったのはJR園部駅西約三キロの同町城南町を中心とした一帯で一部は仏教大学のキャンパス用地になっている。小高い山のふもとを削って二百―六百平方㍍の平地を選び、目立ちにくいように民家風の工場を至る所に建設したという。現在もこうした工場跡地や爆風避けの土塁などが残っている。

同調査団の予備調査によると、園部工場の建設が始まったのは一九四四年(昭和十九年)秋ごろからで、日本人と朝鮮人あわせて二千人ぐらいの労働者がトロッコによる土の掘り出しや道づくりなどに突貫作業をしていた。日本人は一般民家に民宿していたが、朝鮮人は飯場に寝泊まりし、賃金も安かったという。この軍需工場は終戦時もまだ建設中で、稼働することなく建物は次々と壊されていった。

京都府の真相調査団では園部工場の情報を求めており、連絡先は朝鮮総連京都府本部社会部☎075(313)6161。

この敷地には終戦時、三棟の軍需施設があった(園部町城南町)

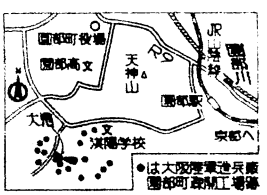

25日に結成総会 京の強制連行調査団

京都府朝鮮人強制連行真相調査団の結成総会が二十五日午後六時半から、京都市中京区の府立勤労会館で開かれる。

この調査団は在日本朝鮮人総連合会と日本の文化人、教育関係者らによる朝・日合同の組織として昨年秋から府県ごとに結成され、京都は二十一番目。活動は植民地化の強制連行の実態を現場調査のほか、証言や保存文書などで明らかにしていく。

京都調査団の団長には日本人側が山脇園府会議員、朝鮮人側が鄭仁寿・朝鮮総連府本部副委員長がなる予定。

ース　1991年（平成3年）11月20日（水曜日）　毎日新聞　（第3種郵便物認可）

舞鶴市 4786人の寄留簿公開へ

府朝鮮人強制連行真相調査団の求めに応じる

実態解明へはずみ

ただし名前、本籍地除く

府朝鮮人強制連行真相調査団（鶴仁寿団長）が舞鶴市に対して四千七百八十六人の朝鮮人居住者が記載された寄留簿の公開を求めた問題で、市は十九日、名前と本籍地の一部を除いて公表する方針を決め、調査団に伝えた。地方自治体が名簿を公開するのは全国で三例目。これまで分かっているものでは記載者数が最も多く、調査団は「戦時中の強制連行の実態を解明する手がかりになるうえ、全国的な調査に一層はずみがつく」としている。

全国で3例目 最も多い記載者

寄留簿は住民登録法施行前の戸籍簿、または住民基本台帳に当たり今年八月、調査団の要請で市が書庫の保管文書を調べ存在を確認したが、プライバシー保護を理由に公開を拒んでいた。

調査団の代表から要望書を受け取った林田毅収入役は「すべて公開はできないが、部分的な資料提供は可能だ」と述べ、名前と本籍地の町名をふせた原本の写しを提供すると約束した。

今夏名簿が見つかった大分県中津江村は記載内容の写しを公開、兵庫県加西市では本籍地を非公開として名前、生年月日などを明らかにしている。

水野直樹京大助教授（調査団事務局長）の話　氏名が分からなくても戦時中、舞鶴市のどこに住み、どんな労働に従事させられていたかが分かるはずだ。史実を証明する貴重な資料といえる。

林田収入役から寄留簿を示される調査団のメンバー

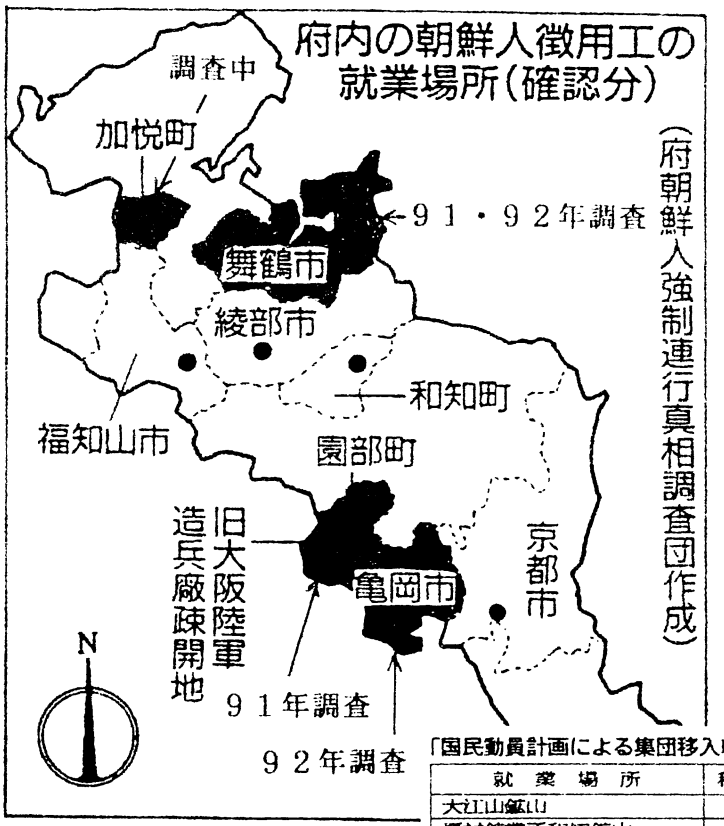

「国民動員計画による集団移入朝鮮人労務者」数

就業場所	移入数	現在数
大江山鉱山	383	81
栗村鉱業所和知鉱山	49	48
飯野産業舞鶴支店	164	152
日通東舞鶴支店	53	39
佐藤工業所舞鶴出張所	100	87
三菱重工業京都発動機工場	227	220
栗村工業所大谷鉱山	47	47
日南工業鐘打鉱山	50	18
舞鶴海軍施設部(含工廠)	3,800	3,500
計	4,873	4,192

(「昭和20年、外事引継書」から。1945年8月1日現在。)

舞鶴現地調査報告

一九三六年に海軍工廠が、そして三九年には鎮守府が復活した舞鶴では、軍用施設の拡充のため、あちらこちらで土木工事をさかんにおこなっていた。その労働を担っていた中には、多くの朝鮮人がいた。調査団ではその実態を明らかにするために、昨年の八月と今年七月の二回にわたって現地調査を実施した。特に二回目の調査は、昨年一二月に舞鶴市によって公開された朝鮮人寄留簿の分析結果に基づいて、地域を限定しておこなわれた。以下は、その報告である。

寄留簿の分析結果

1 寄留簿とは何か

一九一四年三月三一日に公布された寄留法によると、次のように規定されている。

第一条　九十日以上本籍外ニ於テ一定ノ場所ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ハ之ヲ寄留者トス本籍ナキ者、本籍分明ナラサル者及日本ノ国籍ヲ有セサル者ニシテ九十日以上一定ノ場所ニ居住スルモノ亦同シ寄留ニ関スル事項ハ届出ニ因リ又ハ職権ヲ以テ之ヲ寄留簿ニ記載スルコトヲ要ス

これは、日本人も朝鮮人をも対象とするものであるが、朝鮮人は長期間日本に居住する場合でも、戸籍を日本に移すことはできなかったため、在日朝鮮人はすべてこの対象となったのである。

しかし、実際には朝鮮人の寄留届は、それほどきちんとおこなわれていなかったようである。一九三七年二月の兵庫県での調査によると、寄留届をしている者

は、世帯主で五一・九%、単独者で五・〇%、寄留届で把握できる者は全体の四三・六%（男子では三九・一%）にすぎなかったという（兵庫県社会課『朝鮮人の生活状態』昭和12年4月）。そこで、一九三九年には寄留届の励行奨励がなされたり、一九四三年には一斉調査がおこなわれた。朝鮮人の就学奨励と徴兵制の準備のためである。

したがって、寄留簿から当時の朝鮮人の実態がすべて明らかになるものではないが、その一端を伺うことはできる。

2　分析結果

舞鶴市役所に保管されていた寄留簿は、朝鮮人ばかりが四分冊に綴じられていた。記載されている項目は、寄留先住所、前寄留地住所、寄留届年月日、本籍地、世帯主および家族の続柄、氏名、生年月日である。このうち、氏名と、寄留先住所および本籍地の一部を除いて公開され、調査団ではそのデータをコンピューターを使って分析した。なお、この寄留簿は東舞鶴地域に限られている。

その結果、年別寄留届出人数および世帯数は、表1のようである。寄留届の早いものは、一九二一年（大正10年）に遡る。ただし、一九三七年までは一ケタまたは二ケタの数字である。一九三八年に届出数がはじめて一〇〇人をこえ、以後急速に増えて一九四四年には一、一一一人を数えている。一九三二年以降の状況をグラフで表したのが、図1である。戦争の遂行とともに、舞鶴の朝鮮人の人数が増えていく様子がよくわかる。寄留届出総数は、四七九四人／九七一世帯、うち男二四〇六人、女二一四五人、不明二四三人である。

表1　年別寄留届出数

年	人数	世帯数
大正10	10	3
11	9	2
12	5	1
13	1	
14	1	
15	1	
昭和 2	10	2
3	9	2
4	12	3
5	25	5
6	2	
7	11	3
8	22	5
9	22	4
10	16	3
11	43	9
12	65	12
13	133	30
14	215	46
15	280	59
16	723	151
17	723	146
18	786	162
19	1111	212
20	436	84
21	10	2
22	4	1
不明	109	24

図１　　寄留届出数年次変化

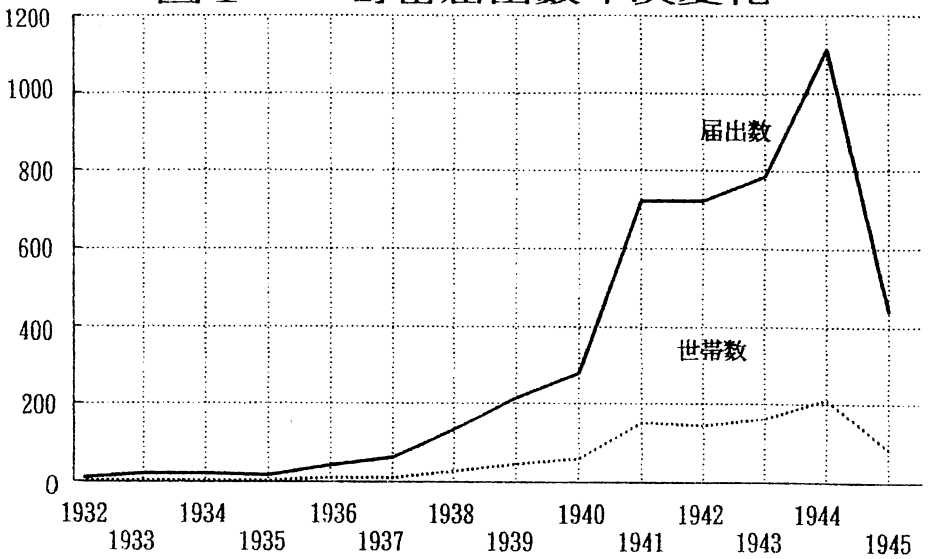

ただ、これはあくまでも届出数であることに注意しなければならない。転出して行った場合は、記録が残されることになっていたようだが、実際に転出記録は一九四三～四五年の間に二〇人あるだけである。死亡者も同年に一五人だけである。もし、この寄留簿の記録が完璧ならば、敗戦直後の東舞鶴に朝鮮人が四六五九人いたことになる。しかし、届がされなかったり、転出者の記録が抜かれていたのなら、実数はもっと多かったことになる。また、舞鶴市内で転居した場合もあるのでのべ数ということになる。

また、男女の数がほぼ同数であり、単身世帯がきわめて少なかったことからみて、いわゆる狭義の強制連行者は含まれていなかったと推測される。軍用地や飯場に限ってみても、ほとんどが家族による寄留である。強制連行者は寄留届をしなかったのではないかという証言もある。ちなみに、世帯人数は最高一五人までであるが、平均五～六人である。

本籍地は、表2のようである。慶尚道出身者がたいへん多いことがわかる。また、前寄留地は表3のようである。朝鮮半島から直接来たと思われる者が、二七

5

三八名と過半数を占めているが、残りは日本の各地から来ていることがみてとれる。前寄留地も鉱山や飯場、バラックの場合もある。

次に、地区別にみると表4のようである。これらの地区にはそれぞれに軍関係の施設がつくられ、工事がおこなわれていた。今年七月の現地調査では、このデータをもとに、地区毎に軍用地や飯場の位置を確認し、当時の朝鮮人の状況を聞き取りする作業をおこなった。その結果を以下に報告する。

東舞鶴の朝鮮人労働の実態

1　大波　工員宿舎と「潜函バラック」

寄留簿には、大波下七六五人・一四六世帯、大波上九四人・一九世帯の届出があり、寄留先が軍用地（下二一〇人・上二六人）や飯場（下八八人・上八人）も含まれている。大波地区では、舞鶴海軍軍需部大波重油槽（一九四〇年度）、舞鶴海兵団大波射的場（一九四一年度）、舞鶴海軍施設部大波工員宿舎（一九四一年度）が建設された。

大波工員宿舎は、現東舞鶴病院の敷地とその前の住宅や畑になっている一帯にあった。そこに住む日本人Mさんの話では、「今の東舞鶴病院の敷地は海軍が買

表2　本籍別集計

本籍地	人
慶尚南道	2202
慶尚北道	1922
全羅南道	214
忠清南道	106
忠清北道	85
江原道	69
京畿道	45
全羅北道	44
平安南道	20
黄海道	7
不明	50

表3　前寄留地別集計

前寄留地	人
朝鮮本国	2738
日本各地	2056
京都市	477
京都府	381
大阪市	303
兵庫県	201
愛知県	164
大阪府	104
福井県	102
和歌山県	93
広島県	33
三重県	31
滋賀県	30

愛媛・神奈川・岡山・山形・山口・山梨・新潟・岐阜・宮崎・高知・千葉・静岡・石川・栃木・長野・鳥取・福井・長崎・奈良・富山・福島

表4　地区別集計

通番	地区 (軍用地) (飯場)	男	女	不明	人数	世帯数	地区内主要軍事施設
1	佐波賀	6	5	-	11	3	A)海軍軍需部
	(軍)	3	1	-	4	1	B)海軍軍需部蛇島ガソリン庫
2	平	75	71	14	160	29	A)平海兵団　B)平重油槽
	(軍)	18	13	1	32	5	
3	赤野	63	59	3	125	25	
4	中田	144	103	11	258	55	
	(軍)	120	88	9	217	47	
5	大波下	387	344	34	765	146	
	(軍)	108	99	3	210	41	A)海軍軍需部重油槽
	(飯)	44	41	3	88	17	B)海軍施設部工員宿舎
6	大波上	50	41	3	94	19	C)舞鶴海兵団射的場
	(軍)	14	12	-	26	4	第三火薬廠
	(飯)	4	2	2	8	2	
7	朝来中	125	129	18	272	48	A)第三火薬廠
	(軍)	9	10	-	19	3	
8	登尾	12	11	7	30	7	
	(軍)	1	-	5	6	1	
9	岡安	21	26	-	47	10	
	(飯)	14	21	-	35	7	
10	吉野	126	114	8	248	49	
	(軍)	25	27	-	52	11	
	(飯)	2	2	-	4	1	
11	白屋	69	62	4	135	28	
	(軍)	7	3	-	10	2	
	(飯)	4	4	2	10	2	
12	泉源寺	58	49	9	116	29	A)海軍警備隊愛宕山防空砲台
	(軍)	41	34	2	77	18	B)海兵団
13	市場	224	205	31	460	91	A)鎮守府軍法会議
	(軍)	14	17	1	32	9	B)海軍刑務所　C)鎮守府官舎
14	行永	72	57	1	130	25	A)海軍病院
	(軍)	8	13	-	21	5	鎮守府軍人軍属共同宿舎
15	浜	284	246	29	559	123	鎮守府外人官舎・A)材料置場
							第三火薬廠官舎
16	常	13	6	-	19	5	
17	北吸	81	61	23	165	30	A)軍港水道浄水場
	(軍)	2	1	-	3	1	軍港構内通路　鎮守府官舎
							B)海軍工廠艦材置場
18	森	33	29	1	63	14	海軍軍需部勤務員宿舎
							A)海軍施設部白島火薬庫
19	余部上	1940	18	18	392	78	A)鎮守府　B)練兵場 C)海軍兵学校　D)海軍病院 E)軍港上陸場　軍港構内通路
20	余部下	34	20	7	61	11	F)海軍工廠工員宿舎葬儀場 G)送信所山防空砲台 軍港水道配水池
21	長浜	260	253	17	530	111	A)海軍軍需部　B)潜水艦基地隊 C)第三火薬廠　D)防衛隊・官舎 E)海軍病院戸島消毒所 F)戸島大砲発射場 海軍工廠火工場
22	和田	75	74	5	154	35	A)海軍工廠工員宿舎 B)海軍軍需部 C)海軍警備隊五老岳防空砲台
	合計	2406	2145	243	4794	243	

地図記号例　22A は、和田の海軍工廠工員宿舎を示す。

7

収し、相当数の工員宿舎や軍官舎があった。多いときには二千人ほどの徴用工がおり、現若浦中学校のグラウンドの地下に埋められているタンクの埋め立てに動員されていた。昭和一七・一八年頃は日本人がほとんどだったが、一九・二〇年頃に現病院前の畑に飯場ができ、朝鮮人ばかりがいたようだ。言葉がちがうのでわかる。おもに男性で、軍の管轄だったと思われる」ということであった。

朝鮮人飯場があった畑

近くの畑で農作業中のFさんも、「畑に朝鮮人の飯場があり、大勢の朝鮮人がいた。仕事は今の板硝子工場にあったタンクの埋め立てに行っていた。そういうしんどい仕事は朝鮮人がやった。」と証言している。飯場があった土地の地主は、息子の代になっていてわからないという。朝鮮人飯場があったといわれる跡地の畑には、最近まで当時の風呂跡が残っていたということだった。

Mさんや Fさんが「山の向こうには朝鮮人ばかりのせんがんバラックがあった」と口をそろえて言うその場所は、大波下と上の境になる奥原地区というところである。

近くに住むFさん（日本人女性）の話では、

朝鮮人のせんがんバラックは、Tさん宅の裏山にあって、一二棟くらいの長屋に一〇〇世帯以上いた。みな家族持ちだった。昭和一六・一七年に中舞鶴の長浜に火薬廠があったが、狭いということで、朝来から大波上までがよいというので、田圃を全部埋め立てられ、田圃側にあった家を道路をわたったこの場所に移された。

大波上では一〇軒が移された。バラックの人たちは、その田圃の埋め立ての仕事をしていた。朝鮮人の牧野さんや白石さんが朝鮮人を集めてきて

取り仕切っていた。火薬廠ができると、タンクの埋め込みの仕事に行っていた。昭和一九年から二九年まで朝来小学校の教員をしていたが、ピーク時は一クラス六〇人の半数以上が朝鮮人で、バラックからも通ってきていた。名前は日本式に変えていて、慶尚南道出身者が多かった。

また、同じく大波上在住のSさんの話では、

奥原地区に当時八〇～一〇〇世帯ほどの朝鮮人部落があり、住んでいた朝鮮人たちは火薬廠の敷地埋め立て工事に従事した。べた（荷車）用の馬を五～六頭飼っていて、大波上や下に住む人たちが馬の糞を肥やしにもらったり、馬を借りるのにも取り合いだった。部落監視のために、部落のとなりに駐在所があった。朝鮮人の牧野さんが飯場頭をされていた。埋め立て工事には、トロッコ用のレールが何十本も敷かれ、一～二年の間に埋め立てが完成した。

『舞鶴市史』によると、旧朝来村に第三火薬廠が建設されることになり、昭和一四年から長内、白屋、岡安、吉野の用地買収が始まり、続いて朝来中、大波上、大波下にわたって用地が買収され、昭和一六年に朝来中三戸、大波上一〇戸が移転した。この田圃の埋め立て工事に多くの朝鮮人が従事したということになる。バラックのあった奥原地区は、今の日本板硝子工場を見おろす山の谷間にあったが、今は田畑になっていて何の痕跡もない。寄留簿には、大波上では「奥原飯場」に昭和一六年に八名、下では「奥原海軍用地」という住所で一一人の届が昭和一九年に出ているだけである。

証言に出てくる朝鮮人の牧野さんはすでに故人となられたが、弟さん（六九才）に話してもらった。

奥原の朝鮮人部落は「潜函バラック」と呼ばれ、一〇〇世帯以上あったかも知れない。「潜函バラック」と呼ばれたのは、白石基礎工事株式会社の仕事でタンクを埋める作業をしていたことによる。バラックは、昭和一四、五年からでき始めた。「潜函バラック」があまり大きいので、そのためにわざわざ瓦葺きの立派な駐在所ができたほどだった。馬を飼っていたのは自分達で、飯野海運の下請けをしていたときに軍需部の物資を運んだり

奥原の「せんがんバラック」跡

していた。

バラックの西隣の方に徴用工寄宿舎があったが、朝鮮人徴用工の寄宿舎だったと思う。本国から直接若い人たちが来ていたようだ。全羅道出身者らしく、全羅道訛だった。徴用工寄宿舎の方の生活状況や賃金についてはわからない。本国から来て羽振りのきく（統率力のある）班長になったとは聞いている。

自分達のように家族がいて、普通に働いていた者達は、下請けの親方から賃金をもらったけれど、果たして徴用工寄宿舎にいた朝鮮人たちがどのような給料をもらったのかはわからない。雨の日も雪の日も、自分達バラックにいた者は休むが、徴用工たちは蓑笠をかぶって働きに出ていた。朝列をつくって働きに出ていくのに、朝鮮語で「チュゴヨ、チュゴヨ」と言っていたのを聞いたことがある。仕事は朝八時から夕方五時までで、休みはほとんどなかった。夜にひょっこり現れて、木で作った弁当箱を持ってきて、恵んでほしいと言った。おそらく彼らは、若浦中学のグラウンドの底にある5万トンタンクを作る仕事にも従事していた。5万トンタンクは入れる油がなかったので、一度も使わなかった。

この証言の中に出てくる白石基礎工事株式会社は、昭和一七年中央協和会の『移入朝鮮人労務者状況調』の中に出てくるが、それによると昭和一四年と一五年度に各一五〇名ずつ承認され、一六年度は完成によりナシ、一九年の雇入総数九九となっている。

また、重油タンクの建設については、『舞鶴市史』に次のように記述されている。「舞鶴軍港には、すでに大波下地区に七〇〇〇トンの容量を持つ重油タンクなどが一九基、平地区に三〇〇〇トンの容量を持つタ

ンク二基が備えられ、計一三・六万トンの重油を貯蔵していたが、昭和一四年、鎮守府復活と共に貯蔵施設が整備され、開戦時には四・六万トンと一・一万トンを貯蔵するコンクリート製タンクが新たに大波下地区に建設され、工事中のものと合わせると二八・二万トンの貯蔵能力があったが、実際にはこれらのタンクを満たすほどの重油は貯蔵されずに戦争に入ってしまった。このため同一八年以降は、出撃、出港する艦船は往路分だけの燃料を積み、それ以上は寄港地または現地で給油することに決められていた。」

大波下の寄留届のうち、とくに海軍用地や飯場での届が昭和一五年と一九年に集中している。時期的にみて、タンクの埋め込みに従事していたのはまちがいないようである。昭和一九年の分は、後述する平海兵団の工事とも考えられる。奥原地区の「潜函バラック」の形成は、「昭和一二・一三年頃から大波下の貯蔵タンク工事のために朝鮮人が住みはじめた」（一九九一年八月調査での日本人Nさん。当時海軍施設部勤務）などの証言から、タンクの埋め込み工事によって始まり、第三火薬廠の工事にも従事する過程で、数を増やしていったと考えられる。火薬廠工事の後に、またタンクの工事に行ったという証言もある。

五万トンの大波重油槽は現若浦中学校のグラウンドの地下にあるが、グラウンド下の山腹にあった送油口は、生徒が入って危険ということで埋められて今はみられない。近くの海上自衛隊補給所内には、当時のタンクが残っている。また平地区にも、当時の重油槽と有蓋式防空壕が残されている。射的場は今も自衛隊の射撃場となっている。

2　朝来　第三火薬廠の建設

朝来の第三火薬廠は、長浜地区の第一区に対して第二区として建設されたもので、面積は六、〇七九、〇八六㎡と広大なものであった（長浜は三二七、二五七㎡）。地図で示すように、第一製造部と第二製造部があり、徴用工宿舎や飯場があちこちに作られ、山という山には火薬庫が作られたという。用地買収は昭和一四年から始まっているが、昭和二〇年の知事引継書に一〇〇名の「移入見込み」が記されていることからも、

火薬廠内の工場跡

敗戦ぎりぎりまで工事が行われていたと考えられる。岡安のグリーンスポーツセンターには施設の一部が、また舞鶴高専の裏には火薬庫が残っている。

いくつかの証言を紹介しよう。

「早い時期から朝鮮人労働者がいたようだが、昭和一四・一五年頃から爆発的に増え出した。彼らは、主に大波下から上、朝来、岡安一帯に建設組ごとにたてたバラック小屋の飯場に住んでいた。飯場は無数に点在していたので、正確な位置は指定できない。バラック小屋の飯場は、土などを使わずに作った木製のものなので、大波の飯場が火事になったときに、よく燃えたのを覚えている。朝鮮人は建設・土木工事に従事し、特に山を切り崩したりの荒仕事やトロッコ押しなどの力仕事をしていた。私はその当時、そのような朝鮮人は自らの意志で日本にきて働いているものだと認識していた。」（一九九一年、Sさん）

「朝来小学校は当時児童数が一クラス二〇人から四〇人に増え、クラスの半分近くが朝鮮人で教室が足りなくなったほどだった。しかし、朝鮮の子どもが特にひもじそうだったということはなく、意志疎通が十分でなかったということはあったかもしれないが、日常会話に支障はなかった。今でもクラスの同窓会に来る。当時第三火薬廠一帯には土建業者の飯場と徴用工員の宿舎があり、朝鮮人、日本人にかかわらずに住んでいた。いたるところ山を掘って火薬庫にしていた。そういう穴掘りを朝鮮人がした。」（元朝来小学校校長Uさん）

登尾徴用工寄宿舎跡で出会ったおばあさんも、「土木工事は朝鮮人がするものと思い込んでいたので、戦後日本人がしているのを見て違和感を感じた」と語っているように、朝鮮人の仕事は土木工事で、なかでも

トロッコ押しなどきつい仕事が多かったようだ。朝鮮人飯場を含む隣組の組長をしていた前述のNさんは、「警察から、スパイを働く者がいるので注意するように言われた」という。

また、前述の朝鮮人牧野さんは、岡安あたりにあったといわれる「アリラン村」について、次のように話されている。

「アリラン村は村ではなく、小さな峠のことで、アリラン峠のことだと思う。そこに小さな朝鮮人飯場があった。アリラン峠の飯場の人たちは、埋め立て工事と、松尾寺から鉄道の線路があったので、そちらの仕事もしたにちがいない。通称でみんながアリラン、アリランというので、アリラン峠となった。その当時、軍の下請けをしていた連中が、人夫を連れてきては飯場を建てた。寄留届など、役所には配給を多くもらうためにふくらまして届けることがあった。戦争が終わると、ほとんどの朝鮮人が帰り、自分の家族も帰った。」

次に紹介するのは、一九四三年に朝来の飯場に住んでいた崔碩義さん（埼玉県在住）の証言である。崔さんは一九二七年慶尚南道泗川郡生まれで、三才の時一家で日本に来た。父親は神戸、奈良、和歌山などで土工をしていた。一九三一年以降大阪の小林町や兵庫県武庫郡大庄村などの朝鮮人部落に住み、食品店を営んでいた。一九四三年頃、両親が舞鶴に移った。大阪の空襲を恐れて、山の中の方がよいと思ったらしい。

「一九四三年に親に呼ばれて東京から舞鶴へ行った。朝来の飯場（山の中で火薬庫の近く）に住んだ。飯場は軍用地にあった。コンクリート木枠で作ったもので二軒あり、一軒は自分のところで、もう一軒は単身の男性が数人で住んでいた。引き込み線の保線の仕事をしたり、時には火薬庫工事の石運びもした。

海軍施設部直属の工事に朝鮮から若者が朝来に続々送られてくるのを見た。服はパリッとしたものを着ていた（軍服ではない）。一般の人には見えないところで働いていたので、何の仕事をしていたのかはわからない。腹を減らして目の玉の下が白くなっている人もいた。母がかわいそうだと言って、余りの飯を食べさせてやったことがある。朝鮮に手紙を送

ってくれと頼まれたこともある。その人の奥さんが朝鮮から来て、夫に会おうとして私のいた飯場に二、三日泊まって行ったこともある。

朝来には六カ月くらい住んだ。京都市の両洋中学に籍だけおいて卒業した。その後父は、軍関係の工事をしていた日本人請負業者の飯場頭になり、一家は舞鶴の余部の谷合の飯場に移った。付近に朝鮮人飯場が多かった。長浜の海軍施設部の工事で働いた（トンネル工事、コンクリ打ち）。囚人も働きに来ていた。飯場には一五、六人の男性がいた。ほとんど単身だった。父は労働者を集めるために、大阪や京都まで行った。配給を多めにもらうために『幽霊』（実際にはいない人間）をつくっておいたりもした。ここの飯場にも時々軍属の朝鮮人がやってきたことがあるが、どこに住み何の仕事をしていたのか知らない。」

また、徴用で舞鶴海軍施設部に来た尹昌運さん（七一才、明石市在住）はこう証言している。

「一九四二年秋京都の西院から徴用令状を受けて、大波（おおば）にあった舞鶴海軍施設部の訓練所へ。そこには福井県、兵庫県など各地からきていた同胞が大勢いた。その時京都から来た朝鮮人は二〇人位だった。

三カ月間訓練。早朝起床、点呼、訓示に続いて行軍、閲兵式など。その後山奥の海軍の工事場へ。仕事は火薬や弾薬を貯蔵するトンネルの掘削だった。そこには朝鮮から連行されてきた同胞達二〇〇人、日本の各地から徴用で集められた朝鮮人や日本人を合わせると全部で五〇〇人くらい。細長いトタン葺きの宿舎が何棟も建っていた。

朝鮮から強制連行されて来た者達は、全羅道、忠清道出身が多く、ほとんど言葉がわからずひどい目に合っていた。作業に出る前に毎朝点呼のあと『君が代』『海ゆかば』の斉唱と訓示。足を踏んだというて日本人が朝鮮から連行してきた同胞を殴打。見ていて腹が立ってたまらなかったので朝鮮人一〇人位がその日本人を呼びつけて袋叩きにした事もあった。

冬の舞鶴は雪が多くて寒くそれに空腹で辛かった。濡れると地下足袋の代わりがないので、雪の中を裸足で作業した。トンネル掘りも危ない掘削や力のいるト

口押しは皆朝鮮人だった。」（『兵朝研』一九九二年11月第62号　兵庫朝鮮関係研究会）

なお、尹さんはその後選抜されて西舞鶴の第一三六設営隊の訓練所へ移され、二か月を経てネグロス島に送られたということである。

以上の証言から、第三火薬廠関連の工事には、多くの朝鮮人が関係していたことがわかる。その中には、飯場頭に呼び寄せられてきた者もあれば、日本内地で徴用にとられて来た者、朝鮮半島から強制連行されてきた者もいた。寄留簿では、朝来中で二七二人／四八世帯の届が確認できるが、海軍用地を住所とする者は一九人・三世帯にすぎない。岡安で四七人／一〇世帯（うち飯場が三五人／七世帯）、吉野は二四八人／四九世帯（うち軍用地五二人／一一世帯、飯場四人／一世帯）、登尾三〇人／七世帯（うち、軍用地六人／一世帯）、白屋一三五人／二八世帯（うち軍用地・飯場各一〇人／二世帯）である。世帯持ちの居住実態は確認できるが、証言に出てくる強制連行者は、寄留簿には見当たらない。

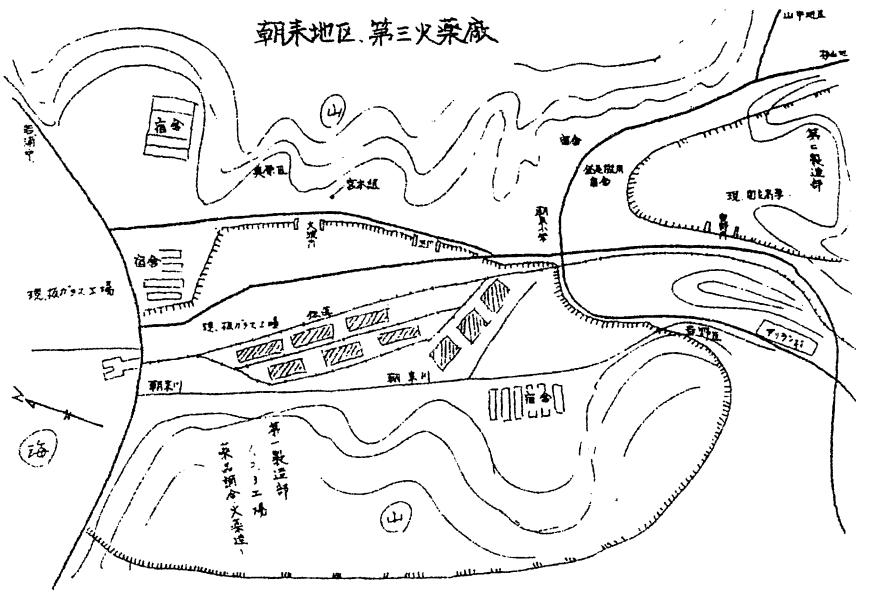

日朝友好舞鶴市民会議作成の第三火薬廠付近の地図

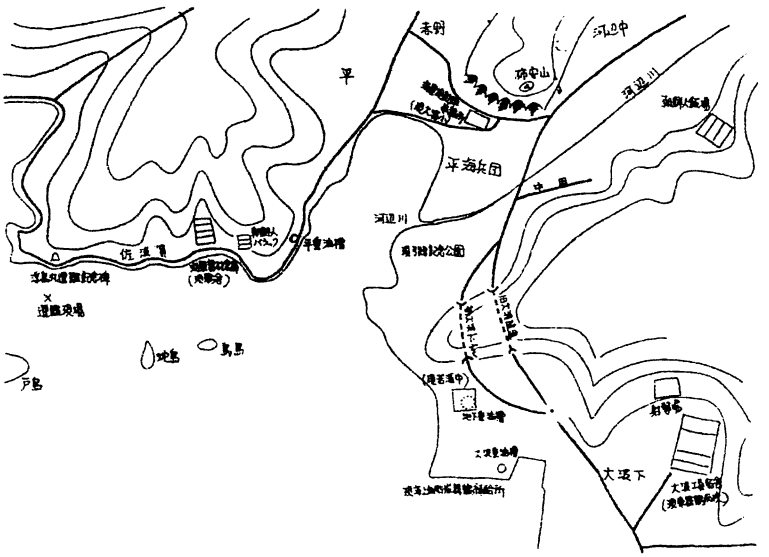

3　中田　平海兵団埋め立て工事

昭和一八年に中田地区を中心に、舞鶴第二海兵団として平海兵団が新設されることになった。中田地区の民家一八戸は用地買収の対象となり、河辺川の東の山際に集団移転した。このとき買収された海軍用地は総面積四一万六一九一坪、平海兵団敷地分は八万三七六五坪であった。現在この場所は、合板団地となっている。

中田には、二五八人・五五世帯の寄留届があり、うち軍用地が二一七人・四七世帯である。ほとんどが軍用地に居住していた。届出年月日も昭和一九年に集中している。朝鮮人は、現中田の集落の奥の谷合の飯場に住み、かきやす山を削って海兵団敷地を埋め立てる工事をしていた。また、中田集落の移転にともなう造成工事や旧大波随道の掘削工事もおこなったということである。

中田集落居住の日本人三人の証言は、次のような内容であった。

「昭和一八年の暮れに海兵団ができるというので、

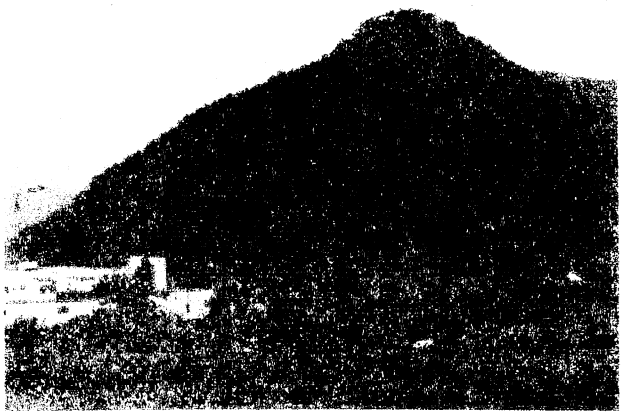

埋め立てのために削られたカキヤス山

ここに移転させられた。朝鮮人は向こうの山裾の飯場にいた。言葉で朝鮮人とわかる。軍服を着ていた。独身ばかりかどうかはわからないが、女の人は少なかった。」

「昭和一九年にここに移転してきたとき、朝鮮の人も来ていた。男の人がほとんどで、毎日集団で海兵団の埋め立てに行っていた。食事もその飯場で作っていた。兵隊はいなかったように思うが、監視はしていたのではなかろうか。人数は三〇～四〇人くらいだが、戦争が終わってからいなくなった。」

「山の方までいっぱい飯場があった。だいぶ朝鮮人もいたが、東北の方から来た日本人もいた。佐藤組が請け負って、朝鮮の人が地を固めてコンクリートを埋めて、一五軒くらいの家を建ててくれた。女の人が砂糖を持ってきて、米と代えてくれと来た。」

朝鮮人飯場跡といわれるところは、中田集落の奥の二つ目の谷合で、真ん中を小川が流れ今は段々畑となっている。農作業小屋が残されている他は、何もない。海兵団敷地埋め立てのために削り取られたかきやす山は、不自然に切り立っている。山裾にある大浦小学校は、海軍施設部の事務所があったところである。

4　その他

A　佐波賀

現在鶏小屋になっているところが戦争中は軍用地で、大きな倉庫があり、山の裏手には火薬庫があったという。この鶏小屋の主人の話では、「このあたりの工事はほとんど朝鮮人がしていて、バラックが三棟くらい建っていた。まわりでみんな朝鮮人だと噂していたし、朝鮮語でしゃべっていて、トロッコ押しをしていたの

で朝鮮人だとわかる。土木作業できつかったと思う。当時、自分は平小学校に通っていたが、クラスに朝鮮の子が多く、一クラス三〇人のうち一五～二〇人はそうだった。名前はみんな李とか金だった。」ということである。当時の倉庫のコンクリートの土台が今も残っていた。

B　行永

現在の国立舞鶴病院には、もと海軍病院があった。倉梯小学校創立百周年記念誌「くらはし」に次のような記述がある。「その造成、構築たるや突貫工事であった。山を砕いて平にし、トロッコの線が行き交い、毎日青い服を来た囚人たちや朝鮮人たちが使役されていた。今のようにトラックもブルトーザもないので、ツルハシとスコップとトロッコ丈であとは人海戦術だった」。病院近くの路上で話を聞いた老人も、「この病院ができるとき、朝鮮人が田を整地して敷地にした」と話している。

C　中舞鶴

中舞鶴には、工廠をはじめ軍の中心的施設がおかれていた。工廠で働いていた朝鮮人は、造船部で雑役をさせられていた。「造船部には大勢の朝鮮人が働いていた。船体を作るのに、雑役夫として力仕事をしていた。造機部、造兵部の仕事は技術が必要なので、朝鮮人はほとんどいなかった。工廠内の防空壕やトンネルを掘る工事は、朝鮮人だけでなく日本人も一緒にやっていた」（敗戦までの一年間工廠に勤務していた日本人Oさん）。

海軍工廠は一九四五年七月二九・三〇日の両日に大空襲を受け、大きな被害を出した。余部の共楽公園の鎮魂碑には、「工廠空襲殉職者」として八四名の名前が刻まれているが、その中に「金山秤鉉」「三共相寅」「柳鉉昌」の名前が見られる。

また、和田は海軍工廠第一・第二工員宿舎があったところだが、ここにも朝鮮人飯場があった。昭和一三～一四年頃からで、朝鮮人の親方だったという。四〇～五〇名程度で和田工員宿舎や軍需部倉庫、各地の弾

薬庫の工事に行っていたようである。単身男性がほとんどだった。この証言をしてくれた瀬野進氏は一九四五年当時の和田地区を描いた絵巻物を制作しておられ、それには工員宿舎からあまり離れていないところに、朝鮮人の飯場がはっきりと描かれている。

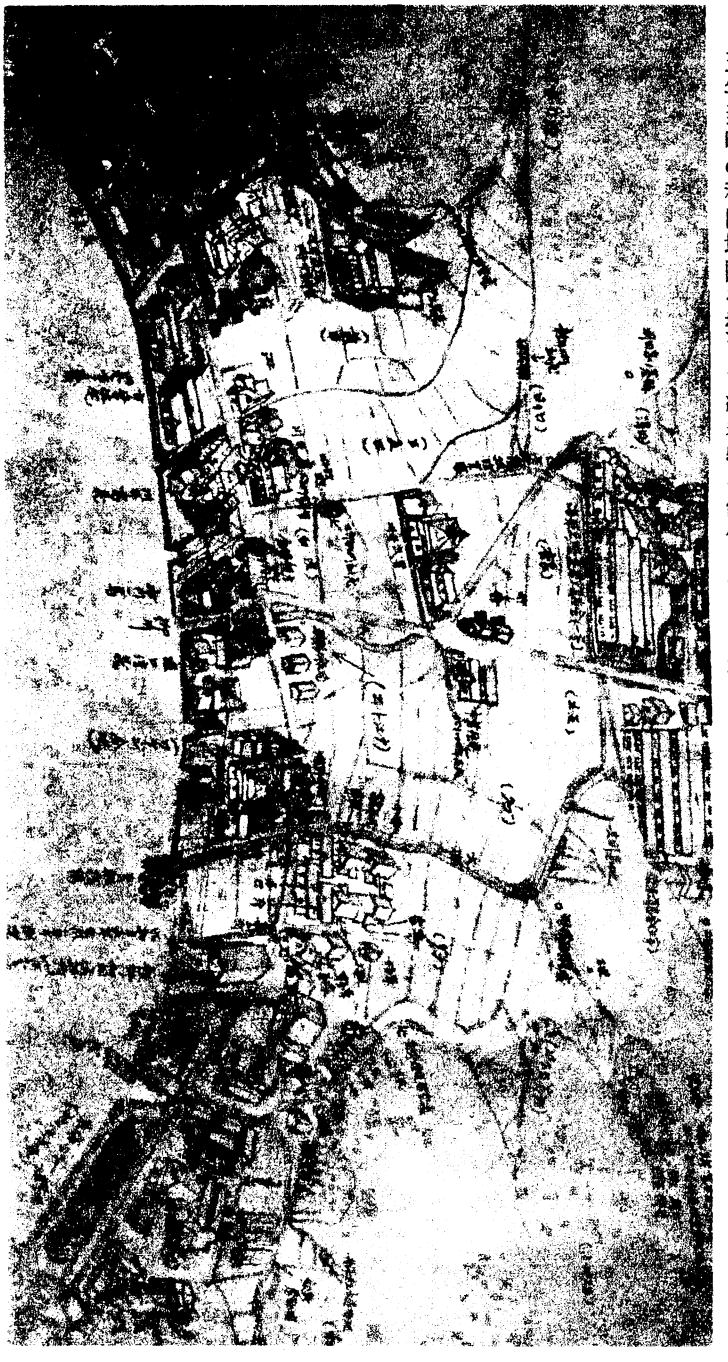

図　和田地区の中心部を描いた瀬野氏の絵巻

亀岡大谷鉱山現地調査報告

22

一九一三年に銅の鉱山として粟村鉱業所が発掘を開始。のちにタングステン鉱脈も発見されたたが、まもなく経済的理由から休山となった。

しかし、タングステンと鉄との合金は砲身・砲弾・軍艦の建造にも必要な戦略物資であったところから、三六（昭和一一）年にタングステン鉱山として再開され、国内生産量の約半数をまかなっていたようである（大槻嘉男『亀岡と私』）。

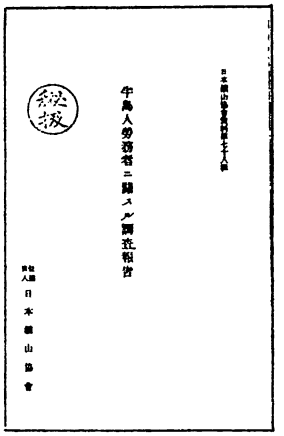

再開にともなって社宅や作業所などが次々と建設されるた。社員の構成はおもに地方出身のもの、そして出稼ぎ労働者などとなっていた。社員の中には朝鮮からの渡日者も多くほぼ半数のものが朝鮮人であった。

日本各地の鉱山の状況をまとめた社団法人日本鉱山協会編『半島労務者ニ関スル調査報告』（昭和一五年）の大谷鉱山に関する箇所には、

内鮮融和方法　各作業個所及社宅等に於て努めて内地人の中に混入し、言語習慣を内地化せしむる様指導す。

国體訓練教化　地方警察署単位に結成され居る協和会支部と連絡を保ちて国體訓練教化に努る外、鉱山単独には特別の訓練を行ひ居らず。

臣民義務の涵養　半島人集合の機会には其の都度

必ず『皇国臣民の誓詞』を唱和し、其の義務観念の涵養に努む。

などとあり、朝鮮人対策が重要なものとなっていた。

また、同報告書には、「本番・請負」によって賃金が異なること、多くの労働者が請負制によって労働していることが記されている。同時に、労働者の実態については「・・・熟練者は少数にして、概ね教育程度至って低く文盲なる為、単純なる筋肉的労働を適当なる監督の下に為さしむるに適す。特に最近の渡航者は、比較的従順にして鈍重なる者多き為、適所に用ふれば相当能率を挙げ得るもの丶如し。／適業　坑内運搬夫、坑外雑夫（主として運搬に関する作業）」と記し、朝鮮人への差別的な評価を示している。

当時、多くの日本人は徴兵や徴用で各地に散らばり居住地に残れる者は少なかったようである。例外的に軍事関連施設に働いている者は、徴用を逃れる事ができたという。

亀岡在住の前田照雄さんもその一人で、鉱山の様子を次のように証言している。

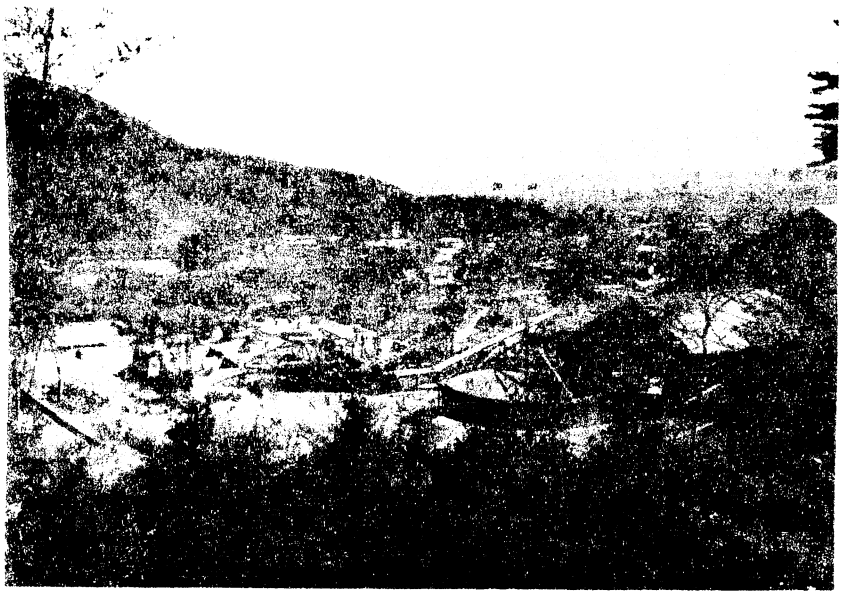

再開当時（戦後）と思われる大谷鉱山

親父が鉱山の下請けの組頭をしていたということもあったので、自分も証明をもらって鉱山で働

備忘録「浮島丸爆沈六十周年に際して」

日本政府が全責任を負うべきである

二〇〇五年八月一日

京都市右京区西院南高田町十七番地
京都朝鮮会館内
京都府朝鮮人強制連行真相調査団
代表　柳　球采

京都府朝鮮人強制連行真相調査団印

一九四五年八月二四日午後五時二〇分頃、京都府舞鶴湾の下佐波賀付近（海深二三～二八米）で「大日本帝国海軍特設輸送船・浮島丸（総屯数・四七三〇トン）」賀、突然爆発沈没した。

船には朝鮮人強制連行者と、その家族三七二五人、遺骨一九柱、日本海軍人二五五人が、乗船していたといわれ、定員オーバーの、すし詰め状態だった。爆沈による朝鮮人死亡五二四人、日本海軍軍人二五人死亡、米国B二九爆撃機が、投下した機雷に触れたのが沈没原因との発表を日本当局がおこなった。

私共調査団は、日本政府と関係当局が事件発生から今日間で六十年が経過しているにもかかわらず真摯な対応と対策を欠いている状況を厳しく糾弾しながら左の如く指摘する。

一、日本帝国主義者に強制連行された朝鮮人は、独占資本の戦時超過利潤を最大限二保障する消耗品として日本各地に配置され、浮島丸犠牲者は青森県下北半島で軍事施設の飛行場、トンネル、港湾、道路、ダム等の建設に酷使されたうえ母国に帰ることなく虐殺されて水葬にされた。

二、爆沈原因について日本政府は真実を隠し一方的に「触雷」とするのみで具体的な調査報告はない。

一九五四年十月三日～五日、同船引き揚げ作業時の壬生照順（みぶしょうじん）氏ら一四名の調査団の調査活動報告は「…船底の状態は内部爆破の物的証拠」とし、二〇〇三年五月、当調査団の南朝鮮（韓国）での生存者達の、面会調査の証言でも「船が停止、日本兵がボートで逃げた後に爆破」と、明確に裏付けられており、様々な傍証等によっても補強されている。

三、二〇〇三年九月二九日、平壌で開催された浮島丸事件討論会の共同声明二〇〇四年五月二二日、日本の過去の清算を求める国際連帯協議会ソウル大会共同声明は日本の犯罪的な侵略政策の産物であり、国際法上大量虐殺罪に該当する重大な人権蹂躙犯罪と厳しく断罪した、

当調査団は六十周年を迎えるに当たり日本政府が浮島丸事件の全的謝罪、賠償を実施し、強制連行・強制労働・虐待の全貌を隠匿することなく明らかにしなければならない、犠牲者の遺骨を速やかに調査・収集して一日千秋の思いで待っている遺族のもとへ返還するよう強く要求する。

京都仏教会

理事長　有馬頼底　様

二〇〇四年　十二月　二十一日

京都府朝鮮人強制連行真相調査団

代表　柳　球　平

要　請　書

仏教の崇高な事業活動に尽力されておられる貴仏教会に心より敬意を表します。

私共、京都府朝鮮人強制連行真相調査団は一九九一年六月に結成されて以来、日本帝国主義の朝鮮植民地支配時期の朝鮮人強制連行・強制労働・虐待行為についての主に、京都府内の真相調査等をすすめている朝鮮総聯の組織団体であります。

朝・日関係においては、二〇〇二年九月一七日の朝・日平壌（ピョンヤン）宣言以後厳しい対立状況が持続し、日本の過去の清算による公式謝罪と賠償、両国の国交正常化が日本の敗戦から五十九年になる現在まで実現されておりません。

私たちは、八月十一日京都府、舞鶴市両当局に舞鶴湾海底の浮島丸爆沈事件の犠牲者遺骨調査と収集及び遺族への返還について両当局ならびに厚生労働省が速やかに作業を実施する措置を講ずることを強く要請しました。

十一月二十二日は京都府知事に京都府内の朝鮮人強制連行（一九四五年、京都府知事引継書「国民動員計画による集団移入朝鮮人労務者」の9ヶ所4，873人をはじめ外にウトロ地域等3ヶ所の就業地など）と強制労働と虐待過程で死亡した朝鮮人犠牲者の遺骨が府内の各寺院に安置保管され、過去帳などに記録されているものと推察されていることや調査団が園部町などの強制連行跡地の現地調査で過去帳記録を一部確認している状況を示し、京都府当局が人道主義の見地から遺骨の調査と収集、返還についての尽力、寺院との協力を行うよう要請しました。

ご存知のとおり十二月鹿児島県内での「韓日首脳会談」での盧武鉉大統領が、小泉純一郎首相に対して「…戦時中の民間徴用者の遺骨収集への協力をお願いする」と述べ、小泉首相が肯定的に受けとめたと報道されています。私達は、貴会が犠牲者の遺骨を遺族へ返還されるべく人道主義に基づく尽力をすすめられることを心より要請するものであります。

（以上）

（注）資料を添付します。

二〇〇五年八月一日

京都市右京区西院南高田町一七

京都朝鮮会館内

京都府朝鮮人強制連行真相調査団

代表　柳球采

京都府知事

山田啓二殿

申し入れ書

地方行財政の発展、多文化共生に努められる貴殿と職員諸氏に敬意を表します。

ご存知のとおり八月一五日は、日本軍国主義侵略政策の終焉六十周年になります。

在日朝鮮人は祖国光復（解放）後六十年の歳月を経過する今日まで多くの差別や抑圧を打破しながら民族教育・文化を育み、日本国民との友好増進に努力を重ね、未来志向の礎を築くために尽してきています。

しかしながら、日本政府当局ならびに関係当局は朝鮮に対する四十年間もの植民地支配の真摯な反省と過去の清算（公式謝罪と賠償）を実施していません。ドイツの誠意ある対応とは異なっています。

在日朝鮮人に租税負担を義務づけても教育、年金、就企業上等の疎外と差別が解消されていません。

京都府知事引継書（一九四五年六月）にも記録されている朝鮮人強制連行・強制労働跡地九ヶ所の調査、犠牲者の遺骨調査も等閑（なおざり）にされた状況が続いています。

昨年来、浮島丸爆沈事件の未収集の遺骨、強制連行犠牲者の遺骨を遺族へ届けるために貴当局と京都仏教会、及び、京都仏教連合会に協力、要請をつづけていますが、捗っていません。極めて残念であります。

日本の誤った国策であっても犯罪行為に加担した地方行政と企業らもその責任が問われています。貴当局の積極的な尽力を強く求めます。

平安北道ヒチョン郡に本籍地を有する具川応珍と明村利禄（平安北道サックチュ郡が本籍地）という朝鮮人が舞鶴海軍施設部に所属して、福知山市で死亡していることが、南朝鮮（韓国）国家記録院の情報で確認しました。

私共は、日千秋の思いで待っている遺族らに朝鮮民主主義人民共和国赤十字会を通じて遺骨返還を行いたいと願っています。

貴当局の積極的な調査をここに強く申し入れます。

（註）両名は「創氏改名」を強いられ日本名にさせられたと推察します。

〒615-0045
京都市右京区西院南高田町一七
京都朝鮮会館内
京都府朝鮮人強制連行真相調査団事務局 御中

御寺院名 東光寺

御芳名 大道無碍

御電話 0773-62-5827

〒625-0005
御住所 舞鶴市朝来中428

1) 無縁仏 李基煥 S20.12.26亡
㊒ ・ 無 千龍
朝鮮慶尚南道河川郡西浦面内鶴里出身地

2) 過去帳の記録
有 ・ ㊒ 所在 舞鶴千字宮団

3) 埋葬火葬許可証(写) M.21.10.2生.
㊒ ・ 無

(写)

(資料)

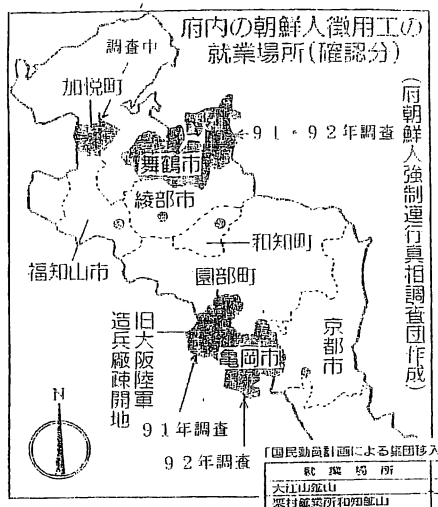

「国民勤労動員計画による組織移入朝鮮人労務者」数

就職場所	移入数	現在地
大江山鉱山	383	81
要村鉱業所和知鉱山	49	48
旅野建築株式会社支店	164	152
日通東舞鶴支店	53	39
佐藤工業所舟屋出張所	100	97
三菱重工業京都発動機工場	227	220
熊谷工業所大谷鉱山	47	47
日南工業煙打鉱山	50	18
舞鶴海軍施設部(各工廠)	3,900	3,500
計	4,873	4,192

(府朝鮮人強制連行真相調査団作成)、舞鶴引揚記念館資料から。1945年8月1日現在)

中国の朝鮮族

参考資料

朝鮮系中国人、もしくは中国籍朝鮮・韓国人とも呼ばれます。中国籍であるという点で、 北朝鮮国籍の在中朝鮮人（約１万人）や、
在中韓国人（約１０万人）とは区別されます。 １８５０年頃より、韓国人が中国・東北地方（間島）に移住し始めました。
東北地方の開発を急いでいた清朝は最初は歓迎していましたが、やがて彼らが日本の手先になるのではないかと恐れ、 中国への帰化を強要、従わぬ者を排斥しました。１９２８年、中国共産党満州省委員会は「朝鮮人を中国内の少数民族と看做し、 革命成就の暁には延辺に朝鮮族の自治権を認める」旨、決定しました。 １９３２年頃、中国に住む韓国人は約６７万名、そのうち中国に帰化した人は８万名だったといいます。太平洋戦争後、 約２２０万名のうち１００万名ほどが北朝鮮に移りました。中国に残った韓国人には、４９年の中国革命において中国籍が 与えられました。中国朝鮮族の歴史がここから始まります。

その中には国共内戦で戦った人々、朝鮮戦争に参加した人も数多くいます。現在の人口は約２００万人で、そのうち吉林省が １２０万人、黒龍江省に４５万人、遼寧省に２５万人と、いわゆる東北３省に集中しています。吉林省には延辺朝鮮族自治州があり、 総人口２０８万人のうち約４０％を朝鮮族が占めています。自治州にある龍井市、延吉市、和龍市、図們市等では総人口の 約６０％ほどを朝鮮族が占めており、街中にハングルが溢れています。
中国政府は民族教育について保護政策をとっていますが、朝鮮族の少ない大都市では朝鮮族の子どもが漢族の学校に通い、 中国語しか話せない人が増えています。延辺には朝鮮族歌舞団・演劇団・民俗博物館等があり、民俗文化活動が盛んです。 韓国語の新聞・雑誌・テレビもあります。他民族との結婚は 延辺では珍しいものの、大都市では多いようです。朝鮮族の大部分は「祖国は中国」と考えています。

1.朝鮮族の住む地域

朝鮮族は遼寧省・吉林省・黒龍江省を総称した、いわゆる中国の『東北三省』に数多く居住していますが、特に吉林省の延辺朝鮮族自治州に集中しています。

省名	面積	人口	朝鮮族
遼寧省	14.6 万km2	4,042 万人	23 万人
吉林省	18.7 万km2	2,555 万人	118 万人

（延辺朝鮮族自治州）	4.3 万km2	218 万人	84 万人
黒龍江省	45.4 万km2	3,644 万人	45 万人

延辺朝鮮族自治州:

図のように、中国・吉林省の東部、北朝鮮・ロシアと国境を接する位置にあります。

吉林省:
[白城市][吉林市][四平市][梅河口市][通化市]

黒龍江省:
中国最北端の辺境の省ですが、大都市は発展しています。
ロシアとの交易拡大が発展の大きな牽引役になっています。
[黒河市][斉斉哈爾市][大慶市][伊春市][鶴崗市]
[佳木斯市][鶏西市][牡丹江市][東寧県]

遼寧省:
[鞍山市][本渓市][鉄嶺市]

2 朝鮮族の歴史年表　【朝鮮族近現代史】

1712年　中国と朝鮮両国が鴨緑江と土門江（豆満江）を国境とすることで合意。

1859年　琿春協領を副都統協領に昇格。

1869年　未曽有の飢饉によって朝鮮人が延辺に流入。

1875年　清が西間島の封禁政策を廃止。

1881年　清が間島で封禁政策を廃止、朝鮮に対して間島地域朝鮮人の送還を要求する。

1882年　清が入籍令を発布し朝鮮人の帰化を勧誘。

1883年　朝鮮が豆満江封禁令を廃止。
集安に密偵として入った酒匂景信が広開土王碑の拓本を日本に持ち帰る。

1884年　朝鮮の鐘城から開山屯を経て龍井に至る路線が敷かれる。
吉林省が朝鮮と「商民貿易地方章程」を結び、商埠地を指定し、貿易を自由化する。

1885年　乙酉談判。
清が封禁令を全廃し越墾局を設け、朝鮮移民による開墾を奨励する。

1887年　丁亥談判。

1900年　義和団事件を契機としてロシアが満州を占領。ロシア軍が局子街に侵入する。
中国人は吉林方面に避難したため朝鮮移民が急増。

1902年　朝鮮政府が李範允を北墾島管理使に任命。李範允は私兵団を作り朝鮮移民を保護する。

1906年　朝鮮人による中国で初の近代的な学校である瑞甸書塾を龍井に設立。

1907年　8月19日、日本軍が龍井に進駐、龍井村に朝鮮統監府間島派出所を設置。
瑞甸書塾は創建8ヶ月にして日本の圧力を受け廃止。

1908年　4月27日、瑞甸書塾の金学淵が明東書塾を開く(のち三年制の中学校に発展)。
7月1日、日本は瑞甸書塾のあった場所に間島普通学校を開校。
昌東学校・光成学校も開設。

1909年　9月4日、龍井で間島協約が結ばれる。
(日本は清の間島領有権を認める一方、朝鮮人の間島での居住権、間島総領事館を龍井に開設して警察官を駐在させる権利、吉林と朝鮮の会寧を結ぶ鉄道の敷設権を手に入れる。)
10月26日、安重根がハンルピン駅で伊藤博文を暗殺。
11月1日、日本が朝鮮統監府間島派出所を廃止。
11月2日、日本が間島日本総領事館を龍井に設置。鈴木要太郎が代理総領事。

1910年　8月29日、日韓併合。
10月7日、基督教会の朴茂林らが龍井に尚貞女子学校を創設。
民族宗教である大倧教が北間島に支司を設置する。

1911年　5月9日深夜、間島日本総領事館と90戸以上の日本人住宅で火災。
新義州と安東(丹東)を結ぶ鴨緑江鉄橋(944m)が朝鮮総督府鉄道局によって完成。

1912年　龍井に間島神社が建てられる。
9月14日、基督教長老教会の曹喜林らが龍井に永新学校を創設。

1913年　カナダ人長老派宣教師パーカーが龍井に教会を開く。

1914年　大倧教が本司を間島に移す。

1916年　1月16日、龍井で大火災発生。
日本朝鮮銀行支店を龍井に設立。
龍井から会寧に通じる道路が開通。

1917年　東洋拓殖株式会社間島出張所(東拓)、朝鮮人民銀行主張所、
間島商業金融株式会社を設立。
延吉師範学校(現第一師範)設立。
12月30日、詩人尹東柱が龍井智新鎮明東村に生まれる。

1919年　3月1日、3・1独立運動。
3月13日、3・13運動。3・1運動の影響を受け龍井で反日大会を開く。
(金永学が大会会長。参加者は2万あるいは3万人とも。金永学は「独立宣言」を朗読。
大会結束後、「朝鮮独立万歳」の標語をと掲げデモ行進。鎮圧にあたった孟富徳の
中国軍部隊はデモ隊に向かって発砲し19人が死亡。)

3月17日、13日の死者の埋葬を行うとともに反日デモを開く。義士陵が築かれる。
4月2日、石建坪で反日デモ。8千名が参加。

1920年　1月、尹俊熙らが日本朝鮮銀行の騎馬隊を襲撃し15万円を強奪。
2月4日、長老派教会が龍井に恩真中学校を創設。(校長フォード、学生数27人で5年制。
英語、聖書、漢文、理科などを教授。開学後すぐ日本の警察によって2名の教師と
20名以上の学生が逮捕される。)

6月4日-7日、鳳梧洞戦闘。日本軍南陽守備隊が図們で新民団と衝突。
9月12日と10月2日、琿春事件。(総督府に買収された中国人馬賊長好江らが
2回にわたって約400名の兵力で琿春城を襲撃する。日本領事館を破壊し、
日本人を殺傷。日本政府はこの事件を大々的に報道し日本軍出兵の口実とする。)

10月下旬、庚申年大虐殺(庚申大討伐)。日本軍は大挙間島一帯に出兵し
朝鮮人の村を焼き3000人を虐殺。10月20日-23日、青山里戦闘(韓国では
青山里大捷あるいは青山里独立戦争と呼ばれる。金佐鎮、洪範図らが率いる
約2千～3千人の独立軍が日本軍と衝突。大小10回の戦闘の結果、
日本軍の加納大隊に大打撃を与える。日本軍は約6百～8百名が戦死。)

1921年　4月、天道教会が龍井に東興中学を創設。
5月、基督教会が龍井に永新中学を創設。
10月5日、大成儒教孔教会が龍井大成中学を創設し開校式を開く。

1922年　天宝山・龍井・開山屯を結ぶ天図軽便鉄道が敷設。
11月27日、龍井の間島日本総領事館で火災が発生。

1923年　3月、共産主義者の金思国らが龍井に東洋学院を開きマルクス思想を広める。
その他に学生親睦会、社会科学研究会などのマルクス思想勉強会が開かれる。

1924年　7月、龍井に労働学院創設。マルクス思想を広める。
延吉運輸組合、計量組合、龍井建設者同盟などの労働者革命組織が成立。

1926年　1月、東満青年総連盟、間島少年会、労働会、婦女会などの革命団体が成立。
5月、新しい間島日本総領事館が竣工(現龍井市政府庁舎)。
5月、珠河県一面波で朝鮮共産党満州総局が創設され本部を寧古塔に置く。

6月、奉天軍閥警務処処長干珍と朝鮮総督府警務局長三矢宮松との間に
三矢協定が結ばれる。朝鮮人取締りにたいする協力体制の確立。
7月、朝鮮共産党東満区域局が龍井で成立。崔南善は白頭山に登り
東亜日報に「白頭山観参記」を発表。

豆満江にかかる鉄橋が開山屯と三峰の間に建設される。
1927年　10月、間島第一次共産党員逮捕事件。
セムプロの演劇団体「芸文社」が龍井で成立。

1月、中国共産党満州省委は周東郊を龍井に派遣。中国共産党
東満特別支部を創建。
9月、間島第二次共産党員逮捕事件。
1928年　10月、龍井に中国共産党東満区委を設置。
間島凶作。
中国共産党が朝鮮人を国内の少数民族と認め、革命後には自治権を
与えることを方針として確立。

1月23日、「光州学生反日闘争」支持のデモが龍井で開かれる。
(日本の警察は50名以上の学生を逮捕。これに抗議して学生が
恩真中学校校庭に集合し日本の警察数十名を殴打。)

2月、中国共産党延辺特別支部が成立。
3月、間島第三次共産党員逮捕事件。
4月5日、中国共産党満州省委員会は極左的な「赤い5月」方針を発布。
1930年　5月1日、龍井の多くの学校でストライキ及び各地でデモ。「紅5月闘争」の開始。
5月30日、間島5. 30蜂起(紅5月闘争)。(間島在住の朝鮮人共産主義者が
組織した蜂起。龍井、頭道溝など天図線(天津・図們間)沿線を中心に領事館
、電灯会社、駅などを放火、破壊。和龍県薬水洞ではソビエトを樹立したが
弾圧される。翌年8月までに2000余名が検挙される。
後に極左方針と総括される。)
8月1日、八一吉敦暴動。
秋収暴動。

春荒暴動。
9月18日、満州事変。
1931年　万宝山事件。(長春郊外の万宝山で朝鮮農民の水路を中国人が破壊。
日本は中・朝両国民の離反を煽るために大々的に報道。平壌、仁川などで
中国人街に対する暴動が発生。)

2月5日、日本軍がハルピンを占領。
2月15日、龍井で日本の謀略団体である民生団が組織される。間島朝鮮人の
反発を受け7月には解散。
3月1日、満州国の建国を宣言。
3月、高知の詩人植村浩が代表作「間島パルチザンの歌」を発表し
パルチザンをロマンチックに描く。
1932年　4月～、日本軍は朝鮮羅南19師団の間島派遣隊、長春駐屯の関東軍の
平賀部隊は延辺において朝鮮人村落を襲撃し弾圧を行う。延吉県海蘭地区で
海蘭江大血案が発生。

4月29日、上海の虹口公園で行われた天長節の式場で尹奉吉が爆弾を投げ、
上海派遣軍司令官の白川大将が死亡する。
11月、中国共産党東満特委員会は反民生団闘争を展開し多くの同志を粛清。

1933年	図們と新京(長春)を結ぶ鉄道が敷設される。 3月、日本共産党員である関東軍軽重隊員伊田助男が10万発の弾薬をトラックに積み小汪清抗日遊撃区に運んだのち自殺。 5月、民生団員とされた汪清県委員会書記李龍国が同志10名とともに銃殺される。 9月、東北人民革命軍第一軍第一独立師が創建される。師長は楊靖宇。 10月、汪清県の県委員書記の金権一が民生団分子として逮捕・銃殺される。
1934年	3月、東北人民革命軍第二軍第一独立師が延吉県で創建される。 師長は朝鮮人の朱鎮、政治委員は中国人の王徳泰。 12月、吉林省に属していた延吉県、汪清県、和龍県、琿春県の4県に奉天省に属していた安図県を加え、間島省を創設し朝鮮人省長を任命する。 図們市は延吉県から分離独立し、図們に間島日本領事館分館が新設される。
1936年	長白県で在満韓人祖国光復会結成。
1937年	普天堡戦闘(当時の新聞では保田事件)。 第一路軍第二軍所属第六師長金日成部隊による。 間島陸軍病院が設立される。 ソ連が沿海州に住んでいる朝鮮人を中央アジアに強制移住する。 これは日本のスパイになることを警戒したため。
1938年	7月～8月、張鼓峯事件。今の琿春市防川で日本軍とソ連軍が衝突。 10月10日、武昌で金若山を総隊長とする朝鮮義勇軍が結成される。 東満鉄道株式会社を延辺に設立。 開山屯にパルプ工場が竣工。
1940年	3月、紅旗河戦闘。金日成が指揮する抗日連軍第二方面軍六師が前田部隊と衝突。
1941年	8月25日、鴨緑江の水豊ダムが初送電を行う。水豊ダムは70万キロワットを発電。 関東軍特別大演習が行われ延吉の北の丘に部隊駐屯地が造られる。
1943年	延吉県から間島市(現延吉市)が独立。
1945年	2月16日、福岡刑務所で尹東柱死去。 7月末、88特別旅団は党委員会全体会議を開き、旅団の中核部隊の半数を満州に、残りを朝鮮に派遣することに決定。朝鮮工作団を新設し金日成が団長に就く。 8月12日、龍井の市民有志が「ソ連赤軍歓迎委員会」を組織しビラを作成。 8月15日、日本無条件投降。 8月16日、ソ連軍、間島市(延吉)に入る。 8月17日、ハルピンで反日朝鮮民族独立同盟北満特別委員会設立。 8月19日、市民2万名余りが参加しソ連軍の歓迎会が龍井で開かれ延吉のソ連赤軍警備司令部に代表を送り祝福の意を伝える。 8月20日、間島臨時政府が成立。 8月22日、関東軍127師団(古賀竜太郎中将)の武装解除の会談が127師団本部で開かれる。ソ連側代表は第25軍参謀長のクズニェツォフ中佐。 8月23日、延吉県臨時政府が樹立される。 8月30日、ハルピンで建国青年会(朝鮮族革命組織)設立。 9月16日、延辺労農青婦総同盟が成立。 9月13日、延吉で延辺労農青年婦人代表会議開催。 9月下旬、延吉に池喜謙を委員長とする延辺人民民主大同盟が成立。

	中共延辺委員会指導下の基層組織で14万人が会員。朝鮮族が成員のほとんどを占める。 9月30日、汪清県臨時政府が樹立。 10月12日、中国共産党敦化県委が創立される。 10月20日、吉黒保安総隊朝鮮独立大隊設立。 10月20日、中国共産党東北委員会の批准を経て姜信泰(27歳)を書記とする 中共延辺臨時委員会が設立される。 11月7日、中国共産党延辺臨時委員会が「延辺同胞に告げる書」を発表。 11月20日、延辺各界人民代表会議(18名)を開き延辺政務委員会(13名)が 選出される。間島臨時政府は解散。
1946年	2月、通化事件。(旧日本軍と日本人市民が国民党軍とともに暴動を起こし 八路軍によって鎮圧される事件が発生。2000人の日本人が虐殺される。) 4月、各地からソ連軍の撤退 10月30日～11月5日、海蘭江大血案(大虐殺事件)清算大会
1947年	1月25日、延吉で第1次労働者代表大会を開く。 2月、中共中央東北局の批准を経て吉林省委は中共延辺地方委員会を創立し延吉、 和龍、琿春、汪清等4県を管轄。
1948年	4月、「延辺日報」創刊。 4月26日、中国共産党延辺地区委員会が成立。 8月15日、中国共産党延辺地区委員会は延辺の民族問題に関する決議文を採択し、 朝鮮族の少数民族としての地位を確定。 9月9日、朝鮮民主主義人民共和国が創建される。
1949年	3月20日、延吉のスターリン劇場にて延辺大学開校式が開催される。 7月、延吉人民ラジオ放送局が朝鮮語の放送を始める。 9月、中国共産党が東北の朝鮮人に一律に中国国籍を与える。 10月1日、中華人民共和国建国宣言。
1950年	6月25日、朝鮮戦争開始。 9月15日、米軍は仁川に上陸 10月8日、「義勇軍」の派遣を決定。
1951年	4月23日、北朝鮮軍・中国義勇軍が再び38度線を突破。
1952年	9月3日、延辺専区を取り消し、延辺朝鮮民族自治区成立。
1953年	3月、州内で初の高級農業生産合作社が設立される。 7月27日、板門店にて休戦協定が成立。
1954年	12月、朝鮮語版毛沢東選集出版委員会が設置される。
1955年	12月、延辺朝鮮族自治州と改称格下げされ、吉林省の管轄下にはいる。
1956年	5月26日～、百花斎放、百家争鳴の呼び掛け。 少数民族の知識人は漢族の優位を批判。

1957年	6月8日の人民日報社説が契機となり、以後、反右派闘争開始。 中国共産党の政策に批判的な朝鮮族知識人を「右派分子」として批判。
1958年	民族整風運動と漢語学習運動。 朝鮮語純潔化に対する批判。 大躍進運動開始。 9月15日、長白県朝鮮族自治県成立。
1960年	9月7日、延辺大学の入学式。この年より朝鮮族以外の民族が入学。
1961年	7月11日、金日成、訪中。中朝友好協力相互援助条約調印。 この頃、大躍進運動により食糧が不足したため多くの朝鮮族が 北朝鮮の親戚から援助を受ける。
1962年	10月、中朝は平壌の会談により中朝辺界条約を締結。この条約により 鴨緑江、豆満江が中朝国境として確定し長白山(白頭山)天池に国境が引かれる。
1963年	9月、日本朝鮮研究所代表団(親北朝鮮文化人)が延辺を訪問。 戦後延辺を訪問した最初の日本人。
1965年	延吉県の図們鎮と汪清県の石硯鎮を合わせ図們市設立。
1966年	文化大革命開始。紅衛兵運動の開始。工作組の進駐と撤退。実権派の追い落とし。
1967年	紅衛兵運動の過激化と解放軍の介入。
1968年	紅衛兵運動の終焉と革命委員会・解放軍によるコントロール。奪権闘争の完了。 12月21日、毛沢東、紅衛兵の農村下放を指示。
1969年	12月、延辺で学校幹部の「下放」開始。
1971年	3月、中共延辺朝鮮族自治州委員会を回復。
1972年	中朝両国が黒龍江省大慶から北朝鮮までを結ぶ石油パイプラインの建設に合意。
1974年	4月、延辺歌舞団が復活する。
1975年	朝鮮族の学校における日本語教育が再開。
1976年	1月8日、周恩来首相死去。 1月、黒龍江省大慶から北朝鮮までを結ぶ石油パイプラインが開通する。 9月9日、毛沢東死去。 10月6日、江青ら四人組逮捕。

1977年	延辺テレビジョン放送局創立。
1978年	文化大革命の終焉・鄧小平が最高権力者に。 延辺大学に日本語学科を設立。
1979年	延辺広播電視大学が創立される。
1980年	2月、延辺朝鮮族自治州革命委員会を自治州人民政府に改める。
1981年	9月、延吉教会が復活。 11月5日、延吉市朝鮮族芸術団が成立。
1982年	9月、金日成が中国を公式訪問し中朝関係が修復される。
1983年	5月5日、中国民航ハイジャック事件が発生。中国民航は韓国の米軍基地に緊急着陸。 この事件に関する交渉を契機として中国は「南朝鮮」の呼称を「韓国」に改める。 8月、鄧小平が延辺を訪問。
1984年	3月23日、中国は離散家族再会のための韓国人の訪中を認める。 4月1日、朝鮮語版「延辺日報」を創刊する。
1985年	外国人に対して延吉を開放。 自治条例を発布施行。首長は朝鮮族が担当すると明記。 1月19日、延吉市天主教愛国会と延吉市天主教会(旧教)が成立。 5月14日、尹東柱の墓を40年ぶりに確認。 8月29日、延吉空港の軍民両用飛行場としての使用開始。
1986年	3月、琿春天主教会が成立。 6月、日本の民団議長ら来訪。 文革時、紅衛兵によって破壊された龍井の井戸を修復し紀念碑を建てる。
1987年	7月18日、延辺体育館が竣工する。
1988年	龍井県・琿春県を市に改める。 9月、ソウルオリンピック開幕。
1989年	6月4日、天安門事件 6月23日、趙紫陽が失脚し江沢民が登場。
1990年	9月30日、韓国はソ連と国交を樹立。
1991年	1月、江沢民総書記が延辺を訪問。 1月、中韓両国は貿易事務所の相互設置を認める。 5月、中露は東部国境協定に署名。 7月、李鵬首相が延辺を訪問し「発展経済、振興延辺」と揮毫。 7月、韓国現代グループ名誉会長鄭周永一行が延辺大学を訪問。 7月末、長白朝鮮族自治県が対外開放される。

9月、韓国と北朝鮮は国連に同時加盟。
10月24日、国連開発計画(UNDP)は金三角開発計画を発表
12月28日、北朝鮮は羅津・先鋒地区に621平方キロに及ぶ
自由経済貿易地帯(Free Economic and Trade Zone)を設置することを発表。

1月、中朝政府間貿易協定を締結。中国は北朝鮮に対して貿易のドル決済を要求。
3月29日、琿春は国より対外開放都市に指定される。
5月、中朝合弁のレストラン延辺平壌食堂が開店。
6月、ロシアはポシェット港を外国船に開放。
1992年 7月1日、ロシアはザルビノ港を開放。ザルビノ港を70年間共同使用すると同時に、
琿春までの鉄道と道路を建設することに合意。
8月、延吉・敦化・安図・図們の4県市は省政府より省級経済開発区に指定される。
8月24日、 中韓国交樹立。
12月、長嶺子—クラスキノ間のトラック輸送道路が完成する。

3月、北朝鮮は羅津・先鋒自由経済貿易区開発計画を発表。
3月、北朝鮮は核拡散防止条約から脱退を宣言。
5月、尹東柱の代表作「序詩」を刻んだ記念碑が韓国東亜日報と
海外韓民族研究所によって龍井中学校庭に建てられる。
1993年 6月、北朝鮮と延辺州政府は、清津東港を開発し、50年間共同使用する協定を締結。
9月、経団連主催の図們江セミナーが東京で開催される。
9月、延辺科学技術大学設立。(中国初の私立大学)
10月、延吉—清津間の高速道路建設に着手。

延辺大学に経済貿易日本語学科(定員30人)を設立。
韓国企業が延吉に韓国人向けアパートである「韓信公寓」を建設。
1994年 6月、海外韓民族研究所と東亜日報の協賛により龍井中学校の校庭に
大成中学校が復元される。
7月8日、金日成主席死去。
8月、龍井の尹東柱生家を復元。

人民公園の北の丘に烈士陵園が落成する。
1995年 5月26日、北朝鮮は日本に対して米援助を要請。
6月、江沢民が延辺を再訪。白山ホテルに宿泊。

北朝鮮では飢餓が蔓延。
1996年 4月、第一回図們江地域開発諮問委員会を北京で開催。
9月、韓国の教会の支援10億ウォン(約1億円)を受け延辺で
最も大きな延吉教会が建てられる。

2月、黄長燁朝鮮労働党書記が北京で亡命。
1997年 3月、延辺大学日本研究所が成立する。
4月末、北朝鮮の咸鏡北道穏城郡で大規模な森林火災が発生。

中国側の難民取締りが厳しくなる。
1998年 6日1日、延辺韓国学校開校。
7月22日、北朝鮮は中国製品の販売禁止措置を解除。
7月24日、丹東フェリーの運航が開始される。韓国仁川と中国の丹東を結ぶ。

6月、韓国のソウル九老区九老6洞に大韓イエス教長老会
ソウル朝鮮族教会が創立される。
1999年 8月12日、韓国の国会で在外同胞法が可決。これには
中国の朝鮮族は含まれず(2001年違憲判決が出る)。

	3月14日、現代自動車は延吉の一汽延辺汽車と中大型バス 組み立て生産輸出契約を結ぶ。
2000年	4月、琿春輸出加工区が設置される。 4月28日、琿春～ザルビノ～束草(韓国)を結ぶ貨客船航路・東春号が就航。 6月13日、金大中大統領訪朝、金正日総書記と会談。 12月、琿春市内と圏河口岸を結ぶ新道(39キロ)が開通。
	2月1日、琿春中露互市貿易区(相互自由貿易区)が設置される。 6月、ソウル～延吉間にチャーター機が就航。夏季の旅行シーズンのみ週4便運航。
2001年	11月29日、韓国の憲法裁判所は韓国政府樹立(1948年8月15日)以前に 中国などに移住した同胞とその子孫らが在外同胞法の優遇措置を 受けることができないのは憲法違反と判決。
	5月8日、瀋陽日本大使館駆け込み(5人)
2002年	9月12日、北朝鮮は新義州特別行政区基本法を採択したと発表。 9月17日、小泉首相訪朝。
	4月23日、アシアナ航空は、5月より仁川・延吉路線を週1回(月)から週3回(火・木・日)に 増便。 5月10日、SARSの影響を受け琿春の中露税関が閉鎖される。 5月29日、韓国馬山市で「先駆者」の作曲家趙斗南氏を紀念、趙斗南紀念館が開館。
2003年	しかし趙斗南氏は親日派だったという市民団体は激しく抗議、馬山市長は小麦粉を投げつ けられる。 ほどなくして閉館となる。 11月28日、中国琿春とロシアのマハリノ駅(クラスキノ)の間を結ぶ国際鉄道(28．3キロ)が 正式に運行を開始。
	4月26日、延辺政府主催の延辺観光説明会がソウル・コリアナホテルで開かれる。
2004年	8月、長春と琿春を結ぶ長琿一級高速道路の敦化―延吉間が完工。 9月22日、中国が米国を抜いて韓国の最大の貿易対象国家になる。

3.中国内での立場

1). 政治的な地位

中国朝鮮族は中国の少数民族政策により中央・地方政府の政治に直接参加することが出来、都市の朝鮮族の集団居住地に自治機関を設置し、自治権を行使しています。朝鮮族自治が行われているのは、1952年9月3日に設立された延辺朝鮮族自治州、及び58年9月1日に形成された長白朝鮮族自治県の2ヶ所です。朝鮮族が享受している自治権や自治の概念は、あくまでも「全ての民族は中国の公民」という大前提があるため、主権的な自治ではなく、中央政府から委任された範囲内での限定的な業務を管掌する行政自治です。延辺朝鮮族自治部の幹部総数の50．7%を朝鮮族が占めていますが、自治州の条例に「自治州の州長、その他主要幹部の半数以上を朝

鮮族が占めることが出来る」と規定されています。

2). 経済的な地位

中華人民共和国建国以後、朝鮮族も民族企業を発展させる権利や機会が与えられていましたが、大部分の朝鮮族が零細な農・商業に従事しており、経済的には比較的低迷した状態でした。しかしながら最近の中国での改革開放政策や韓中交流協力により、工業基盤を拡大、発展させるなど、生活水準が漸次向上して来ています。

3). 教育・社会文化的な地位

朝鮮族の教育水準は他の少数民族に比べて高いものの、少数民族であるという制約から、社会的に頭角を現しにくい状況にあります。朝鮮族出身の知識階層は、中国政府内の研究所、学校、放送局など、朝鮮語文化及び専門技術分野にて活動しています。

区分	大学卒業者比率(%)	文盲率(%)
朝鮮族	1.66	11.54
漢族	0.30	31.04
その他の民族	0.51	44.31
中国全体	0.50	31.88

朝鮮語は中国語と同様に延辺州自治機関の行政用語であるだけでなく、州政府の文献や報告文には一般的に朝鮮語と中国語を併用しています。延辺には少数民族総合大学としては、中国国内最初にして唯一の大学である「延辺大学」が1949年に設立されています。現在まで、朝鮮族の卒業生は約3万人ほどです。

4). 法的地位

清朝末期の頃、大部分の朝鮮族は社会の最低階層に属し、陣人的自由が完全に剥奪された状態でした。1858年、中国ちロシアの間に締結されたアイグン条約の後、延辺地域へのロシアの侵攻危機が高まる中、240年続いた東北地域への俸給政策が完全に有名無実化しました。例えば鴨緑江沿岸の東端に移住した朝鮮族は住宅所有権を認められず、中国人地主の小作人としての地位にとどまっていました。しかし豆満江以北の地域に進出した朝鮮族の場合には、中国への帰化が認められ、これにより朝鮮族の土地所有も可能になりました。朝鮮族の法的な地位が認められたのは、中華人民共和国が樹立した後です。1946～48年の国共内戦の頃には、国民党が朝鮮族を韓国人と規定し、在留権のみ認定し、居住権や入籍権を認めませんでした。中国共産党は朝鮮族の法的地位を全面的に認め、土地所有権取得などにおいて、中国人と同等の権利を行使出来るようになりました。

4.延辺朝鮮族自治州の経済概況

延辺は自然資源に恵まれた地域です。林地面積は農業用地総面積の87%、耕地は6%、草地は6%を占めています。一人当たりの所有平均土地面積は183a、耕地面積は25aです。区域以内の大小河流は487本、年間流域総量は97．15億 m3 、地下水資源総埋蔵量は27．4億 m3 、採集可能量は13．25m3 である。水エネルギー埋蔵量は140万KW、実際利用量は4．7KW、建設中の発電総容量は8．5KWです。

中国有数の林業基地の一つであり、森林面積は347．2万ヘクタール、被覆率は78．2%、総貯蓄量は3．32億 m3 です。 特産物資源にも恵まれ、野生経済植物は約1800種類、その内、薬用植物は875種類、野生動物は250種類あります。区域内で生産する人参、鹿茸、テンの皮は"中国東北三つの宝"と言われており、延辺の万年茸、米、煙草葉、リンゴ梨、黄牛などは国外にその名を知られています。既に50種類以上の金属鉱山と40種類以上の非金属鉱山が発見されています。黄金埋蔵量と生産量は吉林省で重要な位置を占め、探査によると石油埋蔵量は1億トン以上となっています。

延辺朝鮮族自治州の貿易相手国内訳(2003年)

輸出

相手国	取引金額(万米ドル)	前年比(%)
韓国	8,812	14.6
北朝鮮	7,610	15.7
日本	4,305	32.9
米国	1,341	9.9
ロシア	1,334	127.3
その他	4,750	87.6
総額	28,152	25.5

輸入

相手国	取引金額(万米ドル)	前年比(%)
北朝鮮	4,046	40.5
韓国	2,748	4.3

米国	2,340	52.6
ロシア	1,528	－45.1
日本	960	－21.0
その他	1,074	5.9
総額	12,696	8.5

（延辺朝鮮族自治区対外貿易経済合作局）

＊朝鮮族ネットより抜粋
用語の使用に不適切なのがあるが原文のままです。「編集部」

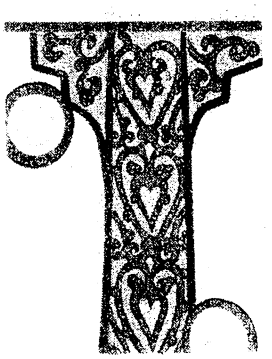

読者の欄

窓

大津市・須田久仁子
（主　婦・34）

2005年（平成17年）8月3日　水曜日

歴史直視する記念館支援を

右京区・朴　成琴（自由業・62）

貴重な歴史資料館で、ユニークな鉱山記念館である京都・京北町にある「丹波マンガン記念館」が閉館の危機に陥っている。私は、先月十一日、日本の友人と一緒にこの記念館を見学した。

三百㍍におよぶ坑内めぐりと資料館を見学し、想像を絶する過酷な鉱山労働に苦しんだ朝鮮の人らの恨みと慟哭（どうこく）を、胸に突きさされる思いで感じた。

マンガン鉱山労働者たちは、たぬき掘りと呼ばれる小さな穴（高さ六十㌢、幅三十㌢）の穴に寝ながら入ったり、七十㌔ものマンガンを中腰でかついで外へ運び出した。外へ出したマンガンを男性が一人で三百㌔かついで三時間も運んだりしたという。

一九五五年、鉱物の輸入自由化によって日本のマンガン鉱山はつぶれたが、じん肺患者が多数出ている。しかし、だれも救済しない。館長の李龍植さんは歴史を直視することこそ人権を学ぶ場になると思い、父親（初代館長）と一緒に丹波マンガン記念館をつくったという。

しかし、十七年間続いてきた記念館が、財政難により閉館せざるをえない状況だと、断腸の思いを語った。私は、一人でも多くの人が記念館を見学して、存続のための支援をさしのべてほしいと切実に感じた。

2005年（平成17年）9月16日　金曜日

南北の統一は力強く進行中

右京区・朴　成琴（自由業・62）

朝鮮半島の南北が急速度で近くなろうとしている。二〇〇〇年六月十五日の南北共同宣言以降、南北は「不信と対決」の時代から「和解と協力」の時代へと変わりつつあり、統一の時代の到来を示唆している。

韓国オリンピック委員会は八日、アジア・オリンピック評議会総会が開催中の中国・広州で北朝鮮代表団と公式会合し、二〇〇六年ドーハ・アジア大会での南北統一チーム結成で原則合意したことを明らかにした。

また先月、自主平和統一のための8・15民族大祝典がソウルで開催された。六月の平壌での6・15統一大祝典に続き、当局と民間の代表らがソウルに再び集まったことで、統一へと向かう朝鮮民族の姿を内外に誇示する場となった。

私は、統一サッカー男子競技場の雰囲気を伝え聞いて感動した。観衆は手に手に統一旗を持ち、南北に関係なく声援を送った。場内には、「オー！統一コリア！」のスローガンがあふれ、「アリラン」の大合唱が響きわたったという。

今、朝鮮半島には「統一列車」が力強く走っている。統一は過程であり、すでに始まっている、と私は確信したい。

怨讐関係を払拭して、共通の歴史認識を

呉鳴夢

去る3月21日、私は同志社大学の尹東柱の詩碑を訪ねた。この日は卒業式で校内は大勢の人だかりで詩碑の前には四束の花が供えてあった。小さな詩碑に刻まれている詩に接する度に私の心はしめつけられる。この詩は朝鮮語で書かれている。

1905年の乙巳五条約から40年間、2800万の朝鮮人民は奴隷状態におかれていた。日帝は朝鮮人から奪えるものはすべてうばい人の命や土地、民族の歴史、文化、言葉、文字、あげくのはては姓名まで奪った。尹東柱が朝鮮語で詩を書いたのは侵略者にたいする闘いであったと思う。彼は民族解放の日を6ケ月後に控えて、1945年2月16日、29歳の若きで生涯の幕を閉じた。彼の死因については生体実験の実験台にされたと言われている。惨いことだ。今後、徹底的に解明されなければなるまい。

尹東柱は1980年代の中頃から、韓国で“愛される詩人“好きな詩人”の最高位に選ばれて広く読まれている。文益換牧師は『彼を回想するだけでも、魂が清らかになり・・・自分の潔白で犠牲的な自我で、口元に吹き付ける風すら辛がり、星を歌う心で死んでいく者たちを愛しながら、祖国と民族のための祭壇に自分の若い身を静に捧げた。その美しい詩篇の数々は一筋の明るい星明かりであり、私たちの青少年が生きる鏡になるでしょう』と言っている。尹東柱は愛のあふれる朝鮮の詩人である。もし彼が「虐殺」されなければ、私たちに勇気と希望に満ちた素晴らしい感動を引き続き与えてくれただろう。朝鮮民族と世界は惜しまれる人物を失った。

尹東柱がこの詩を書いた頃の朝鮮人たちは、植民地奴隷状態に置かれ、差別、蔑視、虐待は日常茶飯事で人権などあったものでない。私の伯父も舞鶴軍管区の基地建設作業に徴用され過酷な労働をしいられ、もう一人の叔父は朝鮮から東北地方の鉱山に強制連行されたが解放を迎え九死に一生を得て、故郷の金海に帰った。私も当時国民学校に通っていたが、差別の中で少年時代を過ごした。現在、日本に在留する特別永住権所有者は少なからず日帝時代の辛い過去の負の遺産を背負っており、現在も差別を受けている。時の流れと世代の交替は人道にもとる忌々しい過去の事が忘れられようとしている。憂慮せざるをえない。

過去、朝鮮と日本の間には不幸な出来事が多々あった。

京都市東山区の豊国神社の向かい高さ約9メートル周囲約50メー「耳塚」がある。400余年前に秀吉の朝鮮侵略時に戦功の証として朝鮮軍民の10万体の鼻や耳を切り取り樽に塩漬けして秀吉のもとに送られた。秀吉は1597年9月28日、鼻・耳の墳墓を造り、「虚構の供養」をした。当時、朝鮮人口約500万のうち五分の一が犠牲になった。毎年、9月28日には静かに法要が行われており、私は朝・日両民族の「歴史の教訓」として参加している。近年、この地を日本各地から修学旅行生や韓国からも少なからぬ人々が訪れている。ここにも歴史の教訓がある。

独逸大統領ヴァイツゼッカーは「過去に目を閉ざす者は、現在にも盲目に陥

る」と警告している。過去も現在も洋の東西を問わず、民族、国家間の争いは絶えない。侵略、征服、支配して、人権侵害や人間の尊厳を抑圧するのは、如何なる理由があっても許されるべきでない。

日本の敗戦後、60 年の歳月が過ぎた。しかし尹東柱を「虐殺」した亡霊は今も徘徊している。靖国問題や歴史認識をめぐって日本と東アジア諸国との溝が深まっている。「怨讐」が「怨讐」を呼ぶこと、これほど愚かなものはない。歴史認識は過去の愚かさから教訓を得ることである。現時代に生きる我々は過去を直視し、現在と未来に友好と平和を構築するために努力しなければならない。

宇治天ヶ瀬つり橋の前には 1908 年末に着工し、1912 年6月に竣工した宇治発電所がある。当時の工事計画では　水路延長約 11km（滋賀の南郷洗堰～宇治の平等院対岸　隧道 12ヶ所(最長第7号隧道 3015m)隧道　幅・高さ約 6m 有効落差　61.95m 出力 2,7630kw である。この隧道を造る仕事に朝鮮人労働者が一日中日光の当たらない所で過酷な労働を強いられた。

記念碑建立の趣意書では「尹東柱がほんの一瞬安らいだ表情を見せた宇治天ヶ瀬つり橋近くに記念碑を建て、植民統治と皇民化政策によって進められた侵略戦争の反省と真の和解に向け尹東柱の生きた証を刻み未来の記憶に残したい」と呼びかけている。この場所を選んだのも何かの因縁だったかも知れない。

20 世紀の末から世界の力はアジア太平洋地域に移ってきている。東北アジアの平和と安定は朝鮮の統一と深く連動している。朝鮮の分断は 60 年間もの長い間、南北朝鮮人民に計り知れない不幸をもたらした。

2000 年 6 月 15 日の共同宣言により南北朝鮮は民族和解と共助の道へと着実に進みだしている。昨年の 6 月にはピョンヤンで、8 月にはソウルで南、北、海外の朝鮮人の代表たちが一同に会した大集会が催された。ここには南北の政府当局も参加している。

巷では「韓流ブーム」があるが、朝鮮・韓国と日本は「近くても遠い国」「遠くても近い国」がまだ解消されていない。真の隣人になるにはほど遠い。朝日間、韓日間にはぎくしゃくした難問が山積している。過去の植民地支配の清算、歴史認識の問題、拉致問題等々、多々ある。朝米間も核問題をめぐり緊張が続いている。日本はアメリカ一辺倒でなく、アジアの一員として、東北アジアの平和構築に積極的でなければならないし、朝鮮の統一を支援すべきである。

いずれ近い将来、東北アジアはＥＵのようになるだろう。これには碑の設立趣旨文に書かれているように、侵略戦争の反省と真の和解に向けた、真摯な取り組が必要であり、東北アジアの諸国が複雑な怨讐関係をきれいに払拭しなければならない。これには過去の教訓から学び、未来を見つめ、一つ一つ苦難の壁を乗り越える忍耐強い努力が必要である。

尹東柱の記念碑を建てる運動が、朝鮮・韓国と日本の両民族が共通の歴史認識の上に立ち、朝鮮の統一に寄与し、東北アジアの平和に繋がることを切に願う。 (2006/03/22)

*「詩人尹東柱を 偲ぶ京都の会」(代表、紺谷延子)会誌「セッピョル」(明けの明星）に寄稿したものを少し加筆したものである。

編集後記

6.15 統一時代が定着し、米日反動の狡猾な妨害策動にもかかわらず「低い段階の連邦制」「緩やかな国家連合」の実質を民族第一主義原則で一つ一つ積み重ねて行く時代が到来しているのだ。北と南の主体的力量がこれほど高まった時期はなかった。　だからこそ今、在日朝鮮人社会の力量を鞏固にし最大限に発揮することが要求されている。第 8 号に掲載された論考のどれもが、この時代の要求に応えようと真摯にとりくまれたものである。自分の問題意識で事実材料を集め分析して一応の結論を導いている。20 代前後 3 世、４０代前後 2 世の頑張りと探究心に敬意を表したい。しかし、研究は継続して続ける必要であろう。　今後、毎月一回ぐらいのペースでテーマ別に研究討論会を持ちたいものだ。以下のようなテーマが設定できよう。

1. 祖国統一問題
2. 在日朝鮮人の民族性を保持し主体性を確立する問題ー在日４、5 世同胞の将来ー
3. 在日４、5 世同胞の民族教育の保障問題
4. 京都の在日朝鮮人運動の調査と記録
5. 朝鮮と日本の近現代史の見直し
6. 朝鮮古代史の見直し
7. その他

二人からでも初めて社協京都支部研究活動のより一層の活性化を願ってやまない。

在日本朝鮮人総聯合会
京都府本部常任委員会

〒615.-0041
京都市右京区西院南高田町 17
TEL—075－313－6161
FAX—075－313－8308

右京支部	615-0913	京都市右京区梅津南上田町 65	TEL 075-861-2929
南支部	601-8011	京都市南区東九条南山王町 51	TEL 075-691-8088
伏見支部	612-8301	京都市伏見区加賀屋町 732	TEL 075-601-5068
西支部	601-8464	京都市南区唐橋高田町 8-6	TEL 075-691-9496
南山城支部	601-0000	京都府宇治市伊勢田町ウトロ 51	TEL 0774-41-7248
西南支部	615-8056	京都市西京区下津林番条 135	TEL 075-392-7980
西陣支部	603-8341	京都市北区小松原町北町 60-3	TEL 075-467-0085
左京支部	606-8216	京都市左京区田中南西浦町 90-11	TEL 075-781-6061
三丹支部	624-0816	京都府舞鶴市字伊佐津 231	TEL 0773-75-1816
口丹支部	622-0000	京都府船井郡園部町小山東町藤ノ木 54	TEL 0771-62-1468
中京支部	604-8852	京都市中京区壬生東大竹町 22	TEL 075-821-1485
山科支部	605-8258	京都市山科区小野西浦 31-28	TEL 075-571-8339

在日本朝鮮人京都府教育会

京都市右京区西院南高田町 17　　ＴＥＬ―(075)―313―6001

学校法人京都朝鮮学園

京都朝鮮中・高級学校	京都市左京区北白川外山町１	ＴＥＬ(075)791-1131
舞鶴朝鮮初・中級学校	舞鶴市伊佐津２３１	ＴＥＬ(0773)75-5413
京都朝鮮第１初級学校	京都市南区鳥羽勧進橋町２３	ＴＥＬ(075)691-1186
京都朝鮮第２初級学校	京都市右京区梅津尻溝町３４５	ＴＥＬ(075)861-0608
京都朝鮮第３初級学校	京都市北区衣笠鏡石町町４１	ＴＥＬ(075)491-4468

在日本朝鮮青年同盟 京都府本部常任委員会 ＴＥＬ―(075) ―313―6231	**在日本朝鮮民主女性同盟** 京都府本部常任委員会 ＴＥＬ―(075) ―313―8911
在日本朝鮮京都府青年商工会 ＴＥＬ―(075)―841－6497	**在日本朝鮮人教職員同盟** 京都府委員会 ＴＥＬ―(075) ―791―1131
在日本朝鮮人科学者協会 京都支部常任委員会 ＴＥＬ―(075) ―313―6578	**在日本朝鮮社会科学者協会** 京都支部常任理事会 ＴＥＬ―(075) ―313―6161(代)
在日本朝鮮人京都府体育協会 常任理事会 ＴＥＬ―(075) ―313―6161(代)	在日本朝鮮文学芸術家同盟 京都府支部常任委員会 ＴＥＬ―(075) ―313―6161(代)
在日本朝鮮留学生同盟 京都地方本部常任委員会 ＴＥＬ―(075) ―313―8464	在日本朝鮮人医学者協会 京都府委員会

在日本朝鮮京都府商工会

e-mail kyouto@korea.gr.jp

	郵便番号	住　　所	電話番号
京都府商工会	604-8854	京都府京都市中京区壬生仙念町14	075-801-0002
右京商工会	615-0913	京都府京都市右京区梅津南上田町65	075-871-2573
西陣商工会	603-8234	京都府京都市北区紫野下若草町22	075-493-3201
南商工会	601-8424	京都府京都市南区西九条川原城町95－24	075-681-4941
西商工会	601-8424	京都府京都市南区西九条川原城町95－24	075-681-4942
中京商工会	604-8854	京都府京都市中京区壬生仙念町14　5階	075-801-0007
伏見商工会	612-8422	京都府京都市伏見区竹田七瀬川町20	075-643-1848
南山城商工会	611-0031	京都府宇治市広野町西裏10－10	0774-43-8726
左京商工会	606-8213	京都府京都市左京区田中関田町2－29	075-751-1190
西南商工会	615-8125	京都府京都市西京区川島調子町37－1	075-391-9113
山科商工会	607-8258	京都府京都市山科区小野西浦31－28	075-571-8301
三丹商工会	625-0036	京都府舞鶴市浜658	0773-63-5098
口丹商工会	621-0042	京都府船井郡園部町小山東町藤ノ木54	0771-63-2131

個人・法人を問わず保険の設計、また事故の相談等

保険に関するあらゆる問題にお応え致します。

保険のことなら私達に

お任せください。

★損害保険

火災保険・自動車保険(自賠責／任意)・新種保険

傷害保険・積立各種保険 など

★生命保険

新登場 健康体割引 大同生命

世界基準の生命保険会社 アリコ ジャパン

安い 掛金 終身医療保険 安心

金剛保険株式会社京都支社

京都市下京区西七条赤社町16　マルゼン御前ビル2階

TEL(075)325-5177(代)　FAX(075)314-3141

フリーダイヤル　0120-5177-02

特定非営利活動（NPO）法人
京都コリアン生活センター

엘루화

エ　ル　ファ

エルファで笑いの花咲かせ
エルファで共に支え合おう♪♪

エルファセンター ● 京都市南区東九条北松ノ木町12
（共同作業所ｴﾙﾌｧ・子育て支援ｾﾝﾀｰｴﾙﾌｧ） TEL：075−693−2550
デイサービスエルファ居宅介護支援事業所 ● 京都市南区東九条北河原町5
TEL：075−661−1077（ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ）
TEL：075−694−5458（居宅介護）
デイサービスハナマダン南京都 ● 宇治市伊勢田町ウトロ51
TEL：0774−45−1055
デイサービスハナマダン洛北 ● 京都市北区小松原60−3
TEL：075−464−3393
居宅サービス（訪問）事業所 ● 京都市南区東岩本町2−12
TEL：075−691−1112

警視庁公安部の強制捜索による押収処分の取り消しを求め

大阪府商工会が大阪地裁に提出した準抗告申立書（要旨）

申立の趣旨

警視庁公安部外事二課所属の司法警察員馬場祐司が、平成１８年３月２３日、被疑者原敕晃、洪萬植、坂本こと辛光洙に対する国外移送目的拐取、国外移送、監禁罪被疑事件について、大阪市北区中崎１丁目５番１８号、ミレ信用組合５階、申立人（在日本朝鮮大阪府商工会）方において執行した押収処分を取り消す旨の裁判を求める。

１、申立人は、大阪府内に在住する、在日朝鮮人商工人らにより結成された、祖国の自主的平和統一と、在日同胞商工人の企業権をはじめとする、諸般の権益を拡大援護することを目的とする、法人格なき団体である。

２、平成１８年３月２３日、警視庁公安部外事二課は、いわゆる原敕晃さん拉致事件に関連して、申立人方を強制捜索し、別紙押収物件目録記載の物件を押収した。

３、しかし、以下の通り、上記押収処分は、必要性、相当性を欠く違法な処分であるので取消を逃れない。

４、申立人方と本件との関連性は全くない。

①そもそも、本件被疑事実は、北朝鮮工作員である被疑者が、上記原さんを拉致し、北朝鮮に連行した、とのものであると見られ、新聞報道やインターネット上に流布している、韓国ソウル刑事地方院の判決書などの情報等を総合すると、その犯行日時は、今から２５年以上前の１９８０年６月頃のことと見られる。

②（場所的、組織的関連性がない）

ところで、本件被疑者が申立人の会員であった事実はもちろん、現在、会員で被疑者のことを知る人物は一人もいない。唯一、本件被疑事実と申立人を結びつけているのは、被疑者の協力者であったとされる、李三俊が１９７８年４月から１９８０年６月頃まで、申立人の理事長であったことと、同じく協力者として上記判決書に氏名が掲げられた李吉炳（故人）が、１９７８年４月から１９８６年９月頃まで、申立人の会長（非専任）を勤めていた、ただその事実のみである。そして、上記判決書には、確かに李三俊が協力者であった旨記載されているが、その内容を見ても、同人が申立人の理事長であることを利用しただとか、同人が部下に何かを命令したなどの事実は、一切記載されていない。また、新聞各紙の報道により公知であるところによると、同人は、本件被疑事実への関与を一切否定しているとのことである。そして、そもそも上記判決書に掲載されている証拠を見ても、申立人と被疑者との何らかの繋がりを裏付ける客観的な物証は、全くないことが明白である。すなわち、本件被疑事実と、本件捜索押収の場所との間には、何ら組織的にも場所的にも関連性は認められない。

③（本件被疑事実と本件押収処分との間の時間的懸隔が甚だしいこと）

また、すでに述べた通り、本件犯行は、すでに四半世紀前のことであるが、各種帳簿類の法廷保存期間など

もとうに過ぎており、当時の資料はほとんど存在しないし、存在したとしても、本件犯行のような重大な機密行動に関する資料を被疑者が、それもあえて多数人が常に出入りする申立人方事務所内に保管するなど、ありえないことは常識以前の問題と言える。つまり、本件被疑事実と本件強制捜索、押収処分との間の時間的懸隔を見ても、その隔たりは甚だしく、本件押収処分の場所に、本件被疑事実に関連する物的証拠が存在する可能性は皆無である。

④以上の通り、本件被疑事実は、申立人となんらの関連がないし、いうまでもなく、これに関連する資料が申立人方に存在するはずがないことは、火を見るより明らかである。それにもかかわらず、一般大衆の耳目を集めるために、あえて強制捜査敢行の直前に、マスコミに対し情報をリークしてマスコミを総動員した上で、本件捜査を行い、なんらの関連性もない資料を、捜査当局は押収したものであるが、被疑事実と関連のない物件を押収することは違法であり、許されないことである。

⑤判例によっても「犯罪の態様、軽重、差押物の証拠としての価値、重要性、差押物が隠滅毀損されるおそれの有無、差押によって受ける被差押者の不利益の程度、その他、諸般の事情に照らし、明らかに差押の必要がないと認められるとき」には、差押えは許されないものとされており（最高裁（三小）、昭和４４年３月１８日決定、刑集２３巻３号１５３項）上記の通り、本件被疑事実は、場所的にも組織的にも申立人とは関連性がなく、また被疑事実の日時と押収処分の日時との間には、著しい開きがあり、実質的にも被疑事実に関連する証拠が現存する可能性は、極めて乏しく、ましてや不特定多数人が上記来集する本件押収処分の場所に、本件被疑事実に関連する証拠が存する可能性は、皆無であることに鑑みて、また押収された物件の内容もてらしあわせて見たときには、本件押収処分は、全く関連性の乏しい資料を、申立人の不利益において持ち去ったもので、明らかに差押えの必要性がないと認められる場合に該当すると、言わざるを得ない。

５、強制捜査の必要性がない。

①ところで、いわゆる拉致問題は、戦後の冷戦状況がもたらした悲劇であり、その適切、人道的な解決は、日朝両国民の望むところであることは、言うまでもない。このことについて、申立人やその所属会員、さらに在日本朝鮮人総聯合会（朝鮮総聯）とて、異論のないところである。小泉首相の２００２年９月１７日、訪朝の中で、その事実が明るみになってがく然としたのは、なにより在日朝鮮人たちであった。そして、拉致問題の解決を求める世論の高まりの中、朝鮮民主主義人民共和国と日本との関係が冷えきったことにより、在日朝鮮人らは、祖国に帰国した家族との行き来もままならなくなり、チマ・チョゴリの生徒に対する暴行など、いわれなき差別、暴力、偏見におののいて暮らしているのが現実である。その意味において、日本に暮らす在日朝鮮人らもまた、拉致事件による被害者なのである。

②そして、拉致問題について、総聯議長は、２００２年９月２２日、大阪朝高５０周年記念大会における挨拶の中で「今回『拉致問題』の事実に関しては、とても遺憾に思う。半世紀もの間に深く刻み込まれた不幸な過去の傷跡を取り除き、国交正常化交渉を具体化し、一日も早く正常な関係を築かなければならない」と述べ、拉致問題の解決を望んでいる旨を公式に明らかにしている。また、総聯大阪府本部委員長は、同月２１日の大阪朝高５０周年記念祝賀宴において、「あってはならないことだ、拉致されて亡くなられた方に心から哀悼の意を捧げたい」と述べ、拉致事件に対する、強い憤りと、犠牲者に対する哀悼の念を示しており、正しく真相を究明すべきであるとの立場を示している。

③総聯の立場は、上記の通りであるから、総聯及びその構成団体である申立人としては、仮に本件被疑事実に対する、任意の捜査が行われるならば、それに対して積極的に協力する用意がある。そして現に、上記李三俊も任意の取り調べを受けているものと見られるが、これに応じて捜査に協力している模様である。

④以上のような総聯及び申立人の態度に鑑みるならば、あえて強制捜査を為さなければならないほどの必要

性は微塵も見出せない。申立人は、拉致問題が人道的に解決されて、２００２年９月１７日の日朝平壌宣言にもとづいて、両国関係が改善されていくならば、諸手を挙げて捜査当局に協力するものである。

⑤にもかかわらず、上述のとおり、マスコミ総動員の上で捜査当局が本件捜査に踏み切ったことは、かえって両国政府の対立を煽るものでしかない。本件捜査から約半月後には、朝鮮民主主義人民共和国の代表などが国際会議出席のために来日しているが、本件強制捜査は、このような政治状況に合わせて演じられたパフォーマンスでしかない。しかし、それによって申立人は、業務上必要な資料が持ち去られて、業務に支障をきたしているばかりか、従来親しくしていた日本の友人はもとより、会員や同胞からさえ、拉致に何らかの形で関わったかのような疑惑の目を向けられ、大変困惑しているのである。

⑥上記の通り、本件被疑事実と申立人との間の関連性が、極めて薄いことも合わせて考慮するならば、もしも捜査機関が必要であるというならば、任意の捜査を行うので全く十分であった。にもかかわらず、強制捜査という手法を選択したのは、明らかに相当性の範囲を逸脱した違法不当な強制捜査であると言わざるを得ない。

６、結論

上記の通り、本件押収処分は、押収物と被疑事実との間の関連性が明らかに存在せず、仮に捜査の必要があるとしても、総聯も申立人も、拉致問題の早期解決を求めていることなどからすれば、明らかに相当性の範囲を逸脱した強制捜査である、と評せざるを得ず、違法不当な処分であることは論をまたない。よって、本件押収処分は、違法なものであるので、その取消を求めて、本申立を行う次第である。（添付書類省略）

［朝鮮新報 2006.4.25］

発行者　在日本朝鮮社会科学者協会京都支部理事会
住所　京都市右京区西院南高田町 17
電話　075— 313－6161
編集責任　社協京都会報 8 号編集部
印刷　衣川プリント(712－7993)

発刊日　2006 年 5 月 31 日